

平成22年度

総合的海洋政策の策定と推進に関する調査研究

各国および国際社会の海洋政策の動向

報告書

(参考資料編)

平成23年3月

海洋政策研究財団  
(財団法人 シップ・アンド・オーシャン財団)



## 参考資料編

### 目 次

#### 参考資料 海洋に関する法案および政策文書

- 資料 1 米国省庁間海洋政策タスク・フォース最終報告書
- 資料 2 韓国沿岸管理法と施行令
- 資料 3 韓国無人島嶼の保全及び管理に関する法律と施行令
- 資料 4 韓国無人島嶼総合管理計画
- 資料 5 中国外交白書 第7章「中国外交における国境と海洋政策」
- 資料 6 2030年までのロシア連邦の海洋活動発展戦略
- 資料 7 「EUにおける海洋空間計画－成果および将来の展開」に関する EC コミュニケ
- 資料 8 “Marine Knowledge 2020” に関する EC コミュニケ
- 資料 9 フランス環境グルネル実施法（海洋関係規定）
- 資料 10 各国および国際機関の海洋政策ウェブサイト集



## 参考資料

海洋に関する法案および政策文書



資料1 (海洋政策研究財団 訳) ※

米国省庁間海洋政策タスク・フォース 最終報告書

(Final Recommendations Of The Interagency Ocean Policy Task  
Force)

2010 年 7月 19日

ホワイトハウス環境会議

(THE WHITE HOUSE COUNCIL ON ENVIRONMENTAL QUALITY)

※ 翻訳の正確性に関する責任は海洋政策研究財団にあります。



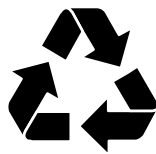




ホワイトハウス環境会議

省庁間海洋政策  
タスク・フォース  
最終報告書

2010年7月19日



本文書においては、活動の私権またはその他の法的効力のある個人の法的権利を創出することを目的としていない。

写真提供：内務省、海軍省、海洋大気庁、沿岸警備隊、農務省、環境保護局

# 省庁間海洋政策タスク・フォース最終報告書

## 目次

エグゼクティブ・サマリー	1
I. はじめに	1
II. タスク・フォースの最終報告要旨	2
III. 海洋法条約への加盟のサポート	8
IV. 国家海洋会議の事務局指導部とサポート	8
提言	10
<b>第1部 海洋、沿岸及び五大湖の管理に関する国家政策</b>	<b>10</b>
I. 構想	10
II. 国家政策の背景	10
海洋、沿岸及び五大湖の価値	10
海洋、沿岸及び五大湖が直面する課題	11
政策調整に対する国の枠組みの現状	12
行動すべき時	13
III. 政策	13
IV. 原則	15
<b>第2部 政策調整の枠組み</b>	<b>18</b>
I. 国家海洋会議（National Ocean Council）	18
II. 国家海洋会議共同議長の権限と責任	20
III. 運営委員会	21
IV. 国家海洋会議の事務局指導部とサポート	22
V. 省庁間海洋資源管理政策委員会	23
VI. 省庁間海洋科学技術政策委員会	23
VII. 統治調整委員会（Governance Coordinating Committee）	24
VIII. 海洋研究資源諮問委員会（Ocean Research and Resources Advisory Panel）	25
IX. 再検討及び評価	25
<b>第3部 実施戦略</b>	<b>26</b>
I. はじめに	27
国の優先目標の概略	27
計画	28
透明性と協力	29

## 省庁間海洋政策タスク・フォース最終報告書

II.	国の優先目標.....	29
	仕事の実施方法.....	29
	特に重点を置く分野.....	33
第4部	沿岸・海洋空間計画の枠組み.....	38
I.	はじめに.....	38
II.	沿岸・海洋空間計画とは.....	38
III.	沿岸・海洋空間計画の理由.....	39
	CMSP の利点.....	40
IV.	統合、協力、協調.....	43
V.	市民及び利害関係者の関与.....	44
VI.	沿岸・海洋空間計画の権限.....	44
VII.	沿岸・海洋空間計画の国家目標.....	45
VIII.	沿岸・海洋空間計画の国家指針.....	45
IX.	沿岸・海洋空間計画の地理的適用範囲.....	46
	五大湖と CMSP .....	47
	陸上活動、及び、陸上活動と CMSP との関連性.....	47
X.	沿岸・海洋空間計画の策定及び実施.....	48
	地域計画機関.....	49
	CMSP 策定協定.....	51
	紛争解決プロセス.....	51
	作業計画.....	51
	CMSP プロセスの必須要素.....	52
	CMS プランの必須要素.....	55
XI.	計画策定プロセスの本質及び国家海洋会議認定の沿岸・海洋空間プラン.....	57
	CMSP と既存の権限との関係.....	58
	CMSP と既存の地域組織との関係.....	59
	CMSP と既存のプラン及びプロジェクトとの関係.....	59
XII.	国家における整合性.....	60
	国家における整合性に対する NOC による認証.....	60
	国の CMSP の目的、実績指標及び指針.....	60
XIII.	国際法との整合性.....	61
XIV.	国家海洋会議認定の沿岸・海洋空間プランの順守.....	61
XV.	科学的な知見とデータ統合、調査、管理及びアクセス.....	62
XVI.	実施.....	65
	第1段階（第1月目～第12月目）.....	65
	第2段階（第9月目～第24月目）.....	68

## 省庁間海洋政策タスク・フォース最終報告書

第3段階（第18月目～5年目）	69
XVII. 財政支援及びその他の支援についての優先度	70
第5部 結論	72
付録 A 海洋、沿岸及び五大湖に対する国家政策に関しての大統領覚書	A-I
付録 B 省庁間海洋政策タスク・フォースのメンバーリスト	B-I
付録 C 市民関与	C-I
I. 概要	C-I
II. 省庁間海洋政策タスク・フォース暫定報告書及び効果的な沿岸・海洋空間計画の暫定 枠組みに関するパブリック・コメントの要約	C-II
省庁間海洋政策タスク・フォース暫定報告書に関するコメント	C-II
効果的な沿岸・海洋空間計画の暫定枠組みに対するコメント	C-V



## エグゼクティブ・サマリー

### I. はじめに

米国の海洋、沿岸域、五大湖に対する管理責任（stewardship）を今まで以上に果たしていくために、オバマ大統領は 2009 年 6 月 12 日付で関係省庁から成る海洋政策省庁間タスク・フォース（以降、「タスク・フォース」と表記）を設置した。タスク・フォースは連邦政府の各行政機関から上級官僚 24 名で構成され、環境会議(CEQ)の議長が議長を兼務している。

オバマ大統領はタスク・フォースに対し、現在、及び次世代の国民のために、健全で回復力に富み、持続可能な海洋、沿岸域、五大湖の自然資源を維持していくための対策のより一層の強化について提言することを求めた。

メキシコ湾における BP 社の石油掘削機ディープウォーターホライズンからの石油流出は危機的な環境破壊をもたらしたが、これは、わが国の海洋環境がいかに脆弱であり、裏を返せば、私たちの地域社会や国家が健全で回復力に富んだ海と沿岸域の生態系にいかに依存しているかを改めて思い知らされる出来事であった。居住地が内陸、沿岸地区であるかを問わず、アメリカ国民の生活は、海洋、沿岸域、五大湖から大きな影響を受けている。アメリカ合衆国の、こうした自然豊かで生産性の高い沿岸地帯や海域があるおかげで、毎年アメリカ国民の何千万もの生計が保障され、国の経済も毎年、何兆ドルもの経済効果を受けている。これらの資源によって、娯楽、科学、商業、運輸、エネルギー開発、国の安全保障といった、今後増大していくと思われる重要な活動が可能となっていくだけでなく、私たちは豊かな天然資源を手にし、その生態系がもたらす恩恵を受けている。

わが国の人口のほぼ半数が沿岸地域に住んでおり、毎年何百万人もの人たちがわが国の海辺での観光を楽しんでいる。つまり、わが国の海洋、沿岸域、五大湖などはクルージング、釣り、海水浴、自然観察、ダイビングといったレジャーや娯楽に不可欠な場所となっているのである。こうした余暇を楽しむ人々の活動こそわが国の経済を活性化させているだけでなく、わが国の社会的、文化的枠組みにとっても非常に重要な要素になっている。また、沿岸地帯の生態系は欠くべからざる生態系サービスを提供している。例えば、海岸を防護する島嶼、サンゴ礁、マングローブ、沿岸湿地帯などは沿岸域の町を洪水や嵐による被害から守ってくれるし、沿岸湿地帯は釣りや商業的漁業の対象となる魚類の安全な住処となっているほか、渡り鳥、哺乳動物の貴重な生息地ともなっている。このような湿地帯はまた、水質をきれいに保つ自然の濾過装置の働きをしている。

わが国の海洋、沿岸域、五大湖が人間の健康や健全な生活にとって非常に重要なものであるにもかかわらず、それらは人間の営みによって大きな脅威に晒されている。魚の乱獲、環境汚染、沿岸開発、気候変動の影響などが諸々の生態系を崩し、生物多様性を減少させ、人間や沿岸域の地

## 省庁間海洋政策タスク・フォース最終報告書

域社会のみならず一帯の野生生物や天然資源に過大なストレスを与えている。わが国近海の海洋、沿岸域、五大湖を私たち人間が活用していることによって、このような脅威が増大していると同時に、その開発の歩みはそれ相当の、時として競合性のある需要を計画しコントロールできる人間の能力を脅かすような速さで拡大し続けている。さらに、エネルギー開発、海運業、養殖漁業等への需要度が伸び、そして新たなセキュリティ上の要請、その他新しい、又は、現在もある海域の利用が今後も増大していくものと思われる。利用が競合したり、どの活動をどこで行うべきかに関して様々な見解が出されると、そこに誤解や紛争が生じかねない。こうした多様な海域の活用の調整に取り掛かる際に、我々はそれらをレジャーなどの目的のためにいつでも公衆が継続して利用できるようにしなければならないし、かつ、わが国の繁栄と豊かな生活にとって極めて重要な豊富な海洋資源と健全な生態系を維持し、守っていかなければならない。

わが国の海洋、沿岸域、五大湖等の管理において私たちが直面している課題は生態系そのものにあるだけでなく、人間による利用と天然資源の保護を管理するために作られた法律、行政諸機関、統治機構にある。こうした海域に対する国家としての統治と管理は国家間、あるいは合衆国連邦、各州、各部族、各地域単位の問題に関する何百もの国内政策、法律、法令にも及んでいる。この国のこうした複雑な仕組みから様々な課題や欠陥が生じている。

今まさに、わが国の海洋、沿岸域及び五大湖等の海域を管理するための包括的な国家政策を打ち立てる時機が到来した。今ほど私たちが土地、空気、淡水、海洋、氷、そして人間の諸活動との相互関係を理解していかなければならない時はない。科学技術の進歩により、適切で時宜にかなった情報が提供されるようになり、私たちも、よりの確な意思決定ができるようになった。生態系の仕組みをベースにした管理（これは生態上、あるいは社会・経済・商業、健康面、安全保障上の各目標が一本化され、人間の存在が生態系の重要な要素であること、しかも健全な生態系が人間の福祉にとって不可欠であることの両面を踏まえたものでなければならない）と、順応的管理（この手法はより多くの情報に基づき、より改善された将来の意思決定ができるように管理活動を定期的に再評価することが求められる）の原則を組織的に、そして相互に協調的な手法で適用することにより、わが国はわが国の海洋、沿岸域及び五大湖が抱える諸課題により効果的に対処し、現在そして次世代の人々の健康を継続的に保障することができるようになるであろう。

## II. タスク・フォースの最終報告要旨

今回の提言を作成するために、タスク・フォースは連邦政府、州、外国の政策や実施例、可決済みや審理中の法案、海洋委員会が以前に提出した2つの答申に含まれていた提言内容や、一般国民から出された意見等を再検討した。

タスク・フォースはまた、全国の多様な意見の中からのための強力な公衆の参加プロセスを実施した。タスク・フォースに代わり、環境会議(CEQ)は広範囲なステークホルダーグループ(利害関係者諸団体)から意見聴取するために、38回の専門家会議を開催した。



## 省庁間海洋政策タスク・フォース最終報告書

タスク・フォースはさらに 6 回の地区市民集会を開催したほか、CEQ を通して一般国民からの意見を受けるためのウェブサイトも開設した。タスク・フォースには 5,000 件以上の一般の個人、団体からの意見が寄せられた。団体には何十万人もの会員から成る選挙区の声を代弁していたものが多くあった。

今回のタスク・フォースの提言は合衆国の海洋、沿岸域、五大湖の管理を進めるにあたり、新しい改善の道筋を示した。今提言に盛り込まれているのは次の通り。(1) アメリカ合衆国として初の指針である「海洋、沿岸域及び五大湖管理の国家政策」(以降、「国家政策」と表記) (2)海洋、沿岸域、五大湖に対して継続的なハイレベルで組織的な監視の目を向けていく強固な統治機構 (3)アメリカ合衆国が追求すべき 9 つの優先的行動部門として認定され、目標設定された実施戦略 (4)海洋、沿岸域及び五大湖の保全、経済活動、利用者間の対立、持続可能な利用に取り組むための、包括的かつ統合的で生態系に基づくアプローチを確立した、効率的な沿岸・海洋空間計画 (CMSP)の枠組み

### 海洋、沿岸域及び五大湖管理の国家政策

#### 米国の取るべき政策：

- ・海洋、沿岸及び五大湖の生態系及び資源の健全性ならびに生物多様性を保護、維持、回復させる。
- ・海洋、沿岸及び五大湖の生態系、コミュニティ及び経済の回復力を向上させる。
- ・海洋、沿岸及び五大湖の生態系の健全さを改善する形で、土地の保全及び持続可能な利用を推進する。
- ・最大限利用可能な科学と知識を利用して、海洋、沿岸及び五大湖に影響する決定に際し情報を伝え、変化する地球環境を理解し、それに対応、適応する人間の能力を向上させる。
- ・海洋、沿岸及び五大湖の、持続可能、安全、確実、かつ生産力のあるアクセスおよび利用を支援する。
- ・社会的、文化的、余暇活動上の、及び歴史的な価値を含む、我が国の海洋遺産を尊重し保存する。
- ・世界経済及び国際的な平和と安全保障にとって不可欠な、航行の権利と自由の尊重と維持を含む、適用される国際法に基づく権利と管轄権を行使し、義務を遂行する。
- ・人間及びその活動への関連性を含む、空気、土地、氷及び水の世界的に相互関連したシステムの一部としての、海洋、沿岸及び五大湖の生態系の科学的理解を促進する。

## 省庁間海洋政策タスク・フォース最終報告書

- ・ 変化する環境条件、傾向、及びその原因、そして海洋、沿岸及び五大湖において行われている人間の活動についての理解と認識を向上させる。
- ・ 管理の改善のための基礎を構築するため、海洋、沿岸及び五大湖の価値に対する公衆の理解を育成する。

今回提言された国家政策は、国の管理責任を果たしていくための包括的な国家的アプローチを確立し、施策に対する説明責任を明確にし、わが国の海洋・沿岸域・五大湖を国際社会において均整がとれ、生産的かつ効率的で持続可能な、情報に基づいた利用、管理、保全をしていく一つのモデルケースとすることである。

国家政策は海洋、沿岸域、五大湖の管理が、環境面の持続可能性、人間の健康と福祉、国家の繁栄、気候変動及びその他の環境変化への適応、社会的公正、外交政策、国家・国土安全保障と本質的に密接に関係しているということを認めるものである。

国家政策は海洋、沿岸域、五大湖の環境を左右するような国の管理運営上の施策決定の際の包括的なガイドラインを示している。

### 海洋、沿岸域、五大湖の管理を改善する政策調整の枠組み

海洋、沿岸域、五大湖が抱える複雑で差し迫った課題の解決は、一つの機関では決して成し遂げられない。この管理遂行にはこうした天然資源の多様な活用を効率的に管理するための広範な省庁間の協力と、持続した指導力を兼ね備えた有効な統治機構が必要であろう。各省庁間からの上層部による強力なリーダーシップの下、連邦政府の組織的な努力によって、海洋、沿岸域、五大湖を規制する何百という国内政策、法律、法令が有意義な形で実施することを確保できるだろう。

タスク・フォースは現存する海洋政策委員会<sup>1</sup>の組織組み換え、より強い権限力、そしてハイレベルでの新たな持続的な参画の三要素を結び付けることを提言している。後で改善点が出てくることを前提として、タスク・フォースは次のことを提言する：

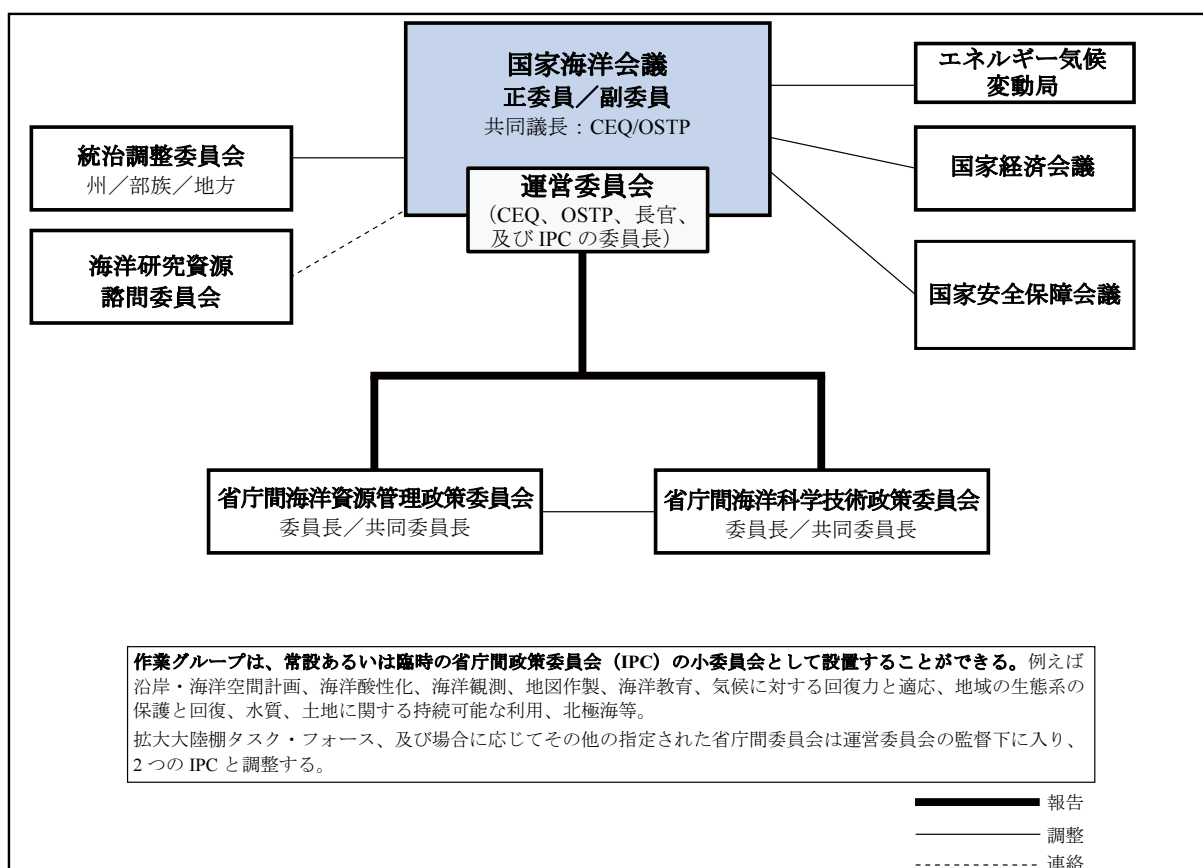
1. 新たな国家海洋会議(NOC)を統合的な組織として設置し、現在の海洋政策委員会の委員長及び副委員長レベルの人的構成部分を強化する。
2. NOC の役割並びに NOC の指導力を明確化することによって政策決定と論争解決への道筋を万全なものとする。

---

<sup>1</sup> 海洋政策委員会は 2004 年の大統領令 13366 により設置され、海洋関連の問題を調整するために連邦政府諸機関を集めて協議する場を設置した点ではそれなりに効果的であったといえる。

## 省庁間海洋政策タスク・フォース最終報告書

3. 関連する諸問題に公式に従事するために、各州、部族、そして各地方自治体当局から指名された代表者で構成される新しい委員会を設置する。
4. 新たに NOC 運営委員会を設置して科学と管理との結びつきを強化する。
5. NOC、国家安全保障会議、国家経済会議、エネルギー気候変動局、環境会議、科学技術政策局、行政管理予算局及びその他のホワイトハウス内関連機関の相互間の連携を強化する。



この提言は明確に指定された特定の行政機関からのハイレベルの指令や政策指針のもととなり、また、効率的な管理遂行に無くてはならない政府のあらゆる部局が海洋問題に対して上級官僚レベルの一貫した持続的な参画と関心を持ち続けることを求める。

タスク・フォースはこうした改善策の組み合わせが、わが国の海洋、沿岸域、五大湖の管理を改善していくための、より成功度の高い政策調整の枠組みを提起していると確信している。

### 実施戦略

タスク・フォースはわが国が追求すべき9つの優先的目標（つまり、行動部門）を定めた実施戦略を提言している。これらの優先目標は政策理念と具体的な行動との橋渡しの役をしているが、個々の主体がそれぞれの責任をどう果たしていくのかを細かく規定してはいない。その詳細については戦略的な行動計画の策定状況を見て決定していくようになっているのである。タスク・フォースが提起している9つの優先目標は以下の通りである：

### 国の優先目標

1. **生態系に基づく管理**：海洋、沿岸及び五大湖の包括的な管理のための基本原則として、生態系に基づく管理を採用する。
2. **沿岸・海洋空間計画**：米国内において、包括的かつ統合された生態系に基づく沿岸・海洋空間計画及び管理を実施する。
3. **決定に際しての情報提供と理解の向上**：管理と政策決定に際し継続的に情報提供するとともにこれらを改善するための知識、また、変化と課題に対応する能力を向上させる。公的及び私的なプログラムを通じて、海洋、国の沿岸及び五大湖に関して公衆をさらに教育する。
4. **調整と支援**：連邦、州、部族、地方及び地域での、海洋、沿岸及び五大湖の管理を、よりよく調整し支援する。連邦政府全体での調整と統合を改善し、場合に応じて、国際社会と協力する。
5. **気候変動及び海洋の酸性化に対する回復力及び適応性**：沿岸のコミュニティ及び海洋と五大湖の環境の回復力、ならびに気候変動の影響及び海洋の酸性化に適応する能力を強化する。
6. **地域の生態系の保護と回復**：科学に基づく、統合的な生態系の保護と回復の戦略を確立及び実施し、保護と回復の目標を連邦、州、部族、地方及び地域レベルで調整する。
7. **水質及び土地の持続可能な利用**：持続可能な土地利用を促進し実践することで、海洋、沿岸及び五大湖の水質を改善する。
8. **北極の状態の変化**：気候及びその他の環境の変化に直面して、北極海及び隣接する沿岸地帯の環境管理の必要性に対処する。
9. **海洋、沿岸及び五大湖の観測、マッピング及びインフラストラクチャ**：連邦及びその他の海洋観測システム、センサー、及びデータ収集プラットフォーム、データ管理、マッピングの基盤を強化して国のシステムに統合し、そのシステムを国際的な観測活動に統合する。

国家海洋会議(NOC)はタスク・フォースによって確認された重要な分野に焦点を当てながら、各優先目標の戦略的行動計画を定める。それぞれの戦略的行動計画はそれぞれの目標を満たすための適切な達成地点、達成度の評価、成果を含めた短期、中期、長期の具体的な行動を定める。さらに、各行動計画は中心となる機関とその他の参加機関、科学技術における問題点と必要性、潜在的に求められる資源と効率、今年度及び後年度予算を統合または調整する手順を明確に特定する。この戦略は実施にあたって必要な詳細を十分に検討し、必要に応じて、各州、部族、各地方自治体、地域の行政組織、学術機関、非政府団体、行楽客、民間企業等と協力・協調するための相応の時間を要するであろう。

沿岸・海洋空間計画(CMSP)を実効的なものにする枠組み

## 省庁間海洋政策タスク・フォース最終報告書

2009年6月12日のオバマ大統領の覚書に従い、タスク・フォースの提言は海洋資源の活用とそれに関連した諸活動を管理・企画する上での新たな、包括的で地域に根差したアプローチを提示する沿岸・海洋空間計画（Coastal and Marine Spatial Planning:CMSP）の枠組みを規定している。タスク・フォースから推奨された枠組みは、健全な科学と最大限利用できる情報を政策決定上最も必要なものとして位置づけており、沿岸・海洋の空間プラン(Coastal and Marine Spatial Plans:CMS プラン)を協力し合いながら策定していくために、連邦政府、州、部族の各パートナーをこれまでになかったような形で結集するとしている。このプロセスは、海洋資源利用者間の紛争を減らし、計画や規制の効果を改善し、それに関連した費用と立案段階の遅れを減らし、影響を受けた自治体やステークホルダーを引きこみ、重要な生態系の機能やそのサービスを保護することが狙いである。今次の提言は計画立案の段階を通してのステークホルダー、科学者や公衆の頻繁で強力な参画がいかに重要であるかを強調している。

### 沿岸・海洋空間計画（CMSP）の国家目標

1. 経済、商業、レクリエーション、保全、国土及び国家の安全保障、健康、安全、ならびに、福祉に貢献するものを含めた、海洋・沿岸・五大湖の持続可能で、安全、安心、効率的かつ生産的な利用を支援すること。
2. 国家の海洋・沿岸・五大湖の資源を保護、維持、修復し、回復力のある生態系と生態系サービスの持続的供給能力を確保すること。
3. 海洋・沿岸・五大湖へのパブリック・アクセスを提供及び維持すること。
4. 利用間の適合性を促進し、利用者間の対立と環境への影響を低減すること。
5. 政策決定及び規制プロセスの厳密性、一貫性、整合性を改善すること。
6. 海洋・沿岸・五大湖における新たな投資の計画や実施における確実性と予測可能性を向上させること。
7. 省庁間、政府間、国家間の情報交換及び連携を促進すること。

タスク・フォースが推奨する枠組みには CMSP の統一した定義が入っており、このプロセスに関与する理由も規定している。また、提案されている計画区域の地理的範囲についても説明している。この枠組みには、国家の目標、CMSP 推進に向けて取り組み、CMS プランを策定・実行する際に守るべきガイドラインが明記されている。この枠組みの下では、アメリカ合衆国は北東部、中部大西洋域、南部大西洋域、五大湖水域、カリブ海域、メキシコ湾域、西海岸域、太平洋諸島域、アラスカ／北極区域の9つの計画区域に分割される。各区域はそれぞれ独自の目標、最終的には区域単位の CMS プランを遂行するために連邦政府、州、そして部族からの代表で構成された区域単位の計画推進組織を有することになる。国の方針の一貫性と支援態勢を築くために、この枠組みは計画立案の手順とその構成要素、国家海洋会議(NOC)が各区域の CMS プラン



## 省庁間海洋政策タスク・フォース最終報告書

の策定を指導し、認定する時に辿るプロセス、CMS プランの順守と法令遵守に対処する方法、企画立案に必要なデータ・情報の透明性とアクセスを確保する強力な情報管理システム、そしてステークホルダーや広く一般国民から頻繁に意見を取り入れるメカニズム等を構築し、それらの説明もしている。さらに、この枠組みは各区域同士の適応性を最大限に生かす実施方法について説明しているほか、各区域の対応能力の問題に取り組むこと、そして 2015 年までにすべての区域を対象とする CMS プランを打ち立てることを目指している。

### III. 海洋法条約への加盟のサポート

タスク・フォースは、1994 年発効の海洋法条約への米国の加盟と批准を強力に全会一致で支援している。海洋法条約は、世界中の海上、上空、海底のあらゆる活動を管理する法的手段の基板である。米国が条約に加盟すれば、国の安全保障、環境、経済、外交の利益を促進するであろう。

加盟推進の主な理由：

- ・ 条約は、共和党政権と民主党政権の両方の国の安全保障のリーダーシップの絶対的な支持を獲得しており、とりわけ、条約は国軍が必要としている本質的な航行の権利と自由を成文化するため。
- ・ 条約は、海洋環境汚染を防止、減少、コントロールし、沿岸地区の資源を保護・保全するという国の権利と責任を定めるため。
- ・ 条約加盟によって、米国の延長大陸棚への法的権利が、法的なものとして揺るぎないものとなるため。
- ・ 海洋法条約の加盟国として、米国は公式に、また効果的に条約の解釈や発展に貢献できるため。
- ・ 海洋法条約への加盟は、世界の海洋問題における米国の主導権を確保・拡大できるため。

### IV. 国家海洋会議の事務局指導部とサポート

オバマ大統領の 2009 年 6 月 12 日覚書に対応し、また、政治的指導者、公共および民間団体、国民からの幾千もの貴重な意見を考慮し、タスク・フォースはこれらの最終提言を提出する。一度これらの最終提言が実行されれば、海洋、沿岸域、五大湖の管理改善を図るアメリカ史上初の包括的な国家政策を実現できる。

## 省庁間海洋政策タスク・フォース最終報告書

タスク・フォースは、全会一致で国に海洋、沿岸域、五大湖の管理改善の新しい政策を求めている。これには、海洋、沿岸、五大湖の持続可能な利用に役立てるための、包括的かつ統合的で、透明で、科学に基づき、生態系に基づいた計画プロセスが含まれる。もちろんタスク・フォースは、これらの提言が、資源に依存している人々からの不安感や懸念を生みかねないこと、既存のプロセスや権限および予算の壁をどのように解決するのかという疑問も生むであろうことも十分考慮している。実施の進展に応じて、NOC は課題や具体策に取り組む。利害関係者と公衆とが、国家政策の実施や沿岸域及び海洋空間計画の実施に、始めから終わりまで関わる有意義かつ頻繁な機会を得ることは、協同して正面から不確実さに対応する重要な要素となるであろうし、タスク・フォースの提言はこの方法を勧奨する。タスク・フォースは、これらの最終提言で述べられている投資と改善が、持続的かつ生産的な海洋の使用を通じて米国の経済的利益をもたらすであろうということを確認している。また、長期的な課題と気候や環境の変化による影響にも対処するための能力を著しく向上し、管理能力を強化し国が資源から得ることができる多くの重要な利益をさらに高めるための永続的な基盤を提供すると確信している。

明確な国家政策と、提言で提示された取組みを調整するための再生され権能を付与され統一された包括的枠組みによって、海洋、沿岸、五大湖が、健全で回復力があり、安全な上に生産性が高く、理解され尊重されるということがアメリカの管理責任によって保証される。これによって、現在および将来の世代の豊かさと繁栄と安全保障が促進されるであろう。

## 提言

### 第1部 海洋、沿岸及び五大湖の管理に関する国家政策

#### I. 構想

現在及び将来の世代の福利、繁栄及び安全保障を推進するために、海洋、沿岸及び五大湖が健全で、回復力を持ち、安全で、生産力があり、理解され、大切にされるような管理を保証する米国。

#### II. 国家政策の背景

##### *海洋、沿岸及び五大湖の価値*

米国は、海洋、沿岸及び五大湖に複雑に関わり直接的に依存している。本土の中心部あるいは沿岸のどちらかで生活、勤務しているかにかかわらず、私たち一人一人がこれらの場所に影響を与え、これらの場所による影響を受ける。その美しさが私たちを元気づけ、その恵みが私たち国民の福利と安全保障に貢献する。我が国の人口の半数近くが海岸沿いの郡に住んでいる。我が国の豊富で生産力のある沿岸地域や水域が国の経済の大部分を占め、年間何兆ドルに達している。また、これらの土地や海との関連に気付きさえしない遠方のコミュニティをも支えている。毎年、何百万人も訪問者が我が国の海岸で楽しく過ごしており、経済ばかりでなく、個人あるいは地域社会の満足や充足に貢献している。海は精神的な熟考をするための慰安の場所であるばかりでなく、年齢や関心の内容を問わず学生を教育するための活力の場所でもある。

95,000 マイルを超える海岸線と、世界最大の排他的経済水域（EEZ）を持つ我が国は、海洋、沿岸及び五大湖から得られる豊富な物品やサービスから利益を受けている。それらは食物、真水、ミネラル、エネルギーそしてその他の天然資源や環境上の利益を与えている。それらは何千万の職を生み出し、我が国の輸送、経済及び貿易において、また、軍事力の世界的な移動能力や対応、そして国際平和の維持と安全保障においても、不可欠な役割を果たす。それらはさらに、ボート遊び、釣り、海水浴、自然観察、ダイビングなど、我が国の経済、社会及び文化の骨組みにとって不可欠な、レクリエーションの重要な場所にもなっている。

海洋は、健康食品、薬品及びその他の有益な物質の源であることも含め、無数の方法で人間の健康と福利をサポートする。海洋は既存のエネルギーの源であり、再生可能なエネルギーのための多くの機会を提供し、それによって我が国のエネルギーの自給の確保、そして気候変動の影響の軽減が可能となる。



## 省庁間海洋政策タスク・フォース最終報告書

海洋と五大湖は、地球の機能に対して重要な影響を持っている。地球の 70 パーセント以上を占める海洋は、気象を含め地球の環境と自然の作用に中心的役割を果たしている。大気から熱を吸収、蓄積し、それを地球の他の部分に輸送するという海洋の能力により、日常の気温は生活可能な範囲に保たれている。五大湖は地球最大の淡水系であり、湖岸線は 1 万マイル、我が国の淡水の地表水の 95 パーセントを占める。通常、海洋を分けて呼ぶが（大西洋、太平洋、北極海など）、それらの水はすべてつながっており、互いに影響を受けていることを認識するのが重要である。このつながりのため、我が国は全世界にわたる 1 つの海から利益を受け、それに影響を与えていることを認識する必要がある。

海洋は地球上のすべての生命を形成し維持している。私たちが呼吸する空気、口に入れる食物、飲む水は海洋に左右される。私たちはそのことを考えていないかもしれないが、生物学的プロセスを含めた地中や水中でのプロセスは複雑に関わりあっていて、ある部分で変化が起こると他の部分にも深い影響を与える。海洋は地球の水循環の始点であり終点でもある。海面から蒸発する水は、野原に降る雨になり、帯水層を満たす。この降水の多くは最終的には河川に流れ海に戻り、水循環を繰り返す。私たちが呼吸する酸素の半分は、海洋に生息する微小植物から発生する。沿岸の防波島、サンゴ礁、マングローブ及び湿地は、破壊的な洪水や嵐から沿岸のコミュニティを守る緩衝地帯となる。海岸の湿地は、多くの観賞用及び商業用の魚類の成長場所であり、多くの渡り鳥や動物に不可欠な生息地を提供し、私たちの水を清潔に保つのを助ける自然のフィルターとして機能する。海洋及び沿岸の生態系は多くの汚染物を吸収して解毒し、栄養素を循環させ、害虫や病原菌を制御するのにも役立つ。海洋の生態系は、世界の雨林に見られる生物を超える多様な生物を収容している。

### 海洋、沿岸及び五大湖が直面する課題

海洋、沿岸及び五大湖の生態系の重要性は、誇張してもし過ぎることはない。簡単に言えば、私たちが生きるためにそれらが必要なのである。これらの計り知れないほどの価値がある、生命維持に必要な資産は人間の活動に対して傷つきやすく、同時に人間のコミュニティは、これらの資源が劣化した際には、さらに脆弱になることは明らかである。しかし海洋、沿岸及び五大湖の生態系は人間の活動により、かつてない速さで変化している。私たちは現在まだ、これらのシステムに対する私たちの行為による直接的、間接的結果の真の意味をやっと理解し始めたばかりである。

気候変動は海洋、沿岸及び五大湖に影響を与えている。水温の上昇は生息環境、移動パターン、及び生態系の構成と機能を変えている。沿岸のコミュニティは海面の上昇、浸水、暴風雨の脅威の増大、浸食、そして沿岸湿地の著しい喪失という問題に直面している。海洋は大気から二酸化炭素を吸収することができるので、気候変動の影響を和らげるが、それによって海洋はより酸性になり、個々の海洋生物種の生存ばかりでなく、海洋の生態系全体の存続も脅かされる。海洋は熱を吸収することにより地球の温度上昇を和らげるが、それにより海水の温度が上昇して海水の体積が膨張し、かつ陸上の氷を溶かすために海面が上昇する。最終的に、温度上昇は二酸化炭素

## 省庁間海洋政策タスク・フォース最終報告書

を吸収するという海洋の能力を低下させる可能性がある。それとは逆に、五大湖の水面は気候変動によって下がり、水の循環、生息環境、そして湖の経済的利用に影響すると予測されている。

沿岸の多くの場所、そして五大湖内で、魚の乱獲、侵入生物種の移入、沿岸開発及び付随する人間の活動により、生物の多様性が低下している。外来種の移入は、生態上及び経済上、多額のコストが生じる可能性がある。人間の健康及び海洋の生態系の健全さは、有害な青粉やその他の毒物からの毒素を浴びる量の増加、あるいは感染性病原体との接触の増加を含む、さまざまな問題によって脅かされている。多くの入江、河口、湾、及び五大湖の地域では、現在、酸素のレベルが低い、あるいは酸素が失われており、我が国の湾や海岸に沿って酸欠海域が発生している。持続不可能な漁業（乱獲など）は、海洋の生態系や人間社会に影響を持つ深刻な懸念として残っている。北極海では、環境の変化による、その生態系の脆弱性が明らかになっている。この変化が地域の生態系、人間そしてコミュニティのストレス要因や影響を増大させており、国内的にも国際的にも管理上の新しい課題となっている。

これらの懸念の多くは、海洋及び五大湖の生態系内での活動ばかりでなく、我が国の内陸部で行われている行為にも関係する。例えば、我が国の工業、農業、運輸活動、都市や郊外は、さまざまな形の汚染を生み出している。工業活動は窒素や水銀などの汚染物質を大気に放出しており、それらが海洋や五大湖に行き着くこともよくある。雨は道路から河川に残留物、化学物質そして油性の流出液を流し出す。強い降雨があれば、畑、芝生そして農地から堆積物、農薬そして栄養物が河川に流れ出る可能性もある。道路、ハイウェイ、その他のインフラストラクチャの建設、河川の改修を含む都市や郊外の開発は、水中や陸上に生息する種の生息地に悪影響をもたらす恐れがある。

人口増加、沿岸地域への移住、経済活動によって拍車がかかっていることから、海洋、沿岸及び五大湖に対する必要性はさらに高まっている。人間による海洋、沿岸及び五大湖の利用は、現在の部門別アプローチの下での計画・管理能力では対処できないほどの速さで拡大している。エネルギー開発、海運、水産養殖、及び新たな安全保障上の要求などの新しいまたは拡大する利用は、海洋、沿岸及び五大湖の生態系に対する必要性を高めると予想される。また、レクリエーション、文化あるいはその他の社会的な活動も、これらの場所にアクセスする必要性を高めている。これらの必要性が増すにつれ、利用の重複、及びどの活動をどこですべきかに関する見解は、対立と誤解を招く恐れがある。同時に、我が国の福利と継続的繁栄にとって必須である、豊富で持続可能な海洋資源及び健全な生態系を維持し保全するという、包括的な必要性がある。

### 政策調整に対する国の枠組みの現状

海洋、沿岸及び五大湖の管理において私たちが直面する課題は、生態系内ばかりでなく、それらの利用と保存の管理を目的とした法律、管轄官庁及び統治機構にも存在する。これらの領域の米国による統治と管理は、連邦、州、部族及び地方の利害を対象とする何百もの国内政策や法令、規制に及ぶ。これらの問題は、管理と資源利用から、海洋安全と商行為、国家の安全保障、水

## 省庁間海洋政策タスク・フォース最終報告書

質、港湾やその他の運輸インフラストラクチャ、そしてエネルギーにまで広がっている。現制度の複雑さと構造から、課題とギャップが生じている。

これらの課題は、我が国の国内統治と管理の制度には限定されない。我が国は、大海運国及び多くの沿岸を持つ国として、海洋、沿岸及び五大湖に適用される国際法及び政策の策定及び解釈により大きな利害を受ける。我が国の国家安全保障上の利害は、航行の権利と自由、及び運用の柔軟性と密接につながっている。また、我が国の国家安全保障及び経済的利害は、我が国の海岸沖の広大な海域内の資源に対する米国の統治権を確保し、海洋環境における米国の利益を推進、保護し、我が国の海における権利が国際的に尊重され考慮されることを保証する能力にもつながっている。1982年国連海洋法条約（「海洋法条約」）への加盟に対する政府の支持は、海洋に関する国際的な法律及び政策に関与し影響を与える我が国の能力の強化を含め、いくつかの重要な目的を反映している。

### 行動すべき時

国家政策が、我が国の管理責任を果たし、私たちの行動に対する説明責任を保証し、バランスが取れ、生産力があり、効率的、持続可能、かつ情報に基づく、海洋、沿岸及び五大湖の利用、管理及び保存の国際社会におけるモデルとして機能すべき時期がきた。私たちは現在、今までになく、土地、空気、淡水、海洋、氷、そして人間活動の間の関連を、よりよく理解している。私たちは、変化が急速に起きており、この変化に対処しなければならないことを認識している。科学や技術の進歩により、意思決定を導くための、より優れた、より時機を得た情報と理解が得られる。よく調整された協調的なアプローチにおいて、生態系に基づく管理（環境保護、社会、経済、商業、健康及び安全保障の目標を統合し、人間を生態系の主要要素として認識し、健全な生態系を人間の福利にとって不可欠なものと認識する）、及び適応管理（よりよい情報に基づく改善された将来についての決定を可能にするために、管理行動を定期的に評価する）の原則を適用することで、我が国は環境、社会、経済そして安全保障の課題に対する対応を改善することができる。明確な国家政策と、地域の統治機構、非政府組織、民間部門そして公共部門を含む、連邦、州、部族及び地方の政府の間の努力を調整するための、再生され、権限を与えられ、統一され、かつ包括的な枠組みを得て、私たちは、海洋、沿岸及び五大湖の健全性と繁栄を確保するのに必要な変化に向けて、協力して働くことができるのである。

### III. 政策

海洋、沿岸及び五大湖に対する米国の管理は、環境の持続可能性、人間の健康と福利、国の繁栄、気候やその他の環境の変化への適応、社会的正義、国際外交、及び国家と国土の安全保障と、本質的かつ密接に関連している。したがって、下記の事項が米国の政策となる。

## 省庁間海洋政策タスク・フォース最終報告書

### 1. 健全で回復力のある海洋、沿岸及び五大湖

- 海洋、沿岸及び五大湖の生態系及び資源の健全性ならびに生物多様性を保護、維持、回復させる。
- 海洋、沿岸及び五大湖の生態系、コミュニティ及び経済の回復力を向上させる。
- 海洋、沿岸及び五大湖の生態系の健全さを改善する形で、土地の保全及び持続可能な利用を推進する。
- 最大限利用可能な科学と知識を利用して、海洋、沿岸及び五大湖に影響する決定に際し情報を伝え、変動する地球環境を理解し、それに対応、適応する人間の能力を向上させる。

### 2. 安全で生産力のある海洋、沿岸及び五大湖

- 海洋、沿岸及び五大湖の、持続可能、安全、確実、かつ生産力のあるアクセスと利用を支援する。
- 社会的、文化的、余暇活動上の、及び歴史的な価値を含む、我が国の海洋遺産を尊重し保存する。
- 世界経済及び国際的な平和と安全保障にとって不可欠な、航行の権利と自由の尊重と維持を含む、適用される国際法に基づく権利と管轄権を行使し、義務を遂行する。

### 3. 理解され大事にされる海洋、沿岸及び五大湖

- 人間及びその活動への関連性を含む、空気、土地、氷及び水の世界的に相互関連したシステムの一部としての、海洋、沿岸及び五大湖の生態系の科学的理解を促進する。
- 変化する環境条件、傾向、及びその原因、そして海洋、沿岸及び五大湖において行われている人間の活動についての理解と認識を向上させる。
- 管理の改善のための基礎を構築するため、海洋、沿岸及び五大湖の価値に対する公衆の理解を育成する。

米国はこの政策目標を、下記の事項によって推進する。

- 州、部族及び地方の政府、地域統治機構、非政府組織、公的及び民間部門の参加も得て、連邦政府全体でまとまった行動を推進する、海洋、沿岸及び五大湖の管理のための包括的かつ協力的な枠組みの確保

## 省庁間海洋政策タスク・フォース最終報告書

- 海洋法条約への加入を含む、国際レベルでの指導力の発揮及び協力
- 財政的に責任のある形での、海洋管理の支援

### IV. 原則

1. 海洋、沿岸及び五大湖に影響する米国の管理上の決定及び行動は、この政策の推進のため、下記の管理原則によって指針が示されている。
  - a. 責任ある環境管理者として、私たちは海洋、沿岸及び五大湖の生態系（その水と資源を含む）の健全性、生産性そして回復力を保護、維持、及び回復する。米国の政策、プログラム及び活動は、海洋、沿岸及び五大湖の生態系及び資源への、累積的影響を含む環境的悪影響を阻止または最小限にし、その完全性を保証し改善することを目指す形で運営及び実施されるべきである。それらは、健全で生物的に多様な生態系、及びそれらが提供するサービス全体を保護、維持、及び回復するための努力を妨げない形で運営され実施されるべきである。
  - b. 海洋、沿岸及び五大湖に影響する決定は、利用できる最善の科学によって情報を与えられ、それに合致すべきである。意思決定はまた、1992年リオ宣言に反映された予防的アプローチによっても指針が示されている。同宣言の該当部分には、「深刻な、または回復不能な損害の恐れがある場合には、全面的な科学的確実性の欠如が、環境の劣化を防ぐための費用効果的な措置を遅らせる理由として使われないものとする」と記されている。
  - c. 海洋、沿岸及び五大湖の保護のために取られる行動は、実行可能である限り環境の被害は避けるべきであるという原則、そして一般に環境の被害をもたらす人が損害のコストを負担すべきであるというアプローチを考慮に入れて、環境上のコストを取り入れるべきであるという原則を推進するように努める必要がある。
2. 海洋、沿岸及び五大湖の生態系に影響しうる人間の活動は、生態系ベースの管理及び適応管理を使って、土地、空気、水、氷の相互依存性、及び人間集団と環境との間の相互関連性を考慮して統合された枠組みを用いて管理すべきである。管理にはモニタリングが含まれ、発展する知識や理解、世界の環境の変化及び新たな利用に適応する柔軟性を持つべきである。
3. 海洋、沿岸及び五大湖の生態系及び資源の現在及び今後の利用は、下記の形で管理され、効果的にバランスを取るべきである。
  - a. 経済、商業、レクリエーション、安全保障及び人間の健康に貢献する利用を含む、複数の利用の環境上の持続可能性を維持し強化する。



## 省庁間海洋政策タスク・フォース最終報告書

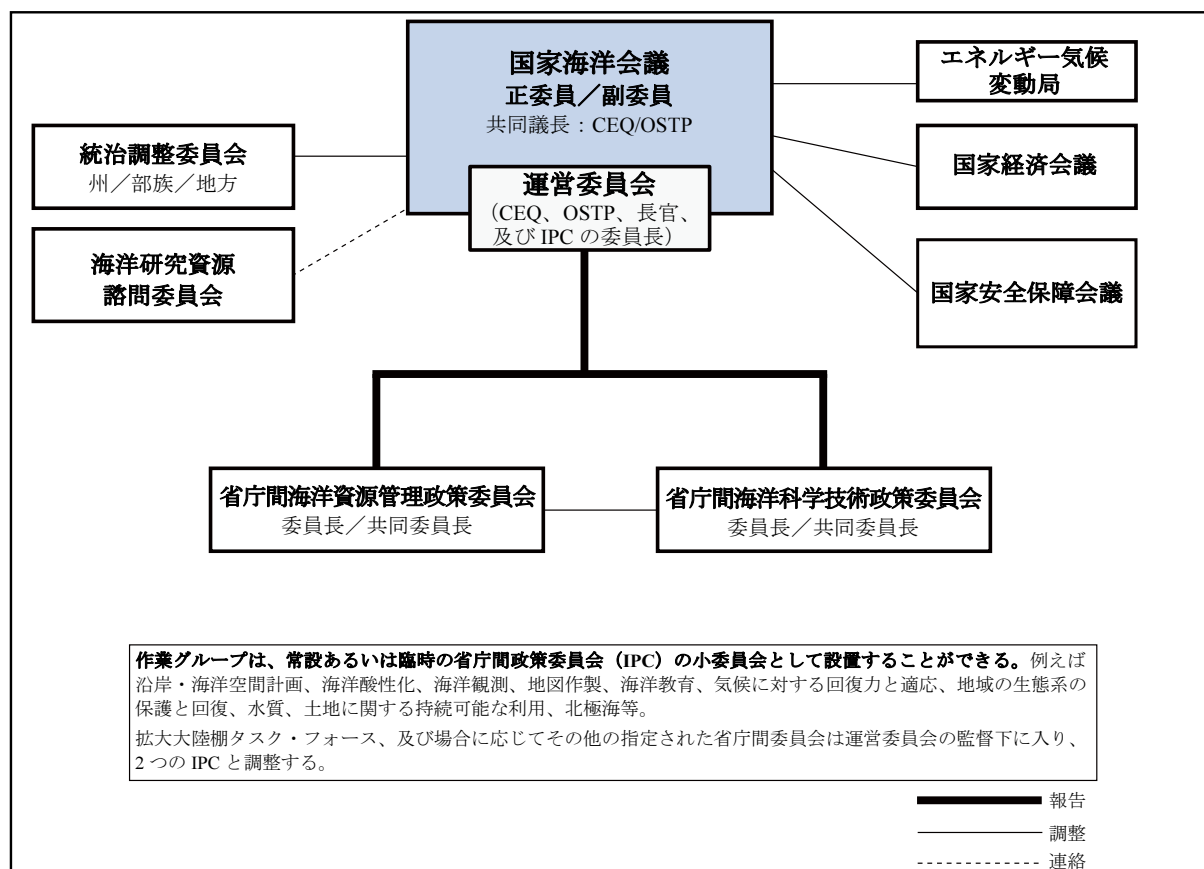
- b. 競合、相補的な利用を有効に調和させる。
  - c. 海洋、沿岸及び五大湖の生態系及びそれらが提供するサービスの健全性、生産性及び回復力を保護、維持、回復させる努力を統合する。
  - d. 次第に進んでいる北極海での氷の減少、海面の上昇及び海洋の酸性化に付随するものを含む、環境上の変化及び影響を認識する。
4. 米国は、海洋、沿岸及び五大湖の生態系の理解の継続的な向上のために、専門的及び学際的な科学、研究、モニタリング、地図作製、モデル化、予測、探査、及び評価を支援すべきである。これらの努力には、物理的、生物的、生態学的、及び化学的なプロセスと変化の理解の向上、地球システムの他の部分及び人間社会との相互関連性、人間の健康と安全を含む人間社会の長期的な健康と福利に対する管理上の決定の社会的及び経済的な結果の可能性が含まれる。この知識は、伝統的知見とともに、生態系ベースの管理及び適応管理により適用されるべきである。これらの努力から生じる情報は、公衆が容易に入手できる状態にするべきである。
  5. 米国は、変化する環境の条件と傾向、その原因、及び海洋、沿岸及び五大湖で行われている人間活動に対する認識を改善させるべきである。
  6. 米国の政策、プログラム及び活動は、海洋、沿岸及び五大湖に関する公的及び私的な教育、ならびにより深い理解と管理の改善の基礎を構築し、将来の科学者、経営者、そしてダイナミックかつ革新的な労働力の一員を生み出す能力を構築するために、その利用を推進すべきである。
  7. 米国は、世界の海洋、沿岸地域及び五大湖の保護、管理及び持続的な利用において、適用される条約、合意、及び海洋法条約に反映されている慣習国際法に沿って、協力し国際的なリーダーシップを発揮すべきである。
  8. 海洋、沿岸及び五大湖の生態系に影響しうる、またはその資源の利用に関係する米国のプログラム、政策及び活動は、これらの生態系の管理に関係する明確な目標及び目的を支援する、測定可能な基準を満たすように作られるべきである。
    - a. プログラム及び活動の目標及び目的は、定期的に再評価し、その有効性を査定すべきである。この情報は、管理上の優先順位を調整し、今後の管理及び資源に関する決定の指針とするために使うべきである。
    - b. 米国は、海洋、沿岸及び五大湖の生態系の健全性に付随するパラメータの測定及び評価のための、適切な基準と方法を作成すべきである。

## 省庁間海洋政策タスク・フォース最終報告書

9. 海洋、沿岸及び五大湖の生態系に影響しうる、またはその資源の利用につながる米国の政策、プログラム及び活動は、下記の事項を満たす、統合され、包括的な省庁間計画の枠組み内で評価、実施されるべきである。
  - a. 資源、生物多様性及び生態系への一連の影響を検討し、それらに対処する。
  - b. 利用可能な最善の科学知識に基づく。
  - c. 使用の対立の可能性を検討し、それらに対処する。
  - d. 連邦、州、部族及び地方の各管轄領域を超えた、また場合に応じて地域統治機構、民間部門、外国政府、及び国際組織を含めた、協調と協力を保証、推進する。
  - e. 我が国の国土と国家の安全保障、及び外交上の利益を調整し、それらとの整合性を推進する。
  - f. 海洋、沿岸及び五大湖に関係する、環境上の管理の要素を含む、他の国の戦略と協調し、それらとの整合性を推進する。
  - g. 私たちの社会的、文化的、歴史的、レクリエーション的及び美学的な価値を含む、我が国の海洋遺産を考慮し、尊重する。
  - h. 経済、環境及び公衆衛生と安全、その他の利益、個別の影響、社会的な正義と公平性のバランスが取れた、幅広い合理的な案を検討することにより、社会にとっての長期的な純利益を最大化することを目指す。
  - i. 幅広い公衆の関与を奨励する、開かれて透明なアプローチによって運営する。
  - j. 管理と予算上の目標との整合性、及び関係する法的要件の順守を保証する。
  - k. 重複を排除し、効率性と相乗効果の向上を求める。
  - l. 報告と説明責任の手法を含める。

上記の多くの政策要素と原則を実施するには、適切な資源と資産が必要となる。関係省庁は、これらの要素を大統領予算の予算上及び管理上の指針内で実施するため、将来の予算、管理、規則または法案に対する要件を特定する作業を行うものとする。

## 第2部 政策調整の枠組み



政策調整の推奨枠組みでは、既存の海洋政策委員会の構成の変更、より強力な権限と指令、更新されて持続的なハイレベルの関与を提供する。この改善の組み合わせは、海洋、沿岸及び五大湖の管理を改善するための、より優れた政策協調の枠組みを提供する。政策協調の推奨枠組みは、連邦政府内での明確で目に見えるリーダーシップと、持続的なハイレベルの関与を行うことにより、海洋に対する統治と調整を強化する、再活性化された構成をもたらす。さらに、この構成は州、部族及び地方政府、そして地域統治機構の、より幅広い関与と協調をもたらす。管理と科学との連携により、経済、気候及び安全保障の問題に関係する、その他のシニア・レベルの組織との協調も強化されることになる。この改良の組み合わせは、海洋、沿岸及び五大湖の管理を強化することになる。

### I. 国家海洋会議（National Ocean Council）

#### 構成

国家海洋会議（NOC）は、正委員、副委員レベルの二層構造の委員会である。NOCの委員には、国務省、国防総省、内務省、農務省、保健社会福祉省、商務省、労働省、運輸省、エネルギー省及び国土安全保障省の長官、司法長官、環境保護局長官、環境会議（CEQ）議長、行政管理予算局（OMB）長官、米国航空宇宙局長官、国家情報局長官、科学技術政策局（OSTP）長



## 省庁間海洋政策タスク・フォース最終報告書

官、国立科学財団長官、連邦エネルギー規制委員会委員長<sup>2</sup>、統合参謀本部議長、国家安全保障・国土安全保障及びテロ対策・国内政策・エネルギー気候変動・経済政策担当の各大統領顧問、副大統領に指名された米国政府官僚、海洋大気担当商務次官（NOAA 長官）、及び共同議長が適宜指名する米国政府のその他の官僚または従業員が含まれる。

### 共同議長

NOC の議長には、CEQ 議長及び OSTP 長官が共同議長となる。この構成により NOC は、最高レベルのリーダーシップで組織内が公正になるようにバランスを取ることができ、省庁間の協力と協調が、よりよく推進されるだろう。

### 職務

大統領の指示を条件として、法律による別段の定めがない限り、NOC が下記の職務を行う。

1. **NOC 第一層（正委員レベル）の職務。** NOC は、沿岸・海洋空間計画を含むその国家政策の実施に対して全体的な責任を負う。職務には、以下の事項が含まれる。(1) 国の優先的な目的を定期的に更新し定める。(2) 政府の優先順位及び副委員レベルからの提言に基づき、国家政策の実施目的に関する年間目標を再検討し提示する。(3) 紛争の解決、及び副委員レベルでは解決できなかった問題の意思決定の場となる。NOC は、少なくとも年に 2 回、会議を開く必要があるが、共同議長は紛争解決またはその他の目的のために必要な場合に、追加の会議を招集することができる。
2. **第二層（副委員レベル）の職務には、以下の事項が含まれる。** (1) 国家政策実施目的の執行を確認する。(2) 沿岸・海洋空間計画の実施を確認する。(3) 政府の優先順位を省庁間海洋資源管理政策委員会（ORM-IPC）と省庁間海洋科学技術政策委員会（OST-IPC）に伝達する。(4) ORM-IPC と OST-IPC の活動及び成果が政府の政策と合致していることを確認する。(5) 国家安全保障会議（NSC）、国家経済会議（NEC）<sup>3</sup>、エネルギー気候変動局（Office of Energy and Climate Change: OECC）、及び場合に応じてその他の局と協調する。(6) その諮問機関に指示を出し、意見をフィードバックし、外部からの情報提供と諮問委員会からの助言を受ける。(7) 紛争解決及び意思決定を支援し、それが不可能な場合には、問題を正委員レベルに送る。このグループは、合衆国法典第 10 編第 7902 条に基づき、法律によって義務付けられた米国海洋研究リーダーシップ委員会（NORLC）の義務を負う。

副委員は少なくとも四半期ごとに会議を開催する必要がある。

<sup>2</sup> 連邦エネルギー規制委員会及びその他の独立した規制機関は、共同議長の招待に応じて NOC に参加する。

<sup>3</sup> NOC 統治機構と既存の海洋輸送システム委員会との調整は、正委員レベル及び副委員レベルの両方で、国家経済会議を通じて実施される。ORM-IPC 及び OST-IPC との調整も、場合に応じて実施される。

## II. 国家海洋会議共同議長の権限と責任

### 1. 海洋、沿岸及び五大湖の管理に対する国家政策の実施に関して大統領に進言する

共同議長は、*海洋、沿岸及び五大湖の管理に対する国家政策*（以下、「国家政策」という）の実施に関する事項について、大統領に、NOC の合意見解と合致した進言を行う。合意できなかった場合には、共同議長は、自身の見解を NOC の各委員の見解と共に提示する。

### 2. 国家政策の実施

NOC を代表して、共同議長は NOC 及び大統領の指示を条件として、下記の事項を含む国家政策の実施の調整及び推進に対して、全般的な責任を負う。

- **実施計画の作成** — 共同議長は、国家政策の推進のために、NOC による戦略的実施計画の作成を促進し、定められた目標及び目的の達成に向けての進捗状況を確認する。
- **沿岸・海洋空間計画の実施** — 共同議長は下記の第 4 部にに基づき、沿岸・海洋空間計画の実施を推進する。
- **報告と説明責任** — 共同議長は以下の事項に対して責任を負う。(1) 実施と進捗状況に関する省庁間の報告の調整。(2) 政策決定の効果的な履行の監視及び確認。(3) 文書作成に対する監督及び説明責任の実行。(4) NOC の活動範囲内の文書及び報告の、省庁間での検討及び許可の調整及び促進。
- **予算** — 共同議長は、国家政策の目標及び目的と合致した海洋関連の優先事項に関して、年間予算指針覚書の作成を調整する。共同議長の権限は OMB 長官の職務を減じる、またはその他の形で影響を与えるとは解釈されず、年間の優先事項と合致した省庁間予算手引きの発行において OMB と協力する。また、海洋、沿岸及び五大湖の管理に関する年間の優先事項を伝達するための近道を作り、国家政策に大きく寄与するプログラムを特定するために OMB 及び NOC と協議する。共同議長はまた、OMB と協力して、2000 年海洋法セクション 5 によって義務付けられている、隔年発行の連邦海洋沿岸活動報告書の作成を調整する。
- **新たな問題** — 共同議長は、場合に応じて、行動と実施のために、大統領の海洋活動または優先事項を NOC に提示し、国家政策に関係する新たな問題の適切な管理と対応を調整する。
- **国際組織** — この政策の実施において、政府間海洋学委員会（Intergovernmental Oceanographic Commission）、国際捕鯨委員会、北極評議会、国際海事機関、地域の漁業管理組織及びその他の国際的な機関内で生じた政策に関連する事項について、共同議長は国務長官及びその他の関係する機関の長と調整する。

## 省庁間海洋政策タスク・フォース最終報告書

### 3. NOC での共同議長

- 共同議長は、NOC の会議を招集し、議事日程を起草し、問題の優先順位を決め、副委員の会議を招集する権限を有する。

### 4. 調整と統合

- 共同議長は、国家安全保障担当補佐官（NSA）、国家経済会議（NEC）議長、エネルギー気候変動担当の大統領顧問（APECC）、及び、場合に応じてその他のホワイトハウス高官との連絡調整の任にあたる。共同議長は、責任が重複する問題の調整及び解決の目的で、これらの組織との会議を要請する権限を持つ。

### 5. 意思決定及び紛争解決

- 共同議長は、NOC とのコンセンサスに基づく決定及び提言の奨励を目指す。
- 副委員レベルで解決できなかった紛争は共同議長に諮問される。共同議長は正委員の間で解決を促進する。
- 解決またはコンセンサスが得られなかった問題に関して、共同議長は APECC、NEC 議長、及び場合に応じて NSA と調整して、大統領による決定を求めて、争われている問題をまとめる。
- NOC の設立は、(1) 行政府の省庁、機関またはその責任者に対して法律によって与えられた権限、及び、(2) 大統領によって国家安全保障会議（またはその下位の組織）に割り当てられた、外交問題、国家安全保障、国土安全保障、または諜報活動に影響する事項に関する職務を減じる、またはその他の形でそれらに影響を及ぼすとは解釈されない。NOC 内でのコンセンサスによって解決されないこれらの問題は、解決を求めて NSC に送られる。

## III. 運営委員会

### 構成

運営委員会は、OSTP、CEQ、及び ORM-IPC と OST-IPC から議長一人ずつ、そして NOC 事務局長の 5 人からなる、ハイレベルの合理化された組織である。運営委員会は少なくとも 2 カ月に 1 回、問題があるときはそれ以上、会合し、関係する事項に関するそれぞれの情報を確認するために、場合に応じて NSC、NEC、及び OMB と協議して作業をする。NOC のスタッフはこれらの会議に出席し、合意された措置の実施を確認する責任を負う。

## 省庁間海洋政策タスク・フォース最終報告書

### 職務

運営委員会は、NOC 内の優先分野に関する統合及び調整を保証するための主要フォーラムである。特に、管理と科学の問題の調整を行い、ORM-IPC と OST-IPC の活動が国家政策及び NOC が合意した優先事項の実施を全面的に支援するように確実に調整する。運営委員会は主要な問題を特定し、NOC の議題の作成を支援する。NOC のスタッフは合意された措置の実施を確認する責任を負う。さらに、拡大大陸棚タスク・フォース、及び場合に応じてその他の指定された省庁間委員会は運営委員会の監督下に入る。

## IV. 国家海洋会議の事務局指導部とサポート

### 構成

2 名の上級スタッフである NOC 事務局長と副局長が、国家政策の実施において共同議長を支援する。この 2 名が日常的に NOC をサポートする常勤スタッフの職務の遂行を確認する責任を負う。彼らは共同議長の指針に基づき、NOC の効果的な運営、及び国家政策の効率的な実施の確認の責を負う。さらに NOC は当初、NOC に参加している部局及び機関から、互い違いにずらして定められる 2 年の任期で派遣される、各省庁の代表者から構成される、最低 6 名から 8 名の専任スタッフからなる海洋政策局によってサポートされる。これらの常勤 NOC スタッフは、事務局長及び副局長の監督下に入る。

### 職務

場合に応じて事務局長及び副局長は、政策レベルの会議やフォーラム、外部でのイベント、及び議会との交渉において共同議長の代理となる。彼らは IPC の政策の調整と統合を確保するためにも、IPC の共同議長と協力し、NOC と海洋研究資源諮問委員会（ORRAP）及び統治調整委員会（GCC）との間の密接な調整を推進する。彼らは日常的に NOC スタッフを監督し、CEQ、NSC、NEC、OSTP、OECC 及び場合に応じてその他の組織との、スタッフ・レベルでの調整のための連絡担当者となる。NOC の事務局長、副局長及びその他のスタッフは、NOC の運営及び国家政策の実施において NOC に対するサポートの中核としての機能を果たす。NOC の各スタッフは、プログラミングの経験と分析的な技術を持っていることが要求される。各スタッフは、NOC、IPC、GCC 及びその他の該当する組織の管理運営のサポート、及びそれらの間での調整のために作業を行う。

### V. 省庁間海洋資源管理政策委員会

#### 構成

省庁間海洋資源管理政策委員会（ORM-IPC）は、現在の海洋資源統合管理小委員会の継承組織である。ORM-IPC の委員長は NOC によって指名される。このグループは、NOC に加わっている省庁及び機関の、副次官補もしくは同等の代表者、または意思決定の権限を持つ適切な上級代表者から構成される。ORM-IPC は NOC の管理下に入る。ORM-IPC は必要に応じて、NOC の承認を得て小委員会を設立することができる。

#### 職務

ORM-IPC は、NOC の海洋資源管理組織としての職務を果たす。この職務のうち、国家政策、国の優先目標、及び NOC が定めるまたは承認するその他の優先事項の省庁間での実施の保証に重点を置く。これには、優先的管理目的の実施のための、明確な成果、マイルストーン、期限、指定機関、及び順応的検討プロセスによる実績判定を伴う、OST-IPC と協調しての戦略計画の作成が含まれる。ORM-IPC の委員長は、組織運営の設立認可書を作成し NOC の承認を受ける。この中には構成員、会合（例えば、少なくとも 2 カ月ごとに会議を開催することを要求するなど）、NOC の指示に基づく新たなまたは更新された作業計画の作成、及び外部（州、部族、地方、地域、公衆など）からの情報・意見などの提供プロセスが含まれるが、それに限らない。

### VI. 省庁間海洋科学技術政策委員会

#### 構成

国家科学技術会議（NSTC）の海洋科学技術共同小委員会（JSOST）が、省庁間海洋科学技術政策委員会（OST-IPC）として機能する。OST-IPC の委員長は、NOC との協議の上、NSTC の手続きによって指名される。このグループは、NOC に加わっている省庁及び機関の、副次官補もしくは同等の代表者、または意思決定の権限を持つ適切な上級代表者から構成される。NSTC は OST-IPC に対し、この国家政策と整合して NOC に助言及び支援し、それに応じて関連組織（ORM-IPC など）と協力することを命じる。

#### 職務

OST-IPC は、NOC の海洋科学技術組織としての職務を果たす。この職務では国家政策、国の優先目標、及び科学技術目的のその他の優先事項の省庁間での実施の保証に重点を置いている。これには、優先的科学技術目的の実施のための、明確な成果、マイルストーン、期限、指定機関、及び順応的な検討プロセスによる実績判定を伴う、ORM-IPC と協調しての戦略計画（優先的海洋研究計画実施戦略など）の作成が含まれる。OST-IPC の委員長は、NOC との密接な調整の上



## 省庁間海洋政策タスク・フォース最終報告書

で、組織運営の設立認可書を作成し NSTC の承認を受ける。これには構成員、会合（少なくとも 2 カ月ごとに会議を開催することを要求するなど）、NOC からの伝達に基づく新たなまたは更新された作業計画の作成、及び外部（州、部族、地域、公衆など）からの情報・意見などの提供プロセスが含まれるがそれだけに限らない。また、OST-IPC は法律により義務付けられた JSOST の職務を受け継ぎ、NSTC の環境天然資源委員会の管理下に入り、NOC との運営面での密接な関係を維持する。さらに OST-IPC は引き続き NSTC の規則及び規制を順守する。OST-IPC は必要に応じて、NSTC の手続きに基づき、NOC と密接な調整をした上で小委員会を設立することができる。

### VII. 統治調整委員会（Governance Coordinating Committee）

#### 構成

NOC は、ホワイトハウス政府間問題室（Office of Intergovernmental Affairs）と協議の上で、州、連邦政府によって認知された部族、及び地方政府からの 18 名の委員から構成される GCC を設立する。委員は NOC によって選出され、その構成は、(1) 既存の地域統治機構<sup>4</sup>に参加している知事との協議の上で選出される、五大湖地域、メキシコ湾地域、中部大西洋地域、北東地域、南大西洋地域、及び西海岸地域のそれぞれから州代表 1 名、(2) それぞれの知事との協議の上で選出される、アラスカ州、太平洋諸島<sup>5</sup> 及びカリブ海<sup>6</sup> のそれぞれから州代表 1 名、(3) 全国知事会との協議の上で選出される、内陸の州からの全米代表 2 名、(4) 全米州議会議員連盟との協議の上で選出される、州議会代表 1 名、(5) 部族会議、ならびに全国及び地域の部族組織（アメリカ・インディアン議会など）との協議の上で選出される全米部族代表 3 名、(6) 全米市長会議、全米都市連盟（National League of Cities）、及び全国郡協会（National Association of Counties）との協議の上で選出される、沿岸州からの地方政府代表 3 名（市長 2 名と郡の高官 1 名）である。代表は互い違いにずらして定められる 2 年の任期を務める。これらの委員は委員の中から委員長と副委員長を選ぶ。さらに、GCC は、GCC の委員が委員長となる小委員会を設置することができる。これらの小委員会には場合に応じて、州、部族及び地方の政府のそれぞれから追加の代表を含め、より大規模な協力と見解の交換の拡大を図る。GCC は NOC のスタッフがサポートする。

<sup>4</sup> 既存の地域統治機構には、五大湖委員会、南大西洋知事同盟（Governors' South Atlantic Alliance）、メキシコ湾同盟（Gulf of Mexico Alliance）、中部大西洋海洋委員会（Mid-Atlantic Regional Council on the Ocean）、北東地域海洋委員会（Northeast Regional Ocean Council）及び海洋の健全さに関する西海岸知事協定（West Coast Governors' Agreement on Ocean Health）を含む。

<sup>5</sup> このセクションでは、「太平洋諸島」には、ハワイ州、グアム、北マリアナ諸島、米領サモアを含むこととする。

<sup>6</sup> このセクションでは、「カリブ海」には、プエルトリコ、米領バージン諸島も含むこととする。

## 省庁間海洋政策タスク・フォース最終報告書

### 職務

GCC の役割は、州、部族及び地方の政府の代表が、国家政策及び関連事項に関する管轄間での協力と協調の問題について検討し、NOC と調整する正式の組織としての機能を果たすことである。これらの問題には、沿岸・海洋空間プラン（CMS プラン）の策定に関して、NOC に上げる前に地域レベルで紛争の解決を推進するための統一した手続きの策定に関する調整、ならびに長期的な戦略的管理及び研究の優先事項に関する助言の提供を含む。GCC は NOC が協議する可能性のある、海洋と沿岸に関連した問題を IPC 及び運営委員会に提出し、運営委員会の要請に応じて意見・情報などの提供をする。GCC はまた、戦略的行動計画の作成及び国家政策の実施の過程において、NOC の運営委員会を通じて IPC との定期的かつ継続的なコミュニケーションを持つ。

米国は、連邦政府によって認知されたアメリカ・インディアン及びアラスカ先住民の部族政府（部族）と、米国の条約、法規、大統領令及び裁判所の判決に記されている、独自の法的関係性を有している。これらの法律文書では、部族の主権及び部族の自治と自己決定に対する、連邦政府の認知とサポートの枠組みを定めており、適用される連邦法とは整合するが、州法とは必ずしも整合しない。GCC には 3 名の部族の代表を含んでいるが、GCC とこれらの代表の職務は、既存の権限に基づく、部族との政府対政府の協議に置き換わるものではない。

## VIII. 海洋研究資源諮問委員会（Ocean Research and Resources Advisory Panel）

### 構成

海洋研究資源諮問委員会（ORRAP）は、連邦諮問委員会法（FACA）に基づき NORLC に助言をする、法律によって設置される組織である。

### 職務

ORRAP は NOC に独立した助言と指針を提供する。現在の構成員は、海洋科学、海洋政策及びその他の関連分野を代表するいくつかの全米アカデミー、州政府、学界、及び海洋関連産業からの個人である。しかし ORRAP の構成員は再検討され、国家政策の目標を支援する専門知識のレベルを広げるために、さらに委員を増やすか否かが判断される。NOC は定期的に、ORRAP から助言及び提言を求める分野について、指針と指示を提供する。

## IX. 再検討及び評価

NOC は 12 カ月の活動の後、その有効性を評価して必要な変更または改良を実施するために、統治機構の再検討を行う。

## 第3部 実施戦略

### 国の優先目標

#### 仕事の実施方法

1. **生態系に基づく管理**：海洋、国の沿岸及び五大湖の包括的な管理のための基本原則として、生態系に基づく管理を採用する。
2. **沿岸・海洋空間計画**：米国内において、包括的かつ統合された生態系に基づく沿岸・海洋空間計画及び管理を実施する。
3. **決定に際しての情報提供と理解の向上**：管理と政策決定に際し継続的に情報提供するとともにこれらを改善するための知識、また、変化と課題に対応する能力を向上させる。公的及び私的なプログラムを通じて、海洋、国の沿岸及び五大湖に関して公衆をさらに教育する。
4. **調整と支援**：連邦、州、部族、地方及び地域での、海洋、国の沿岸及び五大湖の管理を、よりよく調整し支援する。連邦政府全体での調整と統合を改善し、場合に応じて、国際社会と協力する。

#### 特に重点を置く分野

1. **気候変動及び海洋の酸性化に対する回復力及び適応性**：沿岸のコミュニティ及び海洋と五大湖の環境の回復力、ならびに気候変動の影響及び海の酸性化に順応する能力を強化する。
2. **地域の生態系の保護と回復**：科学に基づく、統合された生態系の保護と回復の戦略を確立及び実施し、保護と回復の目標を連邦、州、部族、地方及び地域レベルで調整する。
3. **水質及び土地の持続可能な利用**：持続可能な土地利用を推進し実践することで、海洋、沿岸及び五大湖の水質を改善する。
4. **北極の状態の変化**：気候及びその他の環境の変化に直面して、北極海及び隣接する沿岸地帯の環境管理の必要性に対処する。
5. **海洋、沿岸及び五大湖の観測、マッピング及びインフラストラクチャ**：連邦及びその他の海洋観測システム、センサ及びデータ収集プラットフォーム、データ管理、マッピングの基盤を強化して国のシステムに統合し、そのシステムを国際的な観測活動に統合する。



### I. はじめに

海洋、国の沿岸及び五大湖の管理に関する国家政策は、科学と技術にしっかりと基づいた、包括的なアプローチを我が国に提供して私たちの管理責任を満たし、かつ現在及び将来の世代への私たちの行動に対する説明責任を保証する。さらにこの国家政策を通じて米国が意図しているのは、国際社会において、海洋、沿岸及び五大湖の、バランスの取れた生産的で効率的で持続可能な、情報に基づく利用、管理及び保全のモデルとしての役目を果たすことである。この戦略により、我が国が国家政策を推進するために追及すべき、明確な一連の優先目標が示唆される。

#### 国の優先目標の概略

この実施戦略では、9つの優先目標が提案される。「仕事の実施方法」としてまとめられた最初の4つは、連邦政府が、海洋、国の沿岸及び五大湖の管理を改善するために、これまでと異なる、またはより優れた活動をする際に、何よりも重要な方法を表している。生態系ベースの管理の実施とは、米国がこれらの資源を管理する方法の基本的な変更を具体化したものであり、他の目的を実現する方法に対する基礎を提示している。この考え方において、沿岸・海洋空間計画と管理の実施は、海洋、沿岸及び五大湖の資源の保全、経済活動、利用者間の対立、及び持続可能な利用を達成するための、新時代の包括的かつ統合された手法を始めることを示している。その他の全体的な目的である、科学と情報を取得し利用する能力の強化により、よりよく決定を伝達し公衆による理解を向上させ、さまざまな政府機関や統治機構にわたって科学を基礎とした管理をよりよく調整し支援すること自体は、新しい概念ではない。しかしこれらの活動は、明確な国家政策、そして望ましい成果を達成するための包括的な枠組みが欠けていたことで、不十分であった。

また、この実施戦略は5つの「特に重点を置く分野」を特定しており、そのそれぞれが、国家政策の達成に向けて特に重要な、実質的な分野を示している。これらの優先的な作業の分野は、海洋、国の沿岸及び五大湖が直面する、最も緊急ないくつかの課題に対処しようとしている。長年にわたって科学者、資源管理者、民間企業、及びその他の人々が、これらの問題に対処するさまざまな既存の連邦政府プログラムの実施に取り組んできた。その努力はそれなりの結果をもたらしてきたが、これらの重大な分野のそれぞれで、もっと多くのことができるはずであり、かつ実施しなければならない。多くの場合、私たちは科学面でも技術面でも、要求される変化の種類に影響をもたらすための能力と理解が不十分であった。しかしここ数年で、科学は大幅に進展、前進し、これらの5つの分野での環境的、技術的変化に対応する私たちの能力は大幅に向上した。この戦略と共に、これらの特定の作業分野は、その解決策を見つけ実施するための新しく調整された活動を伴う、国の優先事項とみなす必要がある。NOCは時間をかけて、これらの分野での進捗状況を評価し、また、対処すべき他の分野の特定も行う。

## 省庁間海洋政策タスク・フォース最終報告書

### 計画

全体として、これらの 9 つの優先目標は国家政策と陸上や水域での活動との間の橋渡しとなるが、個々の組織がそれぞれの責任を果たす方法についての詳細は定めていない。優先目標それぞれに対して、NOC は設立から 6 カ月から 12 カ月の間に戦略的行動計画を作成する責任を負い、その作成を監督するものとする。NOC の ORM-IPC と OST-IPC が、この計画作成を請け負う。この計画は、各目的に対して特定された障害と機会に対応し、各目的において特定された主要分野に重点を置くが、それに限定されない。さらに、各計画は、

- 各目的を達成するための、適切なマイルストーン、実績判定及び成果を伴う、明確で測定可能な、短期的、中期的及び長期的な行動を特定する。
- 既存の活動を基礎として構築される、より小規模の、漸増する、機を見た活動を検討し、また、真の変革をもたらす可能性のある、より複雑で、より大規模な活動も検討する。
- 中心となる主導機関と参加機関を、明確に特定する。
- 科学及び技術における格差と必要性を特定する。
- リソースに対する要求事項の可能性と効率、及び、現年度と後続年度の予算の統合または調整のための処置を特定する。

計画は、新しい情報または変化する条件に基づく修正または新活動の追加を可能にする、適応性のあるものとする。また、その効果的な実施には場合に応じて、主要要素として法執行を含む、明確で容易に理解できる要求事項及び規則も必要となる。海洋、国の沿岸及び五大湖の管理に対する国家政策を実施する際には、さまざまな法制度、及びそれに付随する自由、権利及び義務が、さまざまな海域で適用されることを認識すること。計画は、適用される国際的な条約や合意、及び海洋法条約に反映されている慣習国際法に合致する形で実施される。計画及びその実施は、毎年、NOC によって評価及び再検討され、合意された行動の成功または失敗に基づき、必要性に応じて修正される。計画の特定及び完遂においては、NOC の共同議長が、行政管理予算局（OMB）と協力して、年間省庁間海洋予算指針覚書を作成する。新しい資源の利用可能性は限られているという現実を認識して、戦略的行動計画の実施に関わる各連邦機関は、法律及び規則による指令を踏まえて、最善の資源の割り当て方法を再評価すべきである。

これらの計画は作成中だが、いずれかの目的を支援または推進する活動を行っている機関は、それを NOC に伝達する。NOC はその機関と協力してその活動を審査し、関係する戦略計画に組み入れることも含め、優先目標の全体的な実施のために最もよく貢献する方法を判断する。

## 省庁間海洋政策タスク・フォース最終報告書

### 透明性と協力

戦略的行動計画の作成及び国家政策の実施における透明性は、極めて重要である。NOC は計画を作成及び改定する時に、公衆が関与する機会を実質的に確保する。最終計画、改定、及び計画実績指標の達成度の報告を公衆に提供する。

この遠大な、包括的国家戦略の有効な実施のためには、連邦政府と、州、部族及び地方の政府、地域統治機構、学術機関、非政府組織、レクリエーション業者及び民間企業との積極的な協力を必要とする。計画の作成と改定において、NOC は、場合に応じて NOC の統治調整委員会 (GCC)、海洋研究資源諮問委員会 (ORRAP)、ワークショップ及びその他の手段を通じて、これらの関係者と接触する。さらに、幅広い海洋問題に関する国際的な協力が、これらの目的の重要な要素である。我が国は、北極協議会、国際海事機関、政府間海洋学委員会、地域の漁業管理組合、及び国際捕鯨委員会を含む、これらの問題を扱うさまざまな国際的なフォーラムで指導的役割を果たす。今、海洋法条約に加わることで、我が国は海洋に適用される国際法の作成及び解釈において、米国のリーダーシップを再確認し強化することができる。条約の規定は、米国の安全保障、環境及び経済的利害にとって非常に有利である。条約加盟国になることで米国は、条約の解釈と展開において、正式に、そしてより効果的に参加することができるようになる。

## II. 国の優先目標

### 仕事の実施方法

1. **生態系に基づく管理**：海洋、国の沿岸及び五大湖の包括的な管理のための基本原則として、生態系に基づく管理を採用する。

### 障害と機会

海洋、国の沿岸部及び五大湖の資源及びその他の活動の従来管理は、個々の種、資源、地域または行動に重点を置き、管理行為の1つが他の持続可能性にどう影響するのかについてはあまり考慮していなかった。この管理方法では資源の損失、経済的問題及び環境上のリスクをもたらす、まとまりのない管理となることもよくあった。より健全で、より回復力と生産力のある海洋及び五大湖の環境を確保するためには、生態学的、社会、経済及び安全保障における目標を全面的に統合した、包括的な管理システムが必要である。科学に根ざし生態系に基づく管理を、全体的な原則として組み入れることは、海洋、国の沿岸及び五大湖の管理に対し連邦政府が採用する従来方法からの、根本的な転換である。これは、これらの価値ある資源の利用と保全をよりよく管理するための、先を見越した総合的なアプローチを保証する機会をもたらす。この生態系に基づく管理を幅広く適用することにより、私たちの資源管理の枠組みが提供され、魚の個体数の回復、侵入種の管理、沿岸及び五大湖の健全なコミュニティ及び生態系のサポート、傷つきやすい種や生息地の回復、及び人間の健康の保護を助けるといった利益がもたらされ、新しいエネルギー生産を含む、海洋の新しい利用が合理的に可能になる。

## 省庁間海洋政策タスク・フォース最終報告書

この計画で取り組むべき事項：

- 効果的な生態系に基づく管理システムの開発と実施のための「ベスト・プラクティス」
- 特別に敏感な、または生態系に基づく管理を特に必要とする地域の特定及び優先順位付け
- 必要性が最大の地域において最も成功するアプローチを適用するための、州、部族及び地方の政府及び地域統治機構と協力するプロセスの確立
- 海洋、沿岸及び五大湖の活動、利用及び目標についての決定が、利用可能な最善の科学に基づいてなされることを保証し、かつ生態系に基づく管理という原則を組み入れるための措置

### 2. 沿岸・海洋空間計画：国内において、包括的かつ統合された生態系に基づく沿岸・海洋空間計画及び管理の実施

#### 障害と機会

海洋、国の沿岸及び五大湖は、商業、レクリエーション、科学、エネルギー及び安全保障に関連した無数の活動の場だが、それらの活動が、保全及び資源保護の目標のために確保され管理されている地域またはその付近でなされることもよくある。利用の重複、及びどの活動をどこですべきかに関するさまざまな見解は、対立と誤解を招く恐れがある。生態系に基づく管理の原則を全面的に取り入れた沿岸・海洋空間計画（CMSP）は、海洋、沿岸及び五大湖の水と資源の利用に関する配分決定において、客観的かつ透明な形で指針を示し、バランスを取る手段を提供する。これにより、現在及び将来の世代に対する重要な生態学的、経済的及び文化的なサービスを持続させるために、人間による利用から来る海洋生態系への累積的影響を削減し、公衆及び民間部門が新しい投資を計画する際に、より大きな確実性を提供し、かつ利用間の対立及び環境の利用と保全との間の対立を減らすことができる。

この計画で取り組むべき事項：

- 本文書で後述する効果的な沿岸・海洋空間計画に対する枠組みの実施と拡大
- ### 3. 決定に際しての情報提供と理解の向上：管理と政策決定に際し継続的に情報提供するとともにこれらを改善するための知識、また、変化と課題に対応する能力を向上させる。公的及び私的なプログラムを通じて、海洋、国の沿岸及び五大湖に関して公衆をさらに教育する。

#### 障害と機会

予測、モデル及びその他の決定支援ツールの開発と結合した、基礎及び応用の専門的及び学際的な科学研究、地図作製、監視、観測及び評価の幅広いプログラムが、海洋、沿岸及び五大湖の生態系及び諸プロセスについての知識を構築し、管理と政策が健全な科学に基づくことを保証するために必要である。また、流域でのプロセス及び国の沿岸とのつながりの理解を向上させること



## 省庁間海洋政策タスク・フォース最終報告書

が、国の海洋と沿岸に影響する人間の利用、人間への影響（マイノリティや低所得者層への過度の影響を含む）、及び流域の保全活動を適切に管理するためのよりよい決定支援ツールの開発に必要である。さらに、科学知識の増加、ならびに我が国の水域内及びその周りで行われている現在及び今後の人間の活動の、より包括的な認識及び詳細な理解が、健全な海洋計画と管理にとって必須である。しかし、海洋の生態系力学、海洋の状態と傾向、そしてこれらの条件と、人間の健康、経済的機会、国家と国土の安全保障、及び社会的正義との間の複雑な相互関係についての私たちの理解にはかなりの格差がある。私たちが、変化をよりよく理解し、課題に対応し、現在の科学的知識（自然、社会及び伝統／文化）とリアルタイムでのデータを意思決定によりよく統合し、科学と意思決定をサポートするデータの管理と統合を改善し、海洋、沿岸及び五大湖への人間活動の影響を適切に理解するのに必要な知識の格差を特定し埋めるために、私たちが情報を集める方法と情報の種類を改善する大きな機会である。これらの機会を利用するための適切な技能及び訓練を持つ、多様で学際的で海洋について博学な要員が必要とされる。さらに、K-12（幼稚園から高校まで）そしてそれ以降の教育を対象として、開発、実施される公的及び私的な教育プログラムが、沿岸及び海洋の問題を深く正しく認識する機会を生み出し、将来のよりよい労働力を育成する。多くの NOC 参加機関において健全な教育プログラムがすでに存在しており、海洋、沿岸及び五大湖の問題に関する知識を拡大する上での基礎として機能することができる。また、管理の改善のための知識の構築とその適用における成功は、知識を得た公衆の積極的な関与に依存する。多くのアメリカ人は、自身の日常生活にとっての海洋、沿岸及び五大湖の重要性、それらが提供する利益、あるいは将来の発見のためにそれらが提供する可能性については気付いていない。彼らの関心を高め、私たちの水域及びその資源の保護を支援する方法を特定する絶好の機会である。

### 伝達と向上

この計画で取り組むべき事項：

- 海洋、沿岸及び五大湖の生態系及びプロセスにおける新たな問題と変化に対処する際の、優先的事項の特定
- 重大な格差を特定し、高品質のデータを保証し、管理の伝達のために必要な情報（研究結果を情報製品に移行するメカニズム、及び管理ツールを含む）を提供するための、特定の科学的な要求事項及び研究上の必要性。矛盾する基準の調和、物理的なインフラストラクチャ、研究基盤、組織、及びデータの管理の必要性を含む
- 環境の状態及び傾向、そして海洋、沿岸及び五大湖の環境において行われる人間の活動についての、より包括的な認識の育成
- 脆弱性、リスク及び回復力に対処し、兼ね合いと優先順位付けに関する情報を与えるための、統合された生態系の定期的評価と予測に対する要求事項。気候変動に関連する影響を含む。

### 教育

この計画で取り組むべき事項：

- 専門的及び学際的な科学者、技術者、経営者、管理者及び政策立案者を訓練し採用するための、課題、格差、機会、及び有効な戦略。特に恵まれない、または活用されていないコミュニティの必要性に重点を置く。
  - 成功した公的及び私的な教育、及び公衆へのアウトリーチ・アプローチの特定。特に生態系の状態に重点を置いた、公衆の認識、参加、理解及び情報を得た意思決定を構築するための国全体での集中的なキャンペーンに向けてのそれらの適用を含む。
4. **調整と支援**：連邦、州、部族、地方及び地域での、海洋、国の沿岸及び五大湖の管理を、よりよく調整し支援する。連邦政府全体での調整と統合を改善し、場合に応じて、国際社会と協力する。

### 障害と機会

海洋、国の沿岸及び五大湖の効果的な管理に対する重要な障害の1つは、その利用と保全の管理を意図した、込み入った連邦、州、部族及び地方の法律、権限、命令及び統治構成である。この、共用され部分的で重複した管轄モデルでは、生態系に基づく順応的管理を含む、資源管理の一貫したアプローチを達成するのは困難である。さらに、米国は多くの国際的合意を締結しており、海洋及び五大湖の利用と保護に関する慣習国際法に制約されている。米国は、国際的なパートナーとの二国間及び多国間での協力を進め、海洋問題に関する協力と調整の拡大を達成すべきである。政府のすべてのレベルにわたったコミュニケーション、調整、及び統合の拡大により、プロセスを簡素化し、重複した活動を削減し、資源を有効利用し、不一致を解決し、相互作用を高めることができる。政府のすべてのレベルにわたって調整された、共通の原則と目的のセットは、国家政策に合致した有効な成果に結び付く。

### 調整

この計画で取り組むべき事項：

- 法定の権限、政策及び規則における格差、不一致及び重複の特定、及びそれらに対処するための必要かつ適切な措置の実施
- 管轄を超えた、相互の一貫した管理の目的と行動を特定し調整する手続き
- 共同管理される海洋、沿岸及び五大湖の資源に関する、管轄間の対立及び不一致を阻止し解決する、有形な手段と手続き
- 場合に応じて、政策目的を推進するために国際社会を参加させるための機会

### 支援

この計画で取り組むべき事項：

- 海洋、沿岸及び五大湖の健康を保護するための、地域的提携ネットワークの推進について州を支援するための措置
- 海洋資源の保護、維持及び回復のための、既存及び新規の資金源及び選択肢の評価
- 連邦、州、部族及び地方の機関の間で資源の共有と輸送を簡素化するのに必要な、立法または規制上の変更

### 特に重点を置く分野

1. 気候変動及び海洋の酸性化に対する回復力及び適応性：沿岸のコミュニティ及び海洋と五大湖の環境の回復力、ならびに気候変動の影響及び海の酸性化に順応する能力を強化する。

### 障害と機会

海洋は、地球の気候を形成し、気候の変動性に影響を与える上で中心的役割を果たしている。この重要な関係、ならびに海洋、国の沿岸及び五大湖が提供する生態系サービスのために、地球の気候変動、それに関連する影響、及び海洋の酸性化は、これらの生態系及び沿岸のコミュニティに、いくつかの非常に深刻な脅威をもたらしている。海洋の温暖化は、陸上での降雨量の分布、氷床の融解、及び種の分布と生産力に深い影響を及ぼす。海洋水位の上昇、深刻な暴風雨の増加、急速な侵食、及び塩水の貫入により、沿岸の低地のコミュニティのインフラストラクチャの破壊、洪水はらん、何百万人も強制退去、そして主要な種や生息地の消滅の恐れがでている。同時に、気候変動により五大湖の水位が下がり、五大湖の水の循環と供給、生息地、そして経済的利用が変わると予想されている。さらに、海洋の酸性化によって、海洋食物網、海洋の生態系全体、そして生物多様性全般に、大きな、主としてマイナスの影響がでると予想されている。気候変動及び海洋の酸性化は幅広い影響を及ぼす可能性があるため、海洋の変化の監視活動と地図作製活動、及び理解の向上の調整を進めることが、我が国の海洋及び五大湖の生態系、ならびに沿岸のコミュニティへの影響を最小限にするために不可欠である。私たちには、脆弱性を減らし、回復力を増し、気候変動の影響に対する人間及び自然の順応性を向上させ、気候変動の影響を軽減させる、戦略開発の機会と責任がある。

この計画で取り組むべき事項：

- 天然資源、健康、インフラストラクチャ及び生活に対する、地域及び地方スケールの気候変動の影響及び関連する脆弱性の予測に必要な研究、観察及びモデル化。これには社会、経済的な影響も含む。

## 省庁間海洋政策タスク・フォース最終報告書

- 土地、水、大気、氷そして人間の活動の間の関連の理解を高めるための、海洋沿岸科学の、より幅広い気候についての対話と措置への統合の推進
  - 浸食の加速、塩水貫入の増加、及びより深刻な沿岸及び内陸での洪水など、海洋水位の上昇に関係する、潜在的な社会的・経済的費用の評価
  - 海洋の酸性化など、特定された気候変動の影響及び関連する脆弱性に対する順応的行動、生態的・経済的な回復戦略の作成、及びこれらの戦略に対応するための研究と監視の優先事項
  - 気候変動のリスク及び回復力に富むシステムの要素を組み入れた、地方及び地域の海洋と湖の管理システムについての変更
  - 海洋、沿岸及び五大湖に関する政策の、人間の健康にとっての含意の理解、及び人間の健康の保護と向上のための機会の特定を求める包括的なアプローチ
2. **地域の生態系の保護と回復**：科学に基づく、統合された生態系の保護と回復の戦略を確立及び実施し、保護と回復の目標を連邦、州、部族、地方及び地域レベルで調整する。

### 障害と機会

国の沿岸及び五大湖に沿って、沿岸の開発、海洋水位の上昇、及び付随する人間の活動により、重要な生息地が、かなりの損失と劣化を受け続けている。これらの生態系、及びこれらの地域の人々及びコミュニティへの影響は、新しい管理の課題となっている。さらに、侵入生物種を含む外部のストレス要因が、在来種に影響を与えている。生態系に基づく管理を通じて、これらの課題のいくつかに関して取り組みが進んでいるが、メキシコ湾岸、チェサピーク湾、ピュージェット湾、サウス・フロリダ、サンフランシスコ湾、及び五大湖においては、重大な生息地の損失と生態系の機能の劣化の恐れがまだ見えている。地域や生態系の規模に対する行政や部門の管轄境界をまたがる沿岸や海洋の課題に対処することによって、これらの資源をより効果的に管理することができる。気候変動が海岸線に影響を与えているため、生態系回復プロジェクトを評価し、優先順位を付けることがさらに重要になっている。これらの経験が、他の沿岸の生態系にとっても価値ある教訓を提供する。

### この計画で取り組むべき事項：

- 沿岸及び五大湖の生態系回復プロジェクトの場所及び地理的適用範囲の優先順位付け。五大湖回復イニシアチブの実施を含む。
- プロジェクトの実施において関係者間の協力を促進するための、中期的及び長期的な目標とメカニズム



## 省庁間海洋政策タスク・フォース最終報告書

- 継続的な生態系回復活動において学んだ教訓に基づく、生態系回復目標を達成するための、協調的な科学に基づく計画に関するベスト・プラクティス
  - 海洋、沿岸及び五大湖の生態系に対する侵入生物種の影響、及びこれらの種の制限と防止のためのさまざまな方法論
  - 漁業、天然記念物の生物、生態系及び生物学的多様性を支える集団及び主要生息地の保護、維持及び回復
3. 水質及び土地の持続可能な利用：持続可能な土地利用を推進し実践することで、海洋、沿岸部及び五大湖の水質を改善する。

### 障害と機会

劣悪な土地管理の実践によって引き起こされる非点汚染（特定の 1 つの場所ではなく広がった場所から来る汚染）が、米国での水質問題の主要な原因であり、海洋や沿岸の生態系の健康の急速な減退の主な原因の 1 つである。郊外の道路や芝生からの流出水、農業や工業での利用、輸送活動、及び都市開発は、数百マイル離れていても水質に悪影響を与え、有害な青粉、拡大する酸欠海域、海洋堆積物、人間の病気の増加で見られるように、海洋、沿岸及び五大湖のシステムに有害な影響をもたらす。特に水質が劣った区域は、頻繁なビーチ閉鎖、魚の大量死、及び有毒堆積物が生じることで知られている。この汚染は国中の多くの広がった汚染源から来るので、この問題に対処するには、複数の部門、そして連邦、州、部族、地方の政府及び地域統治機構の間での調整と協力への強い決意が必要である。幸いなことに、我が国の流域から沿岸の水へと輸送される汚染物の量を減らすため、多くの点汚染、非点汚染の防止計画が、連邦、州、部族、地方、地域、及び民間の組織に提供されている。陸上ベースの汚染削減計画を統合し調整した具体的なメカニズムによって、国の沿岸及び海洋へのこれらの流入物の大幅な削減を達成する機会がある。

### この計画で取り組むべき事項：

- 漁業及び動物飼養場を含む、都市及び郊外の開発及び農業の、海洋、沿岸及び五大湖への主な影響
- 汚染物、堆積物、栄養物の主な陸上の発生源の、それらを受け取る沿岸の水への相対的な寄与、及びそれらに対処する方法。既存の陸上での保全と汚染のプログラムを統合し改善する方法の提言を含む。
- 栄養物、堆積物、病原菌、有毒化学物質、固形廃棄物、海洋堆積物、及び侵入生物種の最も重要な陸上の発生源を規制するための、管理のベスト・プラクティス、保全計画の利用、及びその他のアプローチ
- 包括的な監視の枠組みの確立及び州の監視プログラムとの統合

## 省庁間海洋政策タスク・フォース最終報告書

4. 北極の状態の変化：気候及びその他の環境の変化に直面して、北極海及び隣接する沿岸地帯の環境管理の必要性に対処する。

### 障害と機会

気候変動は、他の場所より極地に、特別大きな影響を与え、北極地域は深刻な問題に直面する。永久凍土層は加速的に融解し、多量のメタンの放出を招く。冬季以外に存在する海水は急速に衰退する。アラスカの北極海岸は、海岸浸食及びその他の環境問題によって脅かされる。この地域の人間の活動の増大は、北極の環境にとってさらなるストレス要因となり、北極のコミュニティ及び生態系に深刻な影響を与える。同時に、氷の減少は、生物資源や非生物資源の開発の推進、及び商業や運輸の推進にとっては、機会にも問題にもなる。私たちは、先住民のコミュニティを含むすべての関係者と協力し、利用可能な最善の科学の知識に基づき、もろい北極環境を保護しながら利用を管理し推進するための、前向きな計画を作成する機会を持つ。

### この計画で取り組むべき事項：

- 北極の沿岸及び海洋の資源を保全、保護、及び持続的に管理し、増加する汚染及びその他の環境の劣化の、人間及び海洋生物種に対するリスクに効果的に対応し、海洋生物資源を適切に保護する、よりよい方法
  - 環境条件をよりよく監視、評価し、環境災害などの北極地方の新たな出来事に対する用意をし、それに対応するための、早期警告及び緊急対応システムと手続きを考案する、新しい協力とパートナーシップ
  - 国家安全保障大統領令 66／国土安全保障大統領令 25（2009年）において公布された、米国の北極地方政策の実施との一貫性と調整
  - 北極システム、及び気候による、またはその他の変化に対応した北極システムの変化の様子についての科学的理解の向上
5. 海洋、沿岸及び五大湖の観測、マッピング及びインフラストラクチャ：連邦及びその他の海洋観測システム、センサー、及びデータ収集プラットフォーム、データ管理、マッピングの基盤を強化して国のシステムに統合し、そのシステムを国際的な観測活動に統合する。

### 障害と機会

主な環境プロセスを予測し、すべてのレベルでの海洋管理の意思決定を強化するための、天候、気象及び海洋の条件を理解する私たちの能力は、健全な知識ベースの情報に基づいている。ますます多くのデータ収集・処理システムがオンラインになり、多くの利用可能なツールの効率的で有効な調整、新しいツールとインフラストラクチャの継続的な開発、そしてそれらの、まとまりのある統一され強固なシステムへの統合が、かつてないほど困難になってきている。新しい画期的な観測技術により、私たちは地球規模のプロセスをすべてのスケールで観察し研究できるようになっている。これらの新しいツールが十分に統合されれば、海洋、沿岸及び五大湖に関する私

## 省庁間海洋政策タスク・フォース最終報告書

たちの知識と理解が大幅に増えるだろう。さらに、新しいツールとデータの統合に成功すれば、生物学的、生態学的、そして社会学的なデータとプロセスが解析に含まれることを保証することにより、科学に基づく意思決定と生態系に基づく管理を行う私たちの能力が向上するだろう。

この計画で取り組むべき事項：

- 連邦及び非連邦の要素から構成される海洋、沿岸及び五大湖の観測システムの、国家的に統合されたシステム。場合に応じて、国際的なパートナー及び組織との協力
- 特別に重点を置く地域、及びその他の国家的な必要性を持つ地域を支援するのに必要な、海洋、沿岸及び五大湖の主要な変数に関する特定のデータを収集するための、海洋情報の地域的及び全国的な必要性
- 海洋、国の沿岸及び五大湖の健康と生産性に関するデータ収集のための、無人機、遠隔測定プラットフォーム、及び衛星の利用
- 国家海洋学調査船団（National Oceanographic Fleet of ships）及び関連施設の能力と能力格差
- データ及び情報製品の適時の統合と配布のための、データ管理、通信、アクセス及びモデル化システム

## 第4部 沿岸・海洋空間計画の枠組み

### I. はじめに

沿岸・海洋空間計画（Coastal and Marine Spatial Planning: CMSP）は、9つの優先目標のうちの1つである。米国におけるCMSPの枠組みでは、CMSPの定義を示し、CMSPに携わる理由を特定し、CMSPの及ぶ地理的範囲を記述する。また、CMSPの取り組みにおいて忠実に守られるべき国家CMSP目標及び指針と、沿岸・海洋空間プラン（Coastal and Marine Spatial Plans: CMSプラン）の最終的な策定及び実施について述べている。さらに、この枠組みでは、CMSP及びCMSプランが地域を範囲とするものであり、かつ実質的な利害関係者及び市民の意見を取り入れた上で、連邦、州、部族、地方政府、及び地域統治機構の間の協力によって策定される方法について述べている。

### II. 沿岸・海洋空間計画とは

CMSPは、包括的、順応的、統合的で、生態系に基づく透明性の高い空間計画策定プロセスであり、健全な科学に基づき、現在及び今後予測される海洋・沿岸・五大湖地域の利用を分析するためのものである。利用間の対立を軽減し、環境への影響を低減し、両立可能な利用を促進し、重要な生態系サービスを保護して、経済的目標、環境上の目標、安全保障に関する目標、及び社会的目標を達成するために、CMSPは、さまざまな種類または分野の活動に最も適した地域を特定する。実際の面では、CMSPは、現在そして未来の世代のために海洋・沿岸・五大湖地域の持続的利用と保護をどのように行うかを、社会がよりよく決定できるように、公共政策プロセスを提供する。

### III. 沿岸・海洋空間計画の理由

海洋・沿岸・五大湖における国益は、商業活動、レクリエーション、文化、エネルギー、科学、保全活動、国土及び国家安全保障に関する活動を含む、重要かつ時には競合しあう利用や活動の増加を支えている。複合的に、これらの活動は、沿岸、地域、国家の経済と文化に大いに影響し恩恵をもたらしている。しかし、人間による海洋・沿岸・五大湖の利用は、現在の分野別アプローチの下での計画・管理能力では対処できないほどの速さで拡大している。多くの既存の許可プロセスが分野横断的計画策定という側面を盛り込んでいる（例えば、国家環境政策法によって規定されているプロセスを通して）が、ほとんどは、管理ツールと成果の範囲制限（石油・ガス採掘権、漁業管理計画、海洋保護区など）にしか焦点を当てていない。ここに欠けているものは、これらの利用及び活動の計画策定及び管理に対する統合的、包括的で、生態系に基づく、柔軟で積極的なアプローチである。この新たなアプローチは、国家範囲で国益に対処しつつも、地域及び地方の要求に対して拡張可能で特定のなものである。このようなアプローチの改善がなければ、利用者の対立が増加し、計画策定及び規制の非効率性が改善されず、それらに関連するコスト及び遅延が増大し、現在そして未来の世代のための重大な経済サービス、生態系サービス、社会的サービス、文化的サービスの潜在的な喪失を引き起こす危険がある。

最近の科学的海洋政策評価によると、海洋・沿岸・五大湖が社会に与えるサービスと利益を維持するために、それらの長期的健全性を実現するには、現在の管理システムにおける抜本的な変化が必要であることが明らかになっている。これらの地域に対する現在の管理方法では、累積的影響の適切な説明や、多様な生

#### 従来、新規及び拡大する 海洋・沿岸・五大湖の利用

海洋・沿岸・五大湖は、無数の重要な人的利用が行われている場所であり、それらを支えている。CMSP は、以下に示すさまざまな社会的、経済的、文化的利用をよりよく管理するための効果的なプロセスを提供する。

- 水産養殖（魚類、甲殻類、海草の養殖場）
- 商取引と運輸（貨物船及びクルーズ船、タンカー、フェリーなど）
- 商業的漁業
- 環境／保全（海洋サンクチュアリ、保護区、国立公園、野生生物保護区など）
- 海事遺産及び考古学
- 鉱業（砂、砂利など）
- 石油・ガス探査及び開発
- 港湾
- レクリエーションとしての釣り（recreational fishing）
- 再生可能エネルギー（風力、波力、潮力、海流、海洋温度差発電など）
- その他のレクリエーション（ボート遊び、海辺での遊び、海水浴、サーフィン、自然観察やホエール・ウォッチング、ダイビングなど）
- 科学的調査及び探査
- 安全保障、緊急事態対応、軍事演習活動
- 生活上の利用
- 観光産業
- 伝統的な狩猟、漁労、採集活動
- 職場としての海岸地域

生態系サービスの維持、人間による利用の代替案に関連したトレードオフの全体的かつ明確な評価を行うことができない。

科学的理解と情報が、統合的で透明性の高い計画策定プロセスを実現するための中核を成す。自然科学と社会科学は、現在及び将来に向けて、生態系の健全性を維持しつつ、米国の沿岸・海洋・五大湖の水域での社会的目標を達成する方法についての決定に関する情報を与えることができる。この健全な科学の基盤の上に構築すれば、この新たな計画策定システムは、最も重要な生態系サービスの維持を促進し、両立可能な利用を奨励し、対立を最小限に抑え、率直で透明性の高い方法でトレードオフを評価し、重要かつ意義深い利害関係者の参加を含むものとなる。

### CMSP の利点

この枠組みで提言されているように、CMSP は、かなりの経済的、生態学的、社会的利益を生み出すことを目的としている。そのためには、生態系に基づく順応的管理を行うための健全な科学の原理を完全に取り込み、透明性が高く、利害関係者及び国民からの情報提供を受けるものでなければならない。CMSP によって、規制審査が増えたり、政策決定の遅延につながったりするのではないかと、多くの人々が懸念を強めていた。それとは反対に、CMSP は、連邦、州、部族、地方、地域での既存の政策決定及び計画策定プロセスに基づき、それを大幅に改善させることを目的としている。したがって、CMSP の策定には、人的資源と財源の両方について大幅な初期投資が必要となるものの、これらの投資は、大きな利益につながると期待される。いくつかの州、地域、他国はすでに、海洋空間計画策定に多くの利点があることを認識して、計画策定プロセスに着手し、それらの利点を実現するための積極的な方策を取ることに意欲的である。

CMSP は、沿岸・海洋・五大湖の産業、運輸、公共インフラ、関連ビジネスへの経済的投資の透明性と予測可能性を提供することによって、沿岸地域社会の持続可能な経済成長を促進することを目的としている。CMSP は、国家エネルギー安全保障及び貿易の強化などの国家目標を推進

### CMSP によって持続可能な 経済成長を促進できる。例：

#### オランダ

「優先海砂採取領域」が、領海内で特定されている。特に今後 20 年間で、将来予測される気候変動に沿岸を適応させるために用いる場合には、海洋空間計画策定によるこの利用割り当てによって、民間企業と政府の双方にとって、より少ない費用で海岸近くでの海砂採取が許容される。

#### ドイツ

ウィンド・ファーム許可のための環境アセスメントで、約 100 万ユーロ（150 万米ドル）の準備費用がかかる。ドイツ連邦政府はすでに、ウィンド・ファーム優先地域を含む海洋空間計画の戦略的環境アセスメントを準備しているので、「ウィンド・ファーム優先地域」で提案された各許可のための環境アセスメントの準備費用及び審査費用が、削減されるか不要となる。

UNESCO チャールズ・エーラー（Charles Ehler）博士からの好意によって提供された例



し、商業利用者に対して、具体的なインセンティブ（コスト削減、より予測可能かつ迅速なプロジェクトの実現など）を提供することが可能である。

CMSP は、生態学的重要地域の保全と協調した利用を計画することによって、生態系の健全性と生態系サービスを改善することを目標としている。この生態学的重要地域とは、生産性と生物多様性の高い地域、生態系の機能と回復力にとって重要な地域及び鍵となる種（key species）、産卵、繁殖、採餌の地域、希少あるいは機能的に脆弱な海洋資源の地域、移動用通路などである。生態系サービス及び利益の強化は、CMSP を通して実現可能である。なぜなら、それらは望ましいプロセスの成果として CMS プランの中心に据えられ、連邦または州当局の個々の活動との関連で評価されるだけではないからである。CMSP によると、複数の分野を包括的に把握することができるため、累積的な影響のより完全な評価を得るという需要を満たすことができる。これは、最終的に、健全な生態系サービス及び生物多様性の回復力及び維持に欠かせない地域の保護につながることで、多岐にわたる人的利用を支え続ける海洋資源の能力を最大限活用することを目的としている。

**CMSP によって、幅広い生態系サービスを統合した将来計画が可能になる。例：**

**供給サービス**

エネルギー資源、海産物、生物医学資源

**調整サービスと支持サービス**

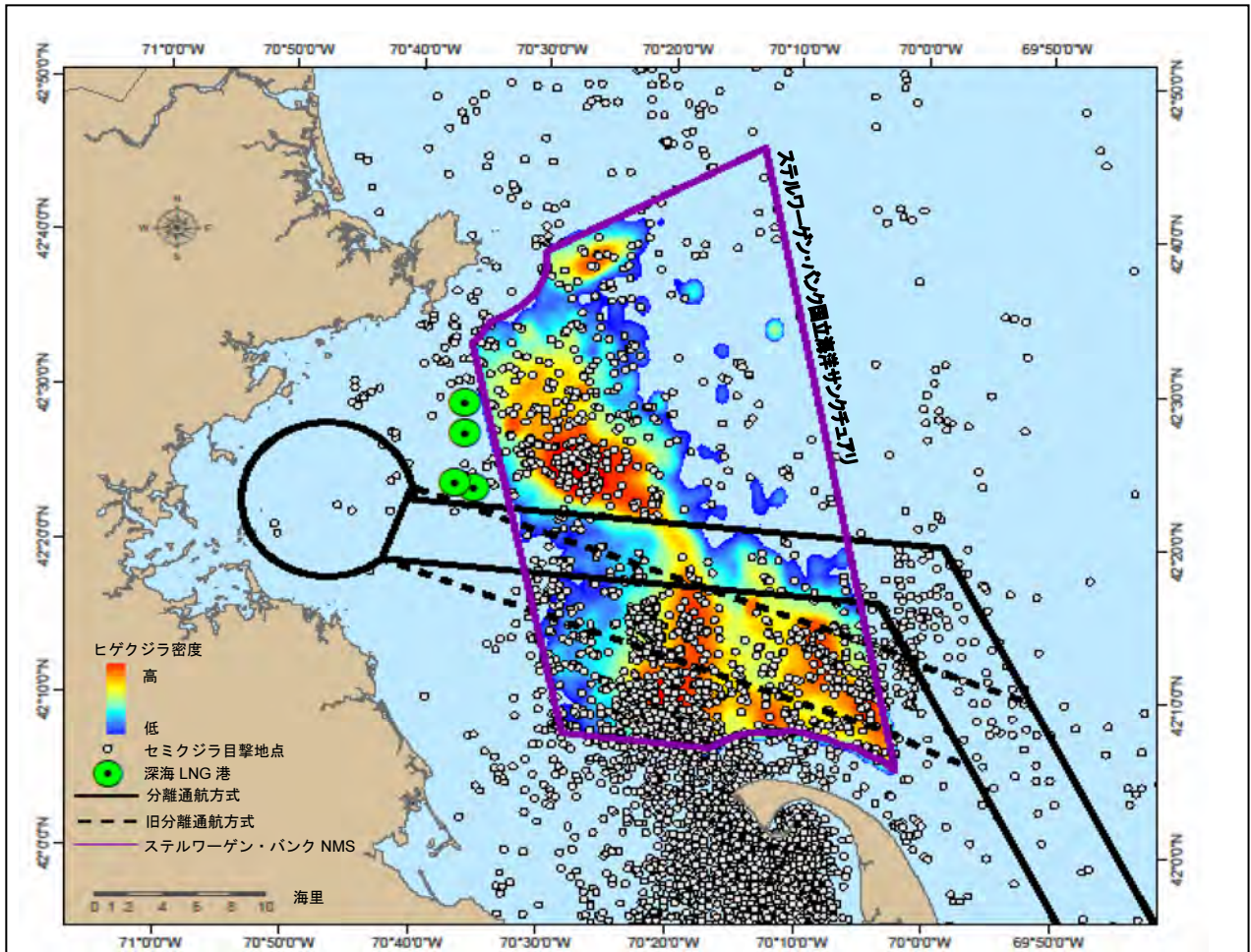
洪水防止、生物多様性維持、気候調整、浸食の抑制、有害生物及び病原体の抑制、栄養循環、一次生産

**文化的サービス**

教育、レクリエーション、遺産、精神的作用

## 省庁間海洋政策タスク・フォース最終報告書

CMSP の潜在的利益の例：ステルワージェン・バンク国立海洋サンクチュアリ



包括的計画策定によって、米国海洋大気庁 (NOAA)、米国沿岸警備隊、その他のいくつかの政府機関と関係者が、海運の必要性、深海液化天然ガス港の配置案、絶滅のおそれのある鯨類の分布を検討することができるようになり、その結果、ボストン分離通航方式 (TSS) を再構成して、ステルワージェン・バンク国立海洋サンクチュアリでの船舶との衝突による鯨類の死亡リスクを削減することに成功した。再構成された TSS によって削減された衝突のリスクは、すべてのヒゲクジラ類について 81%、絶滅のおそれのあるセミクジラ類について 58%と推定された。産業 TSS の通過時間の増加は、9~22 分間 (速度による) だけであり、深海港との衝突がなくなった。さらに、新たな航路では、TSS を用いる船舶、商業的漁業船、ホエール・ウォッチング船の間の航路の重複が減ったため、海上安全性が改善された。CMSP は、広域に持続される規模で、統合的、多目的、かつ多分野のアプローチに適用できる重大な可能性を持っている。

NOAA/ステルワージェン・バンク国立海洋サンクチュアリの好意によって提供された図

社会的観点からすると、CMSP は、海洋・沿岸・五大湖の将来を決定づける開放的な計画策定プロセスに地域社会と市民が参加する機会を増やすだろう。例えば、レクリエーション上の利用者との調整を改善して彼らの継続的なアクセスと機会への考慮を保証し、安全と保護の目標に合致した海洋・沿岸・五大湖の資源のレクリエーション (釣り、ボート遊び、海水浴、ダイビングなど) のための持続可能な利用を経験し享受することにより、CMSP プロセスでは、社会、経済、公衆衛生及び自然保護における持続可能な利用による利益を認識する。この統合的な関与と協調



により、海洋・沿岸・五大湖の管理、経済、及び地域社会は、より協力が多様なものになるであろう。さらに、CMSP は、文化的・レクリエーション的な利用、人間の健康と安全、米国の安全保障の継続を維持するための活動を計画する際に、その管理者を支援することが可能である。例えば、CMSP は、公共利用及びレクリエーションにとって重要であると特定された計画区域が、有害藻類の大増殖、感染症病原体、または化学物質汚染、あるいは産業利用の持続不能な拡大などのリスク増大にさらされないことを保証するのに役立てることができる。

#### IV. 統合、協力、協調

真に先を見越した包括的 CMSP の取り組みには、連邦、州、部族、地方政府、地域統治機構の間の強力なパートナーシップが欠かせないだろう。CMSP の重要な利点の 1 つは、自機関の管轄水域内外の地域のための CMSP プロセスに参加することによって、自機関の目標をより広域の計画策定の取り組みと切れ目なく協調させる能力が改善される点である。多くの州政府及び地域統治機構は、すでに何らかの形で包括的海洋計画策定に加わっており、CMSP は、これらの取り組みに基づいて構築され、それらを組み込むことになるだろう。また、米国は、連邦政府によって認知されたアメリカ・インディアン及びアラスカ先住民の部族政府と、独自の法的関係性を有している。これらの部族政府、ハワイと米国の自治領及び米領の先住民族は、海洋領域と一体的なつながりを持っており、CMSP において重要な役割を果たすだろう。

米国は、海洋と五大湖で多くの国と国境を接しており、世界最大の排他的経済水域（EEZ）と広大な大陸棚を有している。CMSP の策定は、国務省及びその他の関連機関と協調して、他国と関与する機会を提供する。関連国際フォーラムでの意見及び決定は、適切な場合には、CMSP や CMS プランの策定において考慮すべきである。同様に、海洋問題に関わるさまざまな国際フォーラムにおいて米

州と部族がそれぞれの管轄域内外の区域のための CMSP プロセスに参加できることにより、以下の機会とインセンティブがもたらされる可能性がある。

- より良い資源管理または管轄境界を越えたプロセスに対処するために、連邦政府に働きかけ、情報提供する。
- 地域特有の関心事にとって意味のある方法で、地方及び地域の目標を定め、CMSP を策定及び実施する。
- 地域及び国家の計画策定の取組みとの統合により、地方の計画策定の目標を、活用、強化、拡大する。
- 州と部族の利益に影響を与える活動案に関する懸念に積極的に対処し、利用上の対立が悪化しないうちに最小限に抑える。
- 連邦政府からの支援を活用して、CMSP 能力の構築、CMSP データへのアクセスを行い、科学的、技術的、財政的支援を受ける。
- CMSP ポータルを通してデータにアクセスし、CMSP の取り組みのために開発、確立、維持管理されている科学的ツールを利用する。
- それぞれの機関を代表して決定及び誓約を行う権限を付与された代表者からなる地域計画策定組織に連邦政府が継続的に参加することを活かして、政策決定の統合と改善に役立てる。
- 海洋・沿岸・五大湖の問題に関して、明確で容易なアクセス・ポイントをすべての連邦機関に提供する。
- 規制の効率を高め、管理運営上の遅延を減らし、コスト削減を達成する。

国は指導的立場にあるので、このような組織での検討において、CMSP の中のテーマに関連する部分を紹介すべきである。

### V. 市民及び利害関係者の関与

政府のすべてのレベル間での調整と協力に加えて、市民及び利害関係者の強力な関与が、CMSP プロセスの成功に不可欠である。CMSP の本質の多目的性を考えると、人間による利用、計画対象地域への影響、そして将来に対する期待、利害及び要求をよりよく理解するためには、幅広い情報を得る多くの機会を保証することが極めて重要である。関連する問題と機会に対する相互及び共有の理解を強化するためには、CMSP の策定と実施を通じて幅広い利害関係者を含めることが必要であり、それによってプロセスとその結果をよりよく伝えることができる。

### VI. 沿岸・海洋空間計画の権限

連邦法規には時として、法規の目的を計画・実行する責務を機関に対して明確に与える権限付与の文言が入っている。さらに、連邦法規の中には、海洋・沿岸・五大湖の環境に関する計画を行う機関に、具体的な権限を与えるものもある。また、連邦機関及び省庁は、CMSP 実施のための法的根拠となる、多岐にわたる法令及び認可プログラムを管理運営する。これら法定の規制当局は、すでになされた最終決定を統制するだけでなく、政策決定のためのプロセスを統制することができる。(例えば、行政手続法 (Administrative Procedure Act) に基づく規則制定及び判定を通して統制する。) CMSP が想定するプロセス及び政策決定は、これらの法規の権限の下でそれに合致して実行されることになる。州、部族、地方の当局も、CMSP 実施のための多岐にわたる既存の権限を持つが、これは、地域間、地域内で異なるものになるだろう。この CMSP のための枠組みは、合意された方針及び目標をすべての機関に提供し、これらの権限の下での行動の指針を示すため、連邦、州、部族、地方の当局、及び、地域統治機構がそれぞれの権限を発揮するために、積極的かつ協力的に協働できるようなメカニズムを策定するためのものである。

特定の CMS プランの要素を取り込む機関または省庁の能力は、適用される法規の性質に応じてさまざまだろう。CMSP は、これら既存の法律や機関の権限を適用するためのよりよい枠組みを提供することを目的としているが、それらに優先することを目的とするものではない。いずれかの連邦機関について、既存の法的制約 (手続き上または実質的な制約) が特定された場合には、国家海洋会議 (NOC) がその機関と連携して必要かつ適切な法的解決または規制変更を評価することにより、その制約に対処する。暫定報告書では、各機関は既存の法的要求事項に従うが、できる限り最大限に自機関の行動と他のパートナーの行動を CMS プランに統合する努力をする必要があるとしている。

### VII. 沿岸・海洋空間計画の国家目標

CMSP が成功するためには、達成すべき所望の成果を定義づける明確で幅広い目標に基づかなければならない。米国における CMSP は、以下の目標を推進するために策定及び実施される。

1. 経済、商業、レクリエーション、保全、国土及び国家の安全保障、健康、安全、ならびに、福祉に貢献するものを含めた、海洋・沿岸・五大湖の持続可能で、安全、安心、効率的かつ生産的な利用を支援すること。
2. 国家の海洋・沿岸・五大湖の資源を保護、維持、修復し、回復力のある生態系と生態系サービスの持続的供給能力を確保すること。
3. 海洋・沿岸・五大湖へのパブリック・アクセスを提供及び維持すること。
4. 利用間の適合性を促進し、利用者間の対立と環境への影響を低減すること。
5. 政策決定及び規制プロセスの厳密性、一貫性、効率性、整合性を改善すること。
6. 海洋・沿岸・五大湖における新たな投資の計画や実施における確実性と予測可能性を向上させること。
7. 省庁間、政府間、国家間の情報伝達及び連携を促進すること。

### VIII. 沿岸・海洋空間計画の国家指針

CMSP の国家目標達成のために、計画策定作業は、以下の原則を指針として実施するものとする。

1. CMSP は、多数の持続可能な利用を促進する一方で、累積的影響に対処するための生態系に基づく管理アプローチを用いて、海洋・沿岸・五大湖の生態系の保護、健全性、維持、回復、復元を確実に実施すること。
2. 多数の既存の利用（商業的漁業、レクリエーションとしての釣り（recreational fishing）、ボート遊び、生活上の利用、海運、砂及び砂利の採取、石油及びガス操業など）と新たに生じる利用（沖合での再生可能エネルギー及び水産養殖など）の管理は、利用間の対立を減少させ、利用間の両立性、及び持続的な生態系機能及び生態系サービスとの両立性を促進し、経済的投資に対する確実性と予測可能性を向上させるような方法で行うこと。
3. CMSP 策定及び実施にあたっては、計画策定プロセスによって最も影響を受ける人々（あるいは潜在的に影響を受ける人々）及びサービスが行き渡らないコミュニティを含

## 省庁間海洋政策タスク・フォース最終報告書

む、パートナー、市民、利害関係者が、頻繁に、かつ透明性の高い方法で、幅広く包括的に参加できるようにすること。

4. CMSP は、地域、州、部族、地方レベルでの既存の海洋空間計画策定作業を考慮に入れ、それらの作業に基礎として進めること。
5. CMS プラン、ならびに、計画策定プロセスにおける代替案、トレードオフ、累積的影響、持続可能な利用の評価に用いられる基準及び方法は、明確に定められた目的に基づくこと。
6. CMS プランの策定、実施、評価には、自然科学、社会科学、及び関連する地方あるいは伝統的知見を含む、健全な科学及び利用可能な最善の情報を提供すること。
7. CMSP は、リオ宣言第 15 原則「深刻な、あるいは不可逆的な被害の恐れがある場合には、完全な科学的確実性の欠如が、環境悪化を防止するための費用対効果の大きい対策を延期する理由として使われてはならない。」に規定された予防アプローチを指針とすること。
8. CMSP は、地球規模の気候変動、海面上昇、海洋の酸性化と関連したものを含めた、環境条件及び影響の変化、新たな利用、科学・技術の進歩、政策変更に対応できるよう、順応的かつ柔軟であること。
9. CMSP の目的及び目的に向けての進捗状況を、規則的かつ体系的な方法で評価し、環境、経済、社会的に望まれる成果を確実に達成するように適応させること。
10. CMS プランの策定は、現在及び将来の需要を満たす柔軟性を含め、国土及び国家安全保障上の利害、エネルギー需要、外交政策における利害、緊急事態への対応及び準備計画と枠組み、ならびに、その他の国家戦略と協調し両立できること。
11. CMS プランは、海洋法条約で反映されたものを含めた慣習国際法、及び米国が締約している条約とその他の国際協定に従って実施されること。
12. CMS プランは、適用される連邦法及び州法、規制、及び大統領令に従って実施されること。

### IX. 沿岸・海洋空間計画の地理的適用範囲

米国における CMSP の計画区域の地理的適用範囲には、領海、EEZ、大陸棚が含まれる。また、計画区域の地理的適用範囲は、内陸へ向かって平均満潮線まで広がっている。五大湖の地理的範囲は、通常の高水位線から国際国境画定委員会によって管理されている米国とカ

## 省庁間海洋政策タスク・フォース最終報告書

ナダの国境線までの、湖底、底土、水柱、セント・クレア湖、及び湖間をつなぐ水路を含む。法律によって規定された個人所有の土地は、地理的適用範囲から除外される。

地理的適用範囲には、沿岸・五大湖の内湾及び河口が含まれる。沖合海域とこれらの地域の間には重要な生態学的、社会的、経済的関連性があるので、地理的適用範囲に内湾と河口を含めることが不可欠である。第4部のセクションXに記載する地域計画機関が適切と見なした場合には、さらに内陸の地域を計画区域に追加することができる。いずれにせよ、上流での活動と海洋・沿岸・五大湖の利用及び生態系の健康との間に重要な相互作用があることを説明するためには、内陸活動の検討が必要である。同様に、計画地域内の資源または活動に影響する可能性のある EEZ 及び大陸棚の外での活動に対しても検討する。

### 五大湖と CMSP

五大湖の資源は、米国の領海及びその他の沿岸地域とは異なる法、条約、地域政策によって、一部は統治されている。最も重要なのは、カナダとの五大湖水質協定（GLWQA）であり、かつ、各国に確約するさまざまな連邦法の下で、その協定を実施し、生態系に基づいた管理と予防アプローチを用いた五大湖の化学的、物理的、生物学的健全性を復元し維持することにある。しかし、米国の五大湖は、連邦政府規制当局の管轄であるが、五大湖の湖底にあるサブマージド・ランドは、完全に五大湖州の管轄下及び所有下にある。

五大湖における CMSP の作業は、GLWQA、及び、閣僚級五大湖省庁間タスク・フォース（Great Lakes Interagency Task Force）とその地域作業グループ、各界関係者参加型五大湖地域協力（Great Lakes Regional Collaboration）を設定した、大統領五大湖復元イニシアチブ（President's Great Lakes Restoration Initiative）及び大統領令 13340 号などのその他の五大湖イニシアチブ及び権限を補完し、かつそれらと密接に協調するものである。

### 陸上活動、及び、陸上活動と CMSP との関連性

米国における CMSP 区域の地理的適用範囲には、地域計画機関が高地地域を含めると決定しない限り高地地域は含まれないが、五大湖、米国の沿岸、海洋の健康及び福利は、主に、陸地、水域、大気、人的活動の相互関係の結果である。環境衛生及び環境サービス、海洋経済、商業、国土及び国家安全保障上の利害、ならびに、パブリック・アクセスを効果的に管理するには、陸上地域に関する計画策定作業と海洋・沿岸・五大湖の計画策定とを結び付ける必要がある。したがって、CMSP の成功は、最終的には、沿岸流域及びその他の寄与する陸上地域からの影響と、それらの地域での活動を考慮して、沿岸計画策定をよりよく統合することにかかっている。陸上流域計画策定の作業（五大湖復元イニシアチブ行動計画（Great Lakes Restoration Initiative Action Plan）など）は、各地域内で CMSP に情報を提供し、影響を及ぼす必要がある。同様に、陸上生態系に影響を及ぼす海洋・沿岸・五大湖での活動は、沿岸域管理法（Coastal Zone Management Act、CZMA）、水質汚濁防止法（Clean Water Act）、大気浄化法（Clean Air Act）、及び、その他関連する権限を含む、既存の州及び連邦政府プログ



## 省庁間海洋政策タスク・フォース最終報告書

ラムを用いて、CMSP の作業中に、検討及び計上する必要がある。CMSP の意図は、現行の任務とプログラムが CMSP の共通目標に向けてどのように相互作用しているかをよりよく理解し、かつ、そうすることで、よりよく協調し、そして適切な場合には、それらの全体的な利益を強化することにある。さらに、流域モニタリング、陸域観察活動、海洋・沿岸・五大湖観察システムを関連づけて、海陸境界にまたがる相互作用及び影響に関する必要な情報を提供する必要がある。

### X. 沿岸・海洋空間計画の策定及び実施

CMSP は、米国のさまざまな地域間の経済的、環境的、及び社会的側面の変動を考慮に入れるために、地域的アプローチを用いて策定、実施される。このセクションでは、地域的アプローチ、提言されるステップ、及び、CMSP の策定・実施に含まれるべき必須要素について述べる。

計画策定への既存の地域統治機構の関与があり得ることと組み合わせて、また、生態系に基づく視点から CMSP を実施することの重要性を前提として、CMSP を開始するための一貫性のある計画策定の規模は、大規模海洋生態系 (large marine ecosystem: LME) 規模<sup>7</sup>である。これらの広く認められている LME は、一貫した生態学的条件とその他の要因に基づいて定義されたものである。全体としては、北東部、中部大西洋、南大西洋、メキシコ湾岸、及び西海岸の地域統治機構の境界が LME 境界内にある。LME と一致したこの地域的アプローチは、五大湖、アラスカ州、太平洋諸島、及び、カリブ海にも適用される。したがって、CMSP のために、米国は、米国 EEZ 及び大陸棚の全体を確実に含め、既存の州または地域の海洋統治機関を含めることを考慮に入れるために、必要に応じて修正を加えた LME に基づく 9 つの地域計画区域に分割される。NOC は、これらの区域の地域 CMS プランの策定を促進する。

<sup>7</sup> 米国の海洋・沿岸水域は、以下の 11 箇所の LME の全部または一部を保持している。西部ベーリング海、東部ベーリング海、チュクチ海、ポーフォート海、アラスカ湾、カリフォルニア海流、メキシコ湾、米国南東部大陸棚、米国北東部大陸棚、太平洋・ハワイ諸島、及び、カリブ海。表示の都合上、52 ページの地図では、5 つのアラスカ LME を 1 つにまとめて図示している。大規模な淡水系として、五大湖は、通常は LME とは見なされないが、同様の規模の大規模な地域生態系を形成することから、この枠組みでは LME と見なす。LME の詳細については、以下を参照すること。 <http://www.lme.noaa.gov>.

大規模海洋生態系及び地域計画区域 (Large Marine Ecosystems and Regional Planning Areas)



地域計画機関

NOC は、州政府<sup>8</sup>、及び、アラスカ先住民の村を含む連邦政府によって認知された部族と協働して、地域 CMS プラン策定のために、地域計画区域と一致する地域計画機関を作る。9 つの地域計画機関の各々の構成員は、連邦政府、州政府及び部族の、当該地域の CMSP に関連する管轄官庁（資源管理（沿岸域管理及び漁業管理を含む）、科学、国土及び国家安全保障、運輸、公衆衛生など）からなる。構成員は、プロセスを通して決定を行い責任を果たすことができるように、それぞれの管理機関内で適切なレベルの責任を持つ人とする。各地域計画機関は連邦及びその他の共同代表者を特定する。<sup>9</sup> 適切な州政府及び部族の代表者は、第 4 部のセクション XVI で NOC によって記載された代表者のタイプと合致させて、該当する州政府及び部族によって決定される。地域計画機関は、CMSP に関連する管轄責任または利害を持つ他の先住共同体代表者を関与させるメカニズムを定め、また、CMSP プロセスを通じて適切な地方政府と調整を行う。

<sup>8</sup> 本枠組みでは、「州政府」には、プエルトリコ、米領バージン諸島、グアム、北マリアナ諸島、米領サモアも含むこととする。

<sup>9</sup> 各地域計画機関は連邦政府の共同代表者 1 名、州政府の共同代表者 1 名、該当する場合には部族の共同代表者 1 名を含むこととする。共同代表者は CMSP プロセスの適切な進捗の指導や促進に責任を有するが、最終決定を行う権限はない。

## 省庁間海洋政策タスク・フォース最終報告書

さらに地域計画機関は、マグナソンスティープンス漁業保存管理法（「マグナソンスティープンス法」）の下での独自の法的責任及び漁業管理における準規制的役割を有する漁業関連問題について、自身の地域における地域漁業管理委員会（Regional Fishery Management Council）との協議のための正式なメカニズムを定める。<sup>10</sup> NOC はこれらの協議プロセスの要件を満たすための地域計画機関に対する指針を作成して、地域間の整合性を確保する。今後、他の法的に委任されたグループまたは準規制的なグループが特定された場合、NOC はそれらのグループに対して正式の協議メカニズムを定めるべきかを判断し、必要な場合には、かかるプロセスの制定のための地域計画機関に対する指針を提示する。

各地域計画機関<sup>11</sup> は、地域計画を含む分野横断的な問題への対処のために、州政府によって作られた、または州政府を含む、既存の地域統治機構を理想的には通して、またはその一環として、地域内の全州から代表者を確保するよう、あらゆる努力をすべきである。各地域計画機関の計画区域の外側で行われる活動が、その区域での CMSP の決定に影響を及ぼす可能性がある場合には、地域間の一貫性を統合し強化する助けとなるように、これらの機関における職権上の構成員を、隣接する沿岸州に拡大することができる。内陸州も、地域計画機関によって適切であると決定された場合には、職権上の構成員となることができる。また、米国は、海域の国境を他国（カナダ、メキシコなど）と共有しているため、それらの各区域の地域計画機関には、これらの国からの代表者またはオブザーバが参加する場合がある。

### 提案された9つの地域計画区域及びそれらに対応する最小限の州代表

1. アラスカノ北極地域：アラスカ州
2. カリブ海地域：プエルトリコ及び米領バージニア諸島
3. 五大湖地域：イリノイ州、インディアナ州、ミシガン州、ミネソタ州、ニューヨーク州、オハイオ州、ペンシルバニア州、ウィスコンシン州
4. メキシコ湾地域：アラバマ州、フロリダ州、ルイジアナ州、ミシシッピ州、テキサス州
5. 中部大西洋地域：デラウェア州、メリーランド州、ニュージャージー州、ニューヨーク州、ペンシルバニア州、バージニア州
6. 北東部地域：コネチカット州、メイン州、マサチューセッツ州、ニューハンプシャー州、ロードアイランド州、バーモント州
7. 太平洋諸島地域：ハワイ州、北マリアナ諸島、米領サモア、グアム
8. 南大西洋地域：フロリダ州、ジョージア州、ノースカロライナ州、サウスカロライナ州
9. 西海岸地域：カリフォルニア州、オレゴン州、ワシントン州

<sup>10</sup> 五大湖地域には地域漁業管理協議会はないが、五大湖地域計画機関は場合に応じて、五大湖漁業委員会及びその他の関係する組織と協働すべきである。

<sup>11</sup> タスク・フォースは、部分的に、存在する場合には既存の地域統治機構の構成員に基づいて、9つの地域計画区域の州構成員を基本として構成したが、以下は例外である。ペンシルバニア州は、規定された地理的適用範囲の下、CMSP 地域計画区域に含まれるデラウェア川に海岸線を持つため、五大湖地域の他に、中部大西洋地域計画区域にも加えられた。



## 省庁間海洋政策タスク・フォース最終報告書

さらに、小地域の計画を作成するという柔軟性がある。これらの計画は全体的な地域 CMP プランに含まれ、地域計画機関が監督する。地域的な広さと国際日付変更線をまたぐ地域全体にわたる資源の調整には物流上の制約があること、及びアラスカ／北極地域に含まれる LME が複数であることに鑑みて、この構成はアラスカ／北極、及び太平洋諸島の地域において特に有用となりうる。

### CMSP 策定協定

各地域計画機関の構成員（「パートナー」）は、CMSP 策定協定を作成及び実行し、そのモデルは、第 4 部のセクション XVI で説明するように NOC が策定する。策定協定は、協力的に CMSP に参加して最終的な CMS プランを策定する明確な誓約であり、パートナーそれぞれの地域計画機関の構成員を特定し、パートナーの基本原則、役割、責任を定義するものである。

### 紛争解決プロセス

CMSP は、CMS プランの策定または修正の際に、及び NOC 認定の CMS プランの解釈において、地域計画機関の構成員の意見が一致しなかった場合に対立を解決するプロセスを提供する。NOC は、地域間での整合性を確保するために、暫定報告書で特定された統治調整委員会（Governance Coordinating Committee: GCC）と連携して、このプロセスを策定する。このプロセスは、ほとんどの紛争が地域レベルで確実に解決できるように策定される。対立が地域レベルで解決できない場合には、すでに概説した NOC 解決プロセスを通して、地域計画機関の代表が、問題を NOC に上げて解決を図る。かかる対立が、連邦の構成員と他の構成員の地域レベルでの紛争を反映している場合には、NOC はこのプロセスの一環として GCC と協議する。特定の機関の、その法的権限に従う決定に関する紛争には、その権限またはその他の関連する権限（例えば行政手続法）に基づいて提供されるさまざまな手続き及びメカニズムを通じて対処する。

### 作業計画

各地域計画機関は、CMSP 及び CMS プラン策定（すべての必須要素を含む）のための合意済みのプロセスを記述し、鍵となるマイルストーンを確立し、資源を特定し、期限を特定し、以下に定義された計画プロセスに必要な必須要素に対処する正式な地域作業プランを策定する。作業プランは、その地域の特有の状況（例えば、地域に既存の州プランがある場合）を柔軟に考慮することを認める。さらに各作業プランには、当該地域内の RFMC を参加させる正式な協議メカニズム、及び先住共同体代表者を参加させるメカニズムを明記する。また作業プランは、地域計画機関が適切な地方政府と調整する方法も説明すべきである。NOC は、実施に先立って各地域作業プランを審査・承認する。

### CMSP プロセスの必須要素

#### CMSP プロセスの必須要素

- 地域目的を特定すること
- プロセスを通して計画の方向付けに役立つ既存の取り組みを特定すること
- プロセスを通して要所で利害関係者及び市民を参加させること
- 科学者、技術者、及びその他の専門家に助言を求めること
- データ、利用、サービス、影響を分析すること
- 将来の空間管理シナリオの代替案及びトレードオフを策定及び評価すること
- 環境影響評価書を支持する CMS プランのドラフトを作成し、パブリック・コメントのために公開すること
- 最終的な CMS プランを作り、NOC 審査のために提出すること
- NOC に認定された CMS プランを実施、モニタリング、評価、(必要ならば)修正すること

CMSP プロセスは、最終的に、包括的、多分野、かつ多目的の CMS プランの策定につながる一連のステップからなる。CMSP プロセスは、地域間及び地域内での最適な柔軟性を想定しているが、以下の必須要素、及びパートナーがそれらの要素の達成をどのように計画するかについては、地域をまたいで、ある程度の国内での一貫性を確保するために、作業プランで対処する必要がある。このプロセスは順応的であり、地域が CMSP の経験を積むにつれ改良される。

- **地域目的を特定する**：各地域は、明確な方向性、成果、及び完了までの期限を提供する一連の具体的で測定可能な地域目的を規定し、それに合意する。これらの地域目的は、本枠組みにおいて特定された国家目標及び方針、ならびに、NOC が CMSP のために明確に示したあらゆる国家目的との一貫性を保つ。これらの目標は、意図と行動の必要性の表明として機能し、生態系に基づいた包括的かつ統合的な CMS プランの計画プロセス及び最終的な策定の指針となる。
- **プロセスを通して計画の方向付けに役立つ既存の取り組みを特定する**：地域計画機関は、既存の作業に基づいて地域プランを構築できる既存の取り組み（州及び連邦の海洋プラン、データ管理の取り組み、CMSP 決定結果など）を特定する。この作業を活用、拡大することにより、既存及び進行中の取り組みに対する重複または妨害なしに、全体として地域を前進させる、より有機的かつ全体論的なアプローチが可能になるようにすべきである。これらの既存の取り組みには、地域全体に及ぶもの、州に焦点を当てたもの、あるいは、比較的場

## 省庁間海洋政策タスク・フォース最終報告書

所に特化した海洋空間計画または取り組み（例、五大湖回復イニシアチブ行動計画（Great Lakes Restoration Initiative Action Plan）、マサチューセッツ海洋プラン（Massachusetts Ocean Plan）、ロードアイランド海洋特別区域管理プラン（Rhode Island Ocean Special Area Management Plan）、国家海洋保全区域管理プラン（National Marine Sanctuary management plans）など）、また、必要に応じて、CMSP のアプローチ及び方針のいくつかの側面を組み込もうと努める、問題に特化したプラン（海洋エネルギー及び漁業管理プランなど）が含まれる。

- **プロセスを通して要所で利害関係者及び市民を参加させる**：地域計画機関は、策定、採択、実施、評価、適応のフェーズを含む CMSP プロセスのすべてのフェーズを通して、利害関係者の頻繁かつ継続的な参加を保証する。すべての懸念及び考えをより確実に考慮するために、計画プロセスに最も影響を受ける（あるいは影響を受ける可能性がある）利害関係者の参加を重視すべきである。また、社会的不利益者層を確実に含むように配慮すべきである。地域は、社会的、文化的、経済的、環境上、レクリエーション上、人間の健康及び安全保障上の主な利害のバランスを取って、利害関係者の参加のための包括的で透明性のあるプロセスを設立する（該当する場合には既存の機関を活用して）。地域計画機関は、意見及び要求に関する既存の文書を含め、地域または州の CMSP の取り組みに対して以前に利害関係者が提供した意見も特定すべきである。利害関係者及び市民の参加が、多様でしっかりとした参加メカニズムを通じて追及される。それにはワークショップ、市民集会、公聴会、パブリック・コメント・プロセス、及びその他の適切な方法が含まれるが、それに限らない。利害関係者及び市民の関与は、適用される法令の下での公示及び市民参加に対する既存の要求事項と一貫性を保つ。さらに地域計画機関は、法令によって認められる範囲で最大限の透明性、参加及び協力をもって運営される。NOC はかかる運営手続きに関する指針を提示する。この指針には市民及び利害関係者の効果的な参加を保証し、多様な意見を奨励し、CMSP プロセスの説明責任に寄与する方法（例、市民集会、文書の公開、適時の公告）が含まれる。
- **科学者、技術者、及びその他の専門家に助言を求める**：地域計画機関は、健全な科学及び利用可能な最善の情報に基づいて CMSP を実施するために、プロセスを通して、沿岸・海洋科学及びその他の関連する分野における科学者、技術的専門家、及び伝統的知見または専門知識を有する人々に助言を求める。この目的達成のため、地域計画機関は自身が関連情報を取得することを保証する、地域的な科学的関与及び協議のメカニズムを定める。かかる協議は、地域の科学的及び技術的な官民連携という形を取りうる。さらに、地域計画機関は、地域海洋観察組織、及び物理学、生物学、生態学、社会科学の専門的な関連知識を持つその他の組織と協働する。科学的関与及び協議のメカニズムは、CMS プランの策定、実施及び評価フェーズを通して、地域計画機関を科学的及び技術的に監督及び支持する。
- **データ、利用、サービス、影響を分析する**：科学及び技術の専門家からの支援を受けて、地域計画機関は、以下を調査、評価、予測、及び分析する。

## 省庁間海洋政策タスク・フォース最終報告書

- 変動する条件への対応を含め、計画区域で生じる重要な物理的及び生態学的なパターン及びプロセス（例、基本的な生息場所の分布、重要な生息場所の機能など）
- NOC によって提供される国家指針と一貫する、地域で策定された評価及び優先順位付けの方法を用いた、計画区域内の生態学的条件、相対的な生態学的重要性、または区域の価値
- 地域における海洋・沿岸・五大湖の利用の、経済及び環境上の利益及び影響
- 計画区域内外の隣接地域を含めた、地域生態系内及び地域生態系間の関係性とながり、及び今後予測される人的利用がそれらの関係に及ぼす影響
- 区域における現在及び新規の海洋利用の空間分布、及びそれらの利用間の対立と両立性
- 区域内の重要な生態系サービス、及び、人的利用、自然災害、地球規模の気候変動の影響に対する生態系サービスの脆弱性または回復力
- 既存の場所に基づいた管理方法及び管理当局の寄与
- 既存及び新規の海洋・沿岸・五大湖の利用の将来的な要求事項

この分析は、「CMS プランの必須要素」のセクションで後述する地域アセスメントの根幹を形成する。地域計画機関は、既存のアプローチ及び取り組みを特定して活用することで、情報を収集し、そして、データと情報のギャップの存在する場所、及びアセスメント、予測、及び分析でなされた仮定を明確に特定して情報及びデータの不足を「補完」する。

- **将来の空間管理シナリオの代替案及びトレードオフの策定及び評価**：地域計画機関は、現在、新規、及び提案段階の人的利用、生態系の状態、生態系サービスに関して収集された情報に基づいて、将来の空間管理シナリオの多岐にわたる代替案を特定する。比較分析によって、人的利用に関する複数の代替案の間のトレードオフ、累積的影響、利益を評価、予測、及び分析する。代替案とそれを支持する分析は、CMS プランのドラフトの基盤となる。
- **関係する環境影響解析書と共に CMS プランのドラフトを作成しパブリック・コメントのために公開する**：代替案を含め、CMS プランのドラフト及びそれを支持する環境影響解析を完了すると、地域計画機関は、適切な公開審査及びパブリック・コメントを行うためにそれらを公開する。CMS プラン策定中及び CMS プランの最終版の正式採択前に、地域計画機関は、進行中の問題及び地域協調へ対処するための CMSP の取り組み及び協定を柔軟に進める。これらの協定は、CMS プランの最終版の一部になる可能性があることが認識されている。CMS プランのドラフト作成において、地域計画機関は、このセクションで上述したように、NOC によって策定されたプロセスを用いて、紛争を解決する。
- **CMS プランの最終版を作り、NOC 審査のために提出する**：計画のドラフト及び代替案の公開審査に基づいて、地域計画機関は、CMS プランの最終版と、以下のセクション（計画の必須要素）で詳述する要素を含む環境影響解析を策定する。地域計画機関は、第 4 部のセク

## 省庁間海洋政策タスク・フォース最終報告書

ション XII で述べるように、国内での一貫性の認証のために CMS プランの最終版を NOC に提出する。30 日間の公示の目的で CMS プランの最終版を公開するまでは、NOC による認定はなされない。これらの CMS プランは、反復型であるよう意図されており、以下に述べる順応のプロセスを通して修正することが期待される。

- **NOC 認定 CMS プランを実施、モニタリング、評価、(必要ならば) 修正する**：地域計画機関は、CMS プランの有効性をモニタリングし評価する責任を継続して有する。地域計画機関は、必要に応じて、生態学的、経済的、人間の健康上、安全面、安全保障上、または、社会的な条件及び情報における関連のある変化に基づいて、CMS プランを順応させる。実施中、各地域は、新たなデータ及び科学的発見を統合して、地域目的及びそれぞれの目標を改良する。海洋・沿岸・五大湖の環境及び利用を観察しモニタリングするための新たな技術が策定された場合には、地域 CMSP のモニタリング及び評価の取り組みに適用することを検討する。

### CMS プランの必須要素

**CMS プランの必須要素**

- 計画策定区域の地域的概観と範囲
- 規制の状況
- 地域アセスメント
- CMSP の目的、戦略、方法、メカニズム
- 遵守のメカニズム
- モニタリング及び評価メカニズム
- 紛争解決プロセスの設置

CMS プランは、各地域に特有の具体的な需要、能力、問題に応じ、地域によって異なると予測される。完成した CMS プランは、地域をまたいだ国内での一貫性を確保して NOC による認証を受けるために、以下の必須要素を含む。科学的データ、情報、知見、及び、関連する従来知見が、これらの必須要素の各々の根拠となる。

- **計画区域の地域的概観と適用範囲**：CMS プランには、計画区域の地域的概観を含む。この概観には、計画区域の生態系及び生態系の生物学的、化学的、物理的環境、社会的、レクリエーション上、人間の健康上、安全上、安全保障上、及び経済的な利用、ならびに重要な生



## 省庁間海洋政策タスク・フォース最終報告書

息場所、植物相、動物相の特定を含む生態学的及び保全上の検討事項、及びその地域のその他の懸案事項の記載が含まれる。この地域的概観は、CMS プランが、国家政策、CMPS 国家目標及び方針、NOC によって策定されたあらゆる国家目的、地域目的、及び、その他の関連する国家、地域、州などの政策との関連及びそれを推進する方法について述べる。CMS プランは、計画区域の地理的適用範囲も規定する。

- **規制の状況**：CMS プランは、すべてのレベルの政府の法規、規則、規制の中で CMSP 実施に関連するものについて述べている。また、適切な場合には、地域 CMS プランに依存するか、または、一部として組み込まれる可能性がある主要な既存の計画プロセス（例、五大湖回復イニシアチブ行動計画（Great Lakes Restoration Initiative Action Plan）、州海洋空間計画（State marine spatial plans）など）についても記述する。
- **地域アセスメント**：CMS プランは、このプランが対象とする沿岸・海洋・五大湖地域の現在及び将来予測される状況、利用、及び特徴を記述した、環境的、社会的、経済的、及び、その他の必要なデータ及び知見に基づく、地域アセスメントを含む。この地域アセスメントには、計画区域の関連する生物学的、化学的、生態学的、物理的、文化的及び、歴史的な特徴、生態学的に重要あるいは脆弱な種／生息環境／生態系、及び、人間の活動場所が含まれる。このアセスメントにはまた、生態学的条件または健康と累積的リスクの分析、及び累積的影響の予測及びモデルが含まれる。地域アセスメントは、計画プロセスの間に得られた情報及び実施された分析、ならびに、管理上の決定とプラン代替案の作成のためのそれらの活用方法について説明する。
- **CMSP の目的、戦略、方法、メカニズム**：このセクションでは、地域のための CMSP の地域目的と、戦略、方法、メカニズムの案について述べる。それらにより、分析、選択肢の評価、及び CMS プランでなされる結論の根拠が提供される。また、適切な規模での保全及び利用の空間的な決定について述べ、必要な視覚表現を含む。CMS プランでは、利用間の対立への対処を含め、統合的または協調的な意思決定のための戦略、方法、及び、メカニズムを記述する。CMS プランは、プランの優先度及び目的との一貫性について、個々のパートナー及び共同での意思決定を確実に審査するメカニズムを含め、実施を進めるための継続的なプロセスをさらに記述する。CMS プランは、利害関係者及び市民に対して継続的に参加の機会が与えられることについて記述する。災害、非常事態、及びそれらに類似した出来事への準備及び対処に関する活動及び事業に対応するのに必要な柔軟性をもたらす。また、CMS プランは、変化及び修正を求めるために、地域プロセスの検討も行う。
- **遵守のメカニズム**：CMS プランは、意思決定者間の協調及び協力を強化し、CMS プランの実施及び執行に用いられるそれぞれの既存の法律及び規制についての各機関の解釈及び適用に一貫性が保たれるようにするメカニズムを特定する。
- **モニタリング及び評価メカニズム**：CMS プランは、CMS プランの有効性を評価して、検討する必要がある場所と時期を特定するための、報告メカニズムを含むモニタリング及び評価メ

## 省庁間海洋政策タスク・フォース最終報告書

カニズムを明記する。モニタリング及び評価の一部として、地域計画機関は、地域が国家及び地域の目的及び目標を満たしているかどうかを評価するために用いられる一通りの明確な地域の実績指標を規定する。さらに、地域計画機関は、CMS プランに情報を提供するために、経済的、生態学的、社会的視点から管理行動の影響を評価する地域生態系アセスメントの定期的な実施に参加する。モニタリング及び評価は、NOC により提供される国家指針と一貫性を保って、元々の地域アセスメントを受け継いで、それに基づいて構築される。

- **紛争解決プロセスの設置**：CMS プランは、第 4 部のセクション X に説明されている紛争解決プロセスを組み入れる。

### XI. 計画策定プロセスの本質及び国家海洋会議認定の沿岸・海洋空間プラン

CMSP は連邦、州、部族及び地域の組織、関係者及び市民に、共通の目標、指針及び適用される法的権限に基づき、複数の持続可能な利用をよりよく管理し、対立を解決し、海洋、沿岸及び五大湖の生態系に基づく管理を支援するための、有意義な場の提供を意図したものである。この方法で、地域や国の目的、目標及び指針が、単一の、包括的で統合されたプロセスによって検討することができる。これに成功するには、CMSP の成果が、連邦、州、部族、地方及び地域の組織、関係者及び市民がこれらの領域の利用と保全に参加する形で、意味のある改善に結び付かなければならない。

この枠組みの目標は、包括的で統合され、柔軟で先行きを見通した、生態系に基づく CMSP に近付くことだが、すぐに実現できることではない。CMSP は、プロセスが前進するにつれて間違いなく生じると考えられる無数の複雑さと問題に対処する時間的余裕を見ながら、慎重に開始し展開しなければならない。さらに、この枠組みは、州、部族、連邦及び地域の連携した取り組みに関するインセンティブ及び利益のいくつかを特定し、全面的に調整された計画プロセスを念頭に置いているが、具体的に各地域で CMSP を展開、実施する方法についての決定には、大幅な柔軟性がある。特定の州または部族が、CMS プランの策定または実施に参加しないと選択した場合にも、CMS プランの策定または実施は継続する。このような場合、完全に統合された CMS プランとはならないので最善ではないが、参加するパートナー間で調整された計画の利益を考えれば、その完成には意味がある。

CMS プランの策定及び実施は反復のプロセスであり、最初の 5 年間に包括的、他分野、かつ多目的のプランができる。各地域は CMSP に対して、さまざまな推進力と能力を持っているが、地域は、当初の策定と実施の諸段階の優先順位付けを選択することができる。CMSP は利用上の多くの対立の解決を支援すべきだが、すべての対立が解決されると想像するのは現実的ではない。さらに、パートナーは、特定の時点で CMS プランにある種の問題を含めず、むしろそれらの問題を確認し、反復される CMSP プロセスの一部として、いかに当事者たちがそれらに関する作業を継続するかを表明することに同意する場合もある。かかる問題は、データのギャップが埋ま

## 省庁間海洋政策タスク・フォース最終報告書

り、新情報が明らかになり、あるいは州または連邦の法的権限が制定、変更、または更新されてから解決する場合もある。

CMSP が有効であり、全体的にプラスの影響を持つことを保証するためには、CMSP に参加する各パートナーは、誠意を持って以下の事項に責任を持つ必要がある。(1) 各パートナーは互いに異なる権限や、十分に対処しなければならない定められた任務目的を持っていることがあることを認識した、CMS プランの策定と実施に結び付く、協力的で開かれていて透明な CMSP プロセス。(2) 国家政策、国の CMSP 目標、目的及び方針、及び地域の CMSP の目的への配慮が、既存の法律、規則、その他の権限、そして緊急時対応及び国土と国家の安全保障活動の必要性と合致した、すべてのパートナーの意思決定プロセスに組み入れられることの保証。(3) 共同での計画プロセスでは解決できない懸案及び問題を、迅速、合理的かつ公正に解決することを可能にする紛争解決プロセス。

CMS プランへの署名は、適用される法律、規則及びその他の権限の範囲内で、かつ重要な緊急時対応及び国土と国家の安全保障活動の必要性を尊重して、CMS プランに基づいた行動をするとの、パートナーによる明示的な誓約である。したがって、州及び連邦の規制当局は既存の法的義務と矛盾しない限り、例えば、改善された、より効率的な許可制度、環境審査、及び CMS プランにおいて特定されたその他の意思決定のプロセスを順守する。CMS プランに関係するプログラムを持つ州及び連邦の当局は、裁量支出（補助金、共同契約など）を含むそれぞれの活動が、可能な限り CMS プランを順守することを保証するために、適時にプログラムを再検討し、必要に応じてプログラムを修正する。また、州及び連邦の機関は、現行法に合致した形で、CMS プランの関係する要素を進行中の業務または活動に正式に組み入れることが期待される。これはさまざまな方法で実施することができる。例えば、許可審査及び意思決定のプロセスを調整または統一するために、政府機関は覚書（MOU）を締結することができる。既存の規則または法律上の要件により、CMS プランを全面的に実施する機関の能力に制約が課される場合、その機関は場合に応じて、CMS プランの全面的な実施のために規則または法律の変更を求める。

### CMSP と既存の権限との関係

本枠組みに基づく CMSP は、NOC または地域計画機関に、既存の連邦、州または部族の権限に優先する、新たなまたは独立した法的権限を付与しない。むしろ NOC は、CMSP の策定を促進し、ボトムアップの、柔軟な、地域に基づく CMS プランを策定、実施する国家的状況と指針を提供する。地域計画機関は、既存の権限の実施責任を負う連邦、州及び部族の代表から構成される招集及び計画機関として機能し、既存の権限をよりよく適用してプロセス及び最終的なプランを作成し、合意された地域の目標と目的を達成する。

CMS プランはそれ自体では規制的なものではなく、必ずしも最終的な機関の意思決定ではない。しかし CMS プランの目的は、諸機関の意思決定の指針となることであり、諸機関は第 4 部のセクション XIV に記されている通り、可能な範囲で既存の権限と合致した CMS プランの最終版を順守する。CMS プランの順守及び実施は、地域計画機関のメンバーがそれぞれの法的権



## 省庁間海洋政策タスク・フォース最終報告書

限、要件、プロセス、及び CMSP の状況でそれらをよりよく適用する方法を率直に議論した、多年にわたる計画プロセスの結果である。CMS プランが承認されると、連邦、州、及び部族の権限はそれぞれの法的権限を通じて実施する。したがって、例えば州が許可する決定は、NOC や地域計画機関あるいはその他のメンバーではなく、関係する州の機関の権限内の決定であり、その機関の責任である。また、すでに説明したように、個々の機関による、その法的権限に基づく決定に関する紛争には、その権限またはその他の関係する権限（例えば行政手続法など）のもとで利用可能なさまざまな手続き及びメカニズムを通して対処する。

CMSP と既存の権限との関係の可能性の 1 つの例は、CZMA の適用における連邦政府の整合化の問題である。複数の連邦の機関及び州が 1 つの CMS プランに関係しているので、その CMS プランを採択する時、連邦の機関は CZMA の審査の実施方法を決定する必要がある。例えば、CMS プランの策定のために州が連邦の機関と協働する場合、その CMS プランは、それが州の CZMA プログラムの実施可能な政策と、可能な範囲で最大限に合致することを保証する措置を含むことができる。関係する州は、合意された地域の CMSP の目的を達成するため、州の実施可能な政策の変更の可能性を検討することができる。また CMS プランは、いくつかの活動にとって CZMA の審査が必要でなくなるように、CZMA の連邦政府の整合化による行政効率を含む場合もある。最終的に、州が連邦に承認された CZMA プログラムに CMS プランを組み入れる場合、CZMA の連邦政府の整合化審査の必要がない可能性が高い。

### *CMSP と既存の地域組織との関係*

すでに言及したように、地域計画機関は、既存の地域統治機構による取り組みに基づいて構築される。地域計画機関は NOC 及び GCC と連携して、海洋、沿岸及び五大湖の資源の管理及び規制に明確な役割を持つ、法定または準規制的な機関を持つ組織を参加させるための、正式なメカニズムまたは協議プロセスを定める。特に、セクション X ですでに議論したように、RFMC との協議のための正式なメカニズムが CMSP プロセスに組み入れられる。さらに、地域計画機関は、場合に応じて港湾安全委員会、地域水棲有害生物種パネル（Regional Aquatic Nuisance Species Panels）、地域海洋安全保障委員会（Area Maritime Security Committee）などの、その他の既存の地域の組織や機関と調整を行う。

### *CMSP と既存のプラン及びプロジェクトとの関係*

CMSP は、海洋、沿岸及び五大湖の環境またはその利用に関係した既存の、または保留中の計画またはプロジェクトを遅らせること、または止めることを意図していない。しかし、かかる計画及びプロジェクトに関する意思決定に責任を持つ人は、今後の決定において、現行法のもとで可能な限り、国の CMSP の目標と方針、国の政策、及び特定された国や地域の CMSP の目的を考慮することを期待される。NOC の認定を受けて CMS プランがいったん発効した際には、保留中の許可またはその他の申請を持つプロジェクトの不当な混乱または遅れを避けるために、CMS

プランの実施は段階的になされる。NOC は、この段階的なアプローチの最善の実施方法についての追加指針を提示する。

## XII. 国家における整合性

### *国家における整合性に対する NOC による認証*

NOC は各地域の CMS プランを、国家政策、この枠組みにおいて提示されている CMSP の目標と方針、国の目的、実績指標、または NOC が表明した指針、及びその他の関係する国の優先事項との整合性を保証するために審査をする。NOC による審査では、CMS プランが、この枠組みに記されているすべての必須要素を含んでいることを確認する。また、NOC は地域の境界にまたがる問題に関して、その CMS プランの隣接地域の CMS プランとの両立性も検討する。30 日間の公示のために CMS プランの最終版を公開するまでは、NOC による認定はなされない。NOC は、CMS プランの受領から 6 カ月以内に認定について審査し決定を下す。地域 CMS プランが認定要件を満たさない場合、NOC は地域計画機関と協力して、その CMS プランの問題点に対応し、CMS プランの要件を満たす部分の承認を可能にする。NOC が認定をした場合には、その CMS プランを採択した決定文書が、州の高官（知事など）、場合に応じて部族代表、及び地域計画機関に加わっていた連邦機関の高官によって署名される。パートナーによって署名された時点で、その CMS プランは「有効」と見なされ、実施が開始される。<sup>12</sup>

### *国の CMSP の目的、実績指標及び指針*

NOC は国の目的、成果に基づく国の実績指標、及び CMS プランの策定及び実施における国の整合性を推進するための指針を設定する。CMSP の意図は部門間の統合なので、NOC は一連の国の目的を作成する。これらには、経済、保全、安全保障及び社会に関係する目的が含まれる。また、NOC は国の CMSP の目的の実現に向けての進展を評価、監視、及び報告するための、国の実績指標も作成する。「CMSP プロセスの必須要素」及び「計画の必須要素」に記されているように、地域計画機関は地域の CMSP プロセスの一環として、地域固有の目的及び、それに関連する実績指標を作成する。地域計画機関によって作成された地域実績指標は、定められた CMS プランの目的に向けての向上を追跡するために使われる。地域の指標と目的は、国全体で定められた目的と指標に合致したものとする。

地域と国の実績指標は、CMSP プロセスにおいて定められた、国と地域の目的に直接的に関係すべきである。実績指標は、CMS プランの保全目的及び社会経済的目的の両方を査定する。保全の指標には、在来種の多様性と豊富さ、生息地の多様性と相互接続性、及び主要種（生態系の構成と機能を推進することが知られている種）の状況など、生態系の健全さの指標などが含まれる

<sup>12</sup> NOC が計画を認定しなかった場合、NOC は地域計画機関にその決定の具体的な理由を提示する。その後、地域計画機関は NOC の理由に対処し計画を再提出する機会を引き続き与えられる。

## 省庁間海洋政策タスク・フォース最終報告書

がそれに限定されない。さらに、社会経済的指標が作成され、それには営利の漁獲活動及びレクリエーションとしての釣り、水産養殖、沖合エネルギー、レクリエーション日の日数、規制プロセスを実施するための許可申請に必要な時間などの、経済的価値、経済部門の生産性などが含まれるが、それに限定されない。実績指標は、結果を立証する手段を提供し、関係者、一般市民、及び政策決定者に対して CMSP プロセスの説明責任を果たす手段となる。

NOC は、費用効果的であり、判定可能であり、説明可能であり、理論に基づいており、応答性があり、具体的であることを保証するために、地域計画機関と協力して、地域の目的及びそれに伴う実績指標に対する指針を作成する。NOC は、全国的に適用可能な共通の評価尺度を提供するため、これらの生態学的で社会経済的アプローチに対する一貫した指針、及びこれらの取り組みにおいて地域計画機関を支援するためのツールを開発する。これにより地域計画機関は、地域的に意味のある目的と指標を開発する独立性と柔軟性を与えられることが保証される一方で、地域的な指標と報告の、国の CMSP 実績制度との整合性も確保される。

### XIII. 国際法との整合性

CMS プランは、海洋法条約及び米国が締結しているその他の条約や国際協定に反映されているものを含む、慣習国際法に基づき実施される。CMS プランの策定及び実施の海側の基線は、米国がその権利と管轄権を行使し、その領海、EEZ 及び大陸棚における義務を履行する範囲と整合するものとする。CMS プランは、航行の権利と自由に関するものを含む、国際法に基づく米国の権利、義務及び管轄権を変更しない。本文書、または本文書に基づき作成された CMS プランの何ものも、国際法の意味及び適用性に関する、個人的な訴権、またはその他の実施可能な個人の法的権利を生み出さない。

### XIV. 国家海洋会議認定の沿岸・海洋空間プランの順守

署名者及びすべての NOC メンバー機関は、その既存の法律及び規制上の権限の範囲内で、NOC 認定の CMS プランを順守する。署名者が、認定 CMS プランを実質的に順守しない行動を意図した場合、署名者は地域計画機関及び NOC に、非順守を正当化する理由（新しい法律上の要件など）を含む、事前の通知をする必要がある。CMS プランの署名者及び NOC は定期的に、NOC 認定の CMS プランからの逸脱を必要とする理由を審査し、場合に応じて、CMS プランの修正または基礎となる法律及び規制の変更を含む、今後の逸脱を最小限にするための提言を作成する。CMS プランの機関による解釈に関する紛争は、上述の通り、NOC によって開発された紛争解決プロセスに基づき解決される。

機関は可能な範囲で、自身の規則の中に、CMS プランの諸要素を組み入れることができる。CMSP の順守は、連邦や州の機関、部族政府を通じて、既存の法律及び規制に合致する範囲で CMS プランを自身の事前計画、計画及び許可のプロセスに組み入れて、達成される。CMS プラ

## 省庁間海洋政策タスク・フォース最終報告書

ンの署名者は定期的にこのプロセスを審査し、法的な制約が特定される場合には、立法上での解決または規則の変更が必要かつ適切であるか否かを査定するために NOC と協力することを含め、これらの制約の是正を試みる。

CMSP のプロセスの有効性はある部分、第三者の活動が関連する法律及び規制に準拠することを保証する、連邦、州及び部族の当局の意欲と能力に依存する。適用される法律及び規制の使用に一貫性がなく、またはそれらに違反していた場合には、国は包括的で統合された CMSP の利益を得られない。個々の実施の権限と責任を持つ機関によってなされる執行が成功するには、順守と執行の現実を反映する、明確で簡潔で、容易に理解できる要件に基づいたものでなければならない。

CMS プランは、連邦、州、地方及び部族の執行機関が、時には個々の機関の管轄権を越えることもある地域の目標のサポートにおいて、それぞれの権限に基づき既存の規則を執行するために協力する際に、それらの間での連携と協力の強化のための枠組みを提供する。既存の法律及び規制によって認められる限りにおいて、この協力による地域的アプローチでは、情報とベスト・プラクティスの共有を奨励し、合意された執行の優先事項と戦略の展開を支援し、地域での執行の最優先事項に資源を集中させることで、執行のための希少な資源の、より効果的な利用を図る、生産的なパートナーシップを構築すべきである。連邦、州、及び部族の CMSP 関連の法律に対する、協力的執行のアプローチは、機関及び管轄区域を越えての、規則のより一貫した解釈と適用も促進し、海洋、沿岸及び五大湖の利用者に、より大きな確実性と理解をもたらし、それによって順守と全体的な有効性の向上を促進することができる。NOC と CMS プランの署名者は、執行の有効性を定期的に審査し、既存の連邦—州—部族の調整された執行メカニズムにおける対立あるいはギャップの是正を求める。

## XV. 科学的な知見とデータ統合、調査、管理及びアクセス

CMSP は基本的に科学に基づき、新しい証拠、技術及び理解に対して適応的である。CMSP にとって必須なのは、科学的な知識とデータであり、ここではこれらを総称して*情報*という。情報は、人間による利用、生態系の状態、管理の代替案、情報とデータのギャップ、及び CMS プランの有効性を、包括的、整合的及び継続的に調査、評価、予測及び分析するために必要である。海洋科学と探査における長い歴史を反映して、米国は、海洋、沿岸及び五大湖の生態系及びその利用に関して、自然科学及び社会科学の膨大な情報を蓄積しており、CMS プランの策定への情報提供を開始するために、直ちに利用することができる。しかし特に、生態系の複雑さ、人間による利用のパターン、及びそれら間の関係に関してのデータと知識のギャップから、特に環境の状態及び社会的な必要性の状況で、既存の情報を補足するための研究継続の必要性がある。さらなる CMSP の研究により、個別及び累積的な効果、生態系のプロセスと回復力、そして生態系サービスの査定と評価を含む新情報を得ることができる。



適切で信頼できる情報は、計画をうまく実施するのに必須であり、したがって、連邦、州及び地方の管理者、部族、学界、民間部門そして市民がアクセスできなければならない。沿岸と海洋の科学データ及び情報製品のために設けられる、しっかりした国の情報管理システムが、CMSP の多様なデータとアプリケーションの要件、そして利用者のさまざまな技術的能力に対応するために必要である。NOC は、地域計画機関と協力して、既存の連邦の情報システムと両立するシステムを創設し、関係する連邦の情報資源を記録し、諸機関にわたる効果的な統治と説明責任を請け負い、必要な場合にはデータの機密性を守る。NOC は、場合に応じて、既存の国のデータ・システム及び活動（海洋観測など）を活用して構築する。このシステム構造内で、連邦の機関及びその他の地域のパートナーは、法規によって認められている範囲内で、適切なデータ、メタデータ及び派生製品を提供し、広く認められている国内及び国際的な標準とプロトコルを使って、ウェブに提示する。さらに、州の機関、部族、学界、民間部門、利害関係者及びその他の非政府の知識源は、地方及び伝統的な知見を含む自身の関連する情報と知識を、このシステムを通じて提供することが奨励される。例外には、CMSP の需要に応じて幅広く配布するのに適したフォーマットに合成し修正することはできない、機密ではないが慎重に扱うべき情報、及び、所有権対象、法的に秘密、または機密の情報が含まれる。

機関が CMSP 関連の情報により容易にアクセスできるようにするため、CMSP 情報に接続する中央ポータルまたは地域のポータルを持つ、国の情報管理システムが開発される。NOC は、情報管理システムの CMSP ポータル及び構成要素を管理し実装し更新する、連邦の主機関または協力組織を特定する。システムの相互接続性、情報交換、及び情報とアプリケーション

の技術は本質的に関連しており、CMSP ポータル内で共同開発され実装される。全国的な整合性を保証するため、CMSP 情報に対する最低限のデータ基準が採用され、その中には情報の質に対する基準が含まれる。すべての情報の管理及び提供活動は、既存の適切な連邦のデータ・センターの参加とイニシアチブを得て開発、更新される。NOC は、さまざまな CMSP 及びユーザーの需要をサポートする、コンピュータ可読のファイル及びウェブ・サービスのフォーマットによって、情報が市民に提供され、そのアクセスが容易であることを保証する。これには、ウェブ・ブラウザ、地理空間的ウェブ・サービス、及びその他のウェブ・ベースの共同リソースが含まれる。CMSP ポータルは透明性を増し市民の関与を促進するために、民間部門のパートナーシップを含む、新たなウェブ技術を活用する。

### CMSP 情報の管理と頒布の方針

- CMSP 情報は国の戦略的資産であり、計画の必要性を満たすために、継続的に作成され管理されなければならない。
- CMSP 情報は関係者に、国の標準に準拠した「情報に関する情報」（メタデータ）と共に提供され、アクセス可能にされる。
- 連邦の機関は、情報の発見、検索、利用及び管理が容易になるように、メタデータを改善する。
- 連邦以外の出所から得られる情報を含む、連邦の機関によって収集、制作、及び頒布される CMSP 情報は、政府全体での情報の品質基準、及び NOC が採用するその他の追加の最低基準を満たす。

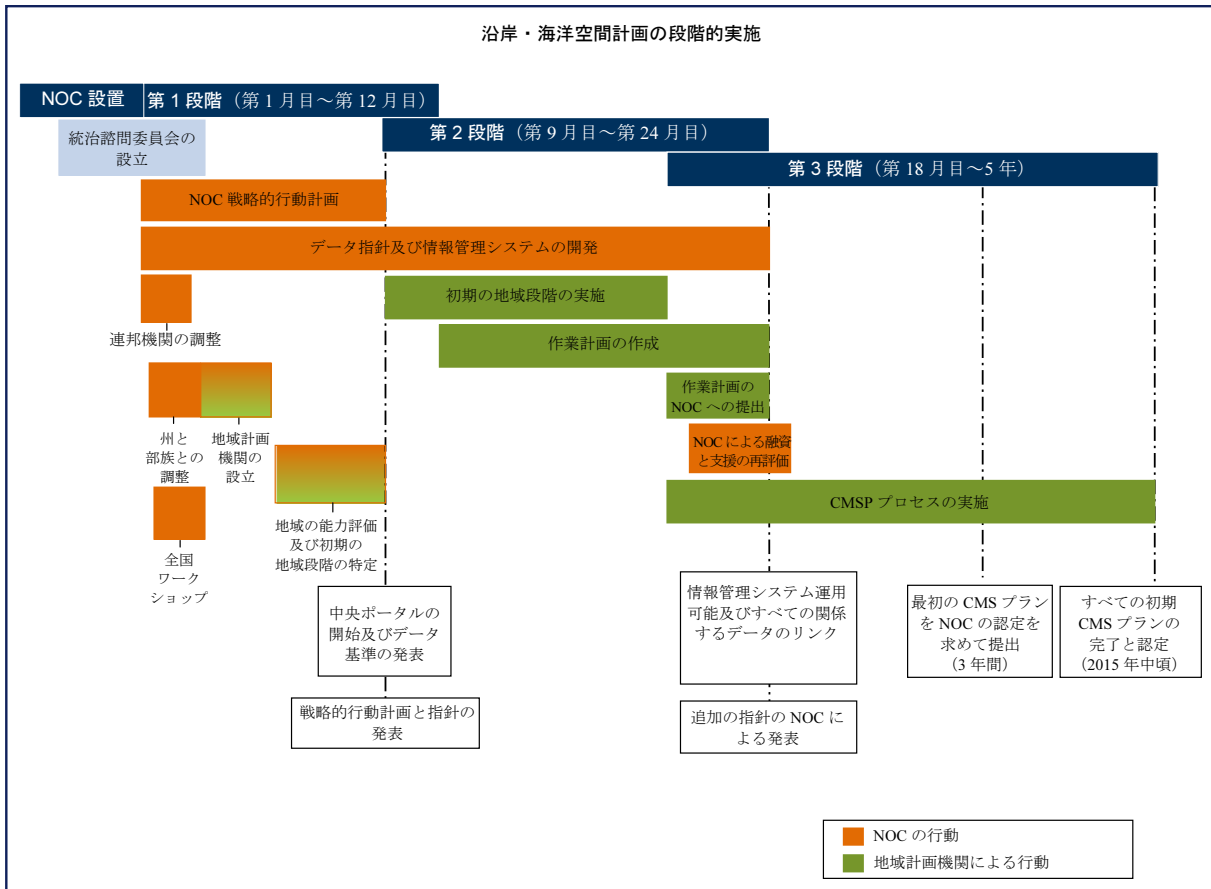
## 省庁間海洋政策タスク・フォース最終報告書

既存の CMSP の科学的基礎の上に構築するため、NOC は、優先的な CMSP の科学的必要性を特定しそれに対処するメカニズムを設ける。これには、優先的 CMSP 研究、データ取得、情報統合のギャップ、及び、科学を CMSP プロセスに、より効果的に適用するのに必要な新しいツールの特定が含まれる。データ、情報及び研究の需要の特定は、CMSP の作成及び適用を改善する適応的かつ反復的な長期的プロセスの一部として、定期的実施される。

さらに、データ層としての一貫した生息地地図から、特化した決定支援ツールまで、国全体で一貫した派生的データ製品が、地域での査定及び今後の空間管理のシナリオ代替案に対する一貫した枠組みを提供するために作成される。NOC は、どの地域が生態的に特別の重要性または価値を持っているかを判断する方法など、意思決定においてかかる情報を使うためのさらなる指針を提示することもできる。特に CMSP のために設計または順応された、これらの科学に基づく決定支援ツールは、モデル、評価及び視覚化の機能を持ち、地域計画機関が CMSP の決定に最も適切な情報を、しっかりした包括的な CMS プランを生み出す形で統合することを可能にする。これらのツールは、意味のある利害関係者の関与、代案及び将来のシナリオの客観的な評価、社会的目的と整合した利用のタイプの特定、及び CMS プランの定期的な評価のための、共通の知識ベースを提供する。それらは、地域及び州の取り組みを推進し、より幅広い全国的な枠組みの中で計画の地域固有の側面を分析し取り組むために、それらの取り組みが地域固有のデータと情報の上に構築され、それに追加されうる形で、作成されアクセス可能にされる。



XVI. 実施



この枠組みの実施は、NOC を通じて、地域において、複数の段階によってなされる。第 1 段階として NOC は、国の CMSP の取り組みのための基礎を開発し構築するための最初の行動を行う。同時に、NOC は直接、州と部族に、CMSP を進めるための協力戦略の協議に参加させる。CMSP の作成と実施の業務の幅広さを考えると、連邦、州、部族及びその他のパートナーが、最初の実施期間に取り組みの優先順位を付けることが重要である。各地域の優先事項は異なる場合があるので、データの作成、分析及び政策決定者にとっての関連する問題において、各地域がさまざまな段階にある場合もある。これらの相違を念頭にした下記の段階的アプローチにより、NOC 及び地域は、能力を開発し、既存の取り組みの上に構築し、学んだ教訓を利用して効率を増すために、十分な時間を得ることができる。2015 年までにすべての地域での CMS プランを最もよく完成するため、NOC はこの実施スケジュールの多少の調整または修正を行う柔軟性を持つ。

第1段階 (第1月目～第12月目)

NOC、及び州、部族、地域の代表者の行動の多くは第1段階で始まり、全国スケールでの CMSP の実施の基礎となる。

## 省庁間海洋政策タスク・フォース最終報告書

### NOC 内部組織の設置と戦略的行動計画の開始（第 1 月目～第 9 月目）

第 1 段階の最初の月では、NOC はその最初の設立と編成に基づき、CMSP を NOC の統治構造の中に組み入れる最善の方法を決定し（例えば、CMSP 省庁間政策小委員会の設置）、連邦外の共同代表者とともに務める、各地域計画機関に対する主要な連邦機関の特定を含む、CMSP の枠組みの具体的な要素の実施における個々の機関の役割を決定し、人員、融資及び技術的な CMSP の支援を含め、資源の需要を査定する。

NOC は、追加の検討、分析及び精緻化が必要な特定の領域に対処するために、戦略的行動計画（SAP）の作成を開始する。SAP は 6 カ月から 9 カ月内に公表され、その中には国の目的、国の実績指標、国の情報管理システムの開発に関する指針（追加の CMSP 情報及び研究の需要の特定を含む）、必要な場合は法律の分析及び法律の変更の提言、前述の紛争解決メカニズムの説明、及び CMSP に関して NOC が適切であると見なすその他の指針を含む。また NOC は、REMC と地域計画機関との関係をさらに評価し、地域計画機関側の代表のこのような関与が最善の方法かどうかを含む、CMSP プロセスにおける関与の、最も効果的なメカニズムを決定する。NOC は沿岸・海洋空間計画に対する戦略的行動計画を作成する際に、GCC、既存の地域統治組織、及び市民参加のための機会を確保する。NOC は、第 4 部のセクション X に説明されているように、GCC と協力して、CMS プランの作成中に地域計画機関のメンバー間に紛争が生じた場合には、その解決メカニズムを提示する。

#### *市民及び利害関係者の関与の計画及び実施*

CMSP 及びその実施に関する市民及び利害関係者のアウトリーチと教育を促進するための初期の意味のある手順が、国の CMSP の取り組みを前進させる上で必須である。すでに議論したように、NOC は沿岸・海洋空間計画に対する戦略的行動計画を含む 9 つの戦略的行動計画すべてを策定する際に、市民参加の実質的な機会を確保する。また、すべての参加者及び市民に、よりよく情報を伝達するため、NOC は連邦機関、及び設置されている場合には地域計画機関と協力して、教育資料、手引書、マニュアル及びその他の資料の起草と制作を指導する。これらの資料は、その内容が当該地域において適切な問題、言語及び方法を反映すべきであることを念頭にして作成される。これらの資料には、一貫せず効果的でない CMSP プロセスをもたらしうる誤解の可能性を低減するため、主な CMSP 用語の解説を含む。NOC は、設置されている場合には地域計画機関と連携して、CMSP プロセス及び利害関係者の関与方法の可能性について協議するため、利害関係者向けに追加の情報ワークショップを開催する。利害関係者の追加の関与は、CMSP プロセスを通じて地域計画機関により実施される。

#### *国の目的及び国の実績指標*

NOC は戦略的行動計画の一部として、国家政策、CMSP の目標と方針、及びその他の関係する国の目標と優先事項に合致し、それらの増進のための、CMSP に対する国の目的を定める。これらの国の目的は、地域の目的の作成に対する追加の指示として機能し、CMSP における国と地域

## 省庁間海洋政策タスク・フォース最終報告書

の整合性を維持する助けとなる。これらの目的と同時に、成功を定義し成果を判定する助けとするために、成果に基づく国の実績指標が定められる。

### 国の情報管理システムの開発に関する指針

全体的な目的と指標が CMSP の取り組みを指示する助けとなるが、データ、技術及びツールに関する指針も作成される。最初の 6 カ月から 9 カ月の間に、データを調整、統合、及び管理する初期の行動が必要である。NOC は国の情報管理システム及び CMSP ポータルの開発を開始し、政府全体の情報品質基準と合致した最低限のデータ基準を採択し、CMSP ポータルを管理、実装及び更新する連邦の主機関または組織を特定し、すべての地域での CMSP に必要な新しい標準的なツールまたはモデルを特定しその開発を開始し、追加の CMSP 情報及び研究の需要を特定する。9 カ月目の期間の終わりに、これらの基本事項に関する指針が戦略的行動計画の一部として公表され、CMSP ポータルのプロトタイプが運用が始まる。しかし、情報管理システムの構築及び関連するデータのリンクには 2 年かかるかもしれず、新しい情報が提供されるのに応じて継続する。

### 法律の分析、及び必要な場合の法律の変更の提言

NOC は戦略的行動計画の一部として、連邦の権限におけるギャップ及び対立を特定する取り組みを監督し、それらを調整するための措置の可能性を提言する。この取り組みは、包括的で統合された CMSP をサポートするために、各機関のさまざまな法的権限が調和しうるかを調べるものである。さらに、NOC は、連邦、州、部族及び地方の組織の法的権限が、全体として地域の CMSP の取り組みの実施をサポートするのに使えるかを検討する。この際に NOC は、目的の優先順位、及び関係する権限と合致した、CMSP をサポートしうる既存の補助金またはその他の支援プログラムを特定すべきである。

### 地域内の連邦政府関係機関代表者の招集及び組織化（第 1 月目～第 2 月目）

国及び地方の連邦機関の代表は、現在のコミュニケーションの方法とその改善、データと製品の共有、規則の効率の調査、及び CMS プランの達成のための州と部族のパートナーとの共同作業の方法の決定を議論するために招集される。各地域に固有の問題に対処する形でサービスが提供されていることを保証するために、州と部族のパートナーを参加させる前に、連邦のコミュニティ側に自己管理をして機関間の調整をする、適切な配慮が必要である。

### モデル協定の締結（第 1 月目～第 3 月目）

第 1 段階の最初の 3 カ月間、NOC は、地域計画機関が使用する、モデル開発協定を作成し提示する。このモデルは、地域計画機関の設立における効率と整合性を推進するのに使われる。第 4 部のセクション IX に記されている通り、開発協定は、CMSP に協力的に参加し、最終的な CMS

## 省庁間海洋政策タスク・フォース最終報告書

プランを作成し、各パートナーに対して主代表者を特定し、基本原則及びパートナーの役割と責任を定めるという明示的な誓約である。

### 国家ワークショップの組織と招集及びCMSP シミュレーション演習（第2月目～第4月目）

第1段階の最初の第2月目から第4月目で、NOC はまた、GCC からの知識を得て、地域計画機関の代表者となる人のために一回または複数回のワークショップと、CMSP プロセスのシミュレーション演習を組織し招集する。ワークショップは、連邦、州及び部族の代表を直接参加させ、CMSP と国の枠組みの全体像を示し、この枠組みが計画の実践においてどのように機能するかを立証、検証し、先に進むための協力戦略を議論するためのフォーラムである。NOC はワークショップ終了から2カ月以内に、ワークショップ及びシミュレーションで明るみに出た、教訓及びその他の実践上の問題を特定する。

### 地域計画機関の構成決定と設立（第4月目～第6月目）

ワークショップとシミュレーションがなされた後、NOC は GCC からの助言を得て、地域計画機関の構成に必要な代表者のタイプを決定する。地域計画機関の構成が決まった後、NOC は適切な州の責任者（知事など）及び部族の代表者と調整して、9つの地域それぞれに対して、地域計画機関の設置と開発契約の締結を行う。

### 地域計画初期手順の能力評価と特定（第6月目～第12月目）

第1段階の後半の第6月目から第12月目の間、地域計画機関は地域のCMSP能力評価を行う。この評価では、CMSP を策定、実施するのに利用できる、各地域の能力、専門知識、及び資源を査定する。さらに、評価は、下記の第2段階に記されている、地域計画初期手順を特定し優先順位を付ける助けとなる。NOC は、地域計画機関と連携して、能力評価において特定された需要を満たし、かつ既存のメカニズム、そして新しい資源及び／または融資メカニズムとなりうるものを通じて地域計画初期手順を支援する最善の方法について決定する。

### 利害関係者及び科学の参加プロセスの策定（第6月目～第18月目）

第1段階の間、各地域計画機関は、CMSP プロセスに関与すべき主な利害関係者、科学技術の専門家、非政府組織、及びその他のパートナーの特定を開始する。利害関係者、科学技術の専門家からの定期的な情報を得るための正式のメカニズムを設置し、プロセスに組み入れる。さらに、地域計画機関は NOC と連携して、市民集会、文書の公開、適時の公告など、計画プロセスにおける透明性、参加及び協力を保証する手続き及び方法を確立する。

### **第2段階（第9月目～第24月目）**

CMSP 実施の第1段階の初期の基本手順に続いて、第2段階は、能力の構築、及びプロセスの具体的な問題または要素のテストに焦点を当てる。

## 省庁間海洋政策タスク・フォース最終報告書

### 地域計画初期手順（第 9 月目～第 18 月目）及び作業プランの作成（第 12 月目～第 24 月目）

第 2 段階中、NOC は初期作業計画の作成期間中、地域が自身の地域の最優先の問題に焦点を当てることができるようにする。このようにして、各地域でのこれらの初期手順は、個別の問題に関する他の地域のテストとして機能しうる。例えば、ある地域は CMSP の取り組みを、データの編集、収集及び分析から始めると選択し、他の地域は、地域の CMS プランの目的の作成に焦点を当てると選択することもできる。各地域の初期手順の焦点は、第 1 段階末の能力評価が完了した後合意されるべきである。初期地域手順が始まってから、地域計画機関は第 4 部のセクション X に詳述されている通り、CMSP の作業計画全体の作成を始める。その作業計画の作成において、各地域計画機関は、その地域及び他の地域の初期手順から学んだ教訓を統合し、関係する進行中の地域計画イニシアチブの最善の統合方法を検討すべきである。

### 作業プラン提出及び計画策定プロセスの準備（第 18 月目～第 24 月目）

地域計画初期手順が完了した際、またはその完了と並行して、地域計画機関は NOC に、作業計画案からなるパッケージを提出する。作業計画が提出された後には、NOC は初期地域 CMSP 手順から学んだ教訓に基づき、既存のメカニズムによって、場合によっては新たな資源または融資のメカニズムによって、地域 CMSP 活動をサポートする最善の方法を再評価する。例えば、サポートには個々の機関がスタッフまたは技術的専門知識を、NOC によって調整される取り組みに提供すること、あるいは、CMSP の支援を助け、相互に合意した成果を達成するための既存の補助金プログラムを特定することが含まれる。

### **第 3 段階（第 18 月目～5 年目）**

第 3 段階においては、第 1 段階及び第 2 段階の行動と手順を継続的に前進させながら、地域計画機関は第 3 段階中、その取り組みを築き拡大して、多目的で多分野の CMS プランを策定するために、すべての地域で包括的な CMSP プロセスを確立する。

### CMSP プロセスの策定と実行、及び地域計画初期手順からのフィードバックの提示（第 18 月目以降）

各地域で初期手順が始まった後、地域計画機関は第 3 段階に移行し、地域計画初期手順及び NOC の作業を基礎として CMSP プロセスを作成し遂行する。ある地域の計画プロセスが他の地域よりも長いこともあれば、あるいはより複雑な場合もあるとの認識がある。CMSP プロセスの完了までの期限は、資源、能力及びその他の要因のレベルの相違を考慮して融通が利くように考えられる。このプロセスの間、地域計画機関は NOC と連携して、教訓、ベスト・プラクティスを共有するために NOC、及び適切な州及び部族の指導者にフィードバックと現状報告を提供するメカニズムを開発し、全国的な、及び地域間での、定期的で頻繁なコミュニケーションを保証する。また、地域計画機関は NOC と連携して、整合性を保証し、質問や懸念に対処し、場合に依りて取り組みを順応的に管理する。変更可能な CMSP プロセスの期限を認めるために、この枠



## 省庁間海洋政策タスク・フォース最終報告書

組みには柔軟性を持たせているが、地域計画機関は CMS プランの最終版を 3 年以内に完了することを奨励され、すべての地域が 2015 年中頃までには、初期の CMS プランの認定を受け、実施を開始することが期待される。これらの CMS プランの最終版は反復型であるように意図されており、2015 年以降も順応的プロセスを通して修正することが期待される。

### XVII. 財政支援及びその他の支援についての優先度

新しい資源の利用可能性が限られているという現実を認識して、CMSP を策定し実施するというこの大胆な任務に関わる各連邦機関は、法律及び規則による指令を踏まえて、資源の割り当て方法を再評価する。これらの機関は、承認された国家政策及び CMSP の目標と、よりよく調整するために、大統領の実行作業を利用して、それぞれの機関の優先度の調整を提言する。CMSP が徐々に策定され実施されるにつれて、NOC はこの暫定報告書に記されている予算の優先順位付けのプロセスを通じて、追加の資源の需要を検討する。さまざまな連邦機関が、CMSP の策定及び実施に必要な科学の基礎及び統治構造を支援する上で、異なる役割を持つ。下記の 4 つの分野が、CMSP の金銭的及びその他の支援に関して、当初の優先的検討を受けるべきである。

#### 1. 国のワークショップ及びシミュレーション演習

優先事項：全国的なワークショップとシミュレーション演習を実施

根拠：CMSP の建設的プロセスに向けての最初のステップは、参加者が、CMSP を実施するための共通の見解を生み出すフォーラムに携わり、地域の CMSP 策定のための課題と解決策を特定し、CMSP を実施する地域の能力を強化することである。また、この優先事項には州、部族、連邦の代表者の幅広い関与を保証するための支援も含まれる。

#### 2. 地域 CMSP プロセスに対する初期の支援

優先事項：地域の CMSP 策定のサポート。地域計画機関及び NOC が初期の CMSP 活動を遂行する能力を含む。

根拠：地域の CMSP 計画プロセスに対する包括的かつ総合的なアプローチは、各地域で関与する州、部族及び連邦の代表者が、地域計画機関を形成することである。初期 CMSP 活動を維持するための効果的なプロセスには、地域計画機関が必要な CMSP の連携（パートナーシップ、省庁間チーム、技術支援スタッフの配属など）を組織し確立することが必要である。国や地域の目的を達成するため、地域計画機関は能力を査定し、資源に照準を当て、初期地域手順（利害関係者の関与、情報の取得、CMS プランの作成など）の実施を開始する。また、この優先事項には第 XV 章に記されている、NOC による、必要な国の CMSP 手順の確立と遂行（国の目的、国の指針、地域の能力の構築など）の支援が含まれる。



## 省庁間海洋政策タスク・フォース最終報告書

### 3. 国のデータ情報管理システム、CMSP ポータルのプロトタイプ、及び科学と情報の需要の初期開発

優先事項：CMSP に提供するために使われるデータと情報の改善と統合、及び CMSP の情報の需要を支援するための追加の科学研究の特定

根拠：効果的な CMSP は、最善の利用可能なデータと客観的分析を利用する。かかる情報とは、全国的に一貫しており、市民に提供されており市民の関与を推進するために容易にアクセス可能であり、地域での実施のための一貫した枠組みを可能にするものである。優先権は、国のデータ情報管理システム及び CMSP データ・ポータルのプロトタイプの開発に与えられる。その後の取り組みにおいて、主要な情報の需要が特定されかつ満たされ<sup>13</sup>、視覚化ツール、予測、及び定期的な統合生態系評価を含む、CMSP の決定支援ツール及び派生データ製品が開発される。さらには、統合され透明な計画の枠組みを反映した、情報に基づく CMSP の決定を行うにあたっては、科学的な理解が重要である。この目的を達成するには、しっかりとした研究の基礎が必要である。

### 4. 市民に対するアウトリーチと利害関係者の関与

優先事項：地域計画機関、関係者のワークショップ、ブログ、オンライン・セミナー、及びその他のアウトリーチの方法による、CMSP の知識、技能及び理解の構築

根拠：情報を与えられ参加する市民及びユーザーのコミュニティが、CMS プランの効果的な実施にとって必須である。効果的な CMS プランは、一連のしっかりとしたアウトリーチのアプローチを通じた、CMSP の知識、技能、及び理解の構築を前提とする。

---

<sup>13</sup> 情報のギャップの特定と解消は、すでにこの枠組みに記されている通り、継続的で反復的なプロセスである。この枠組みでは、データと知識の取得は健全な科学と最善の利用可能な情報を使って CMS プランの作成と共に進行することを認識している。

### 第5部 結論

オバマ大統領の2009年6月12日の覚書に対応し、政治指導者、官民の組織及び市民からの何千もの価値ある意見を慎重に検討した後、タスク・フォースは、包括的な国家海洋政策、統治機構の改善、目標を定めた実施戦略、及び効果的な沿岸・海洋空間計画の枠組みに関して、この最終提言を提出する。実施された場合、この最終提言は、海洋、沿岸及び五大湖の管理を改善するための、米国初の包括的な国家政策となる。

海洋・沿岸・五大湖の管理の改善のために国は新しい進路を取るべきであるという点において、タスク・フォース内の意見が一致している。これには、海洋・沿岸・五大湖の持続可能な利用を達成するための、包括的、統合的、透明性があり、科学及び生態系に基づく計画プロセスが含まれていなければならない。この提言がこれらの資源に依拠している人々に一定の疑念と不安を生み出しうることを、そして提言が既存のプロセス、権限及び予算の問題と調整する方法についての疑問を生み出しうることに、タスク・フォースは留意している。実施の進行に応じてNOCが疑問や細目に対処する。国家政策の実施、及び沿岸・海洋空間計画の実施を通して、利害関係者や市民が関与する有意義で頻繁な機会を持つことが、これらの疑念に共同で真っ向から対処する上での必須の要素になるだろう。タスク・フォースはこのアプローチを採用する。この最終提言に記されている投資及び改善は、持続可能で生産的な海洋の利用を通じて米国の経済的利益を前進させ、気候及び環境の変化の長期的な問題及び影響に対処する我々の能力を大きく改善し、かつ我が国がこれらの地域から得ることのできる多くの貴重な利益をさらに高める上での継続的な基盤になると、タスク・フォースは確信している。

明確な国家政策と、この提言に記されている取り組みを調整するための、再生され、権限を与えられ、統一された、包括的な枠組みによって、海洋、沿岸及び五大湖が健全で回復力があり、安全かつ生産性が高く、理解され尊重されるということがアメリカの管理責任によって保証される。これによって、現在および将来の世代の豊かさ、繁栄と安全保障が促進されるであろう。

付録 A

海洋、沿岸及び五大湖に対する国家政策に関しての大統領覚書

ホワイトハウス

報道官室

即時公表

2009年6月12日

2009年6月12日

行政関連部局の長官への覚書

主題： 海洋、沿岸及び五大湖に対する国家政策

海洋、沿岸及び五大湖は、職、食物、エネルギー資源、環境サービス、レクリエーション、及び旅行の機会を提供し、我が国の輸送、経済及び貿易において、また軍事力の世界的な移動能力、国際平和と安全保障の維持においても不可欠な役割を果たしている。我が国は、現在及び将来の世代の利益のために、健全で回復力を持ち、持続可能な海洋、沿岸及び五大湖の資源を維持する管理責任を負う。

しかし海洋、沿岸及び五大湖は、大きな圧力下であり、著しい環境問題に直面している。この環境問題には、陸上及び海上での商工業活動によって引き起こされる水質汚染や沿岸水質の劣化、生息地域の喪失、漁業への影響、侵入生物種、疫病、海面の上昇、海洋の酸性化などがある。海洋は気候変動に影響を与え、またその影響を受ける。また海洋は気候のプロセスに影響を与えるばかりでなく、気候変動の影響による圧力下にある。再生可能なエネルギー、海運そして水産養殖も、海洋、沿岸及び五大湖の資源に対する要求を強めると予想される。したがってこれらの資源は、海洋、沿岸及び五大湖に対する責任と管轄権を持つ多くの連邦、州及び地方政府による保護を必要としているのである。

海洋、沿岸及び五大湖の保護に成功するために、米国は、国の資源の長期的な保全と利用のための包括的で生態系に基づく枠組みを含む、明確な国家政策に基づく統一的な枠組み内で行動する必要がある。

海洋、沿岸及び五大湖に対する我が国の管理責任をよりよく果たすために、環境会議議長が議長となり、省庁間海洋政策タスク・フォースが設立される。タスク・フォースは、2004年12月17日の大統領令13366セクション3によって設立された海洋政策委員会に参加している行政府の省庁及び執行機関の政策決定レベルの高官から構成される。タスク・フォースはその機構の重複とはならず、下記の責任を負う一時的な組織となることが意図される。

(続く)

1. タスク・フォースは本覚書の日付から 90 日以内に、下記の事項を含む提言を作成するものとする。
  - a. 海洋、沿岸及び五大湖の生態系及び資源の健康の保護、維持及び回復を保証し、海洋及び沿岸の経済の持続可能性を強化し、我が国の海洋遺産を保全し、気候変動に対応するための我々の理解及び能力を強化する適応管理を提供し、我が国の安全保障と外交政策の利害と調整した国策。提言は、国の管理責任の実施、及び、海洋、沿岸と五大湖の資源に影響する我が国のすべての行為に対する説明責任の保証を優先し、1982 年国連海洋法条約に反映されている慣習国際法を含む国際法と合致すべきである。
  - b. 海洋、国の沿岸、・五大湖の管理を改善する努力を政策調整するための米国の枠組み。タスク・フォースは海洋、国の沿岸・五大湖に関する国家政策の目的を果たすための複数の管轄にわたる統合と協力を保証するため、連邦政府の既存の政策調整の枠組みを再検討すべきである。これには、海上警備を含む国家と国土の安全保障に関係する政策を策定し調整する際の、国家安全保障会議及び国土安全保障会議の仕事との調整が含まれる。この枠組みではまた、地域の統治機構を含む、連邦、州、部族及び地方の政府の間の調整と協力を改善するための具体的な提言も扱うべきである。
  - c. 海洋、国の沿岸・五大湖に関する国家政策の目的を果たすために米国が追求すべき、目的の組み合わせを特定し優先する実施戦略。
2. 本覚書の日付から 180 日以内に、タスク・フォースは適切な公衆からのコメントを得た上で、効果的な沿岸・海洋空間計画のための枠組み推奨案を作成するものとする。この枠組みは、1982 年国連海洋法条約に反映されている慣習国際法を含む国際法と合致した、海洋、沿岸及び五大湖の資源の保全、経済活動、利用者の対立、及び持続可能な利用に対処する、包括的、統合的かつ生態系をベースとしたアプローチでなければならない。
3. タスク・フォースはその任務の完了時に解散するものとする。

タスク・フォースの提言及び枠組みは、対費用効果の高いものであり、連邦機関間での調整を改善するものでなければならない。

本覚書は、米国（属領を含む）の海洋、五大湖及び沿岸、そしてそれに付随する大陸棚、底土、生物資源と非生物資源に関連する事項を対象とする。

（続く）

## 省庁間海洋政策タスク・フォース最終報告書

3

本覚書は、米国に敵対するいかなる関係者、その省庁、機関、組織、その官僚、被用者、代理人またはその他の人による、実質的または手続き上の、法律またはエクイティによる法的効力のある権利または利益を創出することを目的としておらず、また創出しない。本覚書においては、予算、管理、規則、及び法案に関する行政管理予算局局長の職務を減じる、またはその他の形で影響を与えるとは解釈されない。

環境会議議長は、ここに、本覚書を連邦公報において公表する権限を与えられ、公表が指示される。

バラク・オバマ

###





## 省庁間海洋政策タスク・フォース最終報告書

### 付録 B

### 省庁間海洋政策タスク・フォースのメンバーリスト

タスク・フォース議長  
ホワイトハウス環境会議  
Nancy Sutley  
議長

#### 農務省

Robert Bonnie  
上級顧問 (Senior Advisor to the Secretary)

#### 商務省

Dr. Jane Lubchenco  
海洋大気担当次官  
(Undersecretary for Oceans and Atmosphere)  
NOAA 長官

#### 国防総省

James Houck 海軍中將  
海軍法務総監

#### 環境保護局

Peter Silva  
水担当長官補  
(Assistant Administrator for Water)

#### エネルギー省

David Sandalow  
政策・国際問題担当次官補  
(Assistant Secretary for Policy and International Affairs)

#### 連邦エネルギー規制委員会

John Katz  
次席法務顧問 (Deputy Associate General Counsel)

#### 保健社会福祉省

Dora Hughes  
科学・公衆衛生担当参事官 (Counselor for Science & Public Health)

#### 国土安全保障省

Thad Allen 海軍大將  
米国沿岸警備隊司令官 (Commandant, U.S. Coast Guard)

#### 内務省

Laura Davis  
副長官補佐 (Associate Deputy Secretary)

#### 統合参謀本部事務局

Darren McDew 少將  
戦略計画・政策担当事務局次長 (Vice Director for Strategic Plans and Policy)  
統幕事務局

#### 司法省

John Cruden  
司法次官補代理 (Acting Assistant Attorney General)  
環境・天然資源部

#### 労働省

Megan Uzzell  
上級顧問 (Senior Advisor to the Secretary)

#### 航空宇宙局

Dr. Michael Freilich  
地球科学部部长

#### 国家安全保障委員会

Ed Fendley  
国際環境問題担当部長 (Director for International Environmental Issues)

#### 国立科学財団

Timothy Killeen  
地球科学部長補佐 (Assistant Director for the Geosciences)

#### 海軍省

Robert Work  
海軍省次官 (Under Secretary of the Navy)

#### 国務省

David Balton  
海洋・漁業担当副次官補 (Deputy Assistant Secretary for Oceans and Fisheries)

#### 運輸相

Katie Thomson  
運輸省長官顧問 (Counselor to the Secretary of Transportation)

#### 副大統領執務室

Terrell McSweeney  
副大統領次席補佐官兼国内政策顧問 (Deputy Assistant to VP & Domestic Policy Advisor)

#### ホワイトハウス・エネルギー気候変動局

Jody Freeman  
エネルギー気候担当顧問 (Counselor for Energy and Climate)

#### ホワイトハウス情報・規制局

Michael Fitzpatrick  
副局長

#### ホワイトハウス行政管理予算局

Sally Ericsson  
天然資源担当副局長 (Associate Director for Natural Resource Programs)

#### ホワイトハウス行政管理予算局

Xavier Briggs  
一般政府計画担当副局長 (Associate Director for General Government Programs)

#### ホワイトハウス科学技術政策局

Shere Abbott  
環境担当副局長 (Associate Director of Environment)



## 付録 C 市民関与

以下の説明は、タスク・フォースの市民関与プロセスの方法と結果の要約である。また、主要なパブリック・コメントの要約、及び最終提言において、タスク・フォースがそれらに対して実施した処置についても含まれる。

### I. 概要

タスク・フォースは、この提言の作成において考慮すべき情報を受けるために、180 日間にわたって、市民関与プロセスを実施した。このプロセスは、多くの科学、公衆及び利害関係者からの情報に基づく、米国海洋政策委員会及びピュー海洋委員会の包括的報告書に基づいている。さまざまな利害関係者及び利益団体からの意見を聞くために、CEQ はタスク・フォースに代わって、38 回の専門家円卓会議を組織し主催した。円卓会議には、エネルギー、自然保護、レクリエーションとしての釣り、商業的漁業、輸送、農業、人間の健康、州・部族・地方政府、港湾、ボート遊び、ビジネス、及び国家と国土の安全保障を含む諸部門からの代表者が含まれた。タスク・フォースの代表は各円卓会議に出席した。活発な参加があり、各セッションでタスク・フォースは、検討すべき、多くの価値ある意見及び展望を受け取った。

タスク・フォースのために、CEQ は、パブリック・コメントを受け入れるためのウェブサイトを設置した。タスク・フォースは学界、市民、商業関係者、レクリエーション関係者、非政府組織、及び州・部族・地域統治組織を含む、影響を受ける幅広い関係者から、約 5000 の意見を受け取った。コメントを述べたグループの多くは、数百から数千人の支援者を代表していた。

さらに、タスク・フォースは地域の市民集会を 6 回主催し、2000 人以上の市民の参加者を得た。集会にはタスク・フォースのメンバーが出席して質問に答え、市民は自身の懸念や意見を表明することができた。これらの集会は以下の地域で行われた。アラスカ（2009 年 8 月 21 日にアラスカ州アンカレッジで開催）、西海岸（2009 年 9 月 17 日にカリフォルニア州サンフランシスコで開催）、東海岸（2009 年 9 月 24 日にロードアイランド州プロビデンスで開催）、太平洋諸島（2009 年 9 月 29 日にハワイ州ホノルル及び衛星中継を介して開催）、メキシコ湾岸（2009 年 10 月 19 日にルイジアナ州ニューオーリンズ及び双方向型ビデオリンクを用いて開催）、そして五大湖（2009 年 10 月 29 日にオハイオ州クリーブランドで開催）である。

市民会議、円卓会議及びウェブサイトでは、海洋、沿岸及び五大湖をさらに大切にするには、国がどうすべきかに関して、明確性と方向性を定める国家政策を求める、参加者の強い要望と熱意が示された。価値のある、幅広い多様な利害が示され、いくつかの主要テーマが明らかになった。それには、すべてではないが以下の事項が含まれる。

- 生態系に基づく管理の指針としての採用、地域的相違の認識、及び競合する利用と産業上の利用の増加に関する懸念を考慮した適応管理の実践への支持

## 省庁間海洋政策タスク・フォース最終報告書

- 科学に基づく意思決定の採用、及び生態系に基づく科学、研究、海洋観察、及び地図作成への投資に対する支持。これには生態系の健康、人間の健康、経済的な機会、国家や国土の安全保障、社会的正義、及び気候変動を含む環境の変化の間の関連に関する包括的な研究を含む。
- 連邦、州、部族、地方政府、及び地域統治機構にわたる調整と協力の改善、ならびに官僚機構の新設や不必要な費用を伴わない透明性及び市民参加の改善に対する願望
- 海洋、沿岸及び五大湖に関する公的及び私的な教育の改善に対する支持
- 政策のための資金が適切に提供されることの保証に対する支持
- 1982年国連海洋法条約（「海洋法条約」）への加入に対する支持

### II. 省庁間海洋政策タスク・フォース暫定報告書及び効果的な沿岸・海洋空間計画の暫定枠組みに関するパブリック・コメントの要約

タスク・フォースは暫定報告書及び暫定枠組みに対応して受け取ったパブリック・コメントを検討し、実質的なコメントには適切に対処しているか、さらなる検討や変更実施に値するか、国家政策を制定して実施する時にそのコメントを採用した場合、国家海洋会議（NOC）による追加の検討を行うことがより適切であるかどうかを判断した。

#### 省庁間海洋政策タスク・フォース暫定報告書に関するコメント

暫定報告書に対する実質的なコメントの内容は幅広い範囲に及ぶものであり、国家政策及び連邦による調整の改善に対する全般的な支持から、プロセスに関する懸念、及び暫定報告書が海洋、沿岸及び五大湖の経済的な利用を適切に考慮していない、特に一定の種類の活動の利益を言及していないという懸念までであった。また、統治に関するコメントや、実施戦略の9つの優先目標に関する多くの具体的なコメント、及びその他の具体的な提言（ある種の法律の再認定など）に関するコメントもあった。以下では、受け取ったいくつかの主要な実質的なコメント、及びそれらについてタスク・フォースが対処した方法を要約する。

#### 1. 全体的な傾向とバランス

コメントの中には、暫定報告書における自然保護と海洋の利用のバランスが管理の方向に向き過ぎて、レクリエーションとしての釣り、水産養殖、再生可能エネルギーなど、ある種の利用を強調していないと指摘したものもあった。タスク・フォースは、提言の全体的な傾向とバランスは、海洋、沿岸及び五大湖の管理政策を提言する大統領の指示と合致していると判断した。改善された管理によって、より健康で、より回復力のある海洋、沿岸及び五大湖の生態系とそれがもたらすサービスを維持することができるだけでなく、それに依拠している経済（商業及びレクリエーション活動）及びコミュニティの利益も得られる。タスク・

## 省庁間海洋政策タスク・フォース最終報告書

フォースは、レクリエーションや、その他の既存及び新興の持続可能な利用（水産養殖、再生可能エネルギーなど）の重要な役割を認識している。しかし提言では、個々の部門を取り上げて議論しない。むしろ提言では、海洋、沿岸及び五大湖の持続可能な形でのすべての利用をよりよく管理することについて議論している。

### 2. レクリエーション上の利用者

コメントの中には、レクリエーションとしての釣りの利害、及びレクリエーションとしての釣り と 商業的漁業 と の間の特有の区別が、*暫定報告書*では適切に表現されていないとの懸念を表明したものもあった。さらにレクリエーション上の利用者（釣り人、ボート遊びをする人、その他のアウトドア愛好者）は、海洋、沿岸及び五大湖の資源を利用しその健康に依拠しているばかりでなく、その保護と管理に積極的に関与してきた長い歴史があることを指摘するコメントもあった。

タスク・フォースは、レクリエーションとしての釣り と 商業的漁業 を区別し、レクリエーションのために海洋、沿岸及び五大湖にアクセスすることの重要性を明確に認識するために、提言のいくつかの変更を行った。タスク・フォースは、持続可能なレクリエーションとしての釣りを 含むレクリエーションの重要性、及びアメリカ人はそのようなアウトドアの経験を享受し続けるべきであり、それが我が国の経済、社会及び文化の構成にとっても極めて重要であることを認識する。レクリエーション上の利用者が海洋、沿岸及び五大湖の資源の管理に積極的に関与してきたという長い歴史がある。より健康な海洋、沿岸及び五大湖を確保することは、すべてのレクリエーション活動、及びそれに依拠するコミュニティや経済の利益となる。

### 3. 生態系に基づく管理

*暫定報告書*における生態系に基づく管理の利用に関して、さまざまなコメントが寄せられた。それらのコメントの中には、生態系に基づく管理に関する表現を強めるべきであると指摘したものもあれば、生態系に基づく管理は優れた原則だが、強制されるべきではないことに対する保証を望んだものもあった。これに対して、2009年6月12日の大統領覚書に明確に示されているように、この原則は海洋、沿岸及び五大湖を統治し管理する方法を決める際に極めて重要なものであり、9つの優先目標のうちの1つとして残すべきであるとタスク・フォースは判断した。生態系に基づく管理の定義及び実施方法については、NOCがこの優先目標に対する戦略的行動計画を作成する際に、追加の検討を行う。

### 4. 予防的アプローチ

国の原則の1つとして予防的アプローチを利用することに関して、さまざまなコメントが寄せられた。提言において定められているように（「深刻な、または回復不能な損害の恐れがある場合には、全面的な科学的確実性の欠如が、環境の劣化を防ぐための費用効果的な措置を遅らせる理由として使われないものとする」）、予防的アプローチの適用は、管理の改善と合致しており、そのために必須のものである。さらに、米国はすでに、1992年の環境・開発に関するリオ宣言において、この表現そのものに賛成している。予防的アプローチを含め

## 省庁間海洋政策タスク・フォース最終報告書

ることを支持するコメントが多い一方で、これが活動の実施を阻止するために使われるとの懸念を示したコメントもあった。しかし後者のコメントは、ここでの予防的アプローチを、活動の主唱者が危害のリスクは大きくないことを示さない限り、不確実であるが、大きな危害を出す可能性がある活動を禁じることを強制するものであると誤解している可能性がある。タスク・フォースは最終提言において、リオ宣言に反映されている予防的アプローチを含めた。これはリオ宣言において明示されたアプローチと合致した、適時に対費用効果の高い管理措置を採用できなければならないと信じるからである。コメントの中には、「予防原則」という用語を使ったものもあったが、それには単一の定義も合意された表現もなく、さまざまな異なる形を含んでいるものなので、米国では長らく、予防は「原則」ではなく、ツールまたはアプローチであるとの立場を取っている。

### 5. 国家海洋委員会の委員

提言された統治機構における米国海洋大気庁（NOAA）の役割に関して、特に、NOC に対して同庁はより顕著な役割を持つべきであるとのコメントが寄せられた。商務省は NOC に委員を出している。しかしタスク・フォースは、NOAA（商務省内の一機関）が、沿岸及び海洋の研究、計画及び管理において特に重要な役割を果たすと認識する。タスク・フォースはすでに、NOAA が NOC 内及びこの提言の実施において大きな役割を果たすと考えていたが、NOAA 長官も NOC 委員として加えられるべきであるとはっきりさせることによって、最終提言をより明確なものにすべきであると判断した。

### 6. 州、部族及び地方政府の役割

提言された統治機構における州、部族及び地方政府の役割に関して、さまざまなコメントが寄せられた。いくつかのコメントでは、州、部族及び地方政府の役割の拡大を主張し、統治諮問委員会と、NOC 機構内の他の組織との相互関係に関する詳細を求めた。タスク・フォースはこれらのコメントに対して、主に 5 つの分野で対処した。(1) 統治諮問委員会を、その機能を、より正確に反映させるために統治調整委員会（GCC）と改名した。(2) 地方政府及び州の立法府からの代表を含めるように GCC の構成を修正した。(3) 連邦が認定したアメリカ・インディアンとアラスカ先住民の部族政府との、独自の法的関係を明確に確認した。(4) GCC の機能、及び統治機構の他の組織との関係を明確にした。(5) GCC と、NOC のさまざまなレベルとの調整と協力を強化した。

### 7. 透明性及び市民からの情報

コメントには、NOC が市民からの情報を組み入れる方法、及びその行動について市民への伝達を維持する方法の詳細を加えることを提案したものもあった。NOC が戦略的行動計画の策定において市民参加の実質的な機会を確保する必要性を明確に特定する新しい文章を追加したことを含め、タスク・フォースは提言全体でこのコメントに対応した。

### 8. 追加の優先目標及び実施戦略の具体性

コメントではさまざまな追加の優先目標が提案された。これらには、コミュニティ及び文化的なアクセス、文化及び伝統の保護、カリブ海及び太平洋諸島、南極、サンゴ礁、海洋水産



## 省庁間海洋政策タスク・フォース最終報告書

養殖、レクリエーションとしての釣り、漁業管理、再生可能エネルギー、海運の安全性、社会的に不利益を受けている沿岸共同体での協力による環境問題解決などがある。タスク・フォースは幅広い優先目標を積極的に検討したが、この提言に記されている、いくつかの小さな修正を含む 9 つの優先目標が、NOC の最初の最も適切な優先事項であると判断した。さらに、NOC は今後新たに出てきた追加のまたは異なる優先目標をいつでも特定することができる。実際、NOC の職務には、国の優先目標を更新し設定し、国家政策の実施目的を提示することを含んでいる。またコメントのいくつかは、実施戦略における具体性の強化を主張したが、さらなる明確化と詳細は、NOC 及びその構成組織によって決定するのが最善であるとタスク・フォースは判断した。

### 効果的な沿岸・海洋空間計画の暫定枠組みに対するコメント

この暫定枠組みに対する実質的コメントは、沿岸・海洋空間計画（CMSP）の全体的な必要性に対する疑問から、海洋、沿岸及び五大湖の持続可能な利用の管理に対する新しい、より効率的な、生態系に基づくアプローチへの一般的なサポートまで、さまざまであった。コメントの中には、CMSP が経済上の利用と管理との間のバランスを提示することの保証を主張するものもあれば、CMSP と既存のプロセス及び権限との関係、あるいはプロセスの機能方法の詳細について疑問または懸念を表明したものもある。暫定報告書に関して受け取ったコメントと類似したコメントについては前章で扱った。以下では、暫定枠組みに関して受け取った、その他の主要な実質的コメントのいくつかを要約し、それらについてのタスク・フォースの対処方法を概説する。

#### 1. なぜ沿岸・海洋空間計画か

この取り組みの一般的な性質に関して、さまざまな問題が提起された。例えば、*暫定枠組み*には解決しようとしている問題の適切な説明を提示していないというコメントや、既存のプロセスで十分であり、必要なのは調整の改善のみであって、国家海洋会議に権限を与え過ぎた新しいトップダウンの官僚機構ではない、などと指摘したコメントもあった。CMSP の必要性、そしてより積極的で、多目的で、多分野にまたがる計画から得られる利益を強く支持したコメントもあった。また、*暫定枠組み*の多くのプロセスが曖昧であり、明確化と用語の定義（生態系に基づく管理など）がより多く必要であるとの懸念を表明したコメントもあった。

提言は、CMSP の策定に対して、柔軟な、地域に基づくアプローチを記している。NOC は沿岸・海洋空間プラン（CMS プラン）の策定を促進し、場合に応じて、国家における整合性を確保するために、国家指針を提示する。タスク・フォースは、提言に記されているプロセスをさらに明確にするため、いくつかの変更を行った。また提言では、市民及び利害関係者からの情報をもって行われる戦略的行動計画及び国家指針文書の作成を通じて、NOC がより明確にするとも記している。

#### 2. 沿岸・海洋空間計画の包括的な目標、原則及び性質

「保護、維持及び回復」が他のすべてをサポートする（例、健康な生態系が生態系サービス

## 省庁間海洋政策タスク・フォース最終報告書

全体をサポートすること) 基本的な目標なので、*暫定枠組み*はその主要な目標としてこれにかかげるべきであるとのコメントが出された。また、*暫定枠組み*は商業的及びレクリエーション的な利用の利益、及びエネルギー資源の責任のある生産や、連邦の沖合でのその他の経済活動から得られる大きな経済的利益を認識すべきであるとのコメントも出された。

健康な生態系が、経済的、環境的及び社会的な利益などの、海洋、沿岸及び五大湖が提供する生態系サービス全体の基礎であることに、タスク・フォースは同意する。CMSP は、分野を超えた持続可能な多重の利用(例、エネルギー、レクリエーション、商業的漁業及びレクリエーションとしての釣り)のよりよい管理とともに、海洋、沿岸及び五大湖の保護の改善を意図している。提言では CMSP の多目的な性質、及び経済・環境・社会に対する利益の可能性を適切に議論しているとタスク・フォースは考える。

### 3. 統合、協力及び調整

CMSP を既存のプラン、プロセス及び権限から構築し、かつそれらを組み入れることが意図されていることをタスク・フォースは明確にするように要請するコメントが寄せられた。また、何らかの決定は州の政策決定者に任される、または州の政策決定者の意見が採用されるべきであるとタスク・フォースが認識することを要請したコメントもあった。*暫定枠組み*(例えば「CMSP プロセスの必須要素」)全体で、CMSP と既存のプロセスとの関係を明確に議論している箇所がいくつかある。タスク・フォースは、これらの意見に対処して、さらに明確にするための変更を行った。

### 4. 地理的範囲

私有地、内陸部、湾や河口域の取り扱いなど、CMSP の地理的範囲のさまざまな側面に関して、多くのコメントが寄せられた。提言では、私有地は CMSP 計画の範囲からは除外し、この除外は、水面下の私有地を含むすべての私有地に適用することを明確にした。タスク・フォースは、地域計画機関に、地理的範囲内に内陸部を含める柔軟性を与えることを決定したが、NOC が GCC と調整して、内陸部を含めるか否かを決定するための支援を行うために、地域計画機関に対する指針を作成することを提言した。最後に、タスク・フォースは、海洋、沿岸及び五大湖との強い関連性を考えて、湾や河口域を含めるという要件を維持すると決定した。

### 5. 沿岸・海洋空間計画の策定と実施

多くのコメントで、地域計画機関の役割、構成及び運営に関して疑問が提出された。タスク・フォースは、州、連邦及び部族の権限を含めるという地域計画機関の構成の中核は維持し、さらに、含めることを考慮すべき代表者のタイプを説明した。多くのさまざまな地方機関があり、地域全体では非常にいろいろな参加と代表が生じるので、タスク・フォースは地域計画機関に地方政府は含めなかった。しかし提言では、プロセス全体で場合に依りて地方政府と調整をするように地域計画機関に要求する。

## 省庁間海洋政策タスク・フォース最終報告書

コメントの中には、マグナソーンスティーブンス漁業保存管理法（マグナソーンスティーブンス法）の下での地域漁業管理委員会（RFMC）の独自の準規制的役割を考へて、地域計画機関に同委員会の代表を加えることを提案したのもあった。タスク・フォースは、RFMCの持続的で有意義な関与について最も効果的な機会を見つけることに関心がある。漁業管理計画及び漁業管理手段（それを NOAA が審査し、承認された場合には規則を通じて実施する）を作成することが、RFMC の法定の責任である。タスク・フォースは、RFMC が果たす、比較的独自の役割は認識するが、より思慮深い考察と分析なしで、RFMC を CMSP プロセスの中にも含めるための特定の方法を指示することは望まなかった。地域計画機関が漁業関連の問題に関してそれぞれの地域での RFMC との協議のための正式なメカニズムを提供し、また、地域計画機関に代表を出すことはその団体にとって最善の関与方法かどうかを NOC が評価すると、提言では説明している。今後、他の、法律によって義務付けられた、または準規制的なグループが特定された場合、NOC は、かかるグループに関して協議の正式なメカニズムを作成すべきかどうかを判断し、必要ならば、かかるプロセスの作成に関する指針を地域計画機関に提示する。

いくつかのコメントは、地域計画機関の運営方法、その主導者、議論の実施方法などの疑問を示した。地域が下位の地域計画小機関を設立できることを明確にするという提案もあった。タスク・フォースは、各地域計画機関が策定する作業プランで、参加者、連邦と非連邦の共同代表者、時期、マイルストーンなどを指定すると明確にしている。タスク・フォースはまた、地域計画機関の CMS プラン最終版に取り入れて下位の地域小プランを策定する柔軟性があると明確にした。この柔軟性は、アラスカ・北極及び太平洋諸島地域で特に有用であるとタスク・フォースは認識している。

利害関係者、市民、科学技術の専門家の CMSP プロセスへの関与を強化することに関して、多くのコメントが寄せられた。提言では CMSP における彼らの役割を明確にし、強化している。これには各地域で、包括的で透明性のある利害関係者及び科学関連の参加と協議のメカニズムの作成を要求することが含まれる。

### 6. 計画プロセスと CMS プランの性質、及び CMS プランの順守

いくつかのコメントでは、CMS プランが包括的で、多目的で、多分野にわたっているか否かという疑問を提起していた。CMSP プロセスの一部として、ある時期に異なる優先事項に対処するという柔軟性はあるが、NOC の認定を受けるには、CMS プランの最終版はこのレベルの包括性の達成が要求されることを、タスク・フォースは明確にしている。また、CMSP は反復プロセスであり、当初の CMS プランは、特定の時点で情報に基づき決定を行う能力を制限する可能性があるという理解のギャップを特定することもあり得るが、CMS プランの今後の反復においてそれらに対処する実施アプローチとともに CMS プランの中でそれらのギャップが特定されることをタスク・フォースは明確にしている。

いくつかのコメントでは、CMS プランの拘束性または非拘束性、及びそれらを順守する要求に関して疑問を提起していた。また、CMS プランからの逸脱が許容される範囲について

## 省庁間海洋政策タスク・フォース最終報告書

質問を提出したコメントもあった。タスク・フォースは、CMS プランの拘束性に関する表現を明確にして、文書全体で合致するようにした。逸脱に関しては、既存の表現では CMS プランからの逸脱を認めているが、その逸脱が生じている理由を判断し、その逸脱を最小限にするための対策を特定するための定期的な再検討の実施を要求している。機関がこのプロセスの経験を積むにつれて逸脱は最小限になるとタスク・フォースは期待する。タスク・フォースは、この表現を CMS プランに対する幅広い免除とすることは意図していない。

暫定枠組みでは、CMS プランと、マグナソン・スティーブンス漁業保存管理法、沿岸域管理法、及び領域外大陸棚土地法などの既存の規制権限との関係を明確に定めていないとのコメントもあった。タスク・フォースは、CMSP と既存の権限との関係を、より明確にするために表現を追加した。

タスク・フォースは、州が撤退する場合、または地域プランが NOC の認定要件を満たさない場合に起きることを説明する表現の追加を検討すべきであるとのコメントが出された。そのため、一部の州または部族が CMS プロセスから撤退した場合でも、連邦及び参加する州や部族の権限は、地域の CMS プランの策定及び実施を継続することを明確にする表現を、タスク・フォースは追加した。

### 7. 国家における整合性

9 つの異なる地域があることにより、同じ活動（バラスト水など）に異なる基準が適用される可能性がある、あるいは商業やその他の社会経済的分野に関してその他の大きな不一致が起こる可能性があるという懸念を表明したコメントもあった。提言では、国家における整合性を保証し、分野横断的または国家的な問題に関して地域間の不一致及び対立を最小限にするため、NOC が国家指針及び目的を作成することを明確にする。この指針の作成には、市民や利害関係者のしっかりとした参加の機会が含まれる。

### 8. 科学的知識とデータの統合、研究、管理及びアクセス

いくつかのコメントでは、新しい情報管理システムの作成に必要な複雑性と資源についての懸念を表明し、その代案として、既存のシステムまたは検索ツールの改変を勧めた。また、暫定枠組みは、連邦ばかりでなく州、地方及びその他のデータがシステムに含まれることを明確にすべきであると要請したコメントもあった。別のコメントでは、データ・情報の出所として地方及び伝統的な知識を、より強調することを要請した。これらの問題は提言で扱われた。

### 9. 実施

実施プロセスの長さについてのコメントには、CMS プランの策定期間が短すぎるというものから、過度に長いというものまであった。さまざまなコメントを考慮して、文書において提言された段階的で柔軟なアプローチが、米国において CMSP 策定のための、野心的だが達成可能な日程になると、タスク・フォースは判断した。

## 省庁間海洋政策タスク・フォース最終報告書

### 10. 資源

タスク・フォースは国の経済状況及び予算上の制約に留意するが、この提言における投資及び改善は、米国の経済的利益を前進させ、連邦政府全体にわたって効率の向上を促進すると確信する。連邦の機関は利用可能な新しい資源は限られているという現実を認識し、その法律上及び規制上の任務を踏まえて、提言される国家政策の推進のために資源の配分方法を再評価する。また 2011 会計年度の大統領による概算要求には、沿岸・海洋空間計画、地理空間の近代化、地域海洋パートナーシップ、水質改善、生息地の回復、統合生態系評価、沿岸及び河口域の陸域の保全、海洋センサ技術の研究と開発、回復力のある沿岸コミュニティを支援するための環境ツールなど、この提言で特定された優先的活動を支援するための財源が含まれている。





資料2 (海洋政策研究財団 訳) ※

## 韓国沿岸管理法と施行令

※ 翻訳の正確性に関する責任は海洋政策研究財団にあります。



## 韓国沿岸管理法と施行令

### I. 沿岸管理法

施行 2010.12.1

法律 第 10331 号、2010.5.31、他法改正

国土海洋部（沿岸計画課）02-2110-8461

### 第 1 章 総則

**第 1 条**（目的）この法律は、沿岸の効率的な保全・利用及び開発に必要な事項を規定することによって沿岸環境を保全し、沿岸の持続可能な開発を図り、沿岸を快適で豊かな生活の基盤とすることを目的とする。

**第 2 条**（定義）この法律で使用する用語の意味は、次のとおりである。

1. 「沿岸」とは、沿岸海域と沿岸陸域をいう。
2. 「沿岸海域」とは、次の各項目の地域をいう。
  - ア. 海辺〔「水路業務法」第 5 条第 1 項第 5 号による海岸線から地籍公簿に登録されている地域までの間をいう〕
  - イ. 海〔「水路業務法」第 5 条第 1 項第 5 号による海岸線から領海の外側限界までの間をいう〕
3. 「沿岸陸域」とは、次の各項目の地域をいう。
  - ア. 無人島嶼
  - イ. 沿岸海域の陸地側境界線から 500 メートル（「港湾法」第 2 条第 1 号による港湾、「漁村・漁港法」第 2 条第 3 号アによる国家漁港、又は「産業立地及び開発に関する法律」第 2 条第 5 号による産業団地の場合には 1000 メートル）以内の陸地地域（「河川法」第 2 条第 2 号による河川区域は除く）で、本法第 6 条による沿岸統合管理計画で定める地域
4. 「沿岸整備事業」とは、沿岸で施行する次の各項目の事業で、第 25 条第 1 項による沿岸整備事業実施計画に従って施行する事業をいう。
  - ア. 津波、波浪、海水又は地盤の浸食等から沿岸を保護し、破壊された沿岸を整備する事業
  - イ. 沿岸を保全又は改善する事業
  - ウ. 国民が沿岸を快適に利用できるように親水空間をつくる事業
5. 「沿岸用途海域」とは、沿岸海域の効率的な保全・利用及び開発を通じて公共の福祉を増進する目的で用途を予め定めて重複しないよう、第 9 条による沿岸管理地域計画として定める沿岸海域をいう。
6. 「沿岸海域機能区」とは、沿岸用途海域の機能を増進・補完し、沿岸海域を合理的に保全・利用及び開発するために、利用状態及び機能にしたがって第 9 条による沿岸管理地域

計画として定める沿岸海域をいう。

7. 「自然海岸」とは、人為的につくられた施設・道路等の構造物がなく、自然状態の海岸線が維持されている海岸をいう。

**第3条**（沿岸管理の基本理念）沿岸は、次の基本理念により保全・利用及び開発されなければならない。

1. 公共の利益に適い、生態的・文化的・経済的価値が調和して共存できるよう、総合的で未来志向的な観点で保存・利用及び開発すること
2. 沿岸の利用及び開発は、沿岸環境の保全と調和・均衡をなすこと
3. 国民の沿岸環境保全・管理に対する政策参加と健全な利用機会を増やすこと
4. 気候変化による津波、浸食等に対応して海辺を効率的に管理すること
5. 沿岸統合管理を実現させるために、韓国・北朝鮮の協力及び国際協力を増進すること

**第4条**（国等の責務）① 国及び地方自治体は、沿岸の持続可能な保全・利用及び開発のために、必要な施策を講じなければならない。

② 国及び地方自治体は、沿岸管理の基本理念に対する国民の認識を増進させ、沿岸環境の破壊を防止するために努力しなければならない。

③ 国民は、美しく快適な沿岸環境の保全及び改善、持続可能な利用のために、国及び地方自治体の施策に積極的に協力しなければならない。

**第5条**（沿岸基本調査等）① 国土海洋部長官は、沿岸の効率的な管理のための情報を収集するために5年毎に沿岸の現況及び実態に関する定期調査（以下「沿岸基本調査」という）を実施しなければならない。ただし、沿岸基本調査の内容のうち自然海岸、海辺の現況に対する調査測量は、10年毎に実施することができる。

② 国土海洋部長官は、第1項による調査の結果、沿岸環境の変化が著しいと認められる地域に対しては補完調査を実施することができる。

③ 国土海洋部長官は、沿岸整備事業等のために特に必要であると認められる地域に対しては、精密調査を実施しなければならない。

④ 国土海洋部長官は、第1項乃至第3項までの規定により調査を実施する場合、関係行政機関の長に必要な資料の提出を要請することができる。この場合、関係行政機関の長は、特別な事由がない限り要請に従わなければならない。

⑤ 広域市長・道知事・特別自治道知事（以下「市・道知事」という）は、当該地方自治体の条例で定めるところにより管轄沿岸に対する調査を実施することができる。この場合、市・道知事は調査計画に関して予め国土海洋部長官と協議し、調査結果を国土海洋部長官に通達しなければならない。

⑥ 第1項乃至第3項までの規定による調査の内容及び方法、その他必要な事項は大統領令

で定める。

## 第2章 沿岸の統合管理

**第6条**（沿岸統合管理計画の策定）① 国土海洋部長官は、沿岸を総合的に保全・利用及び開発するために、第30条による中央沿岸管理審議会の審議を経て、10年毎に沿岸統合管理計画（以下「統合計画」という）を策定しなければならない。

② 国土海洋部長官は、統合計画を策定しようとするときには予め市・道知事、市長・郡守・区庁長（自治区の区庁長をいう。以下同じ）及び関係専門家の意見を聞き、関係中央行政機関の長と協議しなければならない。

③ 国土海洋部長官は、統合計画を策定しようとする場合、関係行政機関の長に必要な資料の提出を要請することができる。この場合、要請を受けた関係行政機関の長は、特別な事由がない限り要請に従わなければならない。

**第7条**（統合計画の内容）① 統合計画には次の各号の事項が含まなければならない。

1. 沿岸の範囲
2. 計画策定対象地域
3. 沿岸管理に関する基本政策方向
4. 沿岸環境の保全、沿岸の持続可能な開発等、沿岸の望ましい保全・利用及び開発に関する事項
5. 沿岸用途海域と沿岸海域機能区の基本管理方向
6. 第32条による自然海岸管理目標制の管理方向
7. 沿岸整備事業の基本方向
8. その他大統領令で定める事項

② 第1項第1号及び第2号による沿岸の範囲及び計画策定対象地域を定めるときには、次の各号の事項を考慮しなければならない。

1. 行政区域及び地形
2. 他の法令による用途地域等の区分及び土地利用等に関する計画
3. 河川の水系、潮流及び海底地形
4. 沿岸の環境及び景観等、自然環境保全に関する事項
5. 水産業・鉱業・観光産業等、沿岸海域の利用現況
6. 陸上で発生した汚染源の拡散範囲
7. 社会・経済的活動の関連性

**第8条**（統合計画の告示等）① 国土海洋部長官は、統合計画を策定したときには遅滞なくこれを官報に告示し、関係中央行政機関の長及び市・道知事に通達しなければならない。

② 第1項による通達を受けた市・道知事（特別自治道知事は除く）は、遅滞なく市長・郡守・区庁長をして管轄沿岸に対する統合計画を一般人が閲覧できるように措置させなければならない。ただし、第1項による通達を受けた特別自治道知事は、直接、管轄沿岸に対する統合計画を一般人が閲覧できるようにしなければならない。

③ 第1項及び第2項による告示・通達及び閲覧に必要な事項は、大統領令で定める。

**第9条**（沿岸管理地域計画の策定等）① 特別自治道知事・市長・郡守・区庁長は、管轄沿岸の効率的な保全・利用及び開発のために必要であると認める地域に対して、統合計画の範囲で沿岸管理地域計画（以下「地域計画」という）を策定しなければならない。

② 第1項にかかわらず、市・道知事（特別自治道は除く。以下、本項で同じ）は、管轄沿岸の効率的な保全・利用及び開発のために必要であると認める地域で第11条第1項により地域計画が告示されていない地域に対し、統合計画の範囲で2つ以上の市・郡・区（自治区をいう。以下同じ）にわたって地域計画を策定することができる。ただし、国土海洋部長官は、市・道知事が2つ以上の市・郡・国に対する地域計画を策定することが困難だと認める場合には、統合計画の策定手続により当該地域計画を直接策定することができる。

③ 国土海洋部長官は、地域計画の体系的な策定及び管理のために必要な指針を作成して、市・道知事又は市長・郡守・区庁長に通達することができる。

④ 市・道知事又は市長・郡守・区庁長は、地域計画を策定しようとするときには、大統領令で定めるところにより予め公聴会を開いて地域住民及び関係専門家の意見を聞き、関係行政機関の長と協議を行った後、第31条による地域沿岸管理審議会の審議を経て、国土海洋部長官の承認を受けなければならない。

⑤ 国土海洋部長官は、第4項による承認を行うときには、第30条による中央沿岸管理審議会の審議を経なければならない。

⑥ 国土海洋部長官は、地域計画を策定しようとするときには、大統領令で定めるところにより予め公聴会を開いて地域住民及び関係専門家の意見を聞き、関係行政機関の長と協議を行った後、第30条による中央沿岸管理審議会の審議を経なければならない。

⑦ 第1項及び第2項により策定された地域計画は、当該沿岸を管轄する特別自治道知事・市長・郡守・区庁長が施行する。

**第10条**（地域計画の内容）地域計画には次の各号の事項が含まなければならない。

1. 管轄沿岸の範囲
2. 計画策定対象沿岸
3. 管轄沿岸の管理に関する政策方向
4. 統合計画の施行に必要な事項
5. 沿岸用途海域及び沿岸海域機能区の指定・管理
6. 第32条による自然海岸管理目標制に関する事項



7. 管轄沿岸の沿岸整備事業の方向

8. その他地域計画を策定する国土海洋部長官又は地方自治体の長が必要だと認める事項

**第 11 条**（地域計画の告示等）① 特別自治道知事・市長・郡守・区庁長は、第 9 条第 1 項により地域計画を策定したときには遅滞なくこれを公報に告示し、関係行政機関の長に通達して、一般人が閲覧できるようにしなければならない。

② 国土海洋部長官又は市・道知事（特別自治道知事は除く）は、第 9 条第 2 項により地域計画を策定したときには遅滞なくこれを官報又は公報に告示し、関係行政機関の長及び市長・郡守・区庁長に通達しなければならない。

③ 第 2 項による通達を受けた市長・郡守・区庁長は、遅滞なくこれを一般人が閲覧できるようにしなければならない。

④ 国土海洋部長官は、予算の範囲で地域計画の策定・施行に必要な費用を補助することができる。

**第 12 条**（統合計画等の変更）① 国土海洋部長官は、策定・告示された統合計画に対して 5 年毎にその妥当性を検討し、統合計画の変更等、必要な措置を講じることができる。

② 国土海洋部長官、市・道知事又は市長・郡守・区庁長は、統合計画又は地域計画を変更する必要があると認めるとき、又は関係行政機関の長がその変更を要請するときには、これを変更することができる。

③ 国土海洋部長官は、統合計画の内容に重大な変化があつて地域計画を変更する必要があると判断した場合には、市・道知事又は市長・郡守・区庁長に地域計画の変更を要請することができ、予算の範囲で地域計画の変更に必要な費用を補助することができる。

④ 第 1 項又は第 2 項により統合計画を変更する場合には、第 6 条及び第 8 条を準用する。ただし、地形変更を反映する等、大統領令で定める軽微な事項を変更する場合には、第 8 条のみを準用する。

⑤ 第 2 項により地域計画を変更する場合には、第 9 条第 4 項乃至第 6 項まで及び第 11 条を準用する。ただし、地形変更を反映する等、大統領令で定める軽微な事項を変更する場合には第 11 条のみを準用する。

⑥ 第 2 項により国土海洋部長官又は市・道知事（特別自治道知事は除く）が変更した地域計画は、当該沿岸を管轄する特別自治道知事又は市長・郡守・区庁長が施行する。

**第 13 条**（他の計画等との関係）① 統合計画又は地域計画は、次の各号の計画と連携して策定・変更しなければならない。（改正 2010.4.15）

1. 「国土の計画及び利用に関する法律」第 22 条による都市基本計画

2. 「環境政策基本法」第 12 条による国家環境総合計画及び同法第 14 条の 2 による環境保全中期総合計画

3. 「海洋環境管理法」第14条による海洋環境管理総合計画
4. 「海洋生態系の保全及び管理に関する法律」第9条による海洋生態系保全・管理基本計画
5. 「湿地保全法」第5条による湿地保全基本計画
6. 「自然公園法」第11条による公園基本計画
7. 「漁場管理法」第3条による漁場管理基本計画
8. 「公有水面管理及び埋立に関する法律」第22条による公有水面埋立基本計画
9. 「無人島嶼の保全及び管理に関する法律」第6条による無人島嶼総合管理計画

② 国土海洋部長官は、沿岸環境の保全と沿岸の持続可能な発展のために必要な場合には、他の法令により策定された計画や指定された用途地域等の変更を要請することができる。

③ 関係行政機関の長は、他の法令により沿岸の保全・利用及び開発にかかる計画を策定・変更しようとする場合、統合計画又は地域計画に該当事項がある場合には、国土海洋部長官、市・道知事又は市長・郡守・区庁長と協議しなければならない。計画が確定した場合には遅滞なく国土海洋部長官、市・道知事又は市長・郡守・区庁長にその内容を通達しなければならない。

④ 国土海洋部長官、市・道知事又は市長・郡守・区庁長は、第3項による通達を受けたときには、遅滞なくその内容に合わせて統合計画又は地域計画を変更し、これを官報又は公報に告示しなければならない。

**第14条**（統合計画等の遵守）関係行政機関の長は、沿岸で保全・利用及び開発に関する行為を行おうとする場合には、統合計画及び地域計画に合わせて行わなければならない。

### 第3章 沿岸用途海域等の指定及び管理

**第15条**（沿岸海域の用途区分）沿岸海域は利用実態、自然環境的特性及び将来の利用方向等を考慮して、次の各号のとおり沿岸用途海域として区分する。

1. 利用沿岸海域：沿岸海域のうち利用若しくは開発が確定又は予想される地域で、海洋環境に及ぼす影響を最小化する範囲で利用又は開発行為を優先的に実施することができる海域
2. 特殊沿岸海域：沿岸海域のうち次の各項目のいずれかに該当する海域
  - ア. 軍事施設及び国の重要施設の保護のために特別な管理が必要な海域
  - イ. 海洋の環境及び生態系が破壊されたか、又は破壊される恐れがあり、特別な管理が必要な海域
3. 保全沿岸海域：沿岸海域のうち沿岸環境及び資源の保護、海洋文化の保全等のために管理が必要な海域
4. 管理沿岸海域：沿岸海域のうち第1号乃至第3号までのいずれにも該当しないか、又は

2つ以上に該当して用途区分が困難な海域

**第 16 条**（沿岸用途海域の指定等）① 国土海洋部長官、市・道知事又は市長・郡守・区庁長は、第 9 条により地域計画として沿岸用途海域を指定又は変更することができる。

② 第 1 項により沿岸用途海域を指定又は変更しようとする場合には、第 19 条による沿岸海域機能区を考慮しなければならない。

**第 17 条**（他の法律により指定・告示された区域等の沿岸用途海域指定擬制）① 次の各号の区域等は、第 15 条第 1 号の利用沿岸海域として指定されたものとみなす。

1. 「港湾法」第 2 条第 4 号による港湾区域及び「新港湾建設促進法」第 5 条第 1 項による新港湾建設予定地域

2. 「漁村・漁港法」第 2 条第 4 号による漁港区域

3. 「産業立地及び開発に関する法律」第 2 条第 5 号による産業団地

4. 「骨材採取法」第 34 条による骨材採取団地

5. 「海底鉱物資源開発法」第 3 条による海底鉱区

6. 「経済自由区域の指定及び運営に関する特別法」第 4 条による経済自由区域

② 次の各号の区域等は、第 15 条第 2 号の特殊沿岸海域として指定されたものとみなす。

1. 「軍事基地及び軍事施設保護法」第 2 条第 6 号による軍事基地及び軍事施設保護区域

2. 「海洋環境管理法」第 15 条第 1 項第 2 号による特別管理海域

3. 「電源開発促進法」第 5 条及び第 11 条による電源開発事業区域及び電源開発事業予定区域

③ 次の各号の区域等は、第 15 条第 3 号の保全沿岸海域として指定されたものとみなす。

1. 「国土の計画及び利用に関する法律」第 40 条による水産資源保護区域

2. 「海洋生態系の保全及び管理に関する法律」第 25 条による海洋保護区域

3. 「海洋環境管理法」第 15 条第 1 項第 1 号による環境保全海域

4. 「自然環境保全法」第 12 条による生態・景観保全地域

5. 「湿地保全法」第 8 条第 1 項による湿地保護地域

6. 「自然公園法」第 4 条による自然公園

**第 18 条**（沿岸海域適性評価）① 国土海洋部長官は、沿岸用途海域を効率的に管理するために沿岸海域の特性、立地又は活用可能性等に対する沿岸海域適性評価を実施することができる。

② 第 1 項による沿岸海域適性評価の内容及び手続等に関して必要な事項は、国土海洋部令で定める。

**第 19 条**（沿岸海域機能区の指定）① 国土海洋部長官、市・道知事又は市長・郡守・区庁

長は、沿岸用途海域を効率的に管理するために、次の各号の区分により沿岸海域機能区を指定又は変更することができる。この場合、沿岸海域機能区の指定又は変更は第 9 条により地域計画として定める。

#### 1. 利用沿岸海域

- ア. 港湾区：港湾建設と港湾の機能維持のために必要な区域
- イ. 航路区：船舶の安全な航海のために必要な区域
- ウ. 漁港区：漁港建設と漁港の機能維持のために必要な区域
- エ. レジャー観光区：沿岸でのレジャー観光活動を支援するために必要な区域
- オ. 海水浴場区：海水浴場の機能を維持するために必要な区域
- カ. 鉱物資源区：鉱物又は骨材を採取するために必要な区域
- キ. その他大統領令で定める機能区

#### 2. 特殊沿岸海域

- ア. 海洋水質管理区：海水の水質管理のために必要な区域
- イ. 海洋調査区：海水水質又は海洋生態系の調査のために必要な区域
- ウ. 災害管理区：津波、波浪、地盤の浸食又は赤潮等、沿岸災害が度々発生して管理が必要な区域
- エ. 軍事施設区：軍事施設を保護するために必要な区域
- オ. 産業施設区：発電所等、エネルギー関連施設、及び油類備蓄施設等、国の基幹産業施設を維持するために必要な区域
- カ. その他大統領令で定める機能区

#### 3. 保全沿岸海域

- ア. 水産生物資源保護区：水産資源を保護・育成するために必要な区域
- イ. 海洋生態保護区：海洋生物の生息地を維持するために必要な区域
- ウ. 景観保護区：海岸、海上、海中又は海底の景観を保護するために必要な区域
- エ. 公園区：自然公園の機能を維持するために必要な区域
- オ. 漁場区：村漁業、養殖漁業等のための漁場の機能を維持するために必要な区域
- カ. その他大統領令で定める機能区

② 第 1 項で規定する事項のほか沿岸海域機能区の指定又は変更に必要な事項は、大統領令で定める。

**第 20 条**（他の法令による沿岸用途海域等の変更制限）関係行政機関の長は、次の各号の計画を許可・認可・承認又は決定しようとする場合には、該当内容に従って国土海洋部長官、市・道知事又は市長・郡守・区庁長と、大統領令で定めるところにより協議しなければならない。ただし、他の法律により国土海洋部長官、市・道知事又は市長・郡守・区庁長と協議又は承認を受けた場合には、この限りではない。

1. 他の法律で、本法による沿岸用途海域又は沿岸海域機能区の指定又は変更に対する地域

計画の決定を擬制にする内容が含まれている計画

2. 第 17 条により沿岸用途海域として指定されたものとみなす区域等が含まれている計画

#### 第 4 章 沿岸整備事業

**第 21 条**（沿岸整備基本計画の策定）① 国土海洋部長官は、効率的で体系的な沿岸整備事業のために 10 年毎に沿岸整備基本計画（以下「沿岸整備基本計画」という）を策定する。

② 国土海洋部長官は、沿岸整備基本計画を策定しようとするときには予め市・道知事の意見を聞き、関係中央行政機関の長と協議した後、第 30 条による中央沿岸管理審議会の審議を経なければならない。

③ 国土海洋部長官は、沿岸整備基本計画を策定したときには遅滞なくこれを官報に告示しなければならない。

**第 22 条**（沿岸整備基本計画の内容）沿岸整備基本計画には次の各号の事項が含まなければならない。

1. 沿岸整備事業の基本方向
2. 沿岸整備事業の中長期計画
3. 沿岸整備事業の年度別内容及び推進計画
4. 沿岸整備事業間の調整に関する事項
5. その他国土海洋部長官が必要だと認める事項

**第 23 条**（沿岸整備基本計画の変更）① 国土海洋部長官は、策定・告示された沿岸整備基本計画に対して 5 年毎にその妥当性を検討し、沿岸整備基本計画の変更等、必要な措置を講じなければならない。

② 国土海洋部長官は、沿岸の条件変化等に伴って沿岸整備基本計画を変更する必要があると認めるか、又は関係行政機関の長が変更を要請する場合には、これを変更することができる。

③ 第 2 項による沿岸整備基本計画の変更に関しては、第 21 条第 2 項及び第 3 項を準用する。ただし、大統領令で定める緊急な場合や軽微な事項を変更する場合には第 21 条第 3 項のみを準用する。

**第 24 条**（沿岸整備事業の施行者）① 国土海洋部長官は、「港湾法」第 2 条第 4 号による港湾区域での沿岸整備事業を施行する。ただし、国土海洋部令で定める沿岸整備事業の場合には、市・道知事又は市長・郡守・区庁長が施行することができる。〈改正 2009.6.9〉

② 市・道知事又は市長・郡守・区庁長は、国土海洋部令で定めるところにより「港湾法」第 2 条第 4 号による港湾区域外の沿岸に対する沿岸整備事業を施行する。ただし、次の各

号のいずれかに該当する場合には、国土海洋部長官が施行することができる。〈改正 2009.6.9〉

1. 大統領令で定める規模以上の事業
  2. 高度な技術が必要な事業
  3. 2つ以上の広域市・道にわたって施行する必要がある事業
  4. その他公共の利害に及ぼす影響が大きな事業として大統領令で定める事業
- ③ 国土海洋部長官は、第2項ただし書きにより沿岸整備事業を施行しようとする場合には、予め市・道知事又は市長・郡守・区庁長の意見を聞かなければならない。
- ④ 国土海洋部長官、市・道知事又は市長・郡守・区庁長でない者は、次の各号の区分に従って国土海洋部長官、市・道知事又は市長・郡守・区庁長の指定を受け、沿岸整備事業を施行することができる。〈改正 2009.6.9〉
1. 「港湾法」第2条第4号による港湾区域の沿岸：国土海洋部長官
  2. 第1号ほかの沿岸：第2項本文による沿岸整備事業の施行者である市・道知事又は市長・郡守・区庁長
- ⑤ 第4項による沿岸整備事業施行者の指定に必要な事項は、国土海洋部令で定める。

**第25条**（沿岸整備事業実施計画の策定等）① 第24条による沿岸整備事業の施行者（以下「沿岸整備事業施行者」という）が沿岸整備事業を施行しようとする場合には、沿岸整備基本計画の範囲で、大統領令で定めるところにより沿岸整備事業実施計画（以下「整備実施計画」という）を策定しなければならない。

- ② 国土海洋部長官、市・道知事又は市長・郡守・区庁長でない沿岸整備事業施行者が整備実施計画を策定しようとする場合には、国土海洋部長官の承認を受けなければならない。これを変更するときにも同様とする。
- ③ 国土海洋部長官、市・道知事又は市長・郡守・区庁長が整備実施計画を策定し、又は第2項により国土海洋部長官が整備実施計画を承認若しくは変更承認しようとする場合には、予め関係行政機関の長と協議しなければならない。ただし、大統領令で定める緊急な場合や軽微な事項を変更する場合には、この限りではない。
- ④ 国土海洋部長官、市・道知事又は市長・郡守・区庁長が整備実施計画を策定若しくは変更、又は国土海洋部長官が第2項により整備実施計画を承認若しくは変更承認したときには、遅滞なくこれを官報に告示し、関係行政機関の長に通達しなければならない。

**第26条**（許認可等の擬制）① 国土海洋部長官、市・道知事又は市長・郡守・区庁長が第25条第4項により整備実施計画を告示したときには、次の各号の許可・認可・決定・免許・協議・同意・承認・申告又は解除等（以下本条で「許認可等」という）がなされたものとみなし、次の各号の関係法律による許認可等の告示又は公告があったものとみなす。〈改正 2009.6.9、2010.4.15、2010.5.31〉



1. 「消防施設設置維持及び安全管理に関する法律」第7条第1項による建築許可等の同意、「消防施設工事業法」第13条第1項による消防施設工事の申告及び「危険物安全管理法」第6条第1項による製造所等の設置許可
  2. 「農漁村整備法」第23条による農業生産基盤施設の目的外使用承認
  3. 「農地法」第34条による農地の転用許可
  4. 「砂防事業法」第14条による砂防地内での伐採等の許可、同法第20条による砂防地の指定解除
  5. 「山地管理法」第14条・第15条及び第15条の2による山地転用許可・山地転用申告及び山地一時使用許可・申告、同法第25条による土石採取許可、「山林資源の造成及び管理に関する法律」第36条第1項・第4項による立木伐採等の許可・申告及び「山林保護法」第9条第1項及び第2項第1号・第2号による山林保護区域（山林遺伝資源保護区域は除く）での行為の許可・申告と、同法第11条第1項第1号による山林保護区域の指定解除
  6. 「草地法」第21条の2による土地の形質変更等の許可、同法第23条による草地転用の許可・申告又は協議
  7. 「水産業法」第67条による保護水面内での工事施行の承認
  8. 「電気事業法」第61条による電気事業用電気設備工事計画の認可又は申告、同法第62条による自家用電気設備工事計画の認可又は申告
  9. 「国土の計画及び利用に関する法律」第56条による開発行為の許可、同法第86条による都市計画施設事業の施行者指定、同法第88条による実施計画の認可
  10. 「下水道法」第24条による施設又は工作物の設置許可
  11. 「道路法」第5条による道路管理庁との協議又は承認、同法第34条による道路工事施行等の許可、同法第38条による道路の占用許可
  12. 「私道法」第4条による私道の開設等の許可
  13. 「公有水面管理及び埋立に関する法律」第8条による公有水面の占用・使用許可、同法第10条による協議又は承認、同法第17条による公有水面の占用・使用実施計画の承認又は申告、同法第28条による公有水面の埋立免許、同法第35条による国等が施行する埋立の協議又は承認及び同法第38条による公有水面埋立実施計画の承認
  14. 削除〈2010.4.15〉
  15. 「小河川整備法」第10条による小河川工事の施行許可
  16. 「骨材採取法」第22条による骨材採取の許可
  17. 「葬儀等に関する法律」第27条第1項による無縁墳墓の改葬許可
  18. 「軍事基地及び軍事施設保護法」第13条による行政機関の許可等に関する協議
  19. 「都市公園及び緑地等に関する法律」第24条による都市公園の占用許可
- ② 国土海洋部長官、市・道知事又は市長・郡守・区庁長が整備実施計画を策定若しくは変更、又は第25条第2項により国土海洋部長官が整備実施計画を承認しようとする場合、当該整備実施計画に第1項各号の事項が含まれているときには予め関係行政機関の長と協議

しなければならない。

**第 27 条**（土地等の収用・使用）① 沿岸整備事業施行者は、沿岸整備事業を施行するために必要な場合には、「公益事業のための土地等の取得及び補償に関する法律」第 3 条による土地・物件又は権利を収用又は使用することができる。ただし、第 24 条第 4 項により指定を受けた沿岸整備事業施行者は、沿岸整備事業対象の土地面積の 3 分の 2 以上に該当する土地を購入し、土地所有者総数の 2 分の 1 以上に該当する者の同意を受けなければならない。

② 第 1 項による土地・物件又は権利の収用又は使用に関して、本法で規定されたものを除いては「公益事業のための土地等の取得及び補償に関する法律」を準用する。

③ 第 25 条第 4 項による告示があったときには、「公益事業のための土地等の取得及び補償に関する法律」第 20 条第 1 項及び第 22 条による事業認定及び事業認定の告示があったものとみなし、裁決の申請は同法第 23 条第 1 項及び第 28 条第 1 項にかかわらず沿岸整備事業の施行期間に行うことができる。

**第 28 条**（費用の負担）① 沿岸整備事業の施行にかかる経費は、沿岸整備事業施行者が負担する。

② 政府は、予算の範囲で第 1 項により市・道知事又は市長・郡守・区庁長が負担する費用の全部又は一部を補助又は融資することができる。

③ 国土海洋部長官、市・道知事又は市長・郡守・区庁長は、沿岸整備事業ではない工事又は行為により沿岸整備事業が必要となった場合には、大統領令で定めるところにより当該沿岸整備事業にかかる費用の全部又は一部を要因となった工事の施行者又は行為者に負担させることができる。

④ 第 3 項により費用を負担しなければならない者が、国土海洋部令で定める期間内にその費用を納めないときには、国税又は地方税の滞納処分の例により徴収する。

**第 29 条**（沿岸整備事業施設物の事後管理） 沿岸整備事業として設置した施設物については、沿岸整備事業施行者が事後管理を行わなければならない。ただし、第 24 条第 2 項ただし書きにより国土海洋部長官が施行した沿岸整備事業として設置した施設物については関連する市・道知事又は市長・郡守・区庁長が事後管理を行わなければならない。

## 第 5 章 沿岸管理審議会

**第 30 条**（中央沿岸管理審議会）① 沿岸管理に関する次の各号の事項を審議するために、国土海洋部長官所屬下に中央沿岸管理審議会を置く。

1. 統合計画及び地域計画の策定・変更に関する事項

2. 沿岸用途海域及び沿岸海域機能区の指定・変更に関する事項
  3. 第 32 条による自然海岸管理目標制に関する事項
  4. 沿岸整備基本計画の策定・変更に関する事項
  5. 他の法律で中央沿岸管理審議会の審議を経るようにした事項
  6. その他国土海洋部長官が必要だと認める事項
- ② 中央沿岸管理審議会は、必要な場合には分野別小委員会を構成して運営することができる。
- ③ 中央沿岸管理審議会の構成、審議基準及び審議方法等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

**第 31 条**（地域沿岸管理審議会）① 地域計画の策定・変更とその他管轄沿岸の管理に関する重要事項を審議するために市・道知事所属下に地域沿岸管理審議会を置く。

② 地域沿岸管理審議会の機能、構成及び運営等に関して必要な事項は、当該地方自治体の条例で定める。

## 第 6 章 補則

**第 32 条**（自然海岸管理目標制）① 国土海洋部長官は、自然海岸の効果的な保全と沿岸環境の機能増進等のために第 30 条による中央沿岸管理審議会の審議を経て、自然海岸線の長さ等、自然海岸に対する管理目標を設定することができる。

② 市・道知事又は市長・郡守・区庁長は、第 1 項の管理目標を考慮し、第 31 条による地域沿岸管理審議会の審議を経て、管轄沿岸の自然海岸に対する管理目標を設定することができる。

③ 国土海洋部長官、市・道知事又は市長・郡守・区庁長は、自然海岸管理目標を達成するために沿岸整備事業の一環として自然海岸復元事業を実施することができる。

④ 自然海岸管理目標制及び自然海岸復元事業の施行に関して必要な事項は、大統領令で定める。

**第 33 条**（沿岸管理者）① 国土海洋部長官、市・道知事又は市長・郡守・区庁長は、沿岸を効率的に管理するために必要だと認める場合には、沿岸管理者を委嘱することができる。

② 第 1 項による沿岸管理者の資格、委嘱方法及び職務範囲等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

**第 34 条**（沿岸の周期的点検）① 国土海洋部長官は、所属公務員をして統合計画、地域計画及び沿岸整備事業基本計画の施行現況を周期的に点検させなければならない。

② 特別自治道知事・市長・郡守・区庁長は、毎年地域計画の履行実態に関する自己評価報

告書を国土海洋部長官に提出しなければならない。

③ 国土海洋部長官は、第 1 項及び第 2 項による点検及び評価の結果、是正措置が特に必要だと認める場合には、関係行政機関の長に是正を要請することができる。この場合、関係行政機関の長は、特別な事由がない限り要請に従わなければならない、その是正計画及び是正結果を国土海洋部長官に通達しなければならない。

④ 第 1 項及び第 2 項による点検の内容・方法、評価の範囲・方法、その他必要な事項は、大統領令で定める。

**第 35 条** (土地等への出入等) ① 沿岸整備事業施行者と第 5 条による調査及び第 35 条による点検を行う公務員は、沿岸整備事業又は沿岸の調査等のために必要な場合には、次の各号の行為を行うことができる。

1. 他人が占有する土地又は沿岸海域（以下、本条で「土地等」という）に出入する行為
2. 他人の土地を材料積置場又は臨時道路として一時使用する行為
3. 特に必要な場合、木・土・石若しくはその他障害物を変更、又は除去する行為

② 第 1 項により他人が占有する土地等に出入しようとする者は、出入しようとする日の 7 日前までに土地等の所有者・占有者又は管理人に出入日時と場所を知らせなければならない。ただし、その所有者・占有者又は管理人がわからない場合、又はその他やむを得ない事由がある場合には、この限りではない。

③ 日の出前や日の入り後に、土地等の占有者又は管理人の承諾なくして宅地又は塀や垣根で囲われた他人の土地等に出入することはできない。

④ 沿岸整備事業施行者又は調査等を実施する公務員は、第 1 項第 2 号又は第 3 号の行為を行うときには土地又は障害物の所有者・占有者又は管理人の同意を得なければならない。ただし、土地又は障害物の所有者・占有者又は管理人がわからない場合、又はその他やむを得ない事由がある場合には、この限りではない。

⑤ 土地の所有者・占有者又は管理人は、正当な事由なくして第 1 項による出入、一時使用及び障害物の変更・除去行為を妨害又は拒否してはならない。

⑥ 第 1 項による行為を行おうとする者は、国土海洋部令で定めるところによりその身分を明らかにする証票を携帯し、これを関係人に提示しなければならない。

**第 36 条** (損失補償) ① 第 35 条第 1 項による行為によって損失を被った者がいる場合には、その行為者が属する行政庁又は沿岸整備事業施行者がその損失を補償しなければならない。

② 第 1 項による損失補償に関しては、その損失を補償する者と損失を受けた者が協議しなければならない。

③ 第 2 項による協議が成り立たない又は協議をすることができない場合には、大統領令で定めるところにより管轄土地収用委員会に裁決を申請することができる。

**第 37 条**（沿岸情報体系の構築及び管理等）① 国土海洋部長官は、統合計画、地域計画又は沿岸管理政策の合理的な策定と執行のために、次の各号の事項が含まれた沿岸情報体系を構築して管理しなければならない。

1. 沿岸の地形・地物等の位置及び属性
2. 沿岸の利用現況
3. 海岸線等に対する地理情報
4. 港湾・漁港・道路・産業・都市・海洋資源等に対する人文・社会情報

② 国土海洋部長官は、関係行政機関の長に沿岸情報体系の構築及び管理に必要な資料の提出を要請することができる。

③ 第 1 項及び第 2 項で規定する事項のほか沿岸情報体系の構築・管理に関して必要な事項は、大統領令で定める。

**第 38 条**（委任・委託）① 本法による国土海洋部長官の権限は、大統領令で定めるところによりその一部をその所属機関、市・道知事又は市長・郡守・区庁長に各々委任又は関係行政機関の長に委託することができる。

② 第 34 条による沿岸の周期的点検に関する国土海洋部長官の業務は、その全部又は一部を大統領令で定めるところにより海洋資源の保全及び利用等に関する調査・研究等を目的に設立された関係専門機関に委託することができる。

③ 第 37 条による沿岸情報体系の構築及び管理に関する国土海洋部長官の業務は、大統領令で定める専門機関に委託することができる。

**第 39 条**（過料）① 正当な事由なくして第 35 条第 5 項に違反して出入、一時使用及び障害物の変更・除外行為を妨害又は拒否した者には、大統領令で定めるところにより 300 万ウォン以下の過料を賦課する。

② 第 1 項による過料は、国土海洋部長官、市・道知事又は市長・郡守・区庁長が賦課・徴収する。

#### **附則〈第 10331 号、2010.5.31〉**

第 1 条（施行日）本法は、公布後 6 か月が経過した日より施行する。〈ただし書き省略〉

第 2 条乃至第 11 条まで省略

第 12 条（他の法律の改正）①乃至〈51〉まで省略

〈52〉沿岸管理法の一部を次のとおり改正する。

第 26 条 第 1 項第 5 号のうち、「『山地管理法』 第 14 条及び第 15 条による山地転用許可及び山地転用申告」を「『山地管理法』 第 14 条・第 15 条及び第 15 条の 2 による山地転用許可・山地転用申告及び山地一時使用許可・申告」とする。

〈53〉乃至〈89〉まで省略

第 13 条 省略

## II. 沿岸管理法施行令

施行 2011.1.17

大統領令 第 22626 号、2011.1.17、他法改正

国土海洋部（沿岸計画課） 02-2110-8461

**第 1 条**（目的）この法令は、「沿岸管理法」で委任された事項とその施行に必要な事項を規定することを目的とする。

**第 2 条**（沿岸基本調査の内容等）①「沿岸管理法」（以下「法」という）第 5 条第 1 項による沿岸基本調査は、次の各号の調査結果を考慮して実施しなければならない。

1. 「海洋水産発展基本法」第 17 条による海洋に対する科学調査及び観測
2. 「海洋科学調査法」第 2 条第 1 号による海洋科学調査
3. 「海洋環境管理法」第 9 条による海洋環境の測定
4. 「海洋生態系の保全及び管理に関する法律」第 10 条による海洋生態系基本調査
5. 「無人島嶼の保全及び管理に関する法律」第 9 条による実態調査
6. 「測量・水路調査及び地籍に関する法律」第 31 条による水路調査
7. 「漁場管理法」第 6 条による漁場環境調査
8. 「自然環境保全法」第 30 条第 1 項による全国の自然環境調査

② 第 1 項による沿岸基本調査に含まれる内容は、次の各号のとおりである。

1. 海岸線、地形、水深、気温、潮水、潮流、水温、堆積物、生態系等、自然環境の実態
2. 人口、雇用、地域経済等、社会・経済の実態
3. 港湾、水産資源、観光資源、鉱物資源及び干拓・埋立等、資源利用の実態
4. 沿岸水質汚染、海洋堆積物汚染等、海洋環境汚染の実態
5. 突堤、潜堤等、沿岸浸食防止施設の実態
6. 第 1 号乃至第 5 号までに規定する内容のほか、国土海洋部令で定める事項

③ 法第 5 条第 2 項による補完調査に含まれる内容は、次の各号のとおりである。

1. 沿岸環境変化の発生原因、変化の程度及び変化の様相
2. 沿岸環境の変化が沿岸に及ぼす影響
3. 第 1 号及び第 2 号で規定する内容のほか、国土海洋部令で定める事項

④ 法第 5 条第 3 項による精密調査に含まれる内容は、次の各号のとおりである。

1. 第 2 項第 1 号・第 3 号及び第 5 号に該当する事項
2. 沿岸整備事業が沿岸環境に及ぼす影響
3. 第 1 号及び第 2 号で規定する内容のほか、国土海洋部令で定める事項。



⑤ 第2項乃至第4項までの規定による調査は、沿岸測量及び試料採取等を通じた現地調査、航空機及び人工衛星等を利用した遠隔探査又は聴聞・資料・文献等による間接調査の方法で実施する。

⑥ 国土海洋部長官は、第5項による調査を行う場合、関係行政機関の長へ調査関連資料の閲覧や管轄区域の出入等に関する協力を要請することができる。この場合、関係行政機関の長は、特別な事由がない限り要請に従わなければならない。

**第3条**（沿岸統合管理計画に含まれる事項）法第7条第1項第8号で「大統領令で定める事項」とは、次の各号の事項をいう。

1. 法第37条による沿岸情報体系の構築・活用に関する事項
2. 効果的な沿岸管理のための教育・広報に関する事項
3. 沿岸管理に関する国際協力に関する事項

**第4条**（統合計画の通達及び閲覧）① 国土海洋部長官は、法第8条第1項により沿岸統合管理計画（以下「統合計画」という）を関係中央行政機関の長及び広域市長・道知事・特別自治道知事（以下「市・道知事」という）に通達し、市・道知事（特別自治道知事は除く）は、市長・郡守・区庁長（自治区の区庁長をいう。以下同じ）に通達しなければならない。

② 特別自治道知事・市長・郡守・区庁長は、法第8条第2項により管轄沿岸に対する統合計画を一般人に閲覧させるときには、その閲覧期間を20日以上とする。

**第5条**（沿岸管理地域計画に対する公聴会の開催）国土海洋部長官は、市・道知事又は市長・郡守・区庁長が法第9条第4項及び第6項により沿岸管理地域計画（以下「地域計画」という）に関する公聴会を開催しようとする場合には、公聴会開催の14日前までに次の各号の事項を官報、公報、インターネットのホームページ又は日刊新聞等に公告しなければならない。

1. 公聴会の開催目的
2. 公聴会開催の日時及び場所
3. 策定又は変更しようとする地域計画の主要内容
4. 第1号乃至第3号までに規定する事項のほか公聴会開催に必要な事項

**第6条**（地域計画の閲覧）法第11条第1項及び第3項による地域計画の閲覧に関しては、第4条第2項を準用する。

**第7条**（統合計画等の軽微な事項の変更）① 法第12条第4項ただし書きで「地形変更を反映する等、大統領令で定める軽微な事項」とは、次の各号の事項をいう。

1. 自然的な地形変更を反映するための事項

2. 現況及び統計資料等の単純な修正・補完

② 法第 12 条第 5 項ただし書きで「地形変更を反映する等、大統領令で定める軽微な事項」とは、次の各号の事項をいう。

1. 自然的な地形変更を反映するための事項

2. 同一の沿岸用途海域内での沿岸海域機能区の変更

3. 現況及び統計資料等の単純な修正・補完

**第 8 条**（その他の沿岸海域機能区）① 法第 19 条第 1 項第 1 号キで「大統領令で定める機能区」とは、海中文化施設区（水中水族館、海洋博物館等、海中文化施設の設置・運営のために必要な区域）をいう。

② 法第 19 条第 1 項第 2 号カで「大統領令で定める機能区」とは、海洋環境復元区（海洋環境及び生態系の復元事業のために必要な区域）をいう。

③ 法第 19 条第 1 項第 3 号カで「大統領令で定める機能区」とは、海洋文化資源保存区（保存価値がある海洋文化及び歴史遺物の管理のために必要な区域）をいう。

**第 9 条**（沿岸海域機能区の指定等）① 法第 19 条による沿岸海域機能区は、重複して指定又は変更することができる。ただし、重複して指定又は変更した沿岸海域機能区は、同一の沿岸用途海域に含まれなければならない。

② 法第 19 条第 1 項により国土海洋部長官、市・道知事又は市長・郡守・区庁長は、沿岸の効率的な利用・開発及び保全のために必要な場合、地域計画の変更を通じて沿岸海域機能区を管理目的に従って細分して指定することができる。

**第 10 条**（地域計画決定議題等に対する協議）法第 20 条により関係行政機関の長が国土海洋部長官、市・道知事又は市長・郡守・区庁長と協議しようとする場合には、次の各号の書類を提出しなければならない。

1. 当該計画の目的、内容、必要性及び推進背景等に対する説明書

2. 当該計画と地域計画書で定める沿岸用途海域又は沿岸海域機能区との両立の可能性に関する検討書

**第 11 条**（沿岸整備基本計画の通達）国土海洋部長官は、法第 21 条第 3 項により沿岸整備基本計画を告示したときには、遅滞なくその沿岸整備基本計画を関係中央行政機関の長、市・道知事及び市長・郡守・区庁長に通達しなければならない。

**第 12 条**（沿岸整備基本計画の軽微な事項等の変更）法第 23 条第 3 項ただし書きで「大統領令で定める緊急な場合又は軽微な事項を変更する場合」とは、次の各号のいずれかに該

当する場合をいう。

1. 沿岸浸食等で破壊された沿岸地域を速やかに復元する必要がある場合
2. 沿岸整備事業にかかる総工事費の 100 分の 10 未満の変更
3. 事業期間の変更

**第 13 条**（大規模な沿岸整備事業等）① 法第 24 条第 2 項第 1 号で「大統領令で定める規模以上の事業」とは、総工事費が 100 億ウォン以上の事業をいう。

② 法第 24 条第 2 項第 4 号で「公共の利害に及ぼす影響が大きい事業として大統領令で定める事業」とは、「海洋環境管理法施行令」第 61 条第 2 項による一般海域利用協議対象事業のうち、国土海洋部長官が沿岸環境に及ぼす影響が大きいと認める事業をいう。

**第 14 条**（沿岸整備事業実施計画の内容）法第 25 条第 1 項による沿岸整備事業実施計画には、次の各号の事項が含まなければならない。

1. 事業の目的
2. 事業施行の場所
3. 事業規模及び総事業費
4. 事業期間
5. 事業計画平面図及び断面図

**第 15 条**（沿岸整備事業実施計画の軽微な事項等の変更）法第 25 条第 3 項ただし書きで「大統領令で定める緊急な場合又は軽微な事項を変更する場合」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

1. 沿岸浸食等で破壊された沿岸地域を速やかに復元する必要がある場合
2. 沿岸整備事業にかかる総工事費の 100 分の 10 未満の変更
3. 事業期間の変更

**第 16 条**（費用の負担）① 国土海洋部長官、市・道知事又は市長・郡守・区庁長は、法第 28 条第 3 項により沿岸整備事業の要因となった者に当該沿岸整備事業にかかる費用（以下「負担金」という）を負担させようとする場合には、負担金の算定に関する根拠書類を添付して書面で通達しなければならない。

② 国土海洋部長官、市・道知事又は市長・郡守・区庁長は、負担金の算定基準及び納付方法等に関して負担金を負担する者と予め協議しなければならない。この場合、協議がなされなかったときには、国土海洋部長官、市・道知事又は市長・郡守・区庁長が各々その負担金を定め、次の各号の基準に従い算定して合算した金額とする。<改正 2011.1.17>

1. 工事費：「国を当事者とする契約に関する法律施行令」第 9 条第 1 項第 2 号による材料費・労務費・経費・一般管理費及び利潤の合計額

2. 調査費：「エンジニアリング産業振興法」第 31 条によるエンジニアリング事業対価の基準により算定した当該事業の施行のための測量費とその他の調査費で、純工事費に含まれない費用
3. 設計費：「エンジニアリング産業振興法」第 31 条によるエンジニアリング事業対価の基準により算定した当該事業の設計のための費用
4. 補償費：当該事業のために支給される土地購入費と土地価格に含まれていない建物・立木に対する権利及び営業権等、土地所有権以外の権利に対する補償費と移住対策費の合計額

**第 17 条**（中央沿岸管理審議会の構成等）① 法第 30 条による中央沿岸管理審議会（以下「審議会」という）は、委員長 1 人を含む 20 人以内の委員で構成する。

② 審議会の委員長は、国土海洋部第二次官がなり、委員は次の各号の者となる。

1. 企画財政部・国防部・行政安全部・文化体育観光部・農林水産食品部・知識経済部・環境部・国土海洋部の高位公務員団に属する一般職公務員の中から所属機関の長が推薦する者各 1 人
2. 沿岸管理等に関する学識と経験が豊富な者の中から国土海洋部長官が委嘱する者

③ 審議会の委員のうち、第 2 項第 2 号による委員の任期は 2 年とする。

④ 審議会の委員長は審議会を代表し、審議会の業務を総括する。

⑤ 審議会の委員長がやむをえない事由でその職務を遂行することができないときには、委員長が指名した委員がその職務を代行する。

**第 18 条**（審議会の運営）① 審議会の委員長は審議会の会議を招集し、その議長となる。

② 審議会の会議は在籍委員の過半数の出席で開かれ、出席委員の過半数の賛成をもって議決する。

**第 19 条**（幹事）審議会に幹事 1 人を置き、国土海洋部所属公務員の中から国土海洋部長官が任命する。

**第 20 条**（手当等）審議会の委員に対しては、予算の範囲で手当と旅費を支給することができる。ただし、公務員である委員がその所管業務に直接関連して審議会の会議に出席する場合には、この限りではない。

**第 21 条**（運営細則）この法令で規定する事項のほか、審議会の運営に必要な事項は、審議会の議決を経て審議会の委員長が定める。

**第 22 条**（自然海岸管理目標制の実施等）① 国土海洋部長官は、法第 32 条による自然海岸

管理目標の設定のために、次の各号の措置を講じることができる。

1. 自然海岸に関する現況調査
  2. 圏域別・地域別の管理優先順位の設定
  3. 沿岸の利用・開発計画に関する協議
- ② 国土海洋部長官は、法第 32 条第 1 項により自然海岸管理目標を設定するために、特別自治道知事・市長・郡守・区庁長に、管轄沿岸での今後 5 年間の開発計画を考慮した 5 年単位の自然海岸管理目標を提出するように要請することができる。
- ③ 国土海洋部長官、市・道知事又は市長・郡守・区庁長は、法第 32 条第 3 項による自然海岸復元事業の手続、事業範囲、復元計画等に関する事項を法第 25 条による沿岸整備事業実施計画で定めることができる。

**第 23 条**（沿岸管理者）① 国土海洋部長官、市・道知事又は市長・郡守・区庁長が法第 33 条により沿岸管理者を委嘱しようとする場合には、次の各号のいずれかに該当する者の中から委嘱しなければならない。

1. 沿岸管理活動を行う団体に従事しているか、又は 1 年以上従事した経歴がある者
  2. 沿岸管理に関する研究又は行政の経歴がある者
  3. 沿岸管理又は環境分野に関する学識と経験が豊富な者
- ② 国土海洋部長官、市・道知事又は市長・郡守・区庁長は、沿岸管理者の申請を行った者の中から沿岸管理者を委嘱する。
- ③ 沿岸管理者の職務範囲は、次の各号のとおりである。
1. 沿岸環境の保全・改善のための啓蒙及び広報
  2. 沿岸環境の破壊行為に関する指導及び関係機関に対する通達
  3. 沿岸の保全等に関する施設の設置及び運営に関する建議
- ④ 沿岸管理者の任期は 2 年とする。
- ⑤ 国土海洋部長官、市・道知事又は市長・郡守・区庁長は、沿岸管理者の活動を支援し、予算の範囲で必要な活動費等を支給することができる。
- ⑥ 国土海洋部長官、市・道知事又は市長・郡守・区庁長は、沿岸管理者を委嘱したときには国土海洋部令で定めるところにより、その身分を確認できる証明書を発給しなければならない。

**第 24 条**（周期的点検の内容等）① 法第 34 条第 1 項による統合計画、地域計画及び沿岸整備基本計画の施行現況に関する周期的点検対象は、次の各号のとおりである。

1. 沿岸の利用・開発に関する事項
2. 沿岸整備事業の施行状況
3. 他の法令による認可・許可等、沿岸での行為制限又は支援等に関する事項
4. 沿岸の汚染実態

5. 海岸線、海底地形、海洋施設物等の変動状況及び潮水、潮流等の変化状態
  6. 第1号乃至第5号までに規定する事項のほか、沿岸管理のために国土海洋部長官が必要と認める事項
- ② 第1項による点検に関しては第2条第5項及び第6項を準用する。この場合「調査」は「点検」とみなす。
  - ③ 法第34条第2項による地域計画の履行実態に関する自己評価報告書を作成するための評価の範囲は、次の各号のとおりである。
    1. 地域計画の年間履行状況
    2. 地域計画の履行実績が不振である事由
    3. 今後の履行計画内容及び推進方法
  - ④ 国土海洋部長官は第3項による自己評価報告書を評価することができる。この場合、地域計画の履行実績が不振である事由の妥当性等、具体的な評価基準は国土海洋部長官が別に定める。

**第25条**（裁決の申請）法第36条第3項により損失補償に関する裁決を申請しようとする者は、次の各号の事項を記した裁決申請書を管轄土地収用委員会に提出しなければならない。

1. 裁決申請人及びその相手方の氏名・住所
2. 損失発生の内容
3. 裁決申請人が要求した損失額と沿岸整備事業の施行者又は法第5条及び第34条による調査・点検公務員が所属する行政庁が提示した補償額
4. 協議の経過
5. 第1号乃至第4号までに規定する事項のほか、裁決に参考となる事項

**第26条**（沿岸情報体系の構築・管理）国土海洋部長官は、法第37条による沿岸情報体系の効率的な構築・管理のために次の各号の業務を遂行することができる。

1. 沿岸情報体系の標準化
2. 沿岸情報体系の構築・管理に関する研究開発
3. 沿岸情報体系と他の法令により構築・運営されている情報体系との連携及び共同事業の推進

**第27条**（権限の委任）① 国土海洋部長官は、法第38条第1項により次の各号の権限を地方海洋港湾庁長に委任する。

1. 「港湾法」第3条第2項第1号による国家管理港の港湾区域内の沿岸に対する次の各項目の権限
- ア. 法第24条第1項本文による沿岸整備事業の施行



- イ. 法第 24 条第 4 項第 1 号による沿岸整備事業の施行者の指定
  - ウ. 法第 25 条第 1 項・第 3 項及び第 4 項による沿岸整備事業実施計画の策定及び当該計画の策定・変更による協議・告示及び通達
  - エ. 法第 25 条第 2 項乃至第 4 項までの規定による沿岸整備事業実施計画の策定・変更に関する承認及び当該計画の承認による協議・告示・及び通達
  - オ. 法第 27 条による土地等の収容・使用
  - カ. 法第 28 条第 3 項及び第 4 項による負担金の賦課及び徴収
  - キ. 法第 33 条による沿岸管理者の委嘱
  - ク. 法第 35 条による土地等への出入、土地の一時使用及び障害物の変更・除去
  - ケ. 法第 36 条による損失補償
  - コ. 法第 39 条による過料の賦課及び徴収
  - サ. 第 24 条第 1 項第 1 号乃至第 4 号まで及び第 6 号による沿岸の周期的点検
2. 法第 24 条第 2 項ただし書きによる沿岸整備事業及びその施行のための第 1 号ア乃至カまで及びク乃至コマまでの権限
- ② 国土海洋部長官は、法第 38 条第 1 項により第 24 条第 1 項第 5 号に従う海岸線、海底地形、海洋施設物等の変動状況及び潮水、潮流等の変化状態の点検に関する権限を国立海洋調査院長に委任する。
- ③ 国土海洋部長官は、法第 38 条第 1 項により「港湾法」第 3 条第 1 項第 2 号及び同条第 2 項第 2 号による沿岸港と地方管理港の港湾区域内の沿岸に対する次の各号の権限を市・道知事又は市長・郡守・区庁長に委任する。
- 1. 法第 24 条第 1 項本文による沿岸整備事業の施行
  - 2. 法第 24 条第 4 項第 1 号による沿岸整備事業の施行者の指定
  - 3. 法第 25 条第 1 項・第 3 項及び第 4 項による沿岸整備事業実施計画の策定及び当該計画の策定・変更による協議・告示及び通達
  - 4. 法第 25 条第 2 項乃至第 4 項までの規定による沿岸整備事業実施計画の策定・変更に関する承認及び当該計画の承認による協議・告示及び通達
  - 5. 法第 27 条による土地等の収容・使用
  - 6. 法第 28 条第 3 項及び第 4 項による負担金の賦課及び徴収
  - 7. 法第 33 条による沿岸管理者の委嘱
  - 8. 法第 35 条による土地等への出入、土地の一時使用及び障害物の変更・除去
  - 9. 法第 36 条による損失補償
  - 10. 法第 39 条による過料の賦課及び徴収
  - 11. 第 24 条第 1 項第 1 号乃至第 4 号まで及び第 6 号による沿岸の周期的点検

**第 28 条**（沿岸情報体系管理業務の委託）① 国土海洋部長官は、法 38 条第 3 項により次の各号のいずれかに該当する機関を指定して、沿岸情報体系を管理させることができる。

1. 国立海洋調査院
  2. 「政府出捐研究機関等の設立・運営及び育成に関する法律」及び「科学技術分野政府出捐研究機関等の設立・運営及び育成に関する法律」による政府出捐研究機関
  3. 第1号及び第2号で定めた機関のほか、関連技術及び人材保有要件、情報体系構築・運営実績等、国土海洋部長官が告示する基準に合う機関及び団体
- ② 国土海洋部長官は第1項による機関を指定した場合には、これを告示しなければならない。

**第29条**（過料の賦課基準）① 法第39条第1項による過料の賦課基準は、別表のとおりである。

② 国土海洋部長官、市・道知事又は市長・郡守・区庁長は、違反行為の動機、内容及び違反の程度等を考慮して、別表による過料金額の2分の1の範囲でその金額を減額することができる。

**附則**（第22626号、2011.1.17）

第1条（施行日）この法令は公布した日から施行する。

第2条乃至第4条まで省略

第5条（他の法令の改正）①乃至〈21〉まで省略

〈22〉沿岸管理法施行令の一部を次のとおりに改正する。

第16条第2項第2号及び第3号で、「『エンジニアリング技術振興法』第10条」を各々「『エンジニアリング産業振興法』第31条」とする。

〈23〉乃至〈39〉まで省略

第6条 省略

資料3 (海洋政策研究財団 訳) ※

## 韓国無人島嶼の保全及び管理に関する法律と施行令

※ 翻訳の正確性に関する責任は海洋政策研究財団にあります。



# 韓国無人島嶼の保全及び管理に関する法律と施行令

## I. 無人島嶼の保全及び管理に関する法律

施行 2010.4.2

法律第 9612 号、2009.4.1、一部改正

国土海洋部（海洋領土開発課）、02-2110-8470

### 第 1 章 総則

**第 1 条**（目的）この法律は、無人島嶼とその周辺海域の保全及び管理に関して必要事項を定めることにより、無人島嶼とその周辺海域を体系的に管理し、公共の福祉増進に寄与することを目的とする。

**第 2 条**（定義）この法律で使用する用語の意味は次のとおりである。

1. 「無人島嶼」とは、海に囲まれていて満潮時に海面上に現れる自然に形成された陸地で、人が居住（定着して持続的に経済活動をするをいう。以下同じ）していない所をいう。ただし、灯台管理等、大統領令で定める事由に基づき制限的地域に限って人が居住する島嶼は、無人島嶼とみなす。
2. 「周辺海域」とは、無人島嶼の満潮水位線（満潮水位線）からの距離が 1 km 以内の海のうち、「港湾法」第 2 条第 4 号による港湾区域等、大統領令で定める海を除いたものをいう。
3. 「干潮露出地（干潮露出地）」とは、干潮時に海面上に現れ、満潮時には海面下に沈む自然に形成された陸地をいう。
4. 「領海基点無人島嶼」とは、「領海及び接続水域法」第 2 条第 1 項及び第 2 項に従って通常の基線（基線）又は直線基線によって定める無人島嶼と、国際法に従って領海の幅を測定する基線によって定める干潮露出地をいう。

**第 3 条**（国等の責務）国と地方自治体は、無人島嶼とその周辺海域が破壊又は分別なく利用・開発されないようにする等、無人島嶼の適正な保全・管理に必要な施策を策定・施行しなければならない。

**第 4 条**（総合情報体系の構築等）① 国土海洋部長官は、無人島嶼及びその周辺海域の効率的な保存・管理のために無人島嶼及びその周辺海域に対する総合情報体系を構築・運営することができる。〈改正 2008.2.29〉

② 第 1 項による無人島嶼及びその周辺海域に対する総合情報体系の構築・運営に関して必要な事項は、国土海洋部令で定める。〈改正 2008.2.29〉

**第 5 条**（他の法律との関係）①「独島等島嶼地域の生態系保全に関する特別法」により特定島嶼に指定された島嶼は、この法律の適用を受けない。

② 無人島嶼及びその周辺海域（以下「無人島嶼」という）の保全及び利用・開発に関して他の法律に特別な規定がある場合を除いてはこの法律に従う。

## 第 2 章 無人島嶼等に対する総合管理計画等

**第 6 条**（総合管理計画）① 国土海洋部長官は、無人島嶼とその周辺海域の保全及び利用・開発に関する無人島嶼総合管理計画（以下「総合管理計画」という）を、大統領令で定めるところにより 10 年毎に策定・施行しなければならない。この場合、国土海洋部長官は関係中央行政機関の長と予め協議しなければならない。（改正 2008.2.29）

② 総合管理計画は、「沿岸管理法」第 30 条第 1 項による中央沿岸管理審議会（以下「審議会」という）の審議を経て確定される。（改正 2009.4.1）

③ 総合管理計画には、次の各号の事項が含まなければならない。

1. 無人島嶼の保全及び利用・開発に関する基本政策の方向
2. 総合管理計画の範囲及び必要性等
3. 無人島嶼の類型別管理方案
4. 無人島嶼の管理に必要な支援
5. 領海基点無人島嶼の管理等に関する事項
6. 他の法律による無人島嶼管理現況に関する事項
7. 「国土の計画及び利用に関する法律」による用途区分の現況
8. その他無人島嶼の保全及び利用・開発に必要なものとして大統領令で定める事項

④ 国土海洋部長官は、総合管理計画を策定しようとするときには、予め広域市長・道の知事及び特別自治道の知事（以下「市・道知事」という）の意見を聞かなければならない。この場合、市・道知事は国土海洋部長官に意見を提出する前に、管轄市長・郡守・区庁長の意見を聞かなければならない。（改正 2008.2.29）

⑤ 国土海洋部長官は、第 2 項により総合管理計画が確定された場合には、遅滞なく大統領令で定めるところにより公告し、関係中央行政機関の長及び市・道知事に通知しなければならない。（改正 2008.2.29）

⑥ 第 5 項による通知を受けた市・道知事（済州特別自治道知事を除く）は、遅滞なく市長・郡守又は自治区の区庁長（以下「市長・郡守・区庁長」という）に通知して、誰でも管轄区域に対する総合管理計画を閲覧できるようにしなければならない。

⑦ 国土海洋部長官は、総合管理計画を変更する必要があると認められるか、又は関係行政機関の長がその変更を要請する場合には、これを変更することができる。（改正 2008.2.29）

⑧ 第 1 項後段、第 2 項、第 4 項乃至第 6 項は、第 7 項により総合管理計画を変更する場合

に準用する。ただし、大統領令で定める軽微な事項を変更する場合には、第 5 項及び第 6 項に限って準用する。

⑨ 第 5 項及び第 6 項による通知及び閲覧の方法等に関して必要な事項は、国土海洋部令で定める。〈改正 2008.2.29〉

**第 7 条**（特別管理計画）① 国土海洋部長官は、領海基点無人島嶼の保全・管理のために特に必要であると認められる場合には、領海基点無人島嶼に対する特別管理計画（以下「特別管理計画」という）を策定・施行することができる。〈改正 2008.2.29〉

② 特別管理計画の策定・施行に関して必要な事項は大統領令で定める。

**第 8 条**（審議会の審議）無人島嶼の保全及び利用・開発に関する主要政策として次の各号の事項は、審議会の審議を経なければならない。

1. 総合管理計画の策定及び変更に関する事項
2. 第 10 条による無人島嶼管理類型の指定及び変更に関する事項
3. 無人島嶼の保全及び利用・開発に対する関係行政機関において政策が相容れない場合、その調整に関する事項
4. その他無人島嶼の保全及び利用・開発のために必要なものとして大統領令で定める事項  
[全文改正 2009.4.1]

**第 9 条**（実態調査）① 国土海洋部長官は、無人島嶼の効率的な保存・管理のために無人島嶼に対する総合的な実態調査を 10 年毎に実施しなければならない。ただし、自然災害による急激な環境変化等、国土海洋部令で定める事由があるときには、随時実態調査をすることができる。〈改正 2008.2.29〉

② 国土海洋部長官は、第 1 項による実態調査のために必要であると認められる場合、関係行政機関の長の意見を聞くことができ、必要であると認められる場合、関係行政機関の長に必要書類の提出を要求することができる。〈改正 2008.2.29〉

③ 国土海洋部長官は、必要であると認められるか、又は関係行政機関の長の要請がある場合には、関係中央行政機関、地方自治体及び民間団体等と合同で実態調査を実施することができる。〈改正 2008.2.29〉

④ 国土海洋部長官は、第 1 項による実態調査の結果、次の各号のいずれかに該当するもの（以下「文化財等」という）の指定要件に該当する文化財、動・植物、地形、景観及び自然生成物等を発見したときには、関係中央行政機関の長にその事実を通知しなければならない。〈改正 2008.2.29〉

1. 「文化財保護法」による文化財（文化財保護区域を含む。以下同じ）
2. 「野生動・植物保護法」による野生動・植物特別保護区域
3. 「自然環境保全法」による生態・景観保全地域



4. 「自然公園法」による公園区域
  5. 「湿地保全法」による湿地保護地域
  6. 「山林資源の造成及び管理に関する法律」による保安林・山林油田資源保護林及び試験林
- ⑤ 第1項乃至第4項の規定による実態調査の対象・方法等に関して必要な事項は大統領令で定める。

### 第3章 無人島嶼の保全及び利用・開発

#### 第1節 無人島嶼の管理類型別指定等

**第10条**（無人島嶼の管理類型の指定等）① 国土海洋部長官は、無人島嶼の効果的な管理のために無人島嶼を次の各号の区分による管理類型別に指定し、大統領令で定めるところにより告示しなければならない。〈改正 2008.2.29〉

1. 絶対保全無人島嶼：無人島嶼の保全価値が非常に高いか又は領海の設定に関連して特別に保全する必要があり、一定の行為を制限する措置を講じるか又は常時出入制限の措置が必要な無人島嶼
2. 準保全無人島嶼：無人島嶼の保全価値が高く一定の行為を制限する措置を講じるか又は必要である場合、一時的な出入制限の措置を講じることができる無人島嶼
3. 利用可能無人島嶼：無人島嶼の形状を破壊しない範囲内で、人の出入及び活動が許される無人島嶼
4. 開発可能無人島嶼：第1号乃至第3号の規定に該当しないもので、一定の開発が許される無人島嶼

② 国土海洋部長官は、第1項により無人島嶼を絶対保全無人島嶼及び準保全無人島嶼に指定する場合には、予め環境部長官の意見を聞かなければならない。〈改正 2008.2.29〉

③ 国土海洋部長官は、第1項により無人島嶼の管理類型を指定する場合には次の各号の事項を考慮しなければならない。〈改正 2008.2.29〉

1. 無人島嶼の位置・面積及び陸地との距離
2. 無人島嶼の自然環境及び生態系の実態
3. 無人島嶼の歴史的価値
4. 無人島嶼の施設物及び利用現況
5. 過去に住民が居住していたかどうか、及び今後の居住の可能性
6. 地方自治体の開発計画
7. 領海の設定に関連した無人島嶼の意義
8. 他の法律による管理対象の有無
9. その他管理類型の区分に必要な事項として国土海洋部令で定める事項

- ④ 国土海洋部長官は、2 つ以上の無人島嶼が密集していて、その同質性等により統一管理が必要であると認められるときには、2 つ以上の無人島嶼について第 1 項による管理類型を同一に指定でき、1 つの無人島嶼について効率的な管理のために必要であると認められるときには、当該無人島嶼について区域を分け、第 1 項による管理類型を別途に指定することができる。〈改正 2008.2.29〉
- ⑤ 指定した無人島嶼の管理類型を変更しようとする場合には、第 2 項乃至第 4 項の規定を準用する。

**第 11 条**（管理類型の指定手続等）① 国土海洋部長官は、第 10 条第 1 項に従い無人島嶼の管理類型を指定しようとする場合には、当該無人島嶼の土地所有者、大統領令で定める民間団体等の利害関係人及び管轄地方自治体の長（以下本条で「利害関係人等」という）の意見を聞いて、関係中央行政機関の長と協議した後、第 8 条による審議会の審議を経なければならない。指定された無人島嶼の管理類型を変更しようとする場合にも同様とする。  
〈改正 2008.2.29、2009.4.1〉

- ② 国土海洋部長官は、第 1 項に従い無人島嶼の管理類型を指定又は変更する場合、当該無人島嶼の土地所有者に指定事由及び変更事由を具体的に通知しなければならない。〈改正 2008.2.29〉
- ③ 利害関係人等は、大統領令で定めるところにより国土海洋部長官に無人島嶼管理類型の変更を要請することができる。〈改正 2008.2.29〉
- ④ 第 1 項による無人島嶼管理類型の指定又は変更について異見がある利害関係人等は、大統領令で定めるところにより国土海洋部長官に対して異議を申し立てることができる。〈改正 2008.2.29〉
- ⑤ 国土海洋部長官は、第 4 項に従い異議が申し立てられた場合には、これを第 1 項で定める手続に従い再審議しなければならない。再審議のために必要であると認められる場合には、大統領令で定めるところにより利害関係人等が参与する合同調査を実施することができる。〈改正 2008.2.29〉
- ⑥ 第 6 条第 5 項及び第 6 項は、無人島嶼の管理類型を指定又は変更する場合に準用する。

## 第 2 節 無人島嶼の保全

**第 12 条**（行為制限）① 何人も絶対保全無人島嶼及び準保全無人島嶼で次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。ただし、「災難及び安全管理基本法」第 37 条第 1 項各号による応急措置が必要な場合、又は国防部長官が軍事上の機密保護若しくは軍事作戦の緊急な遂行のために必要であると認め、国土海洋部長官と協議したのものとして国土海洋部長官が定めて告示した事項に該当する場合には、この限りでない。〈改正 2008.2.29〉

1. 建築物又は工作物の新築及び増・改築

2. 土地の形質変更
  3. 開墾・埋立・浚渫又は干拓
  4. 土石の採取、鉱物の採掘、地下水の開発
  5. 立ち木・竹の伐採又は破壊
  6. 家畜の放牧又は無人島嶼内に野生動・植物（「野生動・植物保護法」第2条第4号による生態系攪乱動・植物をいう）を搬入する行為
  7. 野生動・植物を捕獲・殺生・採取又は捕獲物等を当該無人島嶼外に搬出する行為。ただし、大統領令で定める無人島嶼周辺地域の住民が生計手段の確保等のために行う場合を除く。
  8. 自然生成物を搬出する行為
  9. 生活廃棄物を投棄する行為
  10. 引火性物質を利用して飲食物を調理、又は野営する行為。ただし、船舶の安全運航等、大統領令で定める公共目的のために一時居住する者の場合を除く。
  11. 地質・地形及びその他自然生成物の形状を破壊する行為
- ② 第1項にもかかわらず、絶対保全無人島嶼及び準保全無人島嶼内にある文化財等に対する各種行為制限に関しては、各々「文化財保護法」・「野生動・植物保護法」・「自然環境保全法」・「自然公園法」・「湿地保全法」及び「山林資源の造成及び管理に関する法律」で定めるところによる。

**第13条**（絶対保全無人島嶼の出入制限）① 何人も絶対保全無人島嶼に出入することはできない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合にはこの限りでない。（改正2008.2.29）

1. 「災難及び安全管理基本法」による災害の予防、応急対策及び復旧等のための活動又は救護等に必要な措置のために出入する場合
  2. 軍事上の目的のために出入する場合
  3. 第21条による無人島嶼の点検のために出入する場合
  4. 台風等自然災害による緊急避難のために出入する場合
  5. 大統領令で定める無人島嶼周辺地域の住民が農業・漁業等の活動のために出入する場合
  6. 無人島嶼内に土地を所有する者が土地の管理等のために出入する場合
  7. その他第10条第1項第1号による絶対保全無人島嶼の指定目的の範囲内で必要であると認められ、国土海洋部長官の出入許可を受けた場合
- ② 第1項第7号による出入許可の手續・方法等に関して必要な事項は、国土海洋部令で定める。（改正2008.2.29）
- ③ 第1項にもかかわらず、絶対保全無人島嶼内にある文化財等に対する出入制限に関しては、各々「文化財保護法」・「野生動・植物保護法」・「自然環境保全法」・「自然公園法」・「湿地保全法」及び「山林資源の造成及び管理に関する法律」で定めるところによる。

- 第 14 条**（準保全無人島嶼の一時的出入制限）① 国土海洋部長官は、自然環境又は生態系の保護のために緊急措置が必要だと認められる場合には、準保全無人島嶼の全部又は一部について一定の期間を定めて出入を制限することができる。ただし、第 13 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合にはこの限りでない。〈改正 2008.2.29〉
- ② 国土海洋部長官は、第 1 項による出入を制限する場合には国土海洋部令で定めるところにより公告しなければならない。〈改正 2008.2.29〉
- ③ 国土海洋部長官は、第 1 項による出入制限が不必要であると認められる場合には、即時に出入制限を解除してこれを公告しなければならない。〈改正 2008.2.29〉

### 第 3 節 無人島嶼の利用及び開発

- 第 15 条**（利用可能無人島嶼での行為）① 利用可能無人島嶼では、次の各号の行為をすることができる。〈改正 2008.2.29〉
1. 海洋レジャー活動
  2. 観覧を目的とした探訪行為又は自然環境保全を目的とした生態教育
  3. 余暇活動の一環として野生動・植物を国土海洋部令で定める方法で捕獲又は採取する行為
  4. 公有水面の一時的な占用又は使用
  5. 関係法令により国家機関が実施する行事等
  6. その他第 1 号乃至第 5 号の規定に類似したもので、無人島嶼の形状を破壊しない範囲内で国土海洋部令の定める行為
- ② 第 1 項各号のいずれかに該当する行為を行うために関係法令による許可・承認・認可等が必要な場合には、その許可・承認・認可等を受けた後に行わなければならない。

- 第 16 条**（開発可能無人島嶼の開発等）① 開発可能無人島嶼を開発しようとする者は、大統領令で定めるところにより開発可能無人島嶼の開発事業計画（以下「開発事業計画」という）を作成して、管轄市・道知事の承認を受けなければならない。ただし、開発可能無人島嶼を大統領令で定める規模以上に開発しようとする場合には、国土海洋部長官の承認を受けなければならない。〈改正 2008.2.29〉
- ② 第 1 項本文にもかかわらず、開発可能無人島嶼を大統領令で定める規模未満で開発しようとする場合には開発事業計画を作成しないものとする。
- ③ 市・道知事が第 1 項本文により開発事業計画を承認しようとする場合には、国土海洋部長官及び関係中央行政機関の長と予め協議しなければならない。国土海洋部長官が第 1 項ただし書きにより開発事業計画を承認しようとする場合には、関係中央行政機関の長及び管轄市・道知事と予め協議しなければならない。〈改正 2008.2.29〉
- ④ 国土海洋部長官又は市・道知事が第 1 項による承認を行った場合には、その事実を国土

海洋部令で定めるところにより公告しなければならない。〈改正 2008.2.29〉

⑤ 第 1 項、第 3 項及び第 4 項は、承認を受けた開発事業計画を変更する場合に準用する。ただし、大統領令で定める軽微な事項を変更する場合にはこの限りでない。

⑥ 国又は地方自治体は、第 1 項による開発事業計画の承認を受けた無人島嶼に対して、その開発に必要な道路及び港湾施設等、公共施設の設置等に使用される経費の全部又は一部を予算の範囲内で支援することができる。

**第 17 条**（開発事業計画の取消等）① 国土海洋部長官又は市・道知事は、第 16 条第 1 項により開発事業計画の承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、大統領令で定めるところによりその承認を取り消し、又は関係工事の中止、変更等必要な措置を講じることができる。〈改正 2008.2.29〉

1. 虚偽その他不正な方法で開発事業計画の承認を受けた場合
2. 承認の目的若しくは条件に違反し、又は変更の承認なく開発事業計画若しくは開発事業を変更した場合
3. 承認を受けた後に正当な事由なく 2 年以上開発事業に着手しない場合、又は開発事業に着手した後に 1 年以上工事を中断した場合

② 第 1 項にもかかわらず、開発事業計画の承認を受けた者が第 1 項第 1 号に該当する場合、又は第 1 項による措置命令に違反した場合にはその承認を取り消さなければならない。

**第 18 条**（認・許可等の擬制）① 国土海洋部長官又は市・道知事が第 16 条に従って開発事業計画を承認又は変更承認した場合には次の各号の許可・認可・協議・同意・承認・申告又は解除等（以下本条で「認・許可等」という）が行われたものとみなす。〈改正 2008.2.29〉

1. 「消防施設設置維持及び安全管理に関する法律」第 7 条第 1 項による建築許可等の同意
2. 「農地法」第 34 条による農地の転用許可又は協議、同法第 35 条による農地転用の申告及び同法第 36 条による農地の他の用途としての一時使用の許可又は協議
3. 「砂防事業法」第 14 条第 1 項による砂防地内での伐採等の許可及び同法第 20 条第 1 項による砂防地の指定解除
4. 「山地管理法」第 14 条及び第 15 条による山地転用許可及び山地転用申告、同法第 25 条による土石採取許可
5. 「山林資源の造成及び管理に関する法律」第 36 条第 1 項による林木伐採等の許可・申告及び同法第 46 条による保安林の指定解除
6. 「草地法」第 23 条による草地の転用許可・申告・協議
7. 「水産業法」第 67 条による保護水面内での工事施工の承認
8. 「電気事業法」第 62 条による工事計画の認可又は申告
9. 「国土の計画及び利用に関する法律」第 56 条第 1 項による開発行為の許可
10. 「下水道法」第 16 条による公共下水道に関する工事施工の許可

11. 「私道法」第4条による私道の開設等の許可
  12. 「公有水面管理法」第5条第1項による公有水面の占有・使用許可及び同法第8条による実施計画の認可・申告
  13. 「港湾法」第9条第2項による港湾工事施工の許可及び同法第10条第2項による港湾工事実施計画の承認
  14. 「農漁村整備法」第22条第1項による農業基盤施設の目的外使用承認及び同法第68条第2項による農漁村観光休養団地の開発事業計画の承認
  15. 「家畜糞尿の管理及び利用に関する法律」第11条による排出施設の設置許可・申告及び変更設置許可
  16. 「葬儀等に関する法律」第27条による他人の土地等に設置された墳墓の改葬許可
  17. 「測量法」第25条による測量成果使用の審査
- ② 第16条第4項に従って開発事業計画の承認を公告した場合には、第1項各号の関係法律による認・許可等の告示又は公告があるものとみなす。

#### 第4節 領海基点無人島嶼の管理等

- 第19条**（領海基点無人島嶼の管理）① 国土海洋部長官は、国土海洋部令で定めるところに従って領海基点無人島嶼の保護のために、第7条による特別管理計画の施行に必要な措置を実施しなければならない。〈改正2008.2.29〉
- ② 国土海洋部長官は、領海基点無人島嶼の形状が破壊又は破壊される恐れがある場合に備えて、大統領令で定めるところにより常時的な報告及び管理体系を作成しなければならない。〈改正2008.2.29〉
- ③ 国土海洋部長官は、形状が破壊又は破壊される恐れがある領海基点無人島嶼に対しては、予算の範囲内で追加的な破壊を防止するための措置を講じなければならない。〈改正2008.2.29〉

#### 第4章 補則

- 第20条**（中止命令等）① 国土海洋部長官は、第12条第1項に違反した者に対し、その行為の中止を命じることができる。〈改正2008.2.29〉
- ② 国土海洋部長官又は市・道知事は、次の各号のいずれかに該当する場合、無人島嶼を開発する者に対してその行為の中止を命じ、又は帰責事由がある場合には一定期間を定めて原状回復を命じることができ、原状回復が困難な場合にはこれに代わる措置を講じるよう命じることができる。〈改正2008.2.29〉
1. 第16条第1項又は第5項に違反して、開発事業計画の承認又は変更承認を受けずに無人島嶼を開発した場合

## 2. 第 17 条により開発事業計画の承認が取り消された場合

**第 21 条**（無人島嶼の点検等）① 国土海洋部長官は、大統領令で定める国家機関をして国土海洋部令で定めるところにより無人島嶼を点検・確認するようにすることができる。〈改正 2008.2.29〉

② 国土海洋部長官は、関係中央行政機関の長が無人島嶼に関する点検・確認を要請するときには、特別な事情がない限り、これに協力しなければならない。〈改正 2008.2.29〉

③ 国土海洋部長官は、無人島嶼の効率的な管理のために必要であると認められる場合には、関係行政機関と共に無人島嶼について共同で点検・確認するようにすることができる。〈改正 2008.2.29〉

**第 22 条**（他人の土地等への出入等）① 国土海洋部長官は、第 9 条による実態調査のために必要であると認められる場合には、関係公務員又は第 26 条による無人島嶼調査員をして、他人の土地や建物又は漁場等（以下「土地等」という）に出入するようにし、又はその土地等に設置された木・土・石、その他障害物を変更若しくは除去するようにすることができる。〈改正 2008.2.29〉

② 第 1 項により他人の土地等に出入、又は障害物の変更若しくは除去をしようとする者は、その土地等の所有者・管理者又は占有者・使用者（以下「所有者等」という）の同意を受けなければならない。ただし、土地等の所有者等を知ることができず、関連事実を、当該無人島嶼を管轄する邑・面・洞事務所の掲示板に掲示し、又は日刊新聞に公告した後 14 日を経過した場合には、この限りでない。

③ 土地又は公有水面の所有者等は、正当な事由なく第 1 項による出入又は障害物の変更・除去を妨害することはできない。

④ 第 1 項により他人の土地等に出入しようとする者は、国土海洋部令で定めるところによりその権限を表示する証票を携帯し、これを関係人に提示しなければならない。〈改正 2008.2.29〉

**第 23 条**（土地等の買収）① 国又は地方自治体は、絶対保全無人島嶼と準保全無人島嶼の保全のために必要であると認められる場合には、土地等の所有者と協議して、土地等を買収することができる。

② 国土海洋部長官が第 1 項により土地等を買収する場合の買収価格は、「公益事業のための土地等の取得及び補償に関する法律」に従って算定した価格による。〈改正 2008.2.29〉

③ 第 1 項による土地等の買収手続等に関して必要な事項は大統領令で定める。

**第 24 条**（土地買収の請求）① 絶対保全無人島嶼又は準保全無人島嶼の指定に伴い土地を従前の用途として使用することができず、その効用が著しく減少した土地の所有者として



次の各号のいずれかに該当する者は、国土海洋部長官にその土地の買収を請求することができる。〈改正 2008.2.29〉

1. 絶対保全無人島嶼又は準保全無人島嶼の指定当時から、その土地を継続して所有した者
  2. 第1号の者からその土地を相続し、継続して所有した者
- ② 国土海洋部長官は、第1項により買収請求を受けた土地が第3項による基準に該当する場合には、これを買収しなければならない。〈改正 2008.2.29〉
- ③ 買収対象土地の具体的な判定基準は大統領令で定める。

**第25条**（不動産の価格安定のための措置）① 国土海洋部長官と関係行政機関の長及び管轄市・道知事は、利用可能無人島嶼及び開発可能無人島嶼の不動産の価格安定のために、必要な措置を講じなければならない。〈改正 2008.2.29〉

② 管轄市・道知事は、利用可能無人島嶼及び開発可能無人島嶼の利用・開発に伴って不動産投機又は不動産価格の急騰が憂慮される地域に対して、関係中央行政機関の長に次の各号の措置を要請しなければならない。

1. 「所得税法」第104条の2第1項による指定地域の指定
2. 「国土の計画及び利用に関する法律」第117条による土地取引契約に関する許可区域の指定
3. その他不動産の価格安定のために必要な措置

**第26条**（無人島嶼調査員）① 国土海洋部長官は、第9条による実態調査を効果的に遂行するために、当該調査期間中に無人島嶼調査員（以下「調査員」という）を委嘱することができる。〈改正 2008.2.29〉

② 調査員の資格・委嘱手続等に関して必要な事項は大統領令で定める。

**第27条**（名誉管理員）① 国土海洋部長官は、無人島嶼の効率的な管理のために、無人島嶼の管理に係る法人・団体の構成員、周辺地域の住民等を無人島嶼名誉管理員（以下「名誉管理員」という）として委嘱することができる。〈改正 2008.2.29〉

② 名誉管理員の資格・委嘱方法・活動範囲等に関して必要な事項は大統領令で定める。

**第28条**（権利・義務の承継）① 第16条により開発可能無人島嶼の開発事業計画の承認を受けた者が開発事業を譲渡若しくは死亡したとき、又は法人が合併された場合には、譲受人・相続人又は合併後に存続する法人若しくは合併に伴って設立された法人は、承認による権利・義務を承継する。

② 第1項により開発可能無人島嶼の開発事業計画の承認を受けた者の地位を承継した者は、承継した日から1か月以内に、国土海洋部令で定めるところにより国土海洋部長官又は市・道知事に対して申告しなければならない。〈改正 2008.2.29〉

**第 29 条**（無人島嶼の環境等の報告）① 市長・郡守・区庁長は、管轄する区域内に無人島嶼がある場合、国土海洋部令で定めるところにより次の各号の前年度資料を毎年 1 月末までに市・道知事に提出しなければならない。〈改正 2008.2.29〉

1. 無人島嶼の増減状況
2. 他の法律の適用を受ける無人島嶼の現況
3. 開発事業計画の承認現況

② 市・都知事は第 1 項により提出された資料を総合して、毎年 2 月末までに国土海洋部長官に報告しなければならない。〈改正 2008.2.29〉

**第 30 条**（韓国無人島嶼保全協会の設立）① 無人島嶼の保全と管理に関する政策・制度の調査・研究及び教育・広報等の事業を行うために、韓国無人島嶼保全協会（以下「協会」という）を設けることができる。

② 協会は法人とする。

③ 協会の事業に使用される経費は、会費、事業収入金等で充当し、国又は地方自治体は所要経費の一部を予算の範囲内で支援することができる。

④ 協会の組織・運営等に関して必要な事項は国土海洋部令で定める。〈改正 2008.2.29〉

⑤ 協会に関してこの法律で規定されない事項は、「民法」のうち社団法人に関する規定を準用する。

**第 31 条**（聴聞）国土海洋部長官又は市・道知事は、第 17 条により開発事業計画の承認を取り消そうとする場合には、「行政手続法」に従って聴聞を実施しなければならない。〈改正 2008.2.29〉

**第 32 条**（権限の委任） この法律による国土海洋部長官の権限は、その一部を、大統領令で定めるところにより海洋警察庁長、市・道知事又は所属機関の長に委任することができ、この法律による市・道知事の権限は、その一部を大統領令で定めるところにより市長・郡守・区庁長に委任することができる。〈改正 2008.2.29〉

**第 33 条**（罰則適用における公務員擬制）第 26 条による無人島嶼調査員は、「刑法」第 129 条乃至第 132 条の規定による罰則の適用においては公務員とみなす。

## 第 5 章 罰則

**第 34 条**（罰則）① 第 12 条第 1 項第 1 号乃至第 4 号の規定のうちいずれかに該当する行為を行った者は、3 年以下の懲役又は 5000 万ウォン以下の罰金に処する。

② 第 16 条第 1 項又は第 5 項に違反し、承認又は変更承認を受けずに無人島嶼を開発した者で第 20 条第 2 項による中止命令等に従わなかった者は、3 年以下の懲役又は 3000 万ウォン以下の罰金に処する。

ン以下の罰金に処する。

**第 35 条 (罰則)** ① 第 12 条第 1 項第 5 号乃至第 8 号及び第 11 号のいずれかに該当する行為を行った者は、1 年以下の懲役又は 2000 万ウォン以下の罰金に処する。

② 第 12 条第 1 項第 9 号の行為を行った者は、1 年以下の懲役又は 1000 万ウォン以下の罰金に処する。

③ 第 16 条第 1 項又は第 5 項に違反し、承認又は変更承認を受けずに無人島嶼を開発した者は、1 年以下の懲役又は 1000 万ウォン以下の罰金に処する。

**第 36 条 (両罰規定)** ① 法人の代表者・代理人・使用人、その他の従業員が、その法人の業務に関して第 34 条及び第 35 条による違反行為を行った場合には、その行為者を罰するだけでなくその法人にも当該条文の罰金刑を科 (科) する。

② 個人の代理人・使用人、その他の従業員が、その個人の業務に関して第 34 条及び第 35 条による違反行為を行った場合には、その行為者を罰するだけでなくその個人にも当該条文の罰金刑を科する。

**第 37 条 (過料)** ① 次の各号のいずれかに該当する者には、300 万ウォン以下の過料を賦課する。

1. 第 12 条第 1 項に違反した者で第 20 条第 1 項による中止命令に違反した者
2. 第 13 条又は第 14 条に違反して無人島嶼に出入した者
3. 第 15 条第 1 項各号に掲げる行為以外の行為を行って無人島嶼の形状を破壊した者
4. 第 15 条第 2 項による許可等を受けずに第 15 条第 1 項各号の行為を行って無人島嶼の形状を破壊した者
5. 第 22 条第 3 項に違反して出入又は障害物の変更・除去を妨害した者

② 次の各号のいずれかに該当する者には、100 万ウォン以下の過料を賦課する。

1. 第 12 条第 10 号の行為を行った者
2. 第 22 条第 2 項に違反して他人の同意を受けずに土地等に出入、又は障害物の変更若しくは除去をした者
3. 第 22 条第 4 項に違反して証票を提示しなかった者

③ 第 1 項及び第 2 項による過料は、大統領令で定めるところにより国土海洋部長官又は市・道知事 (以下「賦課権者」という) が賦課・徴収する。〈改正 2008.2.29〉

④ 第 3 項による過料処分に不服のある者は、その処分が告知された日から 30 日以内に賦課権者に対して異議を申し立てることができる。

⑤ 第 3 項による過料処分を受けた者が第 4 項に従って異議を申し立てた場合には、賦課権者は、遅滞なく管轄裁判所にその事実を通知しなければならず、その通知を受けた管轄裁判所は、「非訟事件手続法」による過料裁判を行う。

⑥ 第 4 項による期間内に異議を申し立てず過料を納付しなかった場合には、国税滞納処分又は地方税滞納処分の例により徴収する。

### 附則〈第 8620 号、2007.8.3〉

①（施行日） この法律は、公布後 6 か月を経過した日から施行する。

附則〈第 8852 号、2008.2.29〉（政府組織法）

第 1 条（施行日） この法律は、公布した日から施行する。ただし、…〈省略〉…、附則第 6 条により改正される法律のうち、この法律の施行前に公布されたが施行日が到来しなかった法律を改正した部分は、各々当該法律の施行日から施行する。

附則〈第 9612 号、2009.4.1〉

この法律は、公布後 1 年を経過した日から施行する。

## II. 無人島嶼の保全及び管理に関する法律施行令

施行 2010.5.5

大統領令 第 22151 号、2010.5.4、他法改正

国土海洋部（海洋領土開発課） 02-2110-8470

**第 1 条**（目的） この法令は、「無人島嶼の保全及び管理に関する法律」で委任された事項とその施行に必要な事項を規定することを目的とする。

**第 2 条**（無人島嶼の範囲）「無人島嶼の保全及び管理に関する法律」（以下「法」という）第 2 条第 1 号ただし書きで「大統領令で定める事由」とは、次の各号の事由をいう。〈改正 2009.12.14〉

1. 「航路標識法」第 2 条第 1 項による航路標識の運営
2. 「港湾法」第 2 条第 5 号イの 1) による航行補助施設の運営
3. 「水産業法」による適法な漁労行為のための一時居住
4. 軍事上の目的又は治安のための駐屯
5. 無人島嶼の開発（法第 16 条により開発事業計画の承認を受けて開発する場合であって、人が居住し始めたときから 5 年間のみ該当する）
6. その他関係行政機関の許可・承認等を受けた目的の遂行

**第 3 条**（周辺海域から除外される海）法第 2 条第 2 号で「大統領令で定める海」とは、次の各号の海をいう。

1. 「港湾法」第 2 条第 4 号による港湾区域の海
2. 無人島嶼と陸地又は有人島嶼（無人島嶼ではない島嶼をいう。以下本号において同じ）間の距離が 2 キロメートル以内である場合、その中間水域から陸地又は有人島嶼側の海（鉱業権又は骨材採取権が設定された部分は除く）

**第4条**（総合管理計画の策定等）① 法第6条第1項による無人島嶼総合管理計画（以下「総合管理計画」という）は、法第9条第1項により実施する無人島嶼及びその周辺海域（以下「無人島嶼」という）に対する実態調査の結果を基にして策定する。

② 法第6条第3項第8号で「大統領令で定める事項」とは、次の各号の事項をいう。

1. 国及び地方自治体の無人島嶼に対する開発計画の現況
2. 国及び地方自治体で推進する無人島嶼の保全施策に関する事項
3. その他無人島嶼の保全及び利用・開発に必要な事項

③ 法第6条第5項による総合管理計画の公告は、総合管理計画の概要と閲覧方法をインターネットと官報に公告する方法で行う。

④ 法第6条第8項ただし書きで「大統領令で定める軽微な事項」とは、法第6条第3項第1号乃至第3号まで及び第5号・第6号の事項を除いた事項をいう。

**第5条**（領海基点無人島嶼特別管理計画）① 国土海洋部長官は、法第7条第1項により領海基点無人島嶼に対する特別管理計画（以下「特別管理計画」という）を策定しようとする場合には、予め実態調査を行って関係中央行政機関の長と協議した後、「沿岸管理法」第30条第1項による中央沿岸管理審議会（以下「審議会」という）の審議を経なければならない。〈改正 2008.2.29、2009.9.21〉

② 特別管理計画には、次の各号の事項が含まなければならない。

1. 領海基点無人島嶼の自然環境及び生態系の実態
2. 地方自治体の領海基点無人島嶼の利用計画及び管理現況
3. 領海基点無人島嶼の管理類型及び管理方案
4. 領海基点無人島嶼の定期的点検計画
5. 領海基点標の設置及び管理方案
6. 破壊された領海基点無人島嶼の復元計画
7. その他領海基点無人島嶼の保全・管理のために必要な事項

③ 国土海洋部長官は、第1項により特別管理計画を策定した場合には関係中央行政機関の長及び広域市長・道知事・特別自治道知事（以下「市・道知事」という）に通達しなければならない。ただし、「領海及び接続水域法」第2条第1項による通常基線に係る事項は除く。〈改正 2008.2.29〉

**第6条**（審議会の審議事項）法第8条第4号で「大統領令で定める事項」とは、次の各号の事項をいう。〈改正 2009.9.21〉

1. 特別管理計画の策定
2. その他無人島嶼の管理に関する事項で、国土海洋部長官が審議を要請する事項

[題目改正 2009.9.21]

**第 7 条** 削除 〈2009.9.21〉

**第 8 条** 削除 〈2009.9.21〉

**第 9 条** 削除 〈2009.9.21〉

**第 10 条** (実態調査) ① 国土海洋部長官は、法第 9 条第 1 項により無人島嶼に対する実態調査を行う場合には、次の各号の事項を調査しなければならない。〈改正 2008.2.29〉

1. 法第 10 条第 3 項各号の事項
2. 無人島嶼が地籍公簿に記載されているかどうか
3. 無人島嶼周辺海域の利用実態
4. 海岸及び海中の動植物の分布現況
5. 海底地形及び海中景観
6. その他無人島嶼の所有現況等、国土海洋部令で定める事項

② 第 1 項による実態調査は、法第 26 条第 1 項に従う無人島嶼調査員による現地調査の方法で行われるが、必要な場合には、専門研究機関又は団体に依頼して行い、又は遠隔探査、聞き込み、資料・文献（他の法令に基づく調査内容を含む）調査等の方法で実施することができる。ただし、法第 9 条第 1 項ただし書きによる随時調査の場合には、現地調査の方法で行わなければならない。

③ 国土海洋部長官は、無人島嶼の自然環境及び生態系の実態を調査するときには、環境部長官と合同で行わなければならない。〈改正 2008.2.29〉

④ 国土海洋部長官は、実態調査の開始日の 10 日前までに、次の各号の事項が含まれた実態調査計画を策定して、関係行政機関の長及び地方自治体の長に通達しなければならない。〈改正 2008.2.29〉

1. 実態調査機関及び対象地域
2. 実態調査の内容及び方法
3. 管轄出入制限区域への出入等の協力事項

⑤ 国土海洋部長官は、実態調査の結果、地籍公簿がない無人島嶼を発見した場合には、管轄市長・郡守又は区庁長（自治区の区庁長をいう。以下同じ）に通達し、地籍公簿に記載するために必要な措置を講じなければならない。〈改正 2008.2.29〉

⑥ その他実態調査に必要な事項は、国土海洋部長官が定める。〈改正 2008.2.29〉

**第 11 条** (無人島嶼管理類型指定の告示) 法第 10 条第 1 項による無人島嶼管理類型指定の告示は、無人島嶼の名称、所在地と管理類型をインターネット又は官報に告示する方法で行う。

**第12条**（管理類型の指定手続等）① 法第11条第1項前段で「大統領令で定める民間団体」とは、第7条第2項による法人又は団体をいう。

② 無人島嶼の土地所有者及び第1項による民間団体等の利害関係人と管轄地方自治体の長（以下本条で「利害関係人等」という）は、法第11条第3項により無人島嶼管理類型の変更を要請しようとする場合には、無人島嶼管理類型変更申請書に変更事由と変更内容を具体的に記載した書類を添付して、国土海洋部長官に提出しなければならない。〈改正 2008.2.29〉

③ 利害関係人等は、法第11条第4項により無人島嶼管理類型の指定や変更に対して異議を申し立てようとする場合には、法第11条第6項により管理類型の指定・変更の公告を行った日から30日以内に、異議申請書に異議申立事由を具体的に記載した書類を添付して国土海洋部長官に提出しなければならない。〈改正 2008.2.29〉

④ 法第11条第5項による合同調査は現地調査の方法で行われるが、その費用は国土海洋部長官が負担する。〈改正 2008.2.29〉

**第13条**（行為制限の例外）① 法第12条第1項第7号ただし書きで「大統領令で定める無人島嶼周辺地域の住民が生計手段の確保等のために行う場合」とは、無人島嶼がある邑・面・洞に居住する住民やその無人島嶼の土地・公有水面の所有者・占有者又は管理人が、生態的に持続可能だと認められる農事、漁労行為、水産物の採取行為、キノコ・山菜物等の採取行為、その他これに準ずる行為を行う場合をいう。

② 法第12条第1項第10号ただし書きで「大統領令で定める公共目的」とは、次の各号の目的をいう。

1. 第2条第1号乃至第3号までの事項
2. 法第13条第1項第7号による出入
3. 法第21条による無人島嶼の点検
4. 第19条による領海基点無人島嶼の点検
5. 「災難及び安全管理基本法」による災難の予防、応急対策及び復旧又は救護等の措置
6. 他の法律による無人島嶼の調査・研究

**第14条**（出入制限の例外）法第13条第1項第5号で「大統領令で定める無人島嶼周辺地域の住民が農業・漁業等の活動のために出入する場合」とは、第13条第1項による住民が同項による行為のために出入する場合をいう。

**第15条**（開発事業計画の承認申請）① 法第16条第1項により開発可能無人島嶼の開発事業計画（以下「開発事業計画」という）の承認を受けようとする者は、開発事業計画承認申請書に次の各号の書類を添付して、国土海洋部長官又は市・道知事に提出（電子文書に



よる提出を含む)しなければならない。この場合、国土海洋部長官又は市・道知事は、「電子政府法」第36条第1項による行政情報の共同利用を通じて、地籍図及び林野図を確認しなければならない。〈改正 2008.2.29、2008.12.24、2008.12.31、2010.5.4〉

1. 開発事業計画書
2. 位置図
3. 求積図及び設計図書
4. 当該土地の所有者等権利者の同意書（権利者がいる場合にのみ提出する）
5. 環境影響評価書（「環境影響評価法」第4条による環境影響評価対象事業に該当する場合にのみ提出する）

6. 2人以上が共同で申請する場合には、代表者の選定を証明する書類

② 法第16条第1項ただし書きで「大統領令で定める規模以上で開発しようとする場合」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

1. 開発面積が3000平方メートル以上である場合
2. 開発面積が全島嶼面積の100分の10以上である場合
3. 4階以上の建築物を建築しようとする場合

③ 法第16条第2項「大統領令で定める規模未満で開発しようとする場合」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

1. 開発面積が33平方メートル未満である場合
2. 250平方メートル未満の農林漁業用ビニールハウス（ビニールハウス内に設置する陸上魚類養殖場は除く）を設置しようとする場合

④ 第2項及び第3項により開発面積を算定する場合、接続して開発又は数回にわたって部分的に開発する場合は1つの開発行為とみなす。

**第16条**（開発事業計画の軽微な変更）法第16条第5項ただし書きで「大統領令で定める軽微な事項を変更するとき」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

1. 事業期間を短縮する場合
2. 事業面積を100分の5の範囲で縮小する場合
3. 承認された事項を関係法令の改正等に基づいてやむを得ず変更する場合

**第17条**（竣工確認）① 法第16条第1項により開発事業計画の承認を受けた者は、開発事業計画に従った工事を終えたときには、遅滞なく竣工報告書に次の各号の書類を添付して、国土海洋部長官又は市・道知事に提出しなければならない。〈改正 2008.2.29〉

1. 竣工調書（竣工設計図書及び竣工写真を含む）
  2. 地積測量成果図
  3. 竣工後の土地及び施設等の図面
- ② 国土海洋部長官又は市・道知事は、竣工検査を行った結果、開発事業が開発事業計画ど

おりに完了したと認められる場合には、事業施行者に竣工確認証明書を発給し、その事実をインターネットや官報に公告しなければならない。〈改正 2008.2.29〉

**第 18 条**（行政処分）法第 17 条第 1 項による開発事業計画の承認を受けた者に対する承認取消処分等に関する細部基準は、別表 1 のとおりとする。

**第 19 条**（領海基点無人島嶼の点検・管理）① 国土海洋部長官は、法第 19 条第 2 項により海洋警察庁長又は国立海洋調査院長に対し、領海基点無人島嶼について次の各号の区分による点検を行い、その結果を国土海洋部長官に報告させるようにしなければならない。〈改正 2008.2.29〉

1. 海洋警察庁長：領海基点無人島嶼の形状の破壊状態

2. 国立海洋調査院長：領海基点標の損失・亡失の有無

② 海洋警察庁長又は国立海洋調査院長は、領海基点無人島嶼の破壊に係る申告を受けたときには、遅滞なくその領海基点無人島嶼を点検し、その結果を国土海洋部長官に報告しなければならない。〈改正 2008.2.29〉

③ 海洋警察庁長又は国立海洋調査院長は、毎年 1 月 31 日までにその年の領海基点無人島嶼点検計画を作成して、国土海洋部長官に提出しなければならない。この場合、点検周期は 6 か月を超えてはならない。〈改正 2008.2.29〉

④ 海洋警察庁長又は国立海洋調査院長は、領海基点無人島嶼の管理台帳に領海基点無人島嶼点検結果を記録し、管理しなければならない。

**第 20 条**（無人島嶼の点検機関等）① 法第 21 条第 1 項で「大統領令で定める国家機関」とは、次の各号の機関をいう。〈改正 2008.2.29〉

1. 海洋警察署

2. 地方海洋港湾庁

3. 国立海洋調査院

② 第 1 項各号の機関が法第 21 条により無人島嶼を点検する過程で、地籍公簿に記載されていない無人島嶼を発見した場合の措置に関しては、第 10 条第 5 項を準用する。

**第 21 条**（土地等の協議買収）法第 23 条による土地、建物又は漁場等（以下「土地等」という）の協議買収手続に関しては、「公益事業のための土地等の取得及び補償に関する法律」第 16 条及び第 17 条を準用する。

**第 22 条**（土地の買収請求）① 絶対保全無人島嶼又は準保全無人島嶼の土地所有者は、法第 24 条によりその所有土地の買収請求を行おうとする場合には、土地買収請求書に次の各号の書類を添付して国土海洋部長官に提出しなければならない。この場合、国土海洋部長

官は、「電子政府法」第 36 条第 1 項による行政情報の共同利用を通じて、買収請求がなされた土地登記簿謄本を確認しなければならない。〈改正 2008.2.29、2008.12.31、2010.5.4〉

1. 売却しようとする土地の地番・地目・面積・利用現況及び権利設定現況と所有者であることを証明することのできる書類
2. 売却しようとする土地にある工作物等の具体的な事項を記載した書類
3. 土地買収請求の事由を証明することのできる書類

② 国土海洋部長官は、第 1 項による買収請求を受けた日から 3 か月以内を買収対象の可否及び買収予想価格等を買収請求人に通達しなければならない。〈改正 2008.2.29〉

③ 国土海洋部長官は、第 2 項により買収土地として通達したときには、5 年以内を買収計画を策定して、その土地を買収しなければならない。この場合、その価格の算定期間・方法及び基準等に関しては、「公益事業のための土地等の取得及び補償に関する法律」を準用する。〈改正 2008.2.29〉

**第 23 条**（買収対象土地の判定基準）法第 24 条第 3 項による買収対象土地の判定基準は、買収請求当時、その土地を絶対保全無人島嶼又は準保全無人島嶼指定以前の地目（買収請求人が絶対保全無人島嶼又は準保全無人島嶼の指定以前に、適法に地籍公簿上の地目と異なって利用していたことを公的資料でもって証明する場合には、その指定以前の実際の用途を地目とみなす）どおりに使用することができず、買収請求日現在その土地の個別公示地価（「不動産価格公示及び鑑定評価等に関する法律」第 11 条による個別公示地価をいう）が、その土地が所在する市・郡・区の絶対保全無人島嶼又は準保全無人島嶼における同じ地目の個別公示地価平均値の 50%未満である土地とする。この場合、土地の効用低下に対して、本人の帰責事由があつてはならない。

**第 24 条**（無人島嶼調査員）① 法第 26 条第 1 項による無人島嶼調査員は、次の各号の者の中から委嘱する。

1. 島嶼関連業務を遂行する関係公務員
2. 第 7 条第 2 項による法人又は団体の役職員
3. 無人島嶼が所在する地域の地域専門家
4. 生物分類学、生態学、地形・地質学、土壌学等、自然生態系・地形・地質・自然環境調査の関連分野の知識と経験が豊富な者

② 無人島嶼調査員には、予算の範囲でその調査遂行に必要な手当及び旅費を支給することができる。ただし、公務員がその所管業務に直接関連する調査を遂行する場合には、この限りではない。

③ 無人島嶼調査員には、無人島嶼調査員証を発給する。

**第 25 条**（無人島嶼名誉管理員）① 法第 27 条第 1 項による無人島嶼名誉管理員（以下「名

誉管理員」という)は、申請又は法第 30 条による韓国無人島嶼保全協議会の推薦により、次の各号のいずれかに該当する者の中から委嘱する。

1. 第 24 条第 1 項第 2 号又は第 3 号のうち、いずれかに該当する者
  2. 無人島嶼がある地域の住民
  3. 生態学、生物学、環境学、造景学等、関連分野の知識と経験が豊富な者
- ② 名誉管理員の任期は 2 年とし、再任することができる。
- ③ 名誉管理員の業務は、次の各号のとおりである。
1. 無人島嶼の保全のための広報及び啓蒙
  2. 無人島嶼の破壊行為に対する指導及び関係機関への通達
  3. 無人島嶼の保全・利用等に係る施設物の運営に対する建議
- ④ 国土海洋部長官は、予算の範囲で名誉管理員の活動経費を支援することができる。〈改正 2008.2.29〉
- ⑤ 名誉管理員には、名誉管理員証を発給する。

**第 26 条** (権限の委任) ① 国土海洋部長官は、法第 32 条により次の各号の権限を地方海洋港湾庁長に委任する。〈改正 2008.2.29〉

1. 法第 9 条による無人島嶼の実態調査
  2. 法第 13 条第 1 項第 7 号による絶対保全無人島嶼の出入許可
  3. 法第 14 条による準保全無人島嶼の一時的出入制限、出入制限の解除及び公告
  4. 法第 16 条による開発事業計画の承認、変更承認及び協議、公告
  5. 法第 17 条による開発事業計画承認の取消等の行政処分
  6. 法第 22 条による他人の土地等への出入等と証票発給
  7. 法第 23 条による土地等の買収
  8. 法第 24 条による買収請求がなされた土地の買収
  9. 法第 26 条による無人島嶼調査員の委嘱
  10. 法第 27 条による名誉管理員の委嘱
  11. 法第 28 条による開発事業計画の承認を受けた者の権利・義務の承継申告受理
  12. 法第 31 条による聴聞
  13. 法第 37 条による過料の賦課・徴収 (法第 37 条第 1 項第 1 号による過料賦課・徴収は除く)
- ② 市・道知事は、法第 32 条により次の各号の権限を市長・郡守又は区庁長に委任する。
1. 法第 16 条第 1 項及び第 5 項による開発事業計画の承認及び変更承認
  2. 法第 16 条第 3 項による開発事業計画の協議
  3. 法第 16 条第 4 項による開発事業計画の承認公告
  4. 法第 17 条第 1 項による開発事業計画承認の取消等の行政処分
  5. 法第 28 条第 2 項による開発事業計画の承認を受けた者の権利・義務の承継申告受理

- 6. 法第 31 条による聴聞
- 7. 法第 37 条による過料の賦課・徴収

**第 27 条**（過料の賦課基準）① 法第 37 条第 1 項及び第 2 項による過料の賦課基準は、別表 2 のとおりである。

② 国土海洋部長官は、違反行為の程度、回数、動機及びその結果等を考慮して、別表 2 による過料金額を 2 分の 1 の範囲で減額又は増額することができる。ただし、増額する場合には、法第 37 条第 1 項及び第 2 項による過料金額の上限を超えることはできない。

[全文改正 2009.9.21]

**附則**（第 22151 号、2010.5.4）

第 1 条（施行日）この法令は 2010 年 5 月 5 日から施行する。

第 2 条及び第 3 条 省略

第 4 条（他の法令の改正）① 乃至〈65〉まで省略

〈66〉無人島嶼の保存及び権利に関する法律施行令一部を次のとおり改正する。

第 15 条第 1 項各号列記以外の部分の後段及び第 22 条第 1 項各号列記以外の部分の後段で、「『電子政府法』第 21 条第 1 項」を各々「『電子政府法』第 36 条第 1 項」とする。

〈67〉乃至〈192〉まで省略

資料4 (海洋政策研究財団 訳) ※

## 韓国無人島嶼総合管理計画 (2010-2019)

※ 翻訳の正確性に関する責任は海洋政策研究財団にあります。





# 韓国無人島嶼総合管理計画（2010－2019）

2010.3

国土海洋部

---

## 目 次

I. 無人島嶼総合管理計画の概要.....	2
1. 計画策定の背景及び推進経緯.....	2
2. 計画の主要内容 .....	3
II. 無人島嶼管理現況.....	5
1. 無人島嶼の現況 .....	5
2. 無人島嶼の管理に関する法体系 .....	9
3. 無人島嶼管理の必要性.....	14
4. 地方自治体の無人島嶼開発計画の現況 .....	16
III. 無人島嶼管理の基本方向 .....	17
1. 無人島嶼管理のビジョンと目標 .....	17
2. 無人島嶼管理の基本方向 .....	18
3. 段階別の推進計画.....	19
IV. 分野別の推進計画.....	21
1. 無人島嶼管理基盤の構築 .....	21
2. 管理類型別の体系的管理 .....	34
3. 領海基点無人島嶼の特別管理.....	51
4. 教育及び広報の強化 .....	58
V. 年次別の投資計画及び推進日程 .....	64
1. 年次別の投資計画.....	64
2. 計画の施行及び推進日程 .....	66
<参考資料> .....	73

## I. 無人島嶼総合管理計画の概要

### 1. 計画策定の背景及び推進経緯

#### □ 計画策定の背景

##### ○ 無人島嶼の利用・開発に対する社会的需要の増加

- 最近の国民所得の増加、週 5 日勤務制の定着及び海洋レジャー活動に対する関心の高まりにより、無人島嶼に対する外部干渉と利用・開発需要が増大

- 特に、内陸中心から海洋中心への観光形態の変化とその条件の成熟に伴い、地方自治体や民間における無人島嶼の開発欲求が増大すると予想される

- 一方、定住環境の悪化による人口減少に伴う有人島嶼の無人島嶼化が進む等、島嶼管理条件が変化

- 全無人島嶼に対する統合管理の主体及び実質的な政策手段の不在により、国土空間資源としての価値創出の極大化に限界を露呈

##### ○ 無人島嶼が海洋観光、生態体験の中心空間として浮上

- 無人島嶼の原始性、独特の景観及び生態系等により、余暇活用、青少年等の無人島嶼体験や生態教育の場所として脚光

- 余暇形態も「観覧型観光」から「体験型観光」へと変化し、無人島嶼を訪れて楽しむとするレジャー人口が増加すると予想される

- 参加型観光人口の増加は、無人島嶼の正確な情報、交通の利便性改善、サービス施設の設置等、各種の要求事項が多様な形態で表出するとの見通し

##### ○ 無人島嶼の保全と開発に対する利害関係人の間で潜在的葛藤が常に存在

- 無分別な利用や開発による無人島嶼の形状及び生態系の破壊、破損を防止するため、体系的な管理の必要性に対する社会的な共感を形成

- しかし、開発を望む地方自治体や土地所有者と保全を望む環境団体との葛藤と対立が多様な形態で表出するとの見通し

- 開発が不可能な絶対保全又は準保全無人島嶼内の土地所有者が、管理類型の変更要求のために苦情請願を提出する可能性が高まると予想される

- また、開発が制限される無人島嶼内の私有土地所有者の補償又は買入要求等私有財産権の行使も大幅に増加すると予想される

##### ○ 海洋主権を強化する土台として無人島嶼の役割を強化

- 周辺国である日本は「海洋基本法\*」、中国は「海島保護法」の制定推進を通じて領海基点島嶼を含む無人島嶼政策を強化するとの見通し

\* 同法による「海洋基本計画」に基づいた「海洋管理のための離島の保全・管理基本方針」（'09.12.1 決定）では、EEZ 等海洋管轄権強化のための離島管理の施策に言及

- これにより、韓国の海洋管轄権に対する侵害の可能性に積極的に対応するため、海洋主権強化の基盤として無人島嶼の役割が増大すると予想される

- また、1996 年から行われている韓中、韓日間の海洋境界画定会談に必要な基礎資料として重要な情報を提供すると期待される

- さらに、国連海洋法条約発効（'94）に伴う島嶼の法的地位変化により、周辺国の主導的な海洋管轄権競争に備える領海基点無人島嶼として特別な管理が必要

○ このような対内、対外的条件の変化に積極的、能動的に対処するために制定された「無人島嶼の保全及び管理に関する法律」（以下「無人島嶼管理法」という）に基づき、「無人島嶼総合管理計画」を策定

#### □ 計画の推進経緯

○ 2004.8～2005.6：「無人島嶼実態調査及び統合管理方案」の研究

○ 2006.4～2006.12.：「無人島嶼実態調査研究」事業の実施

○ 2007.8.3：無人島嶼管理法の制定

○ 2008.2.4：無人島嶼管理法の施行

○ 2008.10～2009.9：「無人島嶼総合管理計画（案）策定研究」の実施

○ 2009.12.31～2010.1.29：総合管理計画（案）に対する関係行政機関の意見照会

○ 2010.1.27：総合管理計画（案）に対する地域説明会の開催

## 2. 計画の主要内容

#### □ 計画の性格

○ 無人島嶼管理法第 6 条による法定計画

- 計画期間 10 年（'10～'19 年）の長期計画
- 無人島嶼とその周辺海域に関する基本政策方向を提示する総合計画
- 計画の適用範囲
  - 2010 年から 2019 年まで適用
    - まず、実態調査（'07～'09 年）の結果に基づいて計画を策定・施行
    - 2013 年の実態調査が完了したときには、これを反映した変更計画を策定・施行
  - 全国 2,876 島\*の無人島嶼とその周辺海域に対して適用。ただし、無人島嶼のうち「独島等島嶼地域の生態系保全に関する特別法」によって指定されている特定島嶼は除く
  - 地籍公簿の登録を推進中である未登録島嶼 1,419 島は、実態調査を通じて発見された未登録無人島嶼と重複していないかを検討した後、変更計画に反映

\* 無人島嶼の正確な数値は無地籍島嶼に対する確認と実態調査及び管理類型の指定が完了して初めて可能。同計画では、2008 年 12 月 31 日基準の市・道の資料を活用

- 計画の主要内容
  - 無人島嶼の現況
  - 他の法律による無人島嶼の管理現況
  - 「国土の計画及び利用に関する法律」による用途区分
  - 無人島嶼の保全及び管理に関する基本政策方向
  - 無人島嶼の類型別管理方案
  - 領海基点無人島嶼の特別管理
  - 無人島嶼の管理に必要な支援

- 無人島嶼の管理のための教育・広報
- 計画の施行のための投資計画

## II. 無人島嶼管理現況

### 1. 無人島嶼の現況

- 無人島嶼の概念
  - 「海に囲まれていて満潮時に海面上に現れる自然に形成された陸地で、人が居住\*していない空間を意味」（法第2条第1号）

\* 居住：人が持続的に定着して経済活動を行うこと

\*\* 灯台管理・航路表示の運営及び軍事上目的等のために制限された地域に居住する場合には、無人島嶼として認定（法施行令第2条）

<参考>

- 「独島等島嶼地域の生態系保全に関する特別法」上の概念：人が居住していないか又は極めて制限された地域でのみ居住する島を「無人島嶼等」として規定
- 辞書での概念：大洋・内海・湖・大河等の水域に囲まれた陸地の一部を島といい、そのうち人が住んでいない島を無人島嶼と定義

- 無人島嶼は、4面が海で囲まれた環海性、陸地等外部地域から分離された孤立性、空間面積が非常に狭い狭小性という島が持つ本質的な特性を保有
  - 特に、人が居住できる空間的面积と環境が非常に劣悪で、交通の利便性も悪く、有人島嶼より大きな物理的、心理的距離感がある

#### □ 無人島嶼の価値

- 陸上生態系と異なる環境を持った無人島嶼は、海洋生態系の宝庫であり、自然環境・生態教育の潜在的価値を保有
  - 優れた地形・地質景観を保有しており、絶滅危機の野生動物・植物及び韓国固有種等が生息又は渡来する地としての役割を發揮
  - 海洋生物及び魚類資源の潜在的価値を持っており、漁民の土着知識による海洋資源

の保全と活用にも大きく寄与

- 国民所得及び余暇時間の増加、海洋に親しむ余暇活動の増加により、海洋観光・レジャーの活動拠点としての無人島嶼の価値が増大
  - 陸地志向の余暇形態から脱し、海を楽しみ体験しようとする人口の底辺拡大により、無人島嶼と周辺海域に対する利用・開発の需要が拡大
  
- 海洋領土（領海・EEZ・大陸棚等）の外側の限界を決定する領海基点にある無人島嶼\*は、海洋管轄権の確保及び強化のために非常に重要
  - 国連海洋法条約の体制下で沿岸国、特に中国と日本は法令と組織を整備して、海洋領土確保のために島嶼管理政策を強化

<領海基点無人島嶼>

「領海及び接続水域法」により通常基線又は直線基線として認められる無人島嶼と、国際法により領海の幅を測定する基線として認められる干潮露出地（法第2条第4号）

□ 無人島嶼の分布現況

- 全島嶼 3,358 島のうち、無人島嶼は 2,876 島（11 島が市・道、55 島が市・郡・区）で、全島嶼の 85.65%を占める
  - 島嶼総面積 3,757.72 km<sup>2</sup>のうち、無人島嶼の面積は 76.47 km<sup>2</sup>（2.03%）
  
- 無人島嶼 2,876 島のうち、地籍公簿登録島嶼は 2,642 島（91.86%）であり、未登録島嶼\*は 234 島（8.14%）
  - \* 無人島嶼実態調査の過程で未登録島嶼が継続的に発見されている状況

<全国の島嶼現況>

区分	合計	有人島嶼*	無人島嶼		
			小計	登録	未登録
島嶼数	3,358	482	2,876	2,642	234
面積（km <sup>2</sup> ）	3,757.72	3,681.25	76.47	76.47	-

\* 有人島嶼数と面積は、第3次島嶼総合開発10か年計画（'08～'17年）による

- 市・道別無人島嶼数は、全南（1,744 島、60.64%）、慶南（484 島、16.83%）、忠南（236

島、8.21%) の順である

<市・道別の無人島嶼の現況>

区分	合計	京畿	仁川	忠南	全北	全南	済州	慶南	釜山	蔚山	慶北	江原
島嶼数	2,876	41	111	236	80	1,744	58	484	45	3	40	34
比率 (%)	100	1.43	3.86	8.21	2.78	60.64	2.02	16.83	1.56	0.10	1.39	1.18
面積 (km <sup>2</sup> )	76.47	0.73	8.29	8.49	2.29	40.45	1.84	9.23	4.71	0.04	0.14	0.26
比率 (%)	100	0.95	10.84	11.11	2.99	52.90	2.40	12.06	6.16	0.05	0.18	0.34

○私有地を含む無人島嶼は 1,398 島 (48.61%) であり、国・公有地だけからなる島嶼は 1,478 島 (51.39%) である

<所有形態別の島嶼数の現況>

区分	合計	国有	公有	私有	1つの無人島嶼内の複数所有				
					小計	国・私有	公・私有	国・公・私有	国・公有
合計	2,876	1,327	145	1,270	134	87	26	15	6
比率 (%)	100	46.14	5.04	44.16	4.66	3.03	0.90	0.52	0.21

- 無人島嶼が最も多く集中している全南の場合、無人島嶼 1,744 島のうち、私有地を含む島嶼数は 948 島で、占有比率が 54.36%を占める

- 国・公有比率が最も高い地域は慶北 (40 島) と蔚山 (3 島) で、全ての管轄島嶼が国・公有であり、次は江原 97.06% (33 島)、釜山 82.22% (37 島) の順で、国・公有比率の最低地域は全南で、管轄無人島嶼 1,744 島の 45.64% (796 島)

○地籍公簿登録無人島嶼 2,642 島の総面積は 76.47 km<sup>2</sup>であり、私有面積は 61.24%(46.83 km<sup>2</sup>)、国有面積は 28.98% (22.16 km<sup>2</sup>)、公有面積は 9.78% (7.48 km<sup>2</sup>) である

- 市・道別私有面積比率が最も高い地域は全南で 70.80% (28.64 km<sup>2</sup>) であり、国有比率が最も高い地域は慶北で 100% (0.14 km<sup>2</sup>) である



<所有形態別の面積の現況>

区分	合計	国有	公有	私有
合計 (km <sup>2</sup> )	76.47	22.16	7.48	46.83
比率 (%)	100	28.98	9.78	61.24

○登録無人島嶼の地目類型別面積比率は、林野が90.24% (69.01 km<sup>2</sup>) で他の地目と比べて絶対的に優勢である

<地目類型別の面積の現況>

区分	合計	林野	田	畑	その他
合計 (km <sup>2</sup> )	76.47	69.01	1.99	0.31	5.16
比率 (%)	100	90.24	2.60	0.41	6.75

○登録無人島嶼2,642島のうち、面積が0.003 km<sup>2</sup>未満の島嶼は888島 (33.61%) で最も多く、面積が0.1 km<sup>2</sup>以上の無人島嶼は176島である

<面積規模別の島嶼数の現況>

区分	合計	0.003 km <sup>2</sup> 未満	0.003~0.01 km <sup>2</sup>	0.01~0.05 km <sup>2</sup>	0.05~0.1 km <sup>2</sup>	0.1 km <sup>2</sup> 以上
島嶼数	2,642	888	667	732	179	176
比率 (%)	100	33.61	25.25	27.71	6.78	6.65

○登録無人島嶼のうち、陸地との距離が1 km 未満の島嶼は1,392島 (52.69%) で、過半数の島嶼が陸地に隣接している

<距離区間別の島嶼数の現況>

区分	合計	1 km 未満	1~5 km	5~10 km	10~20 km	20~40 km	40~80 km	80 km 以上
島嶼数	2,642	1,392	628	146	158	131	99	88
比率 (%)	100	52.69	23.77	5.53	5.98	4.96	3.75	3.32

## 2. 無人島嶼の管理に関する法体系

### □ 無人島嶼の管理に関する法律

○ 無人島嶼の管理に関しては、「無人島嶼の保全及び管理に関する法律」が一般法の立場にある。

○ その他、「国土の計画及び利用に関する法律」、「独島等島嶼地域の生態系保全に関する特別法」、「自然公園法」「沿岸管理法」「山地管理法」等の法律が該当分野別に無人島嶼に対して適用

- 登録無人島嶼 2,642 島のうち、他法によって管理されている無人島嶼は 73.81%の1,950 島であり、面積では 58.93 km<sup>2</sup> (77.06%) である

- 国土海洋部等の 8 つの部処と 26 つの法律により、45 種類の保護区域、保護地域等が指定、管理されている

- 他法に基づいて管理されている無人島嶼で最も多いのは「山地管理法」に基づくもので、全登録無人島嶼の 69.07%である 1,825 島 (35.69 km<sup>2</sup>/46.67%)

- その他は、「自然公園法」386 島 (11.05 km<sup>2</sup>)、「独島等島嶼地域の生態系保全に関する特別法」166 島 (10.22 km<sup>2</sup>)、「沿岸管理法」81 島 (2.41 km<sup>2</sup>) 等である

<他法による管理の現況>

区分		合計	他法により管理*	他法により未管理
島嶼	個数	2,642	1,950	692
	%	100	73.81	26.19
面積	km <sup>2</sup>	76.47	58.93	17.54
	%	100	77.06	22.94

\* 2 つ以上の法律に基づいて重複指定、管理されていても 1 つの無人島嶼として島嶼数と面積を算出しており、これを個別に取り扱くと 2,761 島 (85.79 km<sup>2</sup>) 島嶼となる

### □ 「無人島嶼の保全及び管理に関する法律」

○ 無人島嶼を体系的、効果的に管理するために絶対保全、準保全、利用可能及び開発可能の 4 つの類型に区分 (法第 10 条)

<管理類型の種類>

管理類型	定 義
絶対保全	無人島嶼の保全価値が非常に高いか又は領海の設定に関連して特別に保全する必要がある、一定の行為を制限する措置を講ずるか又は常時出入制限の措置が必要な無人島嶼
準保全	無人島嶼の保全価値が高く、必要な場合には一時的な出入制限の措置を講じることができる無人島嶼
利用可能	無人島嶼の形状を破壊しない範囲内で、人の出入及び活動が許される無人島嶼
開発可能	絶対保全・準保全及び利用可能無人島嶼の指定基準に該当しないもので、一定の開発が許される無人島嶼

○管理類型指定時の考慮事項

- 無人島嶼の位置、面積及び陸地との距離
- 無人島嶼の自然環境、生態系及び海中景観の実態
- 無人島嶼の歴史的価値
- 無人島嶼の施設物及び利用現況
- 過去の住民居住の有無及び今後の居住可能性
- 無人島嶼の土地及び所有者の現況
- 制限的地域に人が居住する場合の居住目的
- 地方自治体の開発計画
- 領海設定に係る無人島嶼の意義
- 他の法律による管理対象の有無

○管理類型の指定手続

<管理類型指定のフローチャート>

無人島嶼の実態調査（国土海洋部長官）
事前の意見聴取（利害関係人等*）
事前協議（関係中央行政機関の長）
審議・議決（無人島嶼管理委員会）
管理類型の指定（国土海洋部長官）
管理類型の公告（国土海洋部長官）
指定事由の通達（無人島嶼の土地所有者）
管理類型の通達（市・道知事）
管理類型の通達（関係中央行政機関の長）
管理類型の通達（市長・郡守・区庁長）
管理類型の閲覧措置（市長・郡守・区庁長）

↓

管理類型の公告後 30 日
管理類型の確定

↓

指定変更/再審議の要請（利害関係人等）
以内・以後

\*無人島嶼土地所有者、民間団体、管轄地方自治体の長

○ 管理類型の指定計画

- 管理類型の指定対象無人島嶼は、全無人島嶼 2,876 島のうち環境部が指定、管理する特定島嶼 166 島を除く 2,710 島の島嶼

- 実際の管理類型の指定は、実態調査完了無人島嶼に対して行うもので、2009 年 12 月現在 741 島\*であるこれらの島嶼に対しては 2010 年上半期に指定

- 残りの島嶼に対しては実態調査が完了した翌年度の上半期に指定を推進し、未登録無人島嶼は地籍公簿登録後に管理類型を指定

\* 実態調査完了無人島嶼数は地籍公簿に登録された 766 島であるが、このうち実態調査完了後に特定島嶼に指定された島嶼又は特定島嶼を対象に調査した島嶼 (25 島) を除く

□ 「国土の計画及び利用に関する法律」

○ 登録された無人島嶼 (2,642 島) の 86.41% (2,283 島) については同法により用途地域を指定し、未指定は 13.59% (359 島) である

<登録島嶼の用途指定現況>

区分	合計	用途指定	用途未指定
島嶼数	2,642	2,283	359
比率 (%)	100	86.41	13.59

- 用途地域が指定された無人島嶼のうち、全体が単一用途として指定された場合は 98.34% (2,245 島) であり、複数用途は 1.66% (38 島) である

<単一・複数用途地域の指定現況>

区分	合計	単一用途	複数用途
島嶼数	2,283	2,245	38
比率 (%)	100	98.34	1.66
面積 (km <sup>2</sup> )	70.38	69.06	1.32
比率 (%)	100	98.12	1.88

- 単一用途地域として指定された無人島嶼 2,245 島は、自然環境保全地域 36.75% (825 島)、管理地域 35.06% (787 島)、農林地域 20.62% (463 島)、都市地域 7.57% (170 島) の順である

- 無人島嶼が最も多い全南は、単一用途地域指定島嶼 1,428 島のうち、管理地域 39.71% (567 島)、自然環境保全地域 37.39% (534 島)、農林地域 18.63% (266 島)、都市地域 4.27% (61 島) の順である

<単一用途地域の指定現況>

区分	合計	都市地域			管理地域					農林地域	自然環境保全地域
		小計	工業地域	緑地地域	小計	保全管理	生産管理	計画管理	未区分		
島嶼数	2,245	170	17	153	787	619	63	95	10	463	825
比率 (%)	100	7.57	0.76	6.81	35.06	27.57	2.81	4.23	0.45	20.62	36.75
面積 (km <sup>2</sup> )	69.06	9.07	1.09	7.98	20.92	15.73	1.21	3.43	0.55	19.23	19.84
比率 (%)	100	13.13	1.58	11.55	30.29	22.77	1.75	4.97	0.80	27.85	28.73

- 複数の用途地域が指定されている無人島嶼は 38 島であり、このうち 36 島 (94.74%) は 2 つの用途地域が、残り 2 島の島嶼は 3 つの用途地域が指定されている。地域別では全南 11 島 (28.95%)、慶南 10 島 (26.32%)、忠南 8 島 (21.05%) の順である

- 複数指定された用途地域は農林地域と保全管理地域が 15 島 (39.47%) で最も多く、次が農林地域と自然環境保全地域で 14 島 (36.84%) である

○ 用途地域が指定された無人島嶼のうち、同法により用途地区が指定された島嶼は 12 島 (0.44 km<sup>2</sup>) であり、観光休養開発振興地区 (開発振興地区) が 8 島、最高高度地区 (高度地区) が 4 島である

○ 用途地域が指定された無人島嶼のうち、同法により用途区域が指定された島嶼は 286 島 (5.93 km<sup>2</sup>) であり、水産資源保護区域が 97.20% の 278 島で大部分を占める

- 島嶼自然公園区域は 2 島、開発制限区域は 6 島に指定され、市街化調整区域指定島嶼はないことが判明

- 地域別では、全南が 149 島 (全体が水産資源保護区域である)、慶南が 113 島 (水産資源保護区域 108 島、開発制限区域 5 島) の順である

### 3. 無人島嶼管理の必要性

□ 無人島嶼の体系的管理に必要な基礎資料の不足

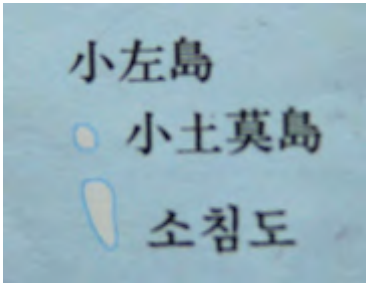
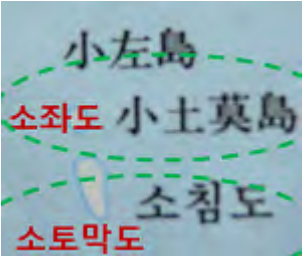
○ 無人島嶼は、社会・経済的活動がほとんどないという空間的特性による関心不足により、国土資源としての価値創出のための資料が不足かつ不正確

- 無人島嶼の管理のための情報は地目類型、土地利用形態、用途区分、自然及び生態系の現況等があるが、統合・管理されている基礎データはない状態

- 実態調査（'07～'09年）の結果、関連機関間における保有資料の島嶼名称の相違、未登録島嶼の存在、登録島嶼が実際には存在しない等\*、不正確な事例を確認

\* 実態調査の事前準備時に入手した資料には「チ島」が存在したが、実際には存在していない

<管理機関保有資料の相違事例>

	
<p>国土情報地理院発行の地図 (新安郡飛禽面)</p>	<p>新安郡提供の地図</p>

\* 新安郡提供の地図には「小土莫島」を「小左島」に、「ソチム島」を「小土莫島」と表示

□ 外部干渉による生態系等の破壊と攪乱の深刻化

○ 無人島嶼周辺地域住民によるヤギ等の家畜放牧、廃漁網、廃棄漁具の放置等により、生態系の破壊が日常化

○ 無分別な骨材採取、植物、稀貴石の無断採取、ごみ投棄、海流による海洋ごみの堆積等により、自然景観及び生態系の破壊が継続

○ 陸地部と生態的に密接につながっている無人島嶼周辺海域の水中においても生態系の破壊と攪乱の発生

<生態系の破壊事例>

		
<p>骨材採取による破壊 (安山市チョンユク島)</p>	<p>ヤギの放牧 (保寧市チュンス島)</p>	<p>廃棄漁具 (華城市池島)</p>
		
<p>釣り人によるごみ (高興郡独島)</p>	<p>生活のごみ (高興郡サンソン島)</p>	<p>水中廃棄漁具 (慶南河東郡アク島)</p>

□ 保全と利用・開発間の合理的な調和と均衡維持が必要

○ 無人島嶼体験等を含む海洋観光に対する関心の増加により、無人島嶼の利用・開発に対する社会的需要が増大

- 最近、全羅南道等の地方自治体は、地域活性化の次元で無人島嶼を活用した観光開発を構想しており、民間でも開発に対する関心が継続的に増加

○ 私有無人島嶼の利用・開発に対する過度の抑制は、私有財産権の侵害や自然の合理的な利用を阻害する可能性があり、保全と開発の合理的な調和が必要

□ 海洋管理権の側面から領海基点無人島嶼を特別に管理

○ 国連海洋法条約の制定により、沿岸国は自国の海洋主権を拡大するために熾烈な競争



を継続的に展開

- 韓国は中国・日本と海洋境界画定について交渉中であるため、海洋管轄権の保護と拡大のための最前線の砦として特別に管理することが継続的に必要

○ 地球温暖化及び大規模な沿岸埋立による海水面の上昇に備え、領海基点に対する体系的、長期的観点での継続した管理が必要

○ 地方自治体等の行政機関と一般国民の領海基点無人島嶼における海洋主権的価値に対する認識を高め、自発的な管理に参加させることが必要

□ 無人島嶼の価値に対する社会的関心と民間参加が低調

○ 陸上又は有人島嶼中心の国土政策により、無人島嶼の潜在的価値に対する地域住民及び社会構成員の認識が不十分という実情

- 無人島嶼が有する生態的・経済的価値を発掘・増進すべき行政機関の力量不足により、潜在的価値に対する国民的・社会的関心が低調

- 無人島嶼の潜在的価値を無限に創出するため、行政機関の能力拡大や地域住民及び訪問客の認識転換等、新しいパラダイムの構築が急がれる状況

#### 4. 地方自治体の無人島嶼開発計画の現況

□ 2009年12月現在、6つの市・道、11つの市・郡で28の無人島嶼に対する開発計画を策定

○ 地域別では全南が開発対象の67.87%の19島と最も多く、江原4島、忠南2島、京畿、釜山、慶北が各々1島である

□ 無人島嶼の予算調達形態としては、官民共同投資が19島(67.86%)、民間資本誘致が5島、国費又は地方費で充当する場合は4島である

□ 無人島嶼自体のみを開発対象としているのは21島(75.00%)、陸地と連携しているのが6島であり、有人島嶼との連携は1島である

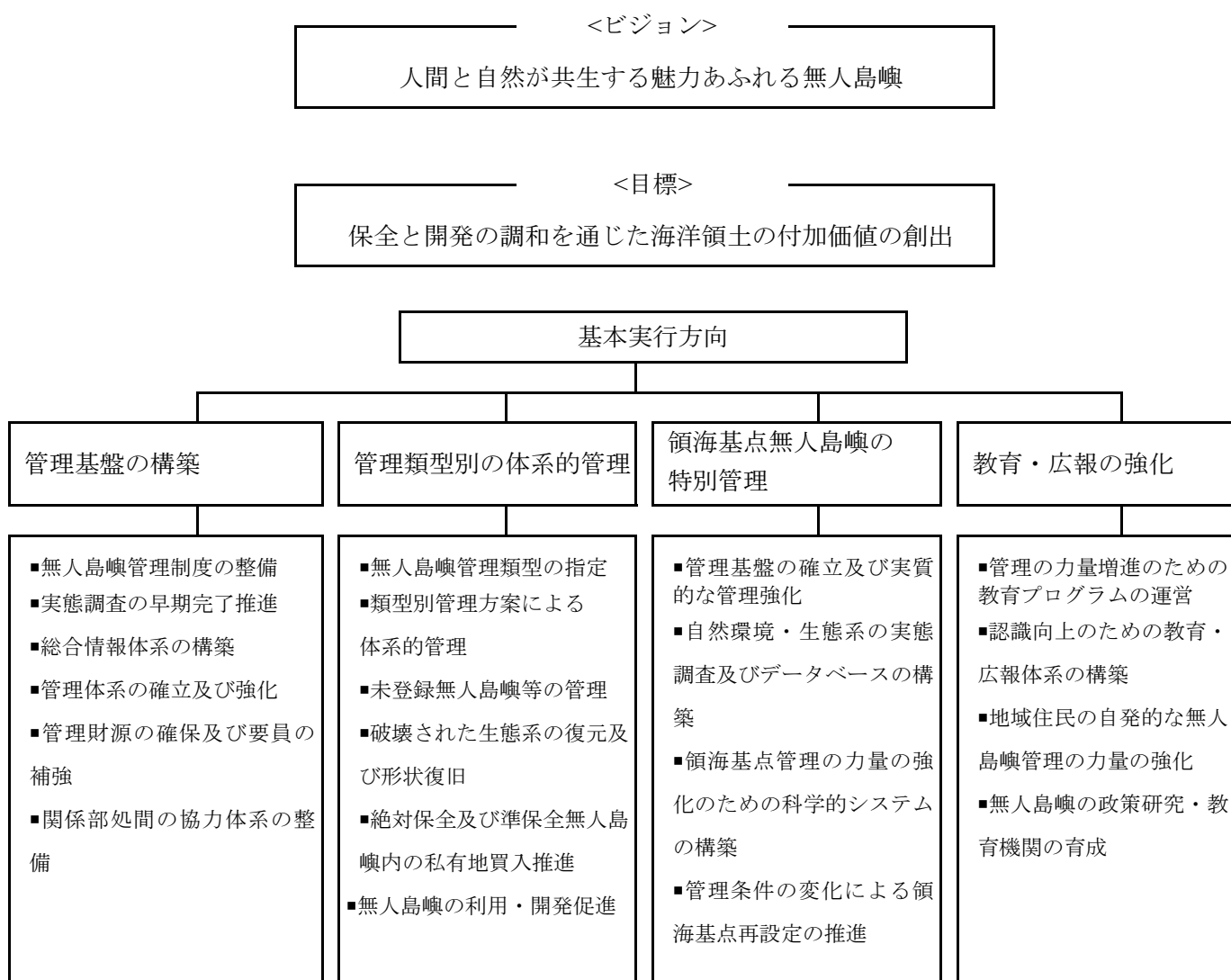
□ 内容としては、生態公園や海岸遊歩道の建設、原始体験をテーマとしたものや海中展望台の開発以外にもゴルフ場の建設等が含まれる

□ 開発対象無人島嶼のうち、陸地から 1.0 km 以内にあるのが 19 島（67.86%）と大部分であり、最も遠いのはミョントク島で、陸地から 21.0 km の位置にある

□ 開発対象島嶼の平均面積は約 0.14 km<sup>2</sup> であり、最も広い無人島嶼は新安郡安佐面にあるサンサチ島で、約 0.88 km<sup>2</sup> である

### Ⅲ. 無人島嶼管理の基本方向

#### 1. 無人島嶼管理のビジョンと目標



## 2. 無人島嶼管理の基本方向

### □ 無人島嶼の管理基盤の構築

○ 無人島嶼の管理類型を再検討し、地方自治体の役割を強化する等の制度改善推進及び新規行政需要の対応のための管理に係る要員を補強

○ 責任と役割が強化されるよう無人島嶼の管理主体を明確にし、計画的点検・管理のために年次別無人島嶼点検計画を策定・実施

○ 管理類型指定のための実態調査を早期に完了し、無人島嶼管理政策の支援及び国民向けに提供するワンクリック総合情報体系を構築

### □ 管理類型別の体系的管理

○ 管理類型の指定原則を策定して合理的に類型を指定し、類型別の管理方を整備して、オーダーメイド型管理を強化

○ 絶対保全及び準保全無人島嶼の形状及び生態系の保全のために予防的指導・監督を強化し、破壊島嶼に対しては復元・復旧事業を施行

○ 私有財産権の保護と管理強化のため、私有無人島嶼の買収計画の策定・施行を通じて絶対保全及び準保全無人島嶼内の私有地買収を推進

○ 利用可能島嶼は、資源の保全と利用の便益が調和できるように海洋レジャー活動・生態教育等、探訪プログラムを開発・普及

○ 開発可能島嶼は、行政手続及び予算支援等を通じて開発を促進するが、無人島嶼の機能維持のために関係機関と協力して継続的に管理

### □ 領海基点無人島嶼の特別管理

○ 領海基点無人島嶼の保全・管理体系の明確化と計画に立脚した点検及び管理を通じて、海洋管轄権の強化基盤を構築

○ 領海基点無人島嶼及び周辺海域の自然環境・生態系の破壊に対する定期的なモニタリ

ングを実施し、獲得した資料のデータベースを構築

○ 領海基点標の管理力量を増進し、領海基点にある海岸低潮線の変化を長期的に観測するための科学インフラを構築

○ 内陸化された直線基点及び形状が破壊された一部の島嶼の直線基点の再設定方案等について、中長期的検討を推進

□ 教育・広報の強化

○ 無人島嶼を管理する要員の能力増進のための教育プログラムを運営し、国民・利用者の無人島嶼に対する価値認識を向上させるための教育・広報を強化

○ 地域住民の自発的な無人島嶼管理プログラムの導入・拡大を通じて、地域及び住民密着型の無人島嶼管理体系を確立

○ 無人島嶼の政策に対する調査・研究と民間部分に対する教育・広報機能強化のため、無人島嶼の政策研究・教育機関を支援及び育成

### 3. 段階別の推進計画

□ 無人島嶼管理体系の基盤づくり：第1段階（'10～'13年）

○ 実質的な管理強化のための法令等、制度の改善

○ 無人島嶼に対する実態調査及び管理類型指定の早期完了

○ 総合情報体系の構築及び国民向け広報の集中実施

○ 無人島嶼を管理する要員の能力増進のための教育プログラムを運営する等の支援

□ 管理体系の確立・実践：第2段階（'14～'17年）

○ 無人島嶼管理要員の専門性の維持確保

○ 無人島嶼管理のガバナンス強化による地域・住民密着型の管理体系の確立

- 利用プログラム等の開発等を通じた無人島嶼の付加価値の継続的な創出
- 私有無人島嶼の買入等、各種施策の確かな施行
- 先進的な無人島嶼管理体系の確立：第3段階（'18～'19年）
  - 無人島嶼に対する調和のとれた保全及び利用・開発により、海洋領土の付加価値を継続的に創出するための基本的土台を定着させる
  - 地球温暖化に対応した無人島嶼の管理成果の広報及び開発途上国の無人島嶼管理の支援等、先進的な無人島嶼管理技法と成果を国際的に共有する

<段階別の推進ロードマップ>

区分	目標	主要推進内容
1段階：基盤作成期 ('10～'13年)	無人島嶼管理体系の基盤づくり	<input type="checkbox"/> 管理制度の改善 <input type="checkbox"/> 実態調査及び管理類型の指定 <input type="checkbox"/> 総合情報体系の構築
2段階：具体的実現期 ('14～'17年)	地域密着型管理体系構築と環境に優しい利用・開発の推進	<input type="checkbox"/> 管理力量の強化 <input type="checkbox"/> 地域・国民管理協力体系の整備 <input type="checkbox"/> 持続可能な利用・開発
3段階：体系的完成期 ('18～'19年)	国土資源優秀管理モデルの確立	<input type="checkbox"/> 未来志向的な海洋領土管理の土台定着 <input type="checkbox"/> 先進的な無人島嶼管理技法及び成果の国際的共有

## IV. 分野別の推進計画

### 1. 無人島嶼管理基盤の構築

<重点推進課題>

- 1-1 無人島嶼管理制度の整備
- 1-2 実態調査の早期完了推進
- 1-3 総合情報体系の構築
- 1-4 管理体系の確立及び強化
- 1-5 無人島嶼の管理財源の確保及び要員の補強
- 1-6 関係部処間の協力体系の整備

#### 1-1 無人島嶼管理制度の整備

##### ア. 現況及び問題点

- 絶対保全と準保全無人島嶼を「保全無人島嶼」として統合することが必要
  - 絶対保全無人島嶼の場合、出入が厳格に制限されており、生態的・景観的価値認識の向上及び拡大に向けた国民のアクセスに限界がある
  - 絶対保全と準保全無人島嶼は行為制限の内容が同一で、常時出入が許されるかどうかだけの違いであり、政策上、区分の実益がほとんどない
  - また、絶対保全と準保全無人島嶼の各々の指定要件が客観的かつ厳格に区分されていないので、実際の適用が困難である
- 地方自治体の条件に合う自律的・能動的管理が脆弱
  - 地方自治体には一定規模の開発計画の承認・取消権だけがあり、絶対保全・準保全及び利用可能無人島嶼に対する管理手段がない状態

<開発規模別の承認権者>

開発計画の規模	承認権者
開発面積が3千平方メートル以上の場合 島嶼全体面積の100分の10以上の場合 4階以上の建築物を建設する場合	国土海洋部長官 (地方海洋港湾庁長)
33平方メートル未満の場合 250平方メートル未満の農林漁業用ビニールハウスを設置しようとする場合	開発計画の承認は不要
上記のいずれにも該当しない場合	市・道知事 (市長・郡守・区庁長)

- 収容の適正限界を超える利用に対する管理手段が不十分
  - 利用可能無人島嶼に対する環境に優しい持続的な利用を確保できる具体的な管理手段がなく、無人島嶼本来の機能維持に限界がある
- 無人島嶼管理法違反行為を根絶するための制度的体系の不足
  - 絶対保全又は準保全無人島嶼内の建築物の建築、土石採取、家畜放牧、土着生物の不法採取等を予防、根絶するための法的誘引政策が必要

**イ. 推進方向**

- 無人島嶼管理類型の再検討による管理類型の種類の調整の検討
- 地方自治体の無人島嶼管理の機能強化
- 保全及び持続可能な利用のための違反行為の申告と補償金制度の導入

**ウ. 推進計画**

- 無人島嶼管理類型の種類の再区分を推進
  - 絶対保全・準保全・利用可能及び開発可能無人島嶼の4つの管理類型を保全、利用可能及び開発可能の3つの類型に再設定する案を推進
    - 絶対保全及び準保全無人島嶼を保全無人島嶼に統合する場合、探訪・体験及び教育等

の活性化のために出入制限を緩和する方向で検討

- 管理類型指定の現況、執行効果等を綿密に分析し、地方自治体等利害関係人の十分な意見収集等を経て、必要な場合には法改正を推進

[総括・施行：国土海洋部 / 推進：'12～'13 年]

□ 地方自治体の管理役割の強化を目的とした法的根拠を整備

○ 開発可能島嶼のほかにも、絶対保全・準保全及び利用可能島嶼に対して一定範囲内で管理権限と責任を付与する方向で制度改善を推進

- 地方海洋港湾庁と地方自治体の役割及び関係を再構築して、管理類型の指定による効果等を総合的に検討し、中期的に業務範囲の再調整検討を推進

○ これと共に、総合管理計画の細部施行計画として地方自治体別の特性を考慮した下位管理施工計画を策定・施行することのできる制度を整備

[総括・施行：国土海洋部 / 関係：地方海洋港湾庁・地方自治体 / 期間：'12～'13 年]

□ 無人島嶼保全及び管理強化のための法的手段の補完

○ 適正収容能力を超えた過度の利用による生態系の破壊防止等のため、自然休息年制、一時使用統制等のための制度的体系が必要

○ 絶対保全及び準保全無人島嶼又は領海基点無人島嶼の形状破壊、伐木、野生動植物の違法採取等、違法行為の申告に対する報奨金制度の導入

[総括・施行：国土海洋部 / 期間：'12～'13 年]

## 1-2 実態調査の早期完了推進

### ア. 現況及び問題点

□ 実態調査の長期化による管理類型指定の遅延

○ 実態調査対象島嶼 2,710 島（特定島嶼 166 島は除く）のうち 2009 年 12 月現在 741 島（27.34%）が完了し、今後 1,969 島の追加調査が必要

○ 実態調査の長期化により管理類型指定が遅延

- 管理類型による体系的管理が現実的に不可能で、実質的な管理の限界が露呈



- 無人島嶼管理法施行（'08.2.4）当時、開発計画の許認可がない無人島嶼に対しては開発行為が不可能で、多数の苦情請願が提出される可能性が常にある

□ 無人島嶼に関する総合情報体系の構築の遅延

○ 無人島嶼政策に関する基礎資料の体系的な蓄積・管理及び実態調査の未了により、国民への島嶼に関する情報提供が遅延

- 無人島嶼に対する管理政策及び手段の開発のためには、自然環境を含む地域の文化・社会環境に関する実態資料の早急な蓄積が必要

- 海洋を楽しみ多様に体験しようとする人口の底辺拡大により、無人島嶼関連の生きた情報を望む需要者に対する適時対応が困難

## イ. 推進方向

□ 実態調査未了の無人島嶼に対する実態調査の早期完了を推進

□ 関係部処との協議を通じて、活用可能な資料は実態調査に利用

## ウ. 推進計画

□ 予算の早期確保による実態調査の早急な完了及び私有無人島嶼の優先的な推進

○ 関係部処との協議を通じて、実態調査に必要な予算の早期確保により、全ての島嶼の陸地部に対する調査を遅くとも 2012 年までに終結するよう推進

〔総括：国土海洋部 / 施行：地方海洋港湾庁、国立海洋調査院 / 期間：'10～'13 年〕

○ 私有地を含む無人島嶼に対する実態調査を国有地又は公有地よりも先に推進することにより、私有財産権行使の制約を最小化

〔総括：国土海洋部 / 施行：地方海洋港湾庁、国立海洋調査院 / 年度：'10～'11 年〕

<実態調査の年度別推進予算>

区分		調査対象	調査完了	年度別推進計画				
				計	'10年	'11年	'12年	'13年
陸地部	島数	2,710	741	1,969	645	662	662	-
	予算 (百万ウォン)	8,636	2,000	6,636	1,768	2,318	2,550	-
周辺 海域	島数	366	92	274	47	69	79	79
	予算 (百万ウォン)	2,001	500	1,501	205	345	453	498
予算合計 (百万ウォン)		10,637	2,500	8,136	1,973	2,663	3,003	498

□ 関係部処の合同実態調査及び保有資料の積極的な活用

○ 無人島嶼の自然環境及び生態系等実態調査を効率的に推進するために、環境部等と共同で実態調査推進方案に取り組む

- 調査対象無人島嶼の選定・調査時期、項目、方法、人員及び予算等に関する協議を通じて、重複調査及び行政の浪費を最小化

- 統制保護区域の指定又は文化財所在無人島嶼等に対する実態調査は、関係部処の事前協議等を通じて実態調査の効率性を向上させる

○ 全国の無人島嶼の自然環境調査を通じて、環境部が既に保有している個別の無人島嶼の自然景観、植物、植生等の資料を無人島嶼の実態調査に活用

[総括・施行：国土海洋部 / 関係：環境部、国防部、文化財庁 / 期間：'11～'13年]

### 1-3 総合情報体系の構築

#### ア. 現況及び問題点

□ 無人島嶼政策業務支援のための統合情報管理システムの不在

○ 今まで無人島嶼関連の情報は、島嶼名称、位置等一部の項目に限られ、断片的、制限的に管理されている状況

- 無人島嶼の情報は、沿岸統合管理の政策意思決定支援等を目的とする沿岸ポータルシステムで管理されているが、島嶼数と項目は極めて制限的

- また、無人島嶼の実態調査資料の体系的な管理と、管理類型の指定後に発生しうる対立

及び利害の衝突を解決するためには、データベースの構築が必要

□ 無人島嶼管理における行政機関間の資料共有体系がない状況

○ 行政機関別に管理されている無人島嶼の資料の統合システムがなく、地方自治体でも管轄無人島嶼に対する管理システムが不在

- 特定島嶼は環境部で管理しており、地方自治体でも有人島嶼中心の管理をしているため、国家次元で無人島嶼の統合情報提供システムを整備することが必要

□ 国民向け無人島嶼情報を提供するための需要者中心のシステム構築が必要

○ 海洋観光等国民の無人島嶼に対する多様な情報欲求に対応するための、無人島嶼の空間、人文社会、自然景観及び生態系に関する情報提供システムが不在

○ 無人島嶼政策の価値及び重要性を広報し、国民の政策提案等を受け止める場所を提供するため、双方向意思交流の窓口を整備

## イ. 推進方向

□ 無人島嶼管理支援のための実態調査及び関連資料のデータベース化

□ 無人島嶼ポータルサイトの構築・運営による国民向けサービスの提供

## ウ. 推進計画

□ 無人島嶼実態調査の結果資料のデータベース構築及び持続的な履歴管理

○ 無人島嶼の生態及び自然環境、人文社会環境等、実態調査を通じて獲得した資料のデータベース化により、政策決定及び科学的管理のための基盤を整備

- 無人島嶼の保全と利用・開発に関する計画の策定、政策決定及び管理支援ができるようデータベースの項目を多様に構成し、有機的に設計

- 定期（10年周期）及び随時（必要時）実態調査の結果資料を保存し、長期的な変化に対するモニタリングができるよう履歴管理システムを導入

- また、環境部と協議しデータベース構築の対象に特定島嶼も含めることができるようにすることで、全無人島嶼に対する統合管理を推進

〔総括・施行：国土海洋部 / 関係：環境部 / 期間：'10～'12年〕

<データベースの構築項目>

区分	構築項目	
無人島嶼一般	無人島嶼政策資料関連法令及び Q&A 無人島嶼の統計（所有形態別、地目類型別、面積別、自治体別） 絶対保全及び準保全無人島嶼の現況、一時的出入制限準保全無人島嶼の案内 人工衛星の映像を活用した無人島嶼の分布状況 特定島嶼の現況、主要外国の無人島嶼政策、周辺国の直線基点位置図 地方海洋港湾庁等、無人島嶼管理の行政機関別サイト	
個別無人島嶼	一般概要	個別無人島嶼の人工衛星の映像、海図、島嶼全景、座標、行政区域、面積 土地所有現況、有人島嶼及び陸地との距離
	管理現況	管理類型、用途区分、地目、他の法令による管理現況 領海基点無人島嶼の有無、開発計画の現況
	人文社会環境	過去の住民居住の有無、今後の居住の可能性、人の居住時の居住目的 島嶼及び周辺海域の利用現況、歴史的価値等その他の事項
	自然環境生態系	地形・景観・植生・植物相 ほ乳類・魚類・両生類・は虫類等、陸上動物、海岸無脊椎動物、海鳥類 周辺海域の海中景観を含む関連デジタルイメージ、動画
	その他	当該無人島嶼と連携可能な周辺陸地及び有人島嶼の観光資源 主要島嶼への交通経路・距離・交通手段別所要時間 天気、波高等の気象情報と旅客船統制状況 安全や事故に備えるための海洋警察庁等主要行政機関の電話番号

□ 利用者がワンクリックで簡単にアクセスできるポータルサイトの整備

○ 無人島嶼の政策、自然景観、生態系、管理類型、交通等、多様な情報を網羅・提供する総合的なホームページの構築し、運営

- 環境部、地方海洋港湾庁及び地方自治体等の関連機関の情報網と連結できるようにすることで、多様なアクセス経路の提供及び活用の増進も企図

- 無人島嶼広報の基盤構築、国民向けサービスの向上及び隣接地域の海洋観光文化情報も共に提供できるようにすることで、国民向けサービスの質の向上

[総括・施行：国土海洋部 / 関係：環境部、地方海洋港湾庁、国立海洋調査院、海洋警察庁、地方自治体 / 年度：'13 年]

□ 独立 Web 基盤の無人島嶼総合情報体系の構築を推進

○ 短期的には沿岸ポータルシステムを活用して実態調査の結果資料をデータベース化し、国民向けのサービスを提供するが、長期的には独立システムを構築

- 政策決定の迅速な企画、科学的管理、及び特化された情報提供のために、管理類型指定が完了する 2013 年までにシステムの構築を完了

- ただし、総合情報体系の設計時、国土地理情報院で構築中である島嶼情報システムのデータベース化を活用する等の方案に取り組み、効率性を高める

[総括・施行：国土海洋部 / 関係：国土地理情報院 / 年度：'13 年]

○ 効率的なシステム管理、資料の現行性の維持、国民への要求資料の提供等のために、仮称「無人島嶼総合情報体系の運営及び管理指針」を整備

[総括・施行：国土海洋部 / 年度：'13 年]

○ 総合情報体系構築に必要な予算を早期に確保し、体系的で即時性のある情報提供のために、必要な管理要員の増加を確保

[総括・施行：国土海洋部 / 関係：行政安全部 / 年度：'12 年]

## 1-4 管理体系の確立及び強化

### ア. 現況及び問題点

□ 体系的な役割分担を通じた無人島嶼管理体系の構築が必要

○ 無人島嶼本来の機能を維持しながら、持続可能な利用・開発のための要件を整備するためには、各主体別に合理的な役割分担を要求

□ 地域住民の自律的な参加による地域密着型管理体系の確立

○ 外部干渉による生態系の破壊等を防止し、無人島嶼の価値に対する認識高揚のために、保全・管理に地域住民の自律的な参加が必要

### イ. 推進方向

□ 無人島嶼管理ガバナンス体系の構築を通じた合理的な役割分担

□ 地域密着型管理体系を確立して、地域住民の自発的な参加を誘導

## ウ. 推進計画

### □ 無人島嶼管理体系の構築

- 国土海洋部：政策総括、財源の拡充、開発島嶼の予算支援、広報・教育等
- 地方海洋港湾庁：無人島嶼の点検・管理、絶対保全島嶼の出入許可等
- 国立海洋調査院：領海基点標の設置・管理及び破壊・亡失した点標の復元等
- 海洋警察庁：領海基点無人島嶼の点検及び指導、取り締まり等
- 地方自治体：開発島嶼の予算支援、開発計画の承認・取消等

### ○ 住民・市民団体：管理活動に参加、代案提示及びモニタリング等

〔総括：国土海洋部 / 施行：地方海洋港湾庁、国立海洋調査院、海洋警察庁、地方自治体 / 期間：'10～'19年〕

### □ 管理主体別無人島嶼管理マニュアルを整備

### ○ 無人島嶼の管理業務が有機的かつ計画的に成立するよう、管理主体別所管事項に対する細部管理マニュアルを整備

〔総括：国土海洋部 / 施行：地方海洋港湾庁、国立海洋調査院、海洋警察庁、地方自治体 / 期間：'11年〕

### □ 地域及び住民密着型の無人島嶼管理体系の構築

### ○ 無人島嶼管理政策の立案、執行及びモニタリングに地域住民の参加を拡大

- 住民説明会、懇談会等を通じて地域住民の合意と協調に基づいて推進することにより、対立を解消し無人島嶼の管理施策の民主性と実践力を確保

- 絶対保全及び準保全無人島嶼の保護活動成果に対するインセンティブを提供し、地域住民の自律的な参加を誘導して自尊心を鼓舞

〔総括・施行：国土海洋部 / 関係：地方海洋港湾庁、地方自治体 / 期間：'10～'19年〕

### ○ 無人島嶼の近隣地域の住民、漁村関係、関連分野の専門家等を選定し、無人島嶼名誉

管理員として積極的に活用

- 無人島嶼の保全のための広報、啓蒙、無人島嶼の破壊行為に対する指導及び関係機関への通報等、名誉管理員の活用による無人島嶼管理を推進

[総括：国土海洋部 / 施行：地方海洋港湾庁 / 期間：'11～'19年]

## 1-5 管理財源の確保及び要員の補強

### ア. 現況及び問題点

□ 無人島嶼の管理・支援のための基本的な財源が皆無の状態

○ 無人島嶼の管理、破壊された島嶼の形状・生態系の復元、海洋ごみの回収等、基本的な無人島嶼の管理に必要な財源が全くない実情

- 無人島嶼の保全及び破壊無人島嶼の復元等を目的とした中長期の事業は多くの投資財源が必要であるため、安定的な財源確保が重要

□ 新規に発生した無人島嶼管理業務のための要員が絶対的に不足

○ 管理類型の指定により発生することになる新しい行政需要に対応し、実質的に管理するためには既存の要員だけでは限界

- 無人島嶼の管理業務の要員は、海洋環境、公有水面の管理等、既存の業務を遂行しながら付加的に島嶼管理業務を遂行している状況

○ また、無人島嶼の数が非常に多く、地理的にも散在しており、管理・監督しなければならぬ範囲が広いことから、適正管理のための要員確保が絶対的に必要

<地方海洋港湾庁の無人島嶼の管理に係る要員の現況 '09.12 現在>

区分	合計	釜山庁	仁川庁	麗水庁	馬山庁	東海庁	群山庁	木浦庁	浦項庁	平澤庁	蔚山庁	大山庁
人員	15	2	1	1	2	1	1	1	2	1	2	1
島嶼数	2,710*	98	90	470	445	34	68	1,209	40	36	3	217

\* 2,710 島は全無人島嶼 2,876 島の中から特定島嶼 166 島を除いた数値

## イ. 推進方向

- 無人島嶼の管理に投資される財源の安定的な確保
- 無人島嶼が集中している地域を中心に管理要員を拡充

## ウ. 推進計画

- 周期的な点検等、無人島嶼の管理予算の持続的な拡充を推進
    - 無人島嶼の実態調査及び管理類型の指定が完了（'13年）して初めて、同計画期間中に必要な全体予算に対する正確な推計が可能
      - 今後の投資計画は中期財政運営計画に反映し、予算編成の過程で関係部処と緊密な協議を通じて管理業務に必要な予算確保を推進
- 〔総括・施行：国土海洋部 / 関係：企画財政部、地方自治体 / 期間：'10～'19年〕
- 無人島嶼の管理類型に従い、国庫支援、地方費及び民間資本誘致等の財源調達方式の多様化を積極的に推進
    - 自然景観、優れた生態系等、保全価値が高い無人島嶼に対しては、国民信託運動（ナショナルトラスト）等を通じて自発的な民間参加を誘導
    - 海洋観光の活性化又は公共性の高い無人島嶼の開発に対しては、国費、地方費の補助を通じて道路、港湾施設等のインフラ構築の設置を支援
- 〔総括：国土海洋部 / 施行：国土海洋部、地方自治体 / 関係：企画財政部 / 期間：'11～'19年〕
- 無人島嶼の管理要員の補強
  - 無人島嶼の保全及び利用・開発に関する新規行政需要に効果的に対処するために、関連行政機関の要員を補強
    - 無人島嶼の数が集中している地方海洋港湾庁別に、6級以下の専門要員を優先的に確保できるように職制改正時に反映を推進
    - 地方自治体は、管轄無人島嶼数を考慮して適正要員の確保を推進するが、無人島嶼が集中している慶南、全南等の地域を優先的に考慮
- 〔総括・施行：国土海洋部 / 関係：行政安全部 / 協力：地方自治体 / 年度：'11年〕



## 1-6 関係部処間の協力体系の整備

### ア. 現況及び問題点

- 無人島嶼管理の二元化により、一部の無人島嶼に対する重複調査が発生
  - 環境部の全国無人島嶼自然環境調査と国土海洋部の無人島嶼実態調査の項目間で重複が生じ、調査資料の共有が円滑にできていない状態
    - 環境部は地形景観、植生、植物、大型動物、海岸無脊椎動物、海鳥類及び昆虫等に対する自然環境調査を実施
    - 国土海洋部はその他にも、無人島嶼の歴史的価値、過去の住民居住の有無、開発計画、領海設定に関連した意義、他法による管理対象の有無、周辺海域の利用実態等、人文社会環境と海中景観の実態及び海底地形についても調査

○環境部は'09年12月現在、特定島嶼指定のために876島の無人島嶼に対する実態（地形景観・植生・植物及び陸上動物等）調査を行い、'14年までに285島を追加調査する計画  
○環境部が策定した「自然環境保全基本計画」（'06～'15年）においても、無人島嶼自然環境調査時に関係部処と合同調査及び調査結果の共有体系を構築することを提示

- 無人島嶼統合管理の非効率性が発生する恐れ
  - 「独島等島嶼地域の生態系保全に関する特別法」による特定島嶼周辺海域は、無人島嶼管理法が適用され、特定島嶼の陸地部と周辺海域の管理主体が相違
  - 他法による保護区域等が指定された無人島嶼を開発可能とし、開発可能に指定された無人島嶼を保護区域等に指定する場合、関係行政機関との間で対立と混乱が発生する恐れ

### イ. 推進方向

- 部処間の協力体系の構築による対立の事前予防
- 部処間共同事業及び協業的無人島嶼管理により管理能力を拡大

## ウ. 推進計画

- 「無人島嶼管理協議会」の設置による協力体系の活性化
  - 部処別無人島嶼業務における担当者間の長期的な無人島嶼管理の現況点検、管理業務推進による支障事項及び対立関係の解消方案を模索  
〔総括・施行：国土海洋部 / 関係：企画財政部、環境部、地方海洋港湾庁、国立海洋調査院、国土地理情報院、海洋警察庁、地方自治体 / 年度：'11 年〕
  
- 無人島嶼関連共同事業の発掘及び推進を通じてシナジー効果を創出
  - 行政機関別に管理される無人島嶼の専門家人材バンクの共有化を推進することで、専門家の質的改善及び活用度を向上させる  
〔総括・施行：国土海洋部 / 関係：環境部 / 年度：'11 年〕
  
  - 無人島嶼の認識向上のための共同事業の発掘及び推進
    - 無人島嶼の地図(位置図、案内図及び主題図等)制作及び学術セミナー・写真展開催、無人島嶼のパフレット発刊、広報ビデオの制作等  
〔総括・施行：国土海洋部 / 関係：行政安全部、環境部 / 年度：'14 年〕

## 2. 管理類型別の体系的管理

<重点推進課題>

- 2-1 無人島嶼管理類型の指定
- 2-2 類型別管理方案による体系的管理
- 2-3 未登録無人島嶼等の管理
- 2-4 破壊生態系の復元及び形状の復旧
- 2-5 絶対保全及び準保全無人島嶼内の私有地買入の推進
- 2-6 無人島嶼の利用及び開発の促進

### 2-1 無人島嶼管理類型の指定

#### ア. 現況及び問題点

- 管理類型指定原則及び無人島嶼別特性を考慮した管理類型指定が必要
  - 絶対保全、準保全又は利用可能無人島嶼に指定された場合、開発が不可能で、土地所有者等利害関係人の不満が表出する可能性がある
    - 合理的で客観的な管理類型指定原則の整備及び適用が必須
- 管理類型を指定するための利害関係人の意見収集手続が重要
  - 私有又は地方自治体所有無人島嶼に対して、開発可能以外の管理類型に指定された場合、異議申立がなされる可能性がある
  - また、開発可能島嶼に指定された場合、自然環境、生態系の破壊を理由に環境団体の反発に伴う利害関係人の中での意見衝突による対立が表面化

#### イ. 推進方向

- 無人島嶼管理類型指定のための基本指針を整備
- 無人島嶼の正確な実情が反映された管理類型の指定
- 利害当事者の意見の十分な収集を推進

## ウ. 推進計画

- 合理的な管理類型指定の基本指針を策定
  - 管理類型指定のための優先順位及び管理類型別指定の細部原則を検討
  - 優先順位と細部原則を考慮した管理類型指定の基本指針を整備  
〔総括・施行：国土海洋部 / 年度：'10年〕
- 無人島嶼の正確な実情が反映された管理類型を指定
  - 実態調査の資料に基づいた管理類型指定の基本指針に従って類型を指定し、対立防止のために他法による管理現況も十分に検討
  - 無人島嶼の面積、位置及び生態的条件等を考慮して、必要な場合、同一無人島嶼に対して複数の管理類型の指定を推進
    - また、2 島以上の無人島嶼が密集しており、その同質性などにより統一した管理が必要な場合、統一した管理類型指定方案も検討
  - 管理類型指定、変更に異議申立がある島嶼は、土地所有者、地方自治体、民間の専門家等が参加した合同調査を通じて管理類型の再指定を推進  
〔総括・施行：国土海洋部 / 関係：地方海洋港湾庁 / 期間：'11～'13年〕
  - 2009年までに実態調査が完了した無人島嶼（741島）については、2010年6月末までに管理類型を指定する方向で積極的に推進  
〔総括・施行：国土海洋部〕
- 関係行政機関の協議及び利害当事者の意見策定を積極的に推進
  - 無人島嶼管理施策の民主性及び実効性の確保のため、無人島嶼管理法による関係行政機関との協議及び利害当事者の意見を十分に収集
    - 無人島嶼周辺地域の住民説明会、懇談会、市民団体等の意見を最大限幅広く収集して、地域内の対立要因を除去し、効率的な管理遂行の基盤をつくる
  - 〔総括：国土海洋部 / 施行：国土海洋部、地方海洋港湾庁 / 期間：'10～'13年〕

## 2-2 類型別管理方案による体系的管理

### ア. 現況及び問題点

- 無人島嶼の管理類型指定の目的に従う管理のための方案整備が必要
  - 無人島嶼は環海性、隔絶性及び狭小性という特性により、形状や生態系が一旦破壊されると元来の生態への回復が非常に困難
- 共同遺産としての付加価値創出のための未来志向的管理を要求
  - 無人島嶼は現在の生態だけでなく、未来の世代も享有する共同遺産として保全し、育てていかなければならない国土資源の一つ

### イ. 推進方向

- 管理類型別管理方案の整備を通じて体系的、効率的管理を強化

### ウ. 推進計画

- 絶対保全無人島嶼の基本管理方案

<管理方案の目的>

絶対保全無人島嶼は、形状及び生態系保全等のために行為制限及び出入制限の遵守の有無に対する指導、取り締まり等を通じた厳格な管理を推進

- 予備的・予防的無人島嶼の点検、管理
  - 無人島嶼の価値、法定遵守事項、違反に伴う処罰内容等に対する継続的な広報と、行為や出入制限案内板の設置により予備的・予防的管理を強化
  - 特に、周辺地域の住民や釣り客に対する広報や指導活動を積極的に推進

〔総括：国土海洋部 / 施行：国土海洋部、地方海洋港湾庁、海洋警察庁 / 協力：地方自治体 / 期間：'10～'19年〕

- 無人島嶼の点検機関の定期（四半期ごとに1回以上）又は随時点検を通じて、行為制限及び出入制限違反等に対する指導、監視機能を強化
- 〔総括：国土海洋部 / 施行：地方海洋港湾庁、海洋警察庁 / 期間：'10～'19年〕

- 自然景観・生態系に対して隔年別計画によるモニタリングを実施
  - 自然景観等が破壊された場合、精密調査を実施して復元措置を講じ、回復の可能性がない場合は管理類型の再指定を推進

〔総括：国土海洋部 / 施行：国土海洋部、地方海洋港湾庁 / 年度：'14、'16、'18年〕

- 住民及び地域密着型保全・管理体系の確立
  - 無人島嶼の多様な価値に対する認識の向上を通じて、地域住民及び民間団体の自発的な保護及び管理活動への参加を誘導
  - 無人島嶼の近隣地域の住民、関連分野の専門家等を無人島嶼の名誉管理員として活用することで、保全及び管理を強化

〔総括：国土海洋部 / 施行：地方海洋港湾庁 / 期間：'10～'19年〕

- 行為制限及び出入制限による細部管理方案を整備
  - 行為制限の類型別はもちろん、例外的・制限的許容行為についても、具体的な管理主体及び管理手段の整備を通じて体系的に管理

- 出入制限の例外が認められた者に対しては、島嶼の形状及び自然生態系が保全・維持できるよう事前に案内及び教育を実施

〔総括：国土海洋部 / 施行：国土海洋部、地方海洋港湾庁 / 期間：'10～'19年〕

□ 準保全無人島嶼の基本管理方案

<管理方案の目的>

準保全無人島嶼は、形状及び生態系保全等のために行為制限の事前管理を厳格に推進し、出入制限は特別に必要な場合のみ規定

- 行為制限の管理は絶対保全島嶼の例に従うが、出入が原則的に自由な点を考慮して、出入者の行為制限遵守の有無を集中管理
  - 農事、漁労行為等、生計手段確保のための出入者と一般出入者を区分し、出入者別形態による行為制限の内容と処罰に対する広報の実施

〔総括：国土海洋部 / 施行：国土海洋部、地方海洋港湾庁、海洋警察庁 / 期間：'10～'19年〕

- 一時的出入制限の措置による管理及び関係機関の協力を強化
  - 一時的出入制限措置が不当に濫用されないよう一定の基準を設け、必要時に関係行政

機関、地域住民等の意見を十分に収集

- 出入制限措置を講じる場合、面積と期間を可能な限り最小化し、地域住民や利用客の出入を最大限に保障

〔総括：国土海洋部 / 施行：国土海洋部、地方海洋港湾庁 / 期間：'10～'19年〕

- 地域住民等が不利益を被らないよう、事前に広報期間を設けるようにし、官報、インターネット、案内板等□様々な媒体を通じた広報により予防的管理を推進

- 予め管轄地方自治体に出入制限地域の位置、面積、期間、私有等を通達し、該当する地方自治体発行公報に掲載、広報するなど協力を強化

〔総括：国土海洋部 / 施行：国土海洋部、地方海洋港湾庁 / 関係：地方自治体 / 期間：'10～'19年〕

○ 自然景観・生態系に対して隔年別計画によるモニタリングを実施

- 自然景観等が破壊された場合、精密調査を実施して復元措置を講じ、回復の可能性がない場合は管理類型の再指定を推進

〔総括：国土海洋部 / 施行：国土海洋部、地方海洋港湾庁 / 年度：'14、'16、'18年〕

□ 利用可能無人島嶼の基本管理方案

<管理方案の目的>

利用可能無人島嶼は、島嶼の形状を破壊しない範囲内で、海洋レジャー活動、無人島嶼探訪、生態教育、公有水面の一時的な占有・使用等の許容行為を最大限に促進

○ 海洋レジャー活動及び探訪・生態体験等の活性化を促進

- 形状保全と持続可能な利用のために「無人島嶼利用ガイド」パンフレットを発刊・普及

〔総括・施行：国土海洋部 / 期間：'10～'11年〕

- 無人島嶼別の特性に合った最適な利用のため、許容行為別に無人島嶼のグループ分けを行い、総合情報体系等を通じて継続的に広報

- 探訪や生態教育の専門機関の育成を通じて、無人島嶼の利用の内的充実を促進

〔総括・施行：国土海洋部 / 関係：地方海洋港湾庁 / 年度：'15年〕

○ 地方海洋港湾庁及び地方自治体は、利用可能無人島嶼の形状保存の範囲内で、許容行為のために一時的に設置する施設を支援

- 海洋レジャー活動、無人島嶼探訪、生態教育等のために一時的に必要な施設を設置しようとする際、合理的妥当性が認められる場合は国庫が支援する

[総括・施行：国土海洋部 / 関係：地方海洋港湾庁、地方自治体 / 期間：'12～'19年]

- オーダーメイド型管理のために、利用行為の種類別細部管理方案を整備
  - 多様な類型の利用行為別特性とその行為による効果等の分析を通じて、許容行為別に具体的な管理方案を策定し、これに従った管理を推進

[総括・施行：国土海洋部 / 年度：'11年]

□ 開発可能無人島嶼の基本管理方案

<管理方案の目的>

無分別な乱開発を防止し、自然に優しい開発を導くことで、休息空間としての無人島嶼の  
価値創出の拡大を推進

- 行政機関の承認が必要な一定規模以上の島嶼管理
  - 開発計画の承認時、関係行政機関の事前協議を経て承認することで、関係機関間の不必要な対立の防止及び開発計画の効率的推進を図る
  - 開発類型別に合理的な開発事業計画承認基準を設け、事業承認の公正性、透明性を確保することで、開発と保全価値の調和を追求
  - 開発行為は無人島嶼周辺地域の住民、関係地方自治体及び市民団体等の意見を十分に収集して反映させ、妥当性、順応性を高める
  - 承認又は推進中の開発事業に対しては、事業概要、位置、承認意見、進行状況等に対するデータベースを構築して、開発が完了するまで体系的に管理
  - 開発によって隣接区域及び周辺海域の環境が破壊されないよう、開発現況等に対する点検を通じて環境に優しい開発を誘導

[総括：国土海洋部 / 施行：国土海洋部、地方海洋港湾庁、地方自治体 / 期間：'10～'19年]

- 行政機関の承認が不必要な認定規模以下の島嶼管理
  - 体系的管理及び現況把握のために法令改正による事後申告制を導入し、制度を立ち上げるまでには教育、広報等による自発的な事前申告を誘導
  - 違法な開発行為、既存の開発施設物の拡大有無に対する関係行政機関の定期的な点検を通じて、無人島嶼管理の強化を推進

[総括：国土海洋部 / 施行：国土海洋部、地方海洋港湾庁、海洋警察庁、地方自治体 / 期間：'10～'19年]



- 開発完了無人島嶼に対する事後管理体系の確立
    - 開発が許された面積を含む一定地域以外の区域及び周辺海域に対しては、破壊及び周辺海域の汚染状態を周期的に点検
    - 開発完了無人島嶼の場合でも、開発地域以外の区域に対する保全等が必要な場合、その区域に対して追加して管理類型を指定
- [総括：国土海洋部 / 施行：国土海洋部、地方海洋港湾庁、地方自治体 / 期間：'10～'19年]

## 2-3 未登録無人島嶼等の管理

### ア. 現況及び問題点

- 地籍公簿未登録無人島嶼の管理が必要
- 実態調査の過程で、地籍公簿にないか、又は地籍公簿にはあるが実際には存在しない無人島嶼が発見されており、これに対する体系的管理が急がれている

#### <未登録無人島嶼の現況>

合計	自治体の通達による 未登録島嶼	国土海洋部実態調査による発見			
		小計	'07	'08	'09
234 島	104 島	130 島	24 島	48 島	58 島

- 新規に発見された未登録無人島嶼の場合、公式的な島嶼名称がない状態で、地域意見の収集を通じて合意した島嶼の名称を付与することが必要
- 地籍公簿登録無人島嶼に係る資料が不正確な状況
- 一部の登録無人島嶼は、公簿上の位置と実際の位置が異なっており、海岸線の長さに関する資料がなく、無人島嶼に対する正確なデータ提供に限界
- また、地図に表記された無人島嶼の名称がそれぞれ違う場合もあり、資料管理の複雑さと情報提供に混乱が加わる恐れ

### イ. 推進方向

- 未登録無人島嶼の地籍公簿登録等による体系的管理基盤の整備

- 無人島嶼の実際の位置等、地籍公簿登録無人島嶼の不正確な資料の補正

## ウ. 推進計画

- 地籍公簿未登録無人島嶼の地籍公簿登録及び名称付与の推進

- 実態調査の過程を通じて新規に発見された無人島嶼に対しては、「国有財産法」による手続を経て、国有化及び地籍公簿への登録を実施

- 最低 6 か月以上の異議申立期間と官報、日刊新聞等多様な媒体による公告を通じて、正当な権利者や利害関係人の招致機会を十分に保障

- [総括・施行：国土海洋部 / 関係：企画財政部、地方自治体 / 期間：'11～'17 年]

- 新規発見無人島嶼に対する公式名称付与のために、国土地理情報院及び地方自治体等、関連機関との業務協力を強化

- 各級の地名委員会と緊密な協力を通じて無人島嶼の名称付与を速やかに推進

- [総括：国土海洋部 / 施行：国立海洋調査院、国土地理情報院、地方自治体 / 期間：'11～'13 年]

- 実際に存在していない無人島嶼は、関連機関に通達して抹消を推進

- 地籍公簿等を信頼し取引した者の善意の被害防止及び正確な島嶼管理のため、実態調査を通じて確認された未存在島嶼を整理

- [総括：国土海洋部 / 施行：国土海洋部、地方自治体 / 期間：'11～'13 年]

- 実態調査の結果と異なる登録無人島嶼の資料訂正を推進

- 正確な資料確保のために実態調査の項目の改善を推進し、これを通じて確認された地籍公簿と相違するデータについてはデータベースで構築、管理

- 実際の情報が地籍公簿と異なる無人島嶼は、地方自治体等管理機関と緊密な協力体制を構築し、相違する情報は現実に即するよう修正

- [総括・施行：国土海洋部 / 関係：地方自治体 / 期間：'10～'13 年]

- 国土地理情報院、国立海洋調査院等、無人島嶼関連の衛星資料を保有する機関との協力を通じて、島嶼の位置を訂正

- [総括：国土海洋部 / 施行：国立海洋調査院、国土地理情報院、地方自治体 / 期間：'11～'13 年]

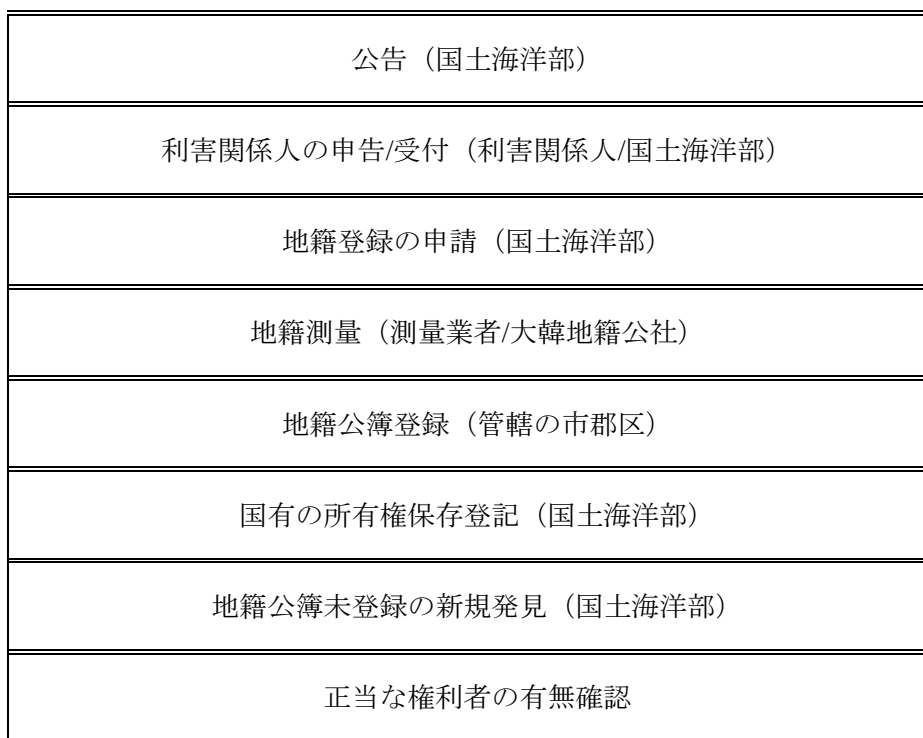
○ 無人島嶼の正確な形状と海岸線の長さに対する体系的資料の蓄積のために、無人島嶼別に海岸線の精密調査を推進し、これに基づいて海図を全面的に改正

〔総括：国土海洋部 / 施行：国立海洋調査院 / 期間：'12～'18年〕

<海岸線精密調査の年次別投資計画>

区分	合計	'12	'13	'14	'15	'16	'17	'18	'19
予算 (百万ウォン)	19,680	3,300	3,630	3,617	3,862	2,544	1,345	562	820

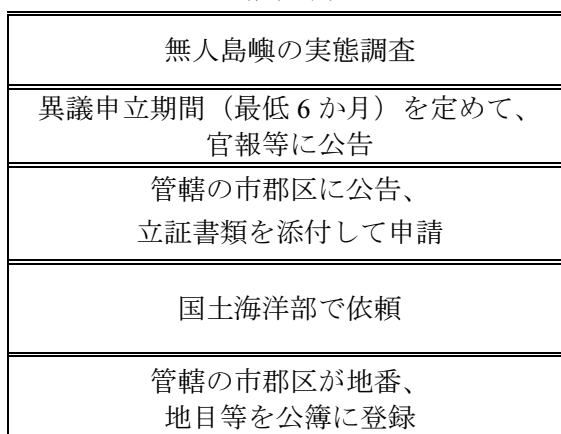
<新規発見無人島嶼の国有化手続>



↓  
異議がある場合

権利認定時終結
---------

↓  
権利未認定



## 2-4 破壊生態系の復元及び形状の復旧

### ア. 現況及び問題点

- 人為的な外部干渉による無人島嶼の生態系の破壊が深刻化
  - 地域住民によるヤギ、ウサギ等の家畜放牧、廃漁網、廃棄漁具等の放置によって生態系が破壊
  - 釣り客の出入による鉛錐、釣り糸、釣り竿等の釣り装備、その他生活ごみの投棄により周辺海域を含む生態系の破壊が深刻化
  - 陸上等から押し寄せられた発泡スチロール、ペットボトル等、大量のごみが、無人島嶼の海岸に押し寄せられたまま放置
- 領海基点無人島嶼の形状の破壊等の場合には、保全措置が必要
  - 領海の幅を測定する基準線となる無人島嶼の形状が破壊された場合、又は破壊される恐れがある場合、形状復旧及び追加的な破壊の防止が必要
    - 防波堤の建設、射撃場としての活用等の人為的な破壊と共に、台風、津波等の自然災害によって形状が破壊される等、追加的な破壊が進行中

### イ. 推進方向

- 無人島嶼の実態資料に関するデータベースの構築による復元及び復旧基盤の整備
- 破壊された生態系の自然な回復と追加的な破壊の防止

### ウ. 推進計画

- 生態系・形状破壊の正確な実態把握及びデータベースの構築を推進
    - 正確な実態調査を通じて、無人島嶼別生態系及び形状の破壊類型と原因に対するデータベースを構築して体系的に管理
- [総括・施行：国土海洋部 / 期間：'10～'13年]

○ データベース化された資料は、破壊防止及び復元等を体系的に行うために、管理主体別沿岸無人島嶼点検計画に反映

〔総括：国土海洋部 / 施行：国土海洋部、地方海洋港湾庁、海洋警察庁 / 期間：'10～'19年〕

□ 無人島嶼別管理類型による管理強化を通じて環境負荷を最小化

○ 絶対保全及び準保全無人島嶼は、家畜放牧、釣り客入島、建築物建築等に対する徹底した取り締まりと予防的教育、広報を通じて破壊を最小化

○ 利用可能島嶼は、探訪等の利用過程で生態系等が破壊されないようにし、発生したごみは自分で持ち帰るよう事前教育及び広報を強化

○ 開発可能島嶼は、開発業者が生態系及び形状保全のための自主的管理及び復元、復旧方案を整備、施行するよう誘導し、これに対する管理を徹底

〔総括：国土海洋部 / 施行：国土海洋部、地方海洋港湾庁、海洋警察庁、地方自治体 / 期間：'10～'19年〕

□ 生態系及び形状破壊類型による復元、復旧の施行

○ 絶滅危惧種、韓国固有種及び優れた地形、地質等が破壊された場合は、精密な実態調査に基づいてできる限り原型どおりに復元、復旧する事業を推進

- 環境部、山林庁、公共団体等と協力して、生態的復元技術の開発及び復元事業に対する管理、監督等、破壊生態系の復元を積極的に施行

〔総括：国土海洋部 / 施行：地方海洋港湾庁 / 関係：環境部、山林庁 / 期間：'11～'19年〕

□ 領海基点無人島嶼等の形状に対する定期点検及び復元を施行

○ 領海基点無人島嶼に対しては、台風、津波等自然災害による流失、滅失等の確認のため年1回定期点検を実施

○ 形状が破壊されたか、又は破壊される恐れがある領海基点無人島嶼に対しては、追加的な流失、崩壊等二次災害予防を最優先として推進

〔総括：国土海洋部 / 施行：地方海洋港湾庁、国立海洋調査院、海洋警察庁 / 期間：'10～'19年〕

□ モニタリング及び教育、広報を通じて破壊防止のための予備的活動を強化

○ 地方海洋港湾庁、国立海洋調査院及び海洋警察庁等、管理主体別に継続的なモニタリングを行い、予備的、予防的に滅失、破壊防止を強化

○ 破壊の被害又は復元の重要性等に対する持続的な教育、広報等を通じて、無人島嶼の保護に向けた国民の認識を高める

[総括：国土海洋部 / 施行：国土海洋部、地方海洋港湾庁、国立海洋調査院、海洋警察庁 / 期間：'10～'19年]

## 2-5 絶対保全及び準保全無人島嶼内の私有地買入の推進

### ア. 現況及び問題点

□ 管理類型が絶対保全又は準保全の無人島嶼は、開発行為が制限される

○ 特定島嶼の面積(10.22 km<sup>2</sup>)を除いた無人島嶼の面積 66.25 km<sup>2</sup>のうち私有地は 41.29 km<sup>2</sup>で、この中で絶対又は準保全と指定される予想面積は約 3.20 km<sup>2</sup>\*

\* 管理類型の指定が完了する'13年になって初めて、実際の私有地面積を把握することができるが、実態調査サービス機関が提案した絶対又は準保全内私有地面積を基礎に算出(約 7.75%)

○ 個人所有の無人島嶼が絶対保全又は準保全無人島嶼に指定されると、各種開発行為が制限され、多数の苦情請願が提出される可能性がある

□ 絶対保全及び準保全無人島嶼は、国家次元でも保全が必要

○ 自然景観や生態系が優れているか又は領海設定に係る無人島嶼は、未来世代と国益次元から積極的な保全及び管理が必須

### イ. 推進方向

□ 合理的な基準と優先順位を設けて、土地買収の透明性を高める

□ 絶対保全及び準保全無人島嶼内の私有地は協議を通じて買入

## ウ. 推進計画

### □ 買収対象地の基準及び優先順位の原則を整備

#### <買収対象私有地の基準及び範囲>

○ 全体が絶対保全又は準保全である場合は全体に対して、一部のみ該当する場合は一部に対してのみ、位置・面積・地目等に関係なく買収

- 国又は地方自治体の必要による買収は絶対保全又は準保全土地の全部、民間所有者の請求による買収は原則的に全部買収

○ 他法によって保護区域等が指定されており利用・開発が厳格に制限されているか、又は抵当権の設定等所有権の正常な取得が制限される土地は、買収対象から除く

#### <買収の優先順位>

○ 国又は地方自治体が必要により保全目的で買収する、絶対保全又は準保全無人島嶼内の私有地

○ 絶対保全又は準保全無人島嶼として、買収請求要件及び資格を有する私有者の請求がある土地

[総括・施行：国土海洋部 / 年度：'13 年]

### □ 土地買収計画の策定による体系的買収の推進

○ 国等が保全のための必要により買収する私有地は、管理類型の指定が完了する 2014 年に買収計画を策定して段階的に買収

- 買収対象になる絶対保全又は準保全無人島嶼を把握し、同計画に選定基準、方法、買収期間、具体的な手続等を含める

- また、無分別な買収を防止するために、精密調査、専門家等の意見収集を推進

○ 民間所有者の要請がある土地に対しては、買収対象土地別に買収 5 年計画を策定して体系的に買収

○ 買収した土地は、管理類型が利用可能又は開発可能無人島嶼に変更されない限り、買収目的と類型別管理方案に合うよう持続的に管理

[総括：国土海洋部 / 施行：地方海洋港湾庁 / 期間：'14～'19 年]

<私有地買収の年次別投資計画>

区分	合計	'14	'15	'16	'17	'18	'19
面積 (m <sup>2</sup> )	3,200,000	530,000	530,000	530,000	530,000	530,000	550,000
予算 (百万ウォン)	4,470	740	740	740	740	740	770

\* 林野基準により 1 m<sup>2</sup> 当たりの公示地価 1,397 ウォンを適用して算出

□ 買収対象土地に対する広報等を通じて、所有者の権益を保護

○ 絶対保全又は準保全無人島嶼の指定当時から継続して所有又は相続している土地は、買収請求制度を活用して所有者の権利を保障

○ 土地買収計画について土地所有者が予め知ることのできるように、個別通達、インターネット等による広報等を通じて円滑に買収

- 国等が必要により買入を推進する私有地は、最低 6 か月以上の予告期間を置き、買入による問題を最小化

[総括：国土海洋部 / 施行：地方海洋港湾庁 / 期間：'14～'19 年]



<買収請求による土地買収手続>



2-6 無人島嶼の利用及び開発の促進

ア. 現況及び問題点

□ 無人島嶼の利用、開発に対する社会的欲求の増加

○ 国民所得の増大、週5日勤務制の定着等による多様な形態の観光欲求により、海洋観光も一般化すると予想される

○ 海洋観光も「見る観光」から「体験する観光」へと傾向が変化し、冒険的な余暇活動の増大により無人島嶼探訪等が増加するとの見通し

- 利用と開発の促進を通じて、国民の休息空間としての付加価値を創出することが必要
  - 無人島嶼の放置や消極的な管理から抜け出し、積極的な活用を通じて国土空間資源としての付加価値創出の必要性に対する認識を拡大
  - 無人島嶼の原始的な資源を、環境に優しい持続可能な活用により魅力ある空間として再創造することで、国民生活の質の向上に貢献

## イ. 推進方向

- 海洋レジャー活動等の活性化による利用可能無人島嶼の活用を拡大
- 予算支援等による開発可能島嶼の開発及び地域活性化の誘導

## ウ. 推進計画

- 需要者中心の無人島嶼の利用価値を極大化するための基盤づくり
  - 充実した無人島嶼の利用機会を提供する探訪支援センターをモデルとして運営
    - モデル運営を通じて得た結果と地域住民、市民団体等から集めた意見に基づき、中長期的に探訪支援センターを段階的に設置、拡大

[総括：国土海洋部 / 施行：地方海洋港湾庁 / 期間：'14～'19年]
  - 利用可能島嶼ごとの特性に適した許容行為の類型を発掘、案内
    - 探訪に適した島嶼、生態教育に適した島嶼等許容行為別に適した島嶼をグループ分けし、行政機関等を通じて無人島嶼ポータルシステムを普及

[総括・施行：国土海洋部 / 関係：地方海洋港湾庁、地方自治体 / 期間：'12～'13年]
  - 入島客の安全管理のために、海洋警察庁等の関係機関と協調体系を構築
    - [総括・施行：国土海洋部 / 関係：地方海洋港湾庁、海洋警察庁、地方自治体 / 年度：'11年]
- 無人島嶼を多くの人を訪れる探訪、生態体験の中心地として育成
  - 青少年の無人島嶼探訪及び生態体験学習を奨励し、一般国民、教師及び学生等を対象

に生態体験プログラムを運営

○ 「無人島嶼探訪、体験案内人」教育課程の認定制を導入して、無人島嶼探訪及び生態体験プログラムの専門化、充実化を図る

- 地域住民、無人島嶼名誉管理員等を無人島嶼案内人として育成、活用  
〔総括・施行：国土海洋部 / 関係：地方海洋港湾庁 / 期間：'12～'19年〕

○ 中長期的に「韓国無人島嶼保全協会」を設置し、探訪、探検プログラムの開発及び「無人島嶼探訪、体験案内人」の教育専門機関として育成  
〔総括・施行：国土海洋部 / 年度：'15～'16年〕

□ 公益性と規模が大きい開発に対して予算支援を行い、行きたくなるような無人島嶼を創出

○ 開発による海洋及び領海基点無人島嶼に対する認識の向上や、漁村体験等の連携観光等による地域活性化が、無人島嶼開発の大きなインフラ構築を支援

○ また、企業の研修所の建設等、一定規模の利用需要を確保できる無人島嶼開発に対するインフラの構築を支援  
〔総括：国土海洋部 / 施行：国土海洋部、地方自治体 / 期間：'11～'19年〕

□ 無人島嶼開発の促進を誘導するための支援基準の整備等

○ 道路や港湾施設等の公共施設の設置に必要な予算を支援するため、支援対象開発事業の内容、選定及び支援規模等の細部基準を整備

○ また、支援の妥当性、対象の選定等を客観的で透明性あるものとするよう、仮称「開発支援対象選定審議会」を構成、運営  
〔総括：国土海洋部 / 施行：国土海洋部、地方自治体 / 年度：'11年〕

<開発可能無人島嶼の開発支援の年次別投資計画>

区分	合計	'11	'12	'13	'14	'15	'16	'17	'18	'19
予算 (百万ウォン)	73,224	5,400	5,940	6,534	7,182	7,884	8,694	9,558	10,476	11,556

### 3. 領海基点無人島嶼の特別管理

<重点推進課題>





- 3-1 管理体系基盤の確立及び実質的な管理の強化
- 3-2 自然環境、生態系の実態調査及びデータベースの構築
- 3-3 領海基点管理力量増進のための科学的システムの構築
- 3-4 管理条件の変化による領海基点の再設定

#### 3-1 管理体系基盤の確立及び実質的な管理の強化

##### ア. 現況及び問題点

- 国連海洋法条約（'94年発効）を契機として、周辺国の海洋管轄権の強化、拡大政策に対し、積極的、能動的に備えることが必要
  - 日本は海洋基本法（'07年）、海洋基本計画（'08年）、中国は海島保護法の制定（'09年）を通じて制度的に島嶼管理基盤を構築
- 海洋領土（領海、EEZ及び大陸棚等）管轄権の外側限界を決定する領海基点標及び領海基点無人島嶼管理体系の確立が急務
  - 領海基点の根拠法である「領海及び接続水域法」は、領海設定方法及び基点規程のみで、基点所在島嶼等の実質的な管理規程が不在
  - 国立海洋調査院で埋設（'97～'02年）した領海基点標138か所のうち、2009年12月現在50か所が滅失、破壊、又は接近路が流失する等、体系的管理が必要
    - \* '09年の領海基準点再調査事業を通じて、西海岸と済州島一帯の領海基点標33か所が復旧

<領海基点標の破壊事例>

区分	過去	現在
痕跡だけ残った場合		
埋立等工事による亡失		

<領海基点島嶼の現況>

区分	総計	直線基点			通常基点		
		計	有人島嶼	無人島嶼	計	有人島嶼	無人島嶼
計	138	23	3	20	115	16	99

**イ. 推進方向**

- 管理主体の明確化及び役割分担による点検体系の構築
- 領海基点無人島嶼及び領海基点標に対する実質的管理の強化
- 海洋活動の保護及び拡大を目的とした領海基点無人島嶼の機能強化

**ウ. 推進計画**

- 領海基点無人島嶼の点検及び破壊防止体系を構築
- 海洋警察庁長は、領海基点無人島嶼（119 島）に対する点検計画及び日常の業務遂行を通じて、定期又は随時、形状の破壊状態を点検

- 毎年点検計画を策定し、国土海洋部長官に提出して施行し、その結果を領海基点無人島嶼の管理台帳に記録、管理

- 点検計画又は申告を受け、形状の破壊状態を点検した場合、その結果を国土海洋部長官に報告し、管轄地方海洋港湾庁長に通達

〔総括：国土海洋部 / 施行：海洋警察庁 / 関係：地方海洋港湾庁 / 期間：'10～'19年〕

○ 地方海洋港湾庁長は、形状が破壊されたか、又は破壊される恐れがある領海基点無人島嶼の破壊防止、復元計画を策定、施行

- 年間無人島嶼点検計画に領海基点無人島嶼の破壊防止や復元計画を含めて策定し、その結果を国土海洋部長官に報告し、海洋警察庁長に通達

〔総括：国土海洋部 / 施行：地方海洋港湾庁 / 関係：海洋警察庁 / 期間：'10～'19年〕

○ 通常基点がある島嶼の形状破壊の点検は地方海洋港湾庁長が、直線基点は海洋警察庁長が各々遂行するように法令改正を推進

- 無人島嶼管理法上、領海基点無人島嶼の点検は海洋警察庁長が行うが、陸地から平均1.5 km 離れた通常基線の無人島嶼は地方海洋港湾庁長が行うのが効率的

〔総括・施行：国土海洋部 / 関係：地方海洋港湾庁、海洋警察庁 / 期間：'12～'13年〕

□ 領海基点標の損失、亡失の有無の点検及び復元の主体を明確化

○ 国立海洋調査院長は毎年、領海基点標の設置及び管理方案を含めて策定した領海基点無人島嶼の点検計画を、国土海洋部長官に報告、施行

- 点検計画又は日常的な業務遂行過程で破壊、滅失又は亡失された領海基点標を発見した場合、措置結果を国土海洋部長官に報告

- 領海基点標の破壊に係る申告を受けた場合、海洋警察庁長と協力して点検し、その措置結果を国土海洋部長官に報告

〔総括：国土海洋部 / 関係：地方海洋港湾庁 / 期間：'10～'19年〕

□ 「領海基点無人島嶼管理協議体」を構成し、関係機関間で協力体制を構築

○ 国土海洋部、外交通商部、国防部、海洋警察庁等、関係行政機関が参加する協議体を構成し、領海基点無人島嶼を効率的、体系的に管理

- 領海基点の再設定、領海基点関連周辺国の動向に対する対応方案、領海基点無人島嶼の点検、管理に対する関係機関の協力事項等を論議

- 関係機関の専門性を最大限に活用することのできる協力体系の構築を通じて、領海基点無人島嶼管理のシナジー効果を創出

〔総括：国土海洋部 / 関係：外交通商部、国防部、地方海洋港湾庁、国立海洋調査院、海洋警察庁 / 年度：'11年〕

○ 海洋管轄権の対立、中核的な海域別海上活動の安定的な支援、及び海上安全の確保のための領海基点無人島嶼の拠点整備方案を整備

〔総括・施行：国土海洋部 / 年度：'14年〕

□ 陸地に隣接して所在する領海基点無人島嶼の管理に民間部分の参加を促進

○ 領海基点無人島嶼の周辺地域の住民、無人島嶼実態調査の経験者及び関連民間団体の構成員を名誉管理員として委嘱し、無人島嶼の管理に活用

- 領海基点無人島嶼の専任担当名誉管理員として活用し、管理力量を向上させるための教育及び業務に活用することのできる管理指針を整備

〔総括：国土海洋部 / 施行：国土海洋部、地方海洋港湾庁 / 期間：'12～'19年〕

### 3-2 自然環境、生態系の実態調査及びデータベースの構築

#### ア. 現況及び問題点

□ 領海基点無人島嶼及び周辺海域の管理のための基礎資料が不十分

○ 体系的な基点管理のための領海基点無人島嶼及び周辺海域の地形、地質及び生態系に対する蓄積された情報がない状態

- 特に、東海岸では領海基点の大部分が干潮露出地にあるが、これに対する具体的な資料確保がなされていない実情

□ 領海基点無人島嶼及び周辺海域の体系的な管理に必要な大縮尺海図がない状況

○ 領海基点にある無人島嶼及び周辺海域の特性、海底の地形、地質、水路等、詳細な情報が反映される大縮尺海図の制作が必要

- 現在、大縮尺海図(1/10,000)は、航海安全用として制作、普及されているのが実情で、海洋境界画定等に備えて詳細な情報が反映された大縮尺海図の制作が急務

#### イ. 推進方向

□ 領海基点無人島嶼及び周辺海域における実態調査とデータベースの構築

- 領海基点周辺の大縮尺海図の段階別制作を推進

## ウ. 推進計画

- 領海基点無人島嶼及び周辺海域に対する長期的な実態調査を推進

- 海洋領土管理の基盤強化のために、通常基点無人島嶼は国立海洋調査院長が、直線基点無人島嶼は地方海洋港湾庁長が実態調査を推進（2年周期）

〔総括：国土海洋部 / 施行：地方海洋港湾庁、国立海洋調査院 / 年度：'12、'14、'16、'18年〕

- 周辺海域に対する実態調査は、国立海洋調査院長が実施（5年周期）

- 海洋領土に対する正確な資料を蓄積及び管理するために、周辺海域の水路調査を推進し、航空レーザー測量（LiDAR）等を利用した高密度の海底地形実測を実施

〔総括：国土海洋部 / 施行：国立海洋調査院 / 年度：'12、'17年〕

- 領海基点無人島嶼及び周辺海域の大縮尺海図の制作を推進

- 水質、潮流及び海底地形等の詳細な情報を収録した大縮尺海図（1/10,000以下）の制作を推進するが、直線基点の所在について優先的に推進

〔総括：国土海洋部 / 施行：国立海洋調査院 / 期間：'12～'18〕

### 3-3 領海基点管理力量増進のための科学的システムの構築

#### ア. 現況及び問題点

- 海洋境界画定会談に備え、領海基点所在の潮位資料の蓄積が必要

- 領海及び EEZ 等、海洋領土の外側限界を決定する基点所在の海岸低潮線の変化に対する長期的かつ正確な科学資料の蓄積が急務

- 国際水路機関は、海岸低潮線の基準面を最低天文潮位に推奨しており、周辺国もこれを受容している状況で、韓国も積極的に対処することが必要

- \* 最低天文潮位を海岸低潮線の基準面とする場合、管轄海域が拡大

- 地球温暖化と沿岸埋立に起因する海水面の上昇に備えるため、領海基点低潮線の長期変化に関する資料の継続的な確保を要求



□ 領海基点標の電子基点化が必要

○ 現在使用している銅板材質の領海基点標は、激しい海洋環境により腐食性が高く、波等により滅失、破壊等が頻繁な状況

○ また、長期的には基点の常時的な管理のために、IT 技術を活用した領海基点標の電子基点管理システムを導入することが必要

## イ. 推進方向

□ 領海基点海洋潮位観測所の設置を推進

□ 領海基点無人島嶼の電子基点管理システムを導入

## ウ. 推進計画

□ 主要領海基点無人島嶼等に潮位観測所の設置を段階的に推進

○ 周辺国との海洋境界画定に備え、主な領海基点無人島嶼に海洋（潮位）観測所の設置を通じて低潮線の科学的資料を持続的に蓄積

〔総括：国土海洋部 / 施行：国立海洋調査院 / 期間：'12～'19 年〕

### <設置対象の領海基点無人島嶼>

直線基線の基点		通常基線の基点	
年度	計 13 島	年度	計 7 島
'12	ソリョン島、紅島（全南）、 小クグル島	'16	チョジンダン（江原道高城）
'13	サンワンドゥン島、 カンヨ岩、ホン島（慶南）	'17	白翎島、小青島
'14	麗瑞島、コ嶼、チョルミョン嶼	'18	小延坪島、シン島（仁川甕津郡）
'15	上白島、横島、泗水島、虎尾岬	'19	飛揚島（済州）、望祥（江原道東海）

□ 領海基点標の電子基点システム化を推進

○ 腐食性の高い銅板材質は改善し、RFID（遠距離から情報を認識する技術）等の最新 IT 技術を使って 138 か所の領海基点標の電子基点化を推進

〔総括：国土海洋部 / 施行：国立海洋調査院 / 期間：'12～'14 年〕

<観測所の設置及び電子基点化の年次別投資計画>

区分	合計	'12	'13	'14	'15	'16	'17	'18	'19
予算 (万ウォン)	16,738	2,112	2,420	2,609	2,928	805	1,771	1,949	2,144

### 3-4 管理条件の変化による領海基点の再設定

#### ア. 現況及び問題点

□ 防波堤建設等により直線基線の基点の一部（3 か所の基点\*）が内陸化し、実質的な基準点としての意味を喪失

\*達萬岬（直線基点 1、浦項）、花岩湫（直線基点 3、蔚山）、凡月岬（直線基点 4、蔚山）

□ 直線基線の基点である直島は、空軍の射撃練習により形状がひどく破壊され、領海基点維持の可否に対する再検討が必要

#### イ. 推進計画

□ 陸地化された直線基線の基点については、海洋領土確定の観点から防波堤外側の海側に基点を再設定して、海図改正を推進

○ 外交通商部との協議を通じて、必要な場合には中長期的に「領海及び接続水域法施行令」の改正を推進

〔総括：外交通称部、国土海洋部 / 関係：国立海洋調査院 / 期間：'18～'19 年〕

□ 直島は外交通商部、国防部等の関係部処間の協議を通じて、中長期的観点で適正法案を整備

〔総括：外交通商部、国土海洋部 / 関係：国防部 / 期間：'18～'19 年〕

## 4. 教育及び広報の強化

<重点推進課題>

- 4-1 管理力量増進のための教育プログラムの運営
- 4-2 認識向上のための教育、広報体系の構築
- 4-3 地域住民の自発的な無人島嶼管理能力の強化
- 4-4 無人島嶼の政策研究、教育機関の支援、育成

### 4-1 管理力量増進のための教育プログラムの運営

#### ア. 現況及び問題点

□ 無人島嶼管理法施行の初期段階として、無人島嶼担当公務員の政策に対する共感形成と業務遂行能力の向上が必要

○ 専門知識の育成のための教育プログラム、各種教育教材、関連法令解釈集等、業務遂行力量の向上のための基盤構築が急がれている実情

□ 無人島嶼の保全及び利用、開発需要が量的、質的に増加している状況で、積極的に対応するために教育システムの整備が急務

#### イ. 推進方向

□ 無人島嶼管理の業務遂行能力を向上させるための教育プログラムの制度化

□ 無人島嶼管理業務の遂行力量の強化を業務便覧等の発刊で支援

#### ウ. 推進計画

□ 国土海洋人材開発院の教育課程に「無人島嶼管理課程」を編成し、運営

○ 定期的な教育プログラムを通じて地方海洋港湾庁、地方自治体等、第一線機関の無人島嶼担当公務員の現場対応能力を向上

○ また、無人島嶼担当公務員、名誉管理員及び地域住民に対する学習機会を提供するためのサイバー教育課程の編成、運営を推進

[総括・施行：国土海洋部 / 関係：国土海洋人材開発院 / 期間：'11～'19年]

- 無人島嶼の法制、政策等に対する各種資料の開発、普及
  - 無人島嶼業務便覧、法令解説集、無人島嶼管理指針等、無人島嶼担当者の業務遂行を支援するための各種関連資料集の発刊、配布

[総括・施行：国土海洋部 / 期間：'10～'19年]

- 無人島嶼管理の政策ワークショップの定期的な開催
  - 無人島嶼政策に対する共感形成と政策のフィードバックによる制度改善等のために、周期的な無人島嶼担当公務員の政策ワークショップを推進

[総括・施行：国土海洋部 / 関係：地方海洋港湾庁、国立海洋調査院、海洋警察庁、地方自治体 / 期間：'10～'19年]

## 4-2 認識向上のための教育、広報体系の構築

### ア. 現況及び問題点

- 無人島嶼の潜在的価値に対する体系的な広報戦略の不在により、無人島嶼政策執行の効果と国民の政策順応が不十分
  - 有人島嶼と同じく国土空間を構成する貴重な資源であるのに、無人島嶼及び領海基点無人島嶼の内在的価値に対する認識が非常に不足
  - また、地域住民、釣り客等の人為的な外部干渉による無人島嶼生態系の破壊及び攪乱を低減するために、積極的な教育、広報が急務
- 持続的に利用可能な無人島嶼の管理のためには、自然に優しい利用や開発が必要であるが、広報、教育システムが皆無という実情
  - 「見る観光」から「体験する観光」へと、余暇を享受するパターンの変化に伴い、無人島嶼の特性上、探訪型・体験型の観光が増加すると予想される
  - これにより無人島嶼を正しく保全しながら、その価値を最大限に活用することのできる積極的で戦略的な教育・広報が必要な状況

## イ. 推進方向

- 無人島嶼の重要性と隠れた価値に対する体系的な教育、広報
- 多様な媒体を通じた無人島嶼の情報提供及びサイバー広報の強化
- 無人島嶼探訪、体験ガイドの指針の開発及び案内人の要請、支援

## ウ. 推進計画

- 無人島嶼の管理類型別特性に立脚したオーダーメイド型広報を推進
  - 海洋管轄権の基点である領海基点無人島嶼は、海洋領土の確保と強化のための土台であるという点を浮かび上がらせることにより、国家海洋政策の実効性を高める
    - 領海基点無人島嶼の存在と位置を認識できるよう重要基点島嶼に案内板等を設置して、破壊防止と自発的管理の誘導を推進
    - 総合情報体系等を通じて、韓国の周辺国の領海主権政策や無人島嶼管理の政策動向を紹介することで、海洋領土の意識増進を図る
  - [総括：国土海洋部 / 施行：国土海洋部、地方海洋港湾庁 / 期間：'11～'13年]
  - 絶対保全又は準保全無人島嶼については、陸地と異なる独特な生態系や地形・景観等の保全の必要性を集中的に広報
    - 未来世代も保全無人島嶼の価値を享受しなければならない主体であるという観点から、保全第一の広報を推進し、破壊行為等の監視活動も並行して実施
    - 保全無人島嶼は交通の利便性が制限される点を考慮して、電波媒体やデジタルコンテンツ化等を通じた周期的な広報により、無人島嶼の価値の共有、普及を推進
  - [総括：国土海洋部 / 施行：国土海洋部、地方海洋港湾庁、海洋警察庁 / 期間：'10～'19年]
  - 利用又は開発可能無人島嶼は、自然のままの機能と姿を維持する範囲内で利用、開発できるという広報方案を整備
    - 探訪・利用客のための「無人島嶼探訪・体験ガイド」、開発事業者を対象とする「環境に優しい無人島嶼開発ガイド」のパンフレット等を準備、普及
  - [総括：国土海洋部 / 施行：国土海洋部、地方海洋港湾庁、地方自治体 / 期間：'10～'19年]

- 無人島嶼管理の成功事例の発掘、広報により、無人島嶼の認識を向上
  - 絶対保全及び準保全無人島嶼の指定・管理による優秀事例の発掘・広報
    - 生態系向上度の測定、周辺海域の漁業生産量の向上等、比較可能な指標を通じて無人島嶼の管理効果を広報
      - 〔総括：国土海洋部 / 施行：国土海洋部、地方海洋港湾庁 / 関係：地方自治体 / 期間：'14、'18年〕
  - 地方自治体ごとに利用条件の優れた利用可能無人島嶼を指定して、海洋レジャースポーツ等の無人島嶼利用活性化の模範事例を育成
    - 企業の研修所、ペンション村の開発等、環境に優しい無人島嶼の開発事例や優れた生態教育プログラム運営等を発掘、広報
      - 〔総括：国土海洋部 / 施行：国土海洋部、地方海洋港湾庁、地方自治体 / 期間：'14～'19年〕
- 多様な媒体による無人島嶼関連情報の提供
  - 無人島嶼の政策及び価値と実態に対する情報拡大のために、多様なデジタルコンテンツを活用した無人島嶼専門ブログを運営
    - 〔総括・施行：国土海洋部 / 期間：'11～'19年〕
  - 無人島嶼に対する心理的な距離感を克服し、重要性に関する認識を高めるために、動植物等の写真、動画の提供を通じて現実感のある情報を提供
    - 〔総括・施行：国土海洋部 / 期間：'10～'19年〕
  - 無人島嶼の管理法令、政策及びその価値等を収録した「無人島嶼ガイド」を印刷物及び電子書籍等で制作し、オンライン、オフラインで配布
    - 〔総括・施行：国土海洋部 / 年度：'11年〕
  - 無人島嶼に対する理解向上及び関連分野の基本情報提供のために、国民向けの「美しい韓国の無人島嶼」（仮称）白書の発刊を推進
    - 〔総括・施行：国土海洋部 / 年度：'15年〕
- 参加型、体験型行事による無人島嶼に対する国民の認識を向上

- 体験型の観光需要に応えながら合理的な利用を誘導するために、無人島嶼体験安全規則、遵守事項及び効果的な体験方法等の開発、普及

〔総括・施行：国土海洋部 / 年度：'11 年〕

- 無人島嶼をテーマにした公募展・展示会、定期的な国民意識調査を通じて、国民に対する無人島嶼価値意識の向上と島嶼政策の改善に活用

〔総括・施行：国土海洋部 / 期間：'11～'19 年〕

### 4-3 地域住民の自発的な無人島嶼管理能力の強化

#### ア. 現況及び問題点

- 周辺地域の住民により無人島嶼の生態系が破壊される等、無人島嶼の価値に対する住民の意識が不十分な状況

- 地域住民の無人島嶼管理に対する自発的、日常的な参加を誘導して、住民の責任意識の向上と行政機関の管理力量の限界を克服することが必要

- 地域活動が無人島嶼保全に及ぼす影響の程度に対する実態把握や情報が制限されており、地域住民のインセンティブ確保が難しい

#### イ. 推進方向

- 地域住民が管理に参加する無人島嶼アダプトプログラムのモデル事業を運営

- 地域住民等を無人島嶼名誉管理員に指定し、活用

#### ウ. 推進計画

- 市、道ごとに能力地域の漁村契に無人島嶼の管理をモデル委託

- 管理類型別の管理指針を開発、提供し、管理結果に対する評価を通じて優れた漁村契に対してインセンティブを提供し、自発的な参加を促進

- 地方自治体等の意見収集により、10島の島嶼を優先的に選定してモデル実施を行い、その結果に対する評価及び改善を通じて拡大を実施

〔総括：国土海洋部 / 施行：国土海洋部、地方海洋港湾庁 / 関係：地方自治体 / 期

間：'15～'19年]

○アメリカ、イギリス等の主要先進国の類似事例を収集、分析して、モデル事業地域に活用できるインセンティブ制度を整備

[総括・施行：国土海洋部：'14年]

□無人島嶼名誉管理員の積極的な活用による地域密着型の無人島嶼管理

○無人島嶼周辺地域の住民及び実態調査員等を名誉管理員として活用し、行為制限、出入制限及び形状破壊等の監視活動を通じて管理を強化

- 無人島嶼名誉管理員の積極的な管理活動を支援するための必要予算の確保及び無人島嶼管理類型別管理指針の整備、提供

[総括：国土海洋部 / 施行：国土海洋部、地方海洋港湾庁 / 期間：'11～'19年]

#### 4-4 無人島嶼の政策研究、教育機関の支援、育成

##### ア. 現況及び問題点

□無人島嶼に対して多様で新しい政策需要の増加が予想されるが、無人島嶼の政策開発又は調査、研究機関が皆無の状態

□無人島嶼の価値と重要性に対する多様な教育、広報及び各種体験プログラムを開発、普及するための専門機関の育成が必要

##### イ. 推進方向

□大学等を活用した無人島嶼政策の調査、開発

□専門研究機関の設立により、体系的な無人島嶼政策の研究基盤を整備

##### ウ. 推進計画

□大学等の既存の研究機関を活用した無人島嶼政策の調査、開発

○専門研究機関が設立されるまで無人島嶼の実態調査に関し、大学、研究施設等を通じて外国の無人島嶼政策の研究及び政策開発を推進



[総括・施行：国土海洋部 / 期間：'11～'19年]

□ 中長期的には、韓国無人島嶼保全協会の設立を支援及び育成

○ 無人島嶼の保全、管理に対する外国政策の調査・研究、教育・体験プログラムの開発・運営、広報手段・内容開発等の専門機関として育成

[総括・施行：国土海洋部 / 期間：'15年]

## V. 年次別の投資計画及び推進日程

### 1. 年次別の投資計画

□ 総括

○ 4大基本実践方向を達成するために、今後10年間で総額1,471億ウォンを投資

投資分野	合計	年度別投資所要額（百万ウォン）									
		'10	'11	'12	'13	'14	'15	'16	'17	'18	'19
合計	147,146	1,990	8,465	17,402	15,229	18,199	17,657	16,693	16,219	18,039	17,253
無人島嶼管理基盤の構築	12,773	1,973	3,041	3,330	1,391	576	403	444	488	537	590
管理類型別の体系的管理	104,267	-	5,402	9,680	10,641	12,739	12,916	13,180	12,141	13,618	13,950
領海基点無人島嶼の特別管理	25,334	-	-	3,601	2,933	3,841	3,622	2,344	3,369	3,129	2,495
教育・広報の強化	4,772	17	22	791	264	1,043	716	725	221	755	218

\*ただし、上記の年度別投資所要額は、行政需要を予想して概算した推定値で、関係部処との協議や予算査定により変更されることがある

□ 推進計画別の細部投資計画

○ 無人島嶼管理基盤の構築

投資分野	合計	年度別投資所要額（百万ウォン）									
		'10	'11	'12	'13	'14	'15	'16	'17	'18	'19
合計	12,773	1,973	3,041	3,330	1,391	576	403	444	488	537	590
実態調査の早期完了推進	9,274	1,973	3,005	3,215	776	305	-	-	-	-	-
総合情報体系の構築	760	-	-	-	447	41	45	49	54	59	65
管理体系の確立及び強化	2,739	-	36	115	168	230	358	395	434	478	525

○ 管理類型別の体系的管理

投資分野	合計	年度別投資所要額（百万ウォン）									
		'10	'11	'12	'13	'14	'15	'16	'17	'18	'19
合計	104,267	-	5,402	9,680	10,641	12,739	12,916	13,180	12,141	13,618	13,950
無人島嶼管理類型の指定	21	-	-	11	5	5	-	-	-	-	-
管理方案による体系的管理	2,844	-	2	146	163	783	22	756	27	913	32
未登録無人島嶼等の管理	19,865	-	-	3,331	3,662	3,650	3,896	2,579	1,364	563	820
破壊生態系の復元及び形状の復旧	2,880	-	-	252	277	305	335	369	405	446	491
保全無人島嶼内の私有地買入	4,470	-	-	-	-	740	740	740	740	741	769
利用、開発の促進	74,187	-	5,400	5,940	6,534	7,256	7,923	8,736	9,605	10,955	11,838

○ 領海基点無人島嶼の特別管理

投資分野	合計	年度別投資所要額（百万ウォン）									
		'10	'11	'12	'13	'14	'15	'16	'17	'18	'19
合計	25,334	-	-	3,601	2,933	3,841	3,622	2,344	3,369	3,129	2,495
管理体系基盤の確立	2,262	-	-	180	199	418	240	264	290	320	351
実態調査及びデータベースの構築	6,334	-	-	1,308	315	814	454	1,275	1,307	861	-
科学的システムの構築	16,738	-	-	2,113	2,419	2,609	2,928	805	1,772	1,948	2,144

○ 教育・広報の強化

投資分野	合計	年度別投資所要額（百万ウォン）									
		'10	'11	'12	'13	'14	'15	'16	'17	'18	'19
合計	4,772	17	22	791	264	1,043	716	725	221	755	218
管理力量増進教育プログラムの運営	220	17	13	15	16	24	27	21	23	25	39
認識向上のための広報体系の構築	3,020	-	9	676	148	699	349	562	24	553	-
自発的な無人島嶼管理力量の強化	322	-	-	-	-	200	20	22	24	27	29
政策研究、教育機関の育成	1,210	-	-	100	100	120	320	120	150	150	150

## 2. 計画の施行及び推進日程

□ 計画の施行

○ 国土海洋部長官は本計画が確定後すぐに公告し、関係中央行政機関の長及び市・道知事に通達

- 計画は公告日から施行し、公告は計画の概要と閲覧方法をインターネットと官報で行い、通達は電子的閲覧が可能な方式とする

○ 特別自治道知事、市長・郡守・区庁長は、国民が電子的方法でも計画を閲覧することができるようにし、最低 20 日間以上の期間を設けるようにする

<計画の施行フローチャート>

計画の確定（国土海洋部長官）	無人島嶼管理委員会の審議、議決
インターネット及び官報公告 （国土海洋部長官）	
計画の通達 （国土海洋部長官、市・道知事）	国土部：関係中央行政機関の長、 市・道知事 市・道知事：市長・郡守・区庁長
閲覧措置 （特別自治道知事、市長・郡守・区庁長）	計画の概要、閲覧方法
閲覧（一般国民）	方法：インターネットと官報 期間：最低 20 日間以上

□ 関係機関の協力及び措置事項

○ 無人島嶼点検機関（海洋警察庁長、地方海洋港湾庁長、国立海洋調査院長）は、本計画のうち所管事項の効率的な施行のための細部施行計画を策定し、2010年9月30日までに国土海洋部長官に提出及び施行

- 点検機関別の無人島嶼年間点検計画は、本計画と細部施行計画の内容を忠実に反映させて策定・施行

○ 市・道知事は、本計画を基本指針として管轄無人島嶼の保全及び利用・開発のための予算・要員等を含む細部施行計画を策定し、2010年9月30日までに国土海洋部長官に提出及び施行

○ 無人島嶼点検機関及び市・道知事は、細部施行計画に基づいて毎年予算編成時に所要予算を反映

\* 無人島嶼点検機関等に対する国土海洋部の予算支援は、毎年12月に翌年度の実行予算が確定した後、再配分計画を策定して通達

□ 課題別の推進日程

○無人島嶼総合管理計画の期間（'10～'19年）中、段階別に4分野20の細部課題を体系的に推進

重点推進課題	推進方案	推進段階			
		1段階 ('10～'13)	2段階 ('14～'17)	3段階 ('18～'19)	
管理基盤 の構築	無人島嶼 管理制度 の整備	管理類型再区分の推進	○		
		地方自治体の無人島嶼管理拡大の 推進	○		
		絶対保全、準保全島嶼等の 自然休息年制の導入	○		
		違反行為申告報奨金制度の導入	○		
	実態調査の 早期完了 推進	無人島嶼及び周辺海域の 実態調査の完了	○		
		環境部実態調査資料の 活用方案の整備	○		
		管理類型以外の無人島嶼合同調査方 案を策定及び調査完了	○	○	
	総合情報体 系の構築	沿岸ポータルを活用した実態調査 資料のデータベース化及び情報提供	○		
		独立 Web 基盤の総合情報体系構築案 の整備	○		
		関連機関間のサイト連携の推進	○		
		独立 Web 基盤の総合情報体系の 構築完了	○		
		総合情報体系の管理要員の 補強及び運営指針の整備	○		
	管理体系の 確立 及び強化	管理の構築及び 主体別管理マニュアルの整備	○		
		名誉管理員運営方案の整備	○		
		無人島嶼名誉管理員の運営結果の 評価、拡大の実施		○	○
	管理財源の 確保及び 要員の補強	無人島嶼管理財源の継続的拡充	○	○	○
		絶対保全、準保全島嶼の 国民信託方案の推進		○	
		無人島嶼管理の所要人員の確保	○		
	関係機関 協力体系の 構築	無人島嶼管理協議会の設置及び 運営指針の整備	○		
		無人島嶼専門家人材バンクの 構成及び活用方案の整備	○		

		無人島嶼共同事業の発掘		○	
		無人島嶼の位置図及び 主題図等の共同制作		○	

重点推進課題		推進方案	推進段階		
			1段階 (’10～’13)	2段階 (’14～’17)	3段階 (’18～’19)
管理類型別の体系的 管理	無人島嶼の 管理類型の 指定	管理類型指定のフローチャート及び 基本指針の策定	○		
		管理類型（案）に対する 意見収集の多様化	○		
		登録無人島嶼の管理類型指定の完了	○		
		未登録無人島嶼の登録後、 管理類型の指定	○	○	
		保全及び利用可能島嶼の 地形図面作成、告示	○	○	
		管理類型以外の無人島嶼管理類型の 再設定	○	○	
	類型別 管理 方案による 体系的管理	点検機関別の年間点検計画の 策定、施行	○	○	○
		絶対保全無人島嶼の 細部管理方案の整備	○		
		行為制限等違反時の 処罰内容、教育、広報	○	○	○
		周期的な違反行為の点検及び指導、 取り締まり	○	○	○
		行為制限及び出入制限の案内板設置	○	○	
		隔年別の生態系等のモニタリング	○	○	○
		名誉管理員の監視、啓蒙等に活用	○	○	○
		準保全無人島嶼の 細部管理方案の整備	○		
		行為制限の案内板設置	○	○	
		一時的出入制限の措置基準の整備	○		
		一時的出入制限の案内板設置、広報	○	○	○
		名誉管理員の監視、啓蒙等に活用			
		利用可能無人島嶼の 細部管理方案の整備	○		
		利用行為別の細部管理方案の策定	○		

		利用可能島嶼別の最適利用行為のデータベース化		○	
		利用行為支援施設の種類、範囲の整備	○		
		施設設置の国庫支援基準の策定	○		
		利用ガイドパンフレットの発刊	○		
		名誉管理員の監視、啓蒙等に活用	○	○	○
		開発可能無人島嶼の細部管理方案の整備	○		
		データベース構築による進行中の開発島嶼の管理	○	○	○
		不法開発行為の定期点検の推進	○	○	○
		開発完了無人島嶼の事後管理	○	○	○
		行政機関承認不要開発の事前申告の広報	○	○	○

重点推進課題	推進方案	推進段階		
		1段階 (’10～’13)	2段階 (’14～’17)	3段階 (’18～’19)
未登録無人島嶼等の管理	実態調査の結果資料と異なる島嶼のデータベース管理	○		
	未登録無人島嶼の地籍測量等の登録推進	○	○	
	未登録無人島嶼の名称付与	○		
	未存在登録無人島嶼の登録抹消の推進	○		
	位置等の情報が不正確な登録島嶼の訂正推進	○		
	海岸線の精密調査	○	○	○
破壊生態系の復元及び形状の復旧	破壊生態系の管理データベースの構築	○		
	破壊類型別の管理及び復元、復旧マニュアルの整備	○		
	生態系の復元等のための協力体制構築	○		
	破壊領海基点無人島嶼の復旧指針の整備	○		
保全無人島嶼内の私有地買入	買収対象範囲及び優先順位原則の整備	○		
	買収業務処理マニュアルの整備	○		
	買収計画の策定、広報及び買収の推進		○	○

	利用、開発の促進	探訪支援センターのモデル事業計画及び運営指針の整備	○		
		探訪支援センターのモデル設置、運営		○	
		探訪支援センターの運営評価及び拡大		○	○
		利用客の安全管理のための協力体系構築	○		
		開発類型別の事業承認基準の整備	○		
		開発支援対象及び支援規模等の選定細部基準の策定	○		
		開発支援対象選定審議会の構成	○		
領海基点無人島嶼の特別管理	管理体系基盤の確立及び実質的な管理の強化	細部管理方案の整備	○		
		管理主体別の協力体系の強化	○	○	○
		領海基点無人島嶼の管理協議体の構成	○		
		領海基点無人島嶼の点検計画の策定、施行	○	○	○
		領海基点標の点検計画の策定、遂行	○	○	○
		領海基点無人島嶼名誉管理員の業務指針の整備及び活用	○	○	○
		領海基点無人島嶼拠点の整備方案の整備		○	
		領海基点無人島嶼管理の民間部分の参加方案策定	○		
	自然環境、生態系の実態調査及びデータベースの構築	実態調査及びデータベース構築方案の整備	○		
		実態調査の推進	○	○	○
		大縮尺海図の制作	○	○	○
	科学的システムの構築	領海基点潮位海洋観測所の推進計画の策定	○		
		海洋観測所の設置及び観測資料のデータベース構築	○	○	○
		領海基点標の電子基点化の推進	○	○	○
	領海基点の再設定	領海基点再設定関連の適正方案の整備			○
		領海基点再設定の推進			○

重点推進課題		推進方案	推進段階		
			1段階 (’10～’13)	2段階 (’14～’17)	3段階 (’18～’19)
教育・広報の強化	教育プログラムの運営	国土海洋人材開発院の無人島嶼教育課程の編成、運営	○	○	○
		無人島嶼政策ワークショップの	○	○	○



		周期的開催			
		無人島嶼業務便覧、法令解釈集の 発刊	○	○	
		管理類型別無人島嶼の管理指針の 発刊	○	○	
教育・広報 体系の構築		領海基点の案内板設置	○		
		地域住民及び利用客対象の広報方案 の整備	○		
		無人島嶼管理の成功事例の発掘 及び広報		○	○
		専門ブログの構築、運営による認識 向上	○	○	○
		無人島嶼の案内(現況、政策、法令 等)パンフレットの発刊	○		
		利用可能島嶼の探訪、体験ガイド パンフレットの発刊	○		
		開発可能島嶼の環境に優しい開発 ガイドパンフレットの発刊	○		
		政策改善のための国民認識の調査	○	○	○
		白書、写真展、展示会等による 認識向上	○	○	○
自発的な無 人島嶼管理 力量の強化		モデル委託対象島嶼及び管理者選定 基準の策定		○	
		モデル受託事業者の管理力量強化の ための教育		○	
		地域住民対象の管理類型別管理指針 の整備		○	
		モデル受託事業者インセンティブ 制度の整備		○	
		モデル受託事業者の選定		○	
		モデル事業の効果評価及び拡大実施			○
政策研究 教育機関 の育成		政策開発のための学会等、活用方案 の整備及び施行	○	○	○
		政策開発、案内人養成等のための 機関育成		○	
		政策改善のための外国の 無人島嶼制度の研究		○	

<参考資料>

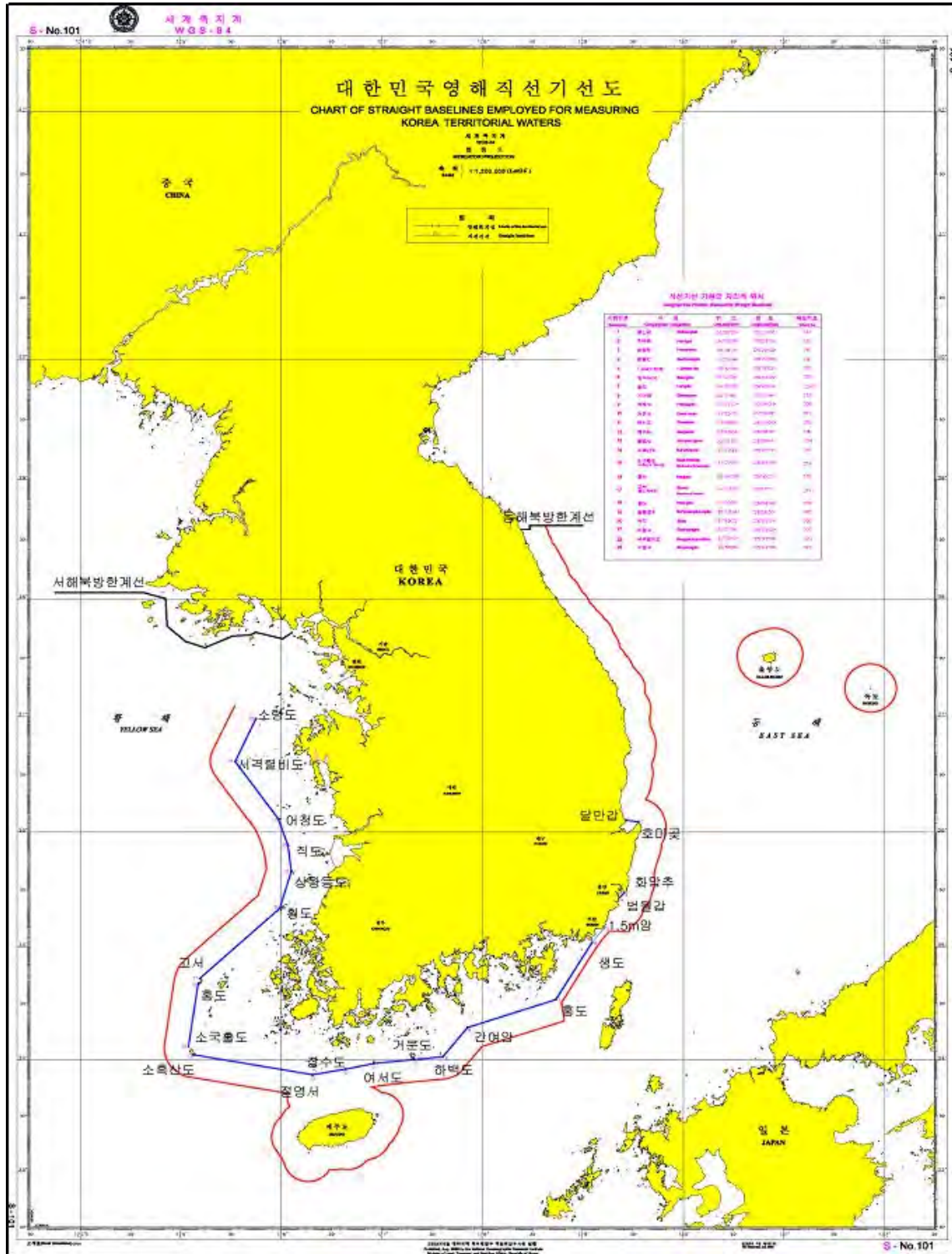
1. 直線基点の現況
2. 韓国直線基線図及び領海
3. 市・道別無人島嶼の現況
4. 他法による無人島嶼管理の現況
- 5 「国土の計画及び利用に関する法律」による用途区分の現況
6. 地方自治体の無人島嶼開発計画の現況

1. 直線基点の現況

区分	地名	行政区域	有人/無人	地籍公簿登録有無	備考
直線基点 1	達萬岬	浦項市	有人島	未登録	最外郭地域ではない (浦項新港湾建設で移転が必要)
直線基点 2	長髻岬	浦項市	陸地部附属無人島	未登録	
直線基点 3	花巖湫	蔚山市	有人島	堤防	最外郭地域ではない (防波堤工事で移転が必要)
直線基点 4	凡月岬	蔚山市	陸地部附属無人島	未登録	最外郭地域ではない (蔚山新港湾防波堤工事)
直線基点 5	1.5 m の岩	釜山市 機張郡	陸地部附属無人島	未登録	
直線基点 6	セン島	影島区	無人島	林野	
直線基点 7	ホン島	統営市	無人島	林野	
直線基点 8	カニヨ岩	麗水市	無人島	林野	
直線基点 9	下白島	麗水市	無人島	林野	
直線基点 10	巨文島	麗水市	有人島附属無人島	林野	
直線基点 11	麗瑞島	莞島郡	有人島附属無人島	林野	

直線基点 12	獐水島 (泗水島)	北濟州郡 /莞島郡	有人島附属無人島	林野	
直線基点 13	チョルミョン嶼	北濟州郡	無人島	林野	
直線基点 14	小黒山島	新安郡	有人島附属無人島	未登録	
直線基点 15	小クグル島	新安郡	陸地部附属無人島	林野	
直線基点 16	紅島	新安郡	有人島附属無人島	林野	
直線基点 17	コ嶼	新安郡	無人島	堤防	
直線基点 18	横島	靈光郡	有人島	林野	
直線基点 19	サンワンドウン 島	扶安郡	無人島	田	
直線基点 20	直島 (ソピ島)	群山市	無人島	未登録	
直線基点 21	於青島	群山市	有人島附属無人島	林野	
直線基点 22	格列飛列島	泰安郡	無人島	未登録	
直線基点 23	ソリョン島	甕津郡	無人島	林野	

## 2. 韓国直線基線図及び領海



### 3. 市・道別無人島嶼の現況

#### ア. 地籍公簿未登録島嶼の現況

(単位：島/%)

区分	合計	京畿	仁川	忠南	全北	全南	済州	慶南	釜山	蔚山	慶北	江原
島嶼数	234	9	10	14	8	153	4	16	3	-	15	2
比率	100	3.85	4.27	5.98	3.42	65.38	1.71	6.84	1.28	-	6.41	0.86

#### イ. 所有形態別島嶼数の現況

(単位：島/%)

区分	合計	京畿	仁川	忠南	全北	全南	済州	慶南	釜山	蔚山	慶北	江原	
合計	2,876	41	111	236	80	1,744	58	484	45	3	40	34	
	100	1.43	3.86	8.21	2.78	60.64	2.02	16.83	1.56	0.10	1.39	1.18	
単独所有	小計	2,742	40	107	219	80	1,678	54	445	42	3	40	34
		100	1.46	3.90	7.99	2.92	61.20	1.97	16.23	1.53	0.10	1.46	1.24
	国有	1,327	31	56	107	52	741	39	201	33		40	27
		100	2.34	4.22	8.06	3.92	55.84	2.94	15.15	2.49		3.01	2.03
	公有	145		7	41	6	53	8	18	3	3		6
		100		4.83	28.27	4.14	36.55	5.52	12.41	2.07	2.07		4.14
	私有	1,270	9	44	71	22	884	7	226	6			1
		100	0.71	3.46	5.59	1.73	69.61	0.55	17.80	0.47			0.08
複数所有	小計	134	1	4	17		66	4	39	3			
		100	0.75	2.99	12.68		49.25	2.99	29.10	2.24			
	国・私有	87	1	4	8		40	3	31				
		100	1.15	4.60	9.19		45.98	3.45	35.63				
	公・私有	26			6		17		3				
		100			23.08		65.38		11.54				
	国・公・私有	15			2		7	1	3	2			
		100			13.33		46.67	6.67	20.00	13.33			
国・公有	6			1		2		2	1				
	100			16.67		33.33		33.33	16.67				

#### ウ. 所有形態別面積の現況

(単位：km<sup>2</sup>/%)

区分	合計	京畿	仁川	忠南	全北	全南	済州	慶南	釜山	蔚山	慶北	江原
合計	76.47	0.73	8.29	8.49	2.29	40.45	1.84	9.23	4.71	0.04	0.14	0.26
	100	0.96	10.84	11.10	2.99	52.90	2.41	12.07	6.16	0.05	0.18	0.34
国有	22.16	0.35	2.45	2.67	1.69	7.84	0.70	2.69	3.51		0.14	0.12
	100	1.58	11.05	12.05	7.63	35.38	3.16	12.14	15.84		0.63	0.54
公有	7.48		0.43	1.65	0.13	3.97	0.39	0.32	0.42	0.04		0.13
	100		5.75	22.06	1.74	53.08	5.21	4.28	5.61	0.53		1.74
私有	46.83	0.38	5.41	4.18	0.47	28.64	0.75	6.21	0.78			0.01
	100	0.81	11.55	8.93	1.00	61.16	1.60	13.26	1.67			0.02

エ. 地目別の現況 (単位：km<sup>2</sup>/%)

区分	合計	京畿	仁川	忠南	全北	全南	済州	慶南	釜山	蔚山	慶北	江原
合計	76.47	0.73	8.29	8.49	2.29	40.45	1.84	9.23	4.71	0.04	0.14	0.26
	100	0.96	10.84	11.10	2.99	52.90	2.41	12.07	6.16	0.05	0.18	0.34
林野	69.01	0.73	8.05	8.02	1.82	38.59	1.80	8.44	1.12	0.04	0.14	0.26
	100	1.06	11.66	11.62	2.64	55.92	2.61	12.23	1.62	0.06	0.20	0.38
田	1.99	0.00	0.01	0.17		1.25	0.03	0.51	0.00			
	100	0.22	0.94	8.69		62.83	1.46	25.85	0.01			
畑	0.31			0.07		0.29		0.01				
	100			2.27		93.96		3.77				
その他	5.16		0.23	0.29	0.47	0.33	0.00	0.26	3.59		0.00	
	100		4.37	5.63	9.02	6.30	0.08	5.01	69.53		0.05	

オ. 面積規模別の現況 (単位：島/%)

区分	合計	京畿	仁川	忠南	全北	全南	済州	慶南	釜山	蔚山	慶北	江原
合計	2,642	32	101	222	72	1,591	54	468	42	3	25	32
	100	1.21	3.82	8.40	2.73	60.22	2.04	17.71	1.59	0.11	0.95	1.2
0.003 km <sup>2</sup> 未満	888	16	9	70	15	514	16	207	13		15	13
	100	1.80	1.01	7.88	1.69	57.88	1.80	23.31	1.46		1.69	1.46
0.003～0.01 km <sup>2</sup>	667		24	56	21	427	11	101	11	1	6	9
	100		3.60	8.40	3.15	64.02	1.65	15.14	1.65	0.15	0.90	1.3
0.01～0.05 km <sup>2</sup>	732	11	40	57	31	438	17	116	8	2	3	9
	100	1.50	5.46	7.79	4.23	59.84	2.32	15.85	1.09	0.27	0.41	1.23
0.05～0.1 km <sup>2</sup>	179	3	12	16		115	5	24	2		1	1
	100	1.68	6.70	8.94		64.25	2.79	13.41	1.12		0.56	0.56
0.1 km <sup>2</sup> 以上	176	2	16	23	5	97	5	20	8			
	100	1.14	9.09	13.07	2.84	55.11	2.84	11.36	4.55			

### カ. 距離区間別の現況

(単位：島/%)

区分	合計	京畿	仁川	忠南	全北	全南	済州	慶南	釜山	蔚山	慶北	江原
合計	2,642	32	101	222	72	1,591	54	468	42	3	25	32
	100	1.21	3.82	8.40	2.73	60.22	2.04	17.71	1.59	0.11	0.95	1.21
1 km 未満	1,392	15	11	82	4	923	9	279	29	3	9	28
	100	1.08	0.79	5.89	0.29	66.31	0.65	20.04	2.08	0.22	0.65	2.01
1～5 km	628	13	22	62	2	409	8	100	7		1	4
	100	2.07	3.50	9.87	0.32	65.13	1.27	15.92	1.11		0.16	0.64
5～10 km	146	2	6	16	4	99		15	4			
	100	1.37	4.11	10.96	2.74	67.81		10.27	2.74			
10～20 km	158	2	21	9	18	48		58	2			
	100	1.27	13.29	5.70	11.39	30.38		36.71	1.27			
20～40 km	131		35	23	38	19		16				
	100		26.72	17.56	29.01	14.50		12.21				
40～80 km	99		6	30	6	20	37					
	100		6.06	30.30	6.06	20.20	37.37					
80 km 以上	88					73					15	
	100					82.95					17.05	

### 4. 他法による無人島嶼管理の現況

#### ア. 他法指定地域等の現況

所管部処	法律制度名	地域・地区等の指定名称 (条文)
教育 科学技術部	学校保健法	相対浄化区域 (法令第3条)
国防部	軍事基地及び 軍事施設保護法	統制保護区域・制限保護区域 (第5条)、飛行安全区域 (第6条)
行政安全部	済州特別自治道設置及び 国際自由都市づくりのた めの特別法	絶対保全地域 (第292条)

文化体育 観光部	観光振興法	観光地（第 52 条）
	文化財保護法	文化財（第 2 条）、国指定文化財（第 5 条、第 7、第 8 条）、 国指定文化財区域（第 9 条）、国指定文化財の外郭境界から 500 メートル以内の地域（法令第 52 条）、 市道指定文化財区域（第 2 条、第 9 条、第 71 条）
農林水産食 品部	農地法	農業振興区域・農業保護区域（第 28 条）
	山林資源の造成及び 管理に関する法律	保安林（第 43 条）、山林遺伝資源保護林（第 47 条）
	山地管理法	保全山地、準保全山地、林業用山地、公益用山地（第 4 条）、 山地転用制限区域（第 9 条）
	水産業法	保護区域（第 31 条）
	漁村・漁港法	漁港区域（第 17 条）
	草地法	草地（第 5 条）
知識 経済部	経済事由区域の指定及び 運営に関する特別法	経済自由区域（第 4 条）
	産業集積活性化及び 工場設立に関する法律	成長管理地域（第 2 条、法令第 4 条）
環境部	独島等島嶼地域の生態系 保全に関する特別法	特定島嶼（第 4 条）
	湿地保全法	湿地保護地域（第 8 条）
	野生動植物保護法	野生動植物保護区域（第 33 条）
	自然公園法	国立公園（第 4 条）、公園自然保全地区、公園自然環境地区（第 18 条）、道立公園（第 4 条の 3）
	自然環境保全法	生態・景観保全地域（第 12 条）
	環境政策基本法	特別対策地域（第 22 条）
国土海洋部	道路法	道路区域（第 24 条）、接道区域（第 49 条）
	産業立地及び開発に 関する法律	国家産業団地（第 6 条）
	首都圏整備計画法	成長管理圏域（第 6 条）
	新港湾建設促進法	新港湾建設予定地域（第 5 条）
	沿岸管理法	沿岸陸域（第 2 条）
	航空法	水平表面区域、円錐表面区域・進入表面区域、 転移表面区域（法令第 10 条の 2）
	港湾法	沿岸港（第 3 条）



イ. 市・道別地域・地区等指定の現況 (単位：島)

所管機関	地域・地区・区域等	計	京畿	仁川	忠南	全北	全南	済州	慶南	釜山	蔚山	慶北	江原
教育科学技術部	相対浄化区域	1							1				
国防部	統制保護区域	12	1	3	2	1			5				
	制限保護区域	14		7					7				
	飛行安全区域	12				2	3		1	6			
行政安全部	絶対保全地域	7					7						
文化体育観光部	観光地	7				1	1						5
	文化財	11		4	1		2	1	3				
	国指定文化財	7							6	1			
	国指定文化財区域	41			2		4	6	8	8		13	
	国指定文化財の外郭500メートル以内	21		3				17	1				
	市道指定文化財区域	1											1
農林水産食品部	農業振興区域	4					4						
	農業保護区域	1					1						
	保安林	16					1	2	9				4
	山林遺伝資源保護林	6	1		2		2		1				
	保全山地	2									1		1
	準保全山地	1,038	3	4	68	27	487		421	3	2		23
	林業用山地	378	14	22	35	11	231		62				3
	公益用山地	381	1	5	49		154	5	149	3		14	1
	山地転用制限地域	26	1				18		6				1
	保護区域	33					29		1	3			
	漁港区域	7	4				1	1					1
	草地	2		2									
	知識經濟部	経済自由区域	4				1	3					
成長管理地域		2	2										
環境部	特定島嶼	166		26	16	12	68	2	39	3			

	湿地保護地域	3	1							2			
	野生動植物保護区域	5			1				4				
	国立公園	275					177		98				
	公園自然保全地区	33					7	25	1				
	公園自然環境地区	71			30		1	16	24				
	道立公園	7						7					
	生態・景観保全地域	5						3		2			
	特別対策地域	1									1		
国土海洋 部	道路区域	1		1									
	接道区域	1		1									
	国家産業団地	5					4				1		
	成長管理圏域	37	20	17									
	新港湾建設予定地域	3					3						
	沿岸陸域	81	26		6			49					
	水平表面区域	5		1			4						
	円錐表面区域	6		2			4						
	進入表面区域	14		2			12						
	転移表面区域	7					7						
	沿岸港	1		1									

## 5. 「国土の計画及び利用に関する法律」による用途区分の現況

### ア. 総括

#### □用途区分の総括 (単位：km<sup>2</sup>/%)

区分	合計	京畿	仁川	忠南	全北	全南	済州	慶南	釜山	蔚山	慶北	江原	
合計	島数	2,940	33	105	244	72	1,740	58	583	43	3	25	34
	%	100	1.12	3.57	8.30	2.45	59.18	1.97	19.83	1.46	0.10	0.85	1.16
	面積	82.85	0.79	8.35	8.70	2.29	43.62	2.10	11.77	4.73	0.04	0.14	0.31
	%	100	0.95	10.07	10.50	2.76	52.66	2.54	14.21	5.71	0.05	0.17	0.38
用途地域	島数	2283	30	89	143	72	1,439	42	389	39	2	13	25
	%	100	1.31	3.9	6.26	3.15	63.03	1.84	17.04	1.71	0.09	0.57	1.10
	面積	70.38	0.72	7.33	7.19	2.29	38.47	1.54	8.34	4.16	0.03	0.09	0.22
	%	100	1.02	10.41	10.22	3.25	54.66	2.19	11.85	5.91	0.05	0.13	0.31
用途地区	島数	12		4	1			3	2				2
	%	100		33.33	8.33			25.00	16.67				16.67
	面積	0.44		0.06	0.09			0.06	0.08				0.05
	%	100		12.69	20.64			36.78	18.04				11.85
用途区域	島数	286	1		21		149	1	113	1			
	%	100	0.35		7.34		52.1	0.35	39.51	0.35			
	面積	5.93	0.06		0.11		3.17	0.10	2.46	0.02			
	%	100	1.06		1.84		53.46	1.76	41.56	0.32			
未区分	島数	359	2	12	79		152	12	79	3	1	12	7
	%	100	0.56	3.34	22.01		42.34	3.34	22.01	0.84	0.28	3.34	1.95
	面積	6.09	0.01	0.96	1.30		1.98	0.30	0.89	0.55	0.01	0.05	0.04
	%	100	0.17	15.79	21.39		32.57	4.89	14.57	9.04	0.11	0.85	0.63

## イ. 用途地域の現況

### □ 単一用途地域指定の現況 (単位：島/km<sup>2</sup>)

用途地域		計	京畿	仁川	忠南	全北	全南	済州	慶南	釜山	蔚山	慶北	江原	
都市地域	住居地域	専用住居地域												
		一般住居地域												
		準住居地域												
	商業地域	中心商業地域												
		一般商業地域												
		近隣商業地域												
		流通商業地域												
	工業地域	専用工業地域												
		一般工業地域	16					13		1	1	1		
			1.08					0.63		0.00	0.43	0.02		
		準工業地域	1								1			
	0.01									0.01				

	綠地地域	保全綠地地域	13		1			6	6						
			0.88		0.07			0.36	0.44						
		生產綠地地域													
		自然綠地地域	140	9	8	10		42	1	33	33	1		3	
			7.10	0.27	0.48	0.23		0.68	0.10	1.64	3.65	0.02		0.03	
管理地域	保全管理地域	619	3	43	32	45	445		42				9		
		15.73	0.09	5.37	0.42	0.96	8.61		0.24				0.03		
	生產管理地域	63		1		5	47		10						
		1.21		0.08		0.03	0.88		0.22						
	計画管理地域	95		3	1	1	75		10				5		
		3.43		0.06	0.09	0.03	3.05		0.17				0.05		
	未細分	10			6			4							
		0.55			0.30			0.25							
農林地域	463	5	32	36	18	266		98				8			
	19.23	0.21	1.26	3.72	1.16	10.73		2.04				0.11			
自然環境保全地域	825	13		50		534	30	185			13				
	19.84	0.14		1.77		13.2	0.74	3.89			0.09				

□ 複数用途地域指定の現況 (単位：島/km<sup>2</sup>)

区分	合計	専用住居	一般住居	準住居	中心商業	一般商業	近隣商業	流通商業	専用工業	一般工業	準工業	保全緑地	生産緑地	自然緑地	保全管理	生産管理	計画管理	農林	自然環境保全	未区分
合計	36*																			
	1.27																			
専用住居																				
一般住居																				
準住居																				
中心商業																				
一般商業																				
近隣商業																				
流通商業																				
専用工業																				
一般工業										1			1							
										0.00			0.01							
準工業																				
保全緑地																			1	
																			0.00	
生産緑地																				
自然緑地																				
保全管理																		15		
																		0.98		
生産管理																				



港湾施設保護													
空港施設保護													
自然集落													
集団集落													
住居開発振興													
産業開発振興													
流通開発振興													
観光休養開発振興	8			1			3	2					2
	0.39			0.09			0.16	0.08					0.05
複合開発振興													
特定開発振興													
特定用途制限													

エ. 用途区域指定の現況

(単位：島 / km<sup>2</sup>)

区分	合計	京畿	仁川	忠南	全北	全南	済州	慶南	釜山	蔚山	慶北	江原
合計	286	1		21		149	1	113	1			
	5.93	0.06		0.11		3.17	0.10	2.46	0.02			
開発制限区域	6	1						5				
	0.45	0.06						0.39				
都市自然公園区域	2						1		1			
	0.12						0.10		0.02			
市街化調整区域												
水産資源保護区域	278			21		149		108				
	5.35			0.11		3.17		2.07				



## 6. 地方自治体の無人島嶼開発計画の現況

自治体	行政区域	島嶼名	面積 (m <sup>2</sup> )	陸地との距離 (km)	事業名	事業内容	事業期間	事業費 (億ウオン)	予算調達	備考
華城市	西新面	アンゴリヨム島	62,776	0.2	コリヨム島 公園化計画	水辺デッキ、海岸遊歩道等	'09～'13	166	地方費	陸地連携開発
保寧市	熊川邑	ソクテ島	91,583	1.0	武昌浦海水浴場 観光地造成事業	コンドミニウム1式	'88～'11	2,154	官民合作	陸地連携開発
	鰲川面	明德島	27,769	21.0	狐島総合開発計画	探訪路、展望台等、生態公園の建設	'09～'13	13	国・地方費	無人島嶼連携開発
高興郡	東日面	シホ島	415,870	0.9	島観光自然開発	原始体験の島開発	'09～'15	19	官民合作	無人島嶼単一開発
		冬柏島	8,132	3.3	全南海洋リゾート団地造成事業	海洋テーマペンション村の開発	'07～'10	1539	官民合作	無人島嶼単一開発
	道陽邑	上松島	57,819	0.5	全南造船タウン誘致事業	造船産業団地及び背後住居団地造成事業 (鹿洞新港隣接、一帯 350 万 m <sup>2</sup> 敷地)	'07～'10	5,230	官民合作	無人島嶼単一開発
		下松島	3,769	0.6						
下松1島	2,935	0.6								
長興郡	蓉山面	才島	14,805	0.5	ソドゥン島圏域 農村総合開発事業	進入路等海洋親水空間の建設	'08～'12	3	国・地方費	陸地連携開発
海南郡	門内面	鹿島	488,195	0.2	休養の島 鹿島開発	家族ホテル、ゴルフ場等	'10～'15	390	官民合作	無人島嶼単一開発
新安郡	曾島面	道德島	77,851	0.5	休憩所&エコリゾート建設事業	リゾート(28棟)、遺物博物館、水上飛行場、モノレール、郷土料理村等	'09～'15	1,071	官民合作	無人島嶼単一開発
	荏子面	クル島	79,340	9.9	パレスヒルアイランド建設事業	海洋ペンション(34棟)、エネルギーテーマパーク、海水温泉、お刺身の街、ヨットマリーナ等	'09～'15	441	官民合作	無人島嶼単一開発
	智島邑	鞍馬島	270,000	0.3	塩辛加工工場及び休養の家	塩辛工場(2棟)、伝統韓屋村(20棟)	'11～'15	120	民間資本	無人島嶼単一開発
		ソボッキ島	174,300	0.8	カトリック瞑想の家	聖地巡礼祈禱院、休養所、カトリック聖堂	'11～'15	40	民間資本	無人島嶼単一開発
	安佐面	上沙雉島	880,000	0.8	中国の島	中国 10 大建築物及び絶景のミニチュアを設置、中華料理専門レストラン、文化館、写真館等	'12～'16	300	民間資本	無人島嶼単一開発

	岩 泰 面	マルモ ク島	129,00 0	0.3	ダイエットの島	健康クリニッ ク、ヨガセンタ ー、家族型コン ドミニアム等	'11 ～'15	350	官民 合作	無人島嶼 単一開発
	飛 禽 面	ソント ン島	162,44 6	1.3	自然の島	花卉園、生態公 園、彫刻公園等 の建設	'12 ～'16	597	官民 合作	無人島嶼 単一開発
		トマク 島	157,88 4	2.4	休養の島	マリナー施設、 乗馬体験コース 等の建設	'12 ～'16	150	官民 合作	無人島嶼 単一開発
		ウセ島	223,33 8	0.5	アジアの島	韓流文化館、韓 流専門ショッピ ングモール等の 建設	'12～'16	250	民間 資本	無人島嶼 単一開発
		ノデ島	446,17 1	3.5	音楽の島	音楽の殿堂、彫 刻庭園、シネマ 庭園、芸術サー クル村、芸術体 験センター等	'11 ～'15	600	民間 資本	無人島嶼 単一開発
	新 衣 面	クアブ 島	86,200	0.2	海洋マリナーリ ゾート	マリナーリゾー ト、ヨット係留 場、海水湯等	'12 ～'16	500	民間 資本	無人島嶼 単一開発
		ソン 島	7,934	0.8	平和の島	平和広場の建 設、ノーベル平 和賞受賞者展示 館の建立等	'12 ～'16	100	官民 合作	無人島嶼 単一開発
沙 下 区	多大 洞	木島	47,603	1.0	海中フィッシュ パークの建設	遊歩道1式、海中 展望台等	'09～'15	380	官民 合作	無人島嶼 単一開発
鬱 陵 郡	北面	観音島	71,405	0.1	暹目-観音島間 歩行連島橋、観 音島探訪路建設 事業	歩行連島橋及び 探訪路の建設	'09～'12	115	国費	陸地連携 開発
東 草 市	青湖 洞	鳥島	13,984	1.4	都市基本計画変 更 (都市自然公園 →都市近隣公園)	'20年東草都市基 本計画変更立案 完了('09年12月 告示予定)	'12～'15	50	官民 合作	無人島嶼 単一開発
三 陟 市	遠徳 邑	海望島	3,175	0.1	三陟LNG第4生 産基地の建設	LNG貯蔵タンク 14基、埠頭、防 波堤、附帯施設	'09～'13	28000	民間 資本	無人島嶼 単一開発
高 城 郡	竹旺 面	竹島	51,471	0.5	竹島開発計画 (案)	休憩展望台及び 探訪路	'12～'13	200	官民 合作	陸地連携 開発
		小竹島	1,112	0.4						



資料5 (海洋政策研究財団 訳) ※

## 中国外交白書

### 第7章「中国外交における国境と海洋政策」

※ 翻訳の正確性に関する責任は海洋政策研究財団にあります。



## 中国外交白書 第7章「中国外交における国境と海洋政策」

### 1. 概要

中国は地続きで 14 の隣国と境を接しており、陸上の国境線の長さは世界最長の全長 22,000 km 余りに達し、隣国の数が最も多く、国境周辺の状況が最も複雑な国の 1 つである。また、中国の海域は広大で、18,000 km 余りの大陸海岸線と 6,500 余りの島を擁し、8 つの国と洋上で隣り合い、または対峙している。中国は、現時点で陸上の 12 の隣国との間で国境問題の解決を見ており、国境線約 20,000 km が画定され、ベトナムとの間ではトンキン湾海域の境界線が画定された。

国境と海洋政策は、国家の主権、安全保障、および発展の利益に関わる、中国外交の重要な構成要素である。中国政府は、国境および海洋の問題を高度に重視し、2 国間の友好関係および地域の平和と安定の維持という大局を起点として、国際法および国際慣例に基づき、平等を基本として、友好的な協議により、周辺国との領土および海洋権益に係る争いを、公平かつ合理的に解決すると一貫して主張してきた。中国外交部（外交省）は、2009 年 3 月、国境海洋事務局を設置した。同局は、陸上、海上両国境に関する外交政策を策定し、海洋対外活動を指導し、隣国との陸上国境の画定、境界画定作業、合同調査等の管理業務を担い、国境関連の渉外業務、および領土、地図、地名等に関する渉外案件を処理し、海上国境の画定、共同開発等に関する外交交渉を担っている。

中国政府は、2009 年も、善隣外交政策による周辺諸国との外交政策の完遂を継続し、中印国境問題解決のための交渉を着実に進め、中国・ベトナム間、中国・タジキスタン間の陸上国境画定作業を計画通り完了し、陸上国境線の明確化と安定を維持すべく努力した。また、国境管理の制度化と国境検問施設の建設を加速し、国境地域の対外協力と開発を大々的に促進した。さらに、関係国との対話と交渉を通じて、共同開発と協力を積極的に推進し、関係国との国境と海洋権益に関する紛争を適切に処理し、領有権と海洋権益を維持し、国境周辺状況の安定を維持することにより、周辺国との善隣友好関係を促進した。

### 2. 陸上国境政策

#### (1) 中印国境問題に関する特別代表会議

2009 年 8 月 7 日～8 日、インドのニューデリーで、中国の戴秉国国務委員とインドのナラヤナン国家安全保障顧問の出席により、中国・インド国境問題第 13 回特別代表会議が開催された。双方は、「中印国境問題解決のための政治指導原則に関する協定」に基づき、公平、合理的、かつ双方が受け入れ可能な解決策を模索した。国境問題が最終的な決着を見るまで、双方は、国境地域の平和と安全を維持し、国境問題が中印関係の全体的な発展に影響を与えないよう共に努力していくものとした。

## **(2) 国別境界画定作業**

① 2009年2月23日、中国とベトナムの両政府は、広西省憑祥（ピンシャン）の友誼検問施設において国境画定式を挙行し、両国間の陸上国境における標識敷設作業の円満な完成を共に祝った。式では、両国政府を代表して出席した中国の戴秉国国務委員とベトナムのファム・ザー・キエム副首相兼外務大臣が祝辞を述べ、共に1116号、1117号国境標識の除幕式を行った。

11月18日には、中越政府による国境問題交渉代表団の中国側団長である、武大偉外交部副部長とベトナム側団長のホー・スアン・ソン外務次官が、両国政府を代表し、北京で「中華人民共和国政府・ベトナム社会主義共和国政府による中越陸上国境の画定に関する議定書」および「中華人民共和国・ベトナム社会主義共和国陸上国境地図」等の境界画定文書に署名した。これは中越間の陸上国境問題が、根本的に解決されたことを意味するものである。

2009年、中越陸上国境合同境界画定委員会により、5回にわたる首席代表会議が開催され、国境画定文書の準備作業が完了した。12月21日～23日、合同国境画定委員会は、最後の首席代表会議を開催し、中越国境における合同境界画定作業の総括文書に署名した。

② 2009年8月と10月には、中国・タジキスタン国境合同境界画定委員会が、会議により国境画定における実務作業を円満に完了させ、「中華人民共和国政府・タジキスタン共和国政府による国境線画定に関する議定書」および「中華人民共和国・タジキスタン共和国国境地図」等の国境画定に関する全ての成果について合意がなされ、仮調印が行われた。双方は、政府代表者による正式署名を受けるため、上記成果物を両国政府に提出した。

## **(3) 国別国境合同調査**

2009年、中国はロシア、ラオスとの間で、国境画定に関する合同調査の実施についての交渉を行い、合同調査の内容、組織、作業計画等について十分な意見交換を行って、関係する合同調査を極力早期に始動させることで合意した。

## **3. 国境管理と開発協力**

中国と近隣関係諸国は、国境管理と開発協力を積極的に進めている。国境管理制度に関する協定交渉、国境を跨ぐ水資源の利用と保護、国境検問施設の開放と管理、越境施設の建設、および国境地域の経済貿易協力等の面では、新たな進展があり、国境管理の立法化、規範化、制度化が進められ、国境地域の安定と発展のために有利な条件が整えられた。

### **(1) 国境管理**

① 2009年1月、北京で、「中国・ミャンマー間の国境管理と協力に関する協定」の履行状況に関する第9回司局級会議が開催された。双方は、協定の履行状況の評価と総括を行うとともに、国境検問施設の建設と管理、国境地域における共同での越境犯罪撲滅と、中国・

ミャンマー国境についての第3回合同調査の実施等について意見を交わした。

② 2009年3月、北京で、「中国・モンゴル間の国境検問施設とその管理制度に関する協定」の履行状況に関する第1回司局級会議が開催された。双方は、協定の履行状況の評価と総括を行うとともに、国境検問施設の開放、運営、および法令執行等の議題について十分な意見交換を行った。

③ 2009年10月、北京で、「中華人民共和国政府とモンゴル政府による国境管理制度に関する条約」についての第3回専門家会議が開催され、双方は条約の全文について合意し、仮調印を行った。両国政府の代表は、時期を調整してこの条約に署名する予定である。この条約は1988年11月28日に締結された「中華人民共和国政府とモンゴル人民共和国政府による中国・モンゴル国境制度と国境問題処理に関する条約」に代わるものである。

④ 2009年6月と12月、中ロ国境合同委員会は、モスクワと北京で、それぞれ第4回、第5回会議を開催した。双方は当年における「中ロ国境管理制度に関する協定」の履行状況についての評価と総括を行うとともに、第1回の合同調査、検問施設の建設と管理、国境管理に関する法令執行協力の強化等の問題について十分な意見交換を行った。

⑤ 2009年11月18日、中国の武大偉外交部副部長とベトナムのホー・スアン・ソン外務次官は、北京で「中華人民共和国政府とベトナム社会主義共和国政府による中越陸上国境管理制度に関する協定」に正式に署名した。この協定は、1991年に11月7日に締結された「中華人民共和国政府とベトナム社会主義共和国政府による両国境界関連業務の処理に関する臨時協定」に代わるものであり、新体制下での両国境界管理のために、確実な法的基盤を提供するものとなっている。併せて双方は、「中華人民共和国政府とベトナム社会主義共和国政府による中越の陸上国境検問施設とその管理制度に関する協定」に署名し、国境検問施設9カ所の開放を定めるとともに、検問施設管理関連業務について定めた。

## (2) 越境河川協力

① 2009年10月、中国とロシアは、杭州で国境を跨ぐ水資源の合理的な利用と保護に関する合同委員会の第2回会議を開催した。同会議は、委員会の中国側代表である胡正躍外交部部長とロシア側代表の Seliverstova 連邦水資源局長官が共同で主催した。双方は国境を跨ぐ水資源の水質モニタリングに関する情報を交換するとともに、関係作業チームを設置して水文領域における協力を強化すること等について合意に達した。

② 2009年9月、中国とカザフスタンは、北京で越境河川の利用と保護に関する合同委員会の第7回会議を開催した。同会議は、委員会の中国側代表である顎竟平水利部副部長とカザフスタン側代表の奥拉扎耶夫農業省副大臣が共同で主催した。双方は、越境河川での自然災害状況の通報、水文関連資料の交換、および科学研究協力等について意見交換を行った。

③ 2009年8月、北京で中国・モンゴル国境水資源合同委員会第4回会議が開催された。同会議は、委員会の中国側代表である顎竟平水利部副部長とモンゴル側代表の伊徳沃赫徳自



然環境・観光省副大臣が共同で主催した。双方は、水文観測網の建設、水文関連資料の交換等について、踏み込んだ意見交換を行った。

### **(3) 中ロによる国境河川における個別の島およびその周辺水域の共同経済利用に関する協定の履行**

2009年5月と11月、中国とロシアは、モスクワと北京で「国境河川における個別の島およびその周辺水域の共同経済利用に関する協定」履行に関する第18回、第19回交渉を開催した。双方は協定の履行状況等の問題につき、踏み込んだ意見交換を行い、共同の経済利用は、国境問題解決の過程における成果であり、国境地域における双方の社会の安定と友好的な交流の促進という面で、重要な役割を果たすものとして、大きな社会的意義と政治的要素を含んでいるという点で意見の一致を見た。

### **(4) 中国とカザフスタン、キルギス、ロシア、タジキスタンによる国境周辺軍備縮小合同監督チーム**

2009年5月と11月、中国とカザフスタン、キルギス、ロシア、タジキスタンによる国境軍備縮小合同監督チームによる第20回会議と第21回会議が、それぞれデュシャンと北京で開催された。中国と連合側は協定の履行状況についての評価と総括を行うとともに、合同監督チーム設立10周年の記念行事を行った。この体制は、5カ国の国境地域の安全と安定の維持と5カ国間の善隣友好関係の促進にとって極めて重要な役割を果たしている。

## **4. 中国と周辺国間における海洋権益の問題**

### **(1) 大陸棚外延部の問題**

#### **① 東シナ海の一部海域における200カイリの外側の大陸棚についての基本情報の提出**

2009年5月12日、中国政府は「国連海洋法条約」（以下、「条約」という）の規定および「条約」第18回締約国会議における関係決議に基づき、「条約」により設置した大陸棚限界委員会に対し、中国の一部海域における200カイリの外側の大陸棚限界に関する基本情報を提出した。これは、主に東シナ海の一部海域における200カイリの外側の大陸棚限界を提示したものである。中国は、東シナ海および他の海域について200カイリの外側の大陸棚限界案を主張する権利を留保している。中国は、一貫して、海岸で隣り合う、または対峙する国については、国際法を基本とし、公平の原則に基づき、平和的な交渉を通じて、協議の方法により大陸棚限界を画定すべきとの立場をとっている。

#### **② ベトナムの「境界画定案」およびマレーシア・ベトナム合同の「境界画定案」に対する申し入れ**

2009年5月、マレーシアとベトナムは合同で、200カイリの外側の大陸棚についての「境界画定案」を提出し、さらにベトナムは単独で大陸棚外延部の「境界画定案」を提出した。この2つの「境界画定案」は、南シナ海における中国の主権と権益を侵害している。国連

に常駐する中国代表団は、「国連海洋法条約」および「大陸棚限界委員会議事規則」の関係規定に基づき、国連事務局に対し、中国政府としての厳正な立場を明らかにし、委員会に対し、上記「境界画定案」の審議を行わないよう厳しく求める申し入れをした。

## (2) 対話と交渉

① 中国とベトナムの両政府の国境交渉代表団の中国側団長、武大偉外交部副部長とベトナム側団長のホー・スアン・ソン外務次官は、2009年8月と11月に、相次いでハノイと北京で特別会議を開催した。双方は、南シナ海の平和と安定を維持すべく努力することで合意し、外交交渉を通じて、海洋問題を解決する方法を模索することを重ねて主張するとともに、海洋問題解決の指導に係る基本原則に関する協議書制定のための交渉を始動させることに同意した。

2009年1月、中国とベトナムの間にあるトンキン湾外海の境界画定交渉合同作業チームは、ハノイで第5回会談を開催した。双方は引き続き、境界画定と共同開発に関する問題を討議し、極力早期に共同視察を始動させることで合意した。

② 2009年9月7日～17日、外交部国境海洋事務局の寧賦魁局長は、マレーシア、インド、ブルネイ、フィリピンを訪問し、上記国外交部門の窓口部門と交渉を行い、南シナ海問題についての意見を交換した。各国は、南シナ海の平和と安定を維持することは、当該地域各国の共同の利益に合致するものであり、南シナ海周辺諸国は、共同で努力し、共通認識を高め、見解の相違を縮小することにより、南シナ海を平和、友誼、そして協力の海とするということで見解の一致を見た。

③ 2009年11月、インドネシアのマカッサルで、第19回「南シナ海に潜在する問題の処理に関するシンポジウム」が開催され、中国、アセアン8カ国（ミャンマーとカンボジアは不参加）の代表と個人が参加した。会議参加者は、同シンポジウムが非公式な機構として南シナ海地域の協力と相互信頼の促進に果たしている積極的な役割を前向きに評価し、シンポジウムのテーマごとの進捗報告を聞き、2009年9月に台湾海峡兩岸學術機構連合が、同シンポジウムに提出した「東南アジアの海洋教育と交流ネットワーク」と題する提案書について討議した。



資料6 (海洋政策研究財団 訳) ※

## 2030年までのロシア連邦海洋活動発展戦略

※ 翻訳の正確性に関する責任は海洋政策研究財団にあります。



2010年12月8日付  
ロシア連邦政府指示 No.2205-p  
モスクワ

1. 添付の「2030年までのロシア連邦海洋活動発展戦略」を承認する
2. ロシア連邦の連邦執行機関および行政機関は、自己の権限の範囲内で海洋活動発展に関する措置を講じる際、当該戦略により承認された条項を考慮することとする

ロシア連邦政府議長 V. プーチン

## 2030年までのロシア連邦海洋活動発展戦略

### I. 一般条項

「2030年までのロシア連邦海洋活動発展戦略」（以下、「戦略」）では、主要海洋活動における戦略的目的、課題および将来の発展方向を定めている。

戦略は、「2020年までのロシア連邦海洋ドクトリン」（以下、「海洋ドクトリン」）で定めた世界の海洋におけるロシア連邦の利益の確保、主要海洋活動の実効性向上、各種船舶の活動の維持、および海洋活動全般の発展を目指すものである。

戦略は、海洋ドクトリンで定めた国家海洋政策の実効性の基準を示す。具体的には、国家海洋政策の短期的・長期的課題の実行度、ロシア連邦の商船、漁船、研究調査船、その他特殊船舶による排他的経済水域および大陸棚での活動、世界の海洋における公海の自由の行使、ロシア連邦の各軍と共に、海軍の軍事能力を向上させ、海軍その他軍隊によってロシア連邦の国益と安全保障を守ること、を考慮し策定された。

戦略実行のためには、海洋発展の主要問題において、政府当局、地方自治体、産業界、研究機関および非政府組織の関心を高めると共に、各機関からの協力と資金が不可欠である。

これら問題の段階的解決過程においては、国家安全保障レベルの向上、国内の社会経済状況のプラス変化、ロシアの海洋文化・遺産の保護、ロシア連邦軍のオペレーション能力向上を目指す。安全保障システムおよび運輸システムの整備を行い、また食料、燃料エネルギーの他、諸原材料の需給促進を促す。これらが相互関係にあることを視野に入れ、また、海洋環境に与える影響に配慮する。

海洋活動発展の主要問題およびリスクは、諸活動発展の現状と傾向を考査し、主な世界的動向、および海洋活動発展の予測評価分析などに基づき提示した。

それらを基に、国家海洋政策の具体的戦略および地域的目標に関し、連邦執行機関と項目を付属文書 No.1 に定める。

ロシア連邦海洋活動発展戦略におけるフェーズ I（2010年～2012年）の達成目標値は、付属文書 No.2 に示す。ロシア連邦海洋活動発展戦略フェーズ II（2013年～2020年）の達成目標値は、付属文書 No.3 に示す。フェーズ III（2020年～2030年）については、特に、ロシア連邦の主要海洋活動の長期的視野に立った展望として、付属文書 No.4 に示した。

戦略的目標の達成、成果は、連邦執行機関が保障する。連邦執行機関は、「2020年までの

ロシア連邦長期社会経済発展の基本理念」で定めた目標方針に基づき、また、それぞれの管轄および諸活動枠内で実施される連邦特定目的事業計画、およびその他のプログラム、発展戦略、基本理念、各プロジェクトおよびプランを指針とする。

戦略の実行は、連邦特定プログラムのほか、所轄官庁の特定プログラムおよびサブプログラム、各行政機関の個別施策などを含む国家プログラムの一環として行われる。

海洋活動発展に関連したプロジェクトの主要部分は、以下の連邦特定プログラムにより実行される；「世界の海洋」、「ロシア連邦の運輸システムの発展（2010年～2015年）」（サブプログラム「海上輸送」および「運輸サービスにおける輸出の促進」）、「2009年～2016年における国内の海上技術の促進」、「2009年～2014年における漁業施設、船舶等の利用効率向上と発展」、「2005年～2020年のロシア連邦領内における黒海艦隊配備体制と基地の構築」、「ロシア連邦の国境（2003年～2011年）」、その他、海洋活動に関する連邦特定プログラムを含む。

戦略の実行は、機能的な海洋政策と海洋政策の地域方針に基づき、逐次各プロジェクトを遂行する。「2020年までのロシア連邦長期社会経済発展の基本理念」、「2012年までのロシア連邦政府活動基本方針」および国内の社会経済発展見通しを記したその他文書を考慮し、戦略実行に関連する行政機関の活動を調整する。

## II. 海洋活動発展に関する基本的問題

当該戦略は、第一に、領海および内水におけるロシアの国家主権を保障し、大陸棚および排他的経済水域における司法権および主権を守り、経済的安定も含めた海洋活動の安全を保障し、公海の自由を行使することによって、ロシア連邦の社会経済発展に直接影響する国家海洋政策の目標実現を目指す。

当該戦略では、以下の主要問題およびリスクを挙げている。

- －ロシア籍船のロシア貨物基地の利用不足。これが、国全体の輸送システムの効率を引下げ、海上輸送に競争力のある外国への依存をもたらす。
- －世界を航行する商船のうち、ロシア籍船の占める割合が少ない。グローバルな国際輸送（外国港間の）でのロシア商船の参加が不十分。
- －ロシア国民が摂取する、魚介類からのタンパク質摂取量が、基準となる所要量より大きく下回っており、国民の生活の質と寿命にマイナスの影響を及ぼしている。
- －ロシア連邦管轄域での海洋生物資源の違法な搾取と、国外港での売買による大きな経済的損失。
- －大陸棚を含む、ロシア連邦領域の埋蔵炭化水素資源の枯渇傾向。電力の不足、また、有益な鉱物資源の探索や掘削のための新技術と機器開発を研究する科学技術機関の不足。これらが、埋蔵資源開発、海港や河港のインフラ整備の進行を妨げている。



- －長期の生産低迷により、ロシア造船業の多くのセクターが、国内外での市場損失を招いた。
  - －ロシア連邦の主権に係る国益保護や、世界の海洋におけるロシア連邦の権利保護への軍事防衛が不十分。また海事産業等あらゆる海洋活動における安全保障の問題。
  - －ロシア連邦大陸棚に埋蔵される炭化水素資源の商業化へのペースに対し、輸送インフラ開発の立遅れ。特に北極地方、および海港から離れた遠隔海域での海洋活動におけるナビゲーションや水路サポートの安全保障が不十分。
  - －資源基地開拓に不可欠な、世界の海洋における要衝での研究調査活動の縮小。世界的、地域的規模の自然災害による影響を最小限に抑える研究、また、継続的な環境モニタリング、人的影響の監視、テクノロジーが及ぼす影響のモニタリング調査の縮小。
  - －航行の増加、ロシア連邦大陸棚における資源探査と採掘の活発化、石油ターミナルの建造および原油輸送の増加に伴う船舶航行の安全保障、および海洋環境を守るための対策強化。これには、隣接諸国および国際機関との連携が必要になる。
  - －海洋活動の基盤となるシステムや設備と、さまざまな付属機器をベースにした海洋活動におけるデータウェアの開発、それらの統合および合理的利用レベルの低さ。
  - －ロシア連邦管轄下にある海域での人為的汚染の増加に対し、当局は海洋環境の管理と制御を行う近代的な管理監視設備を有していない。
  - －複合的アプローチにより、海洋活動発展計画に既存の分野的アプローチを補完する必要がある。
-

ロシア連邦海洋活動発展の戦略的目標、課題および項目

戦略的目標	戦略的課題	項目、担当執行機関
<p>1. 海運市場におけるロシア海上輸送の競争力向上。</p>	<p>ロシア籍船の輸送船舶の競争力向上。船舶登録の簡素化および行政上（税務および税関を含め）の困難軽減を目的としたロシア国際船舶登録簿の改善。</p> <p>ロシア連邦領域における既存海港の競争力向上および新規海港の建設。</p>	<p>国内貨物、国際貨物および通過貨物の総輸送量に占めるロシア籍船の割合。 （パーセント） （ロシア運輸省）</p> <p>ロシア籍船の総トン数。 （百万トン） （ロシア運輸省）</p> <p>ロシア籍船の平均運航期間。 （年） （ロシア運輸省）</p> <p>ロシア連邦の海港における総貨物量のうち、積替え輸出入貨物が占める割合。 （パーセント） （ロシア連邦漁業庁）</p>
<p>2. ロシア国内市場での国産魚加工品の充実。漁船の利用効率向上。</p>	<p>外国の排他的経済水域、世界の海洋における公海を含め、ロシア船舶による漁獲量の拡大。また、養殖業の発展と商業価値のある魚の養殖促進。</p>	<p>海産物の収穫量。 （100万トン） （ロシア連邦漁業庁）</p> <p>国内市場における魚加工品総量に占める国産魚加工品の割合。 （パーセント） （ロシア連邦漁業庁）</p>

戦略的目標	戦略的課題	項目、担当執行機関
	<p>海産物の保全。</p> <p>漁船に対する複合的サービスを目的とした海港の設備拡大とターミナルの稼働率増大。</p>	<p>一人当たりの魚加工品平均消費量。 (キログラム) (ロシア連邦漁業庁)</p> <p>天然池および人工池における商業価値のある魚種の幼魚生産増加率。 (パーセント) (ロシア連邦漁業庁)</p> <p>海港漁業ターミナルの積替え貨物量の増加率。 (パーセント) (ロシア連邦漁業庁)</p> <p>魚加工品の船積量拡大。 (千トン) (ロシア連邦漁業庁)</p>
<p>3. 内水、領海、排他的経済水域、大陸棚などロシア連邦の海上境界警備防御システムの改善。カスピ海、アゾフ海のロシア領域とその自然資源保護システムの改善。漁業協定域内の操業管理強化。</p>	<p>ロシア連邦の排他的経済水域および区域外（近海域）で活動可能なロシア連邦保安庁沿岸警備隊保有船舶の長期的プランによる刷新と増強。</p> <p>漁業協定域内および排他的経済水域（遠海域）外で活動可能なロシア連邦漁業庁巡視船の設計と建造。</p>	<p>ロシア連邦保安庁沿岸警備隊の全構成隊員のうち、即応部隊の能力拡大。 (パーセント) (ロシア連邦保安庁)</p> <p>ロシア連邦漁業庁の巡視船建造隻数。 (隻数) (ロシア連邦漁業庁)</p>

戦略的目標	戦略的課題	項目、担当執行機関
	<p>ロシア連邦管轄下の好漁場海域でのロシア連邦保安庁沿岸警備船による警備保障。</p> <p>ロシア連邦が調印した国際的な漁業協定海域内でのロシア連邦漁業庁巡視船による警備保障。</p> <p>ロシア連邦管轄海域における海中海洋空間識別システム機器の開発。</p>	<p>ロシア連邦管轄下の全漁場海域のうち、ロシア連邦保安庁沿岸警備隊の組織的警備が可能な好漁場海域の占める割合。 (箇所) (ロシア連邦保安庁)</p> <p>国際的な漁業条約および協定のロシア連邦の義務履行率。 (パーセント) (ロシア連邦漁業庁)</p> <p>全海域面積のうち、ロシア連邦保安庁の監視対象である内水、領海、排他的経済水域およびカスピ海、アゾフ海のロシア領域の占める割合。 (パーセント) (ロシア連邦保安庁)</p>
<p>4. 海洋環境保護に関するロシアの国際的義務を遵守し、ロシア連邦による大陸棚の鉱物資源およびエネルギー資源開発の強化。</p>	<p>海底埋蔵鉱物資源の開発のため、最新技術および設備の国内生産拡大。</p> <p>沿海地方、北極地方および極東地方における海上原子力発電所を基盤とした電力開発および代替エネルギー源の開発、埋蔵鉱物資源開拓のための、海港も含む沿岸インフラの整備。</p>	<p>海上プラットフォームおよび海上・海中設備も含む、国内企業建設の海底石油ガス採掘設備の数。 (数) (ロシア通産省)</p> <p>国内企業が建設する海上原子力発電所ユニット数。 (ユニット数) (ロシア通産省)</p>

戦略的目標	戦略的課題	項目、担当執行機関
	ロシア連邦大陸棚における炭化水素採掘量の拡大。	ロシア連邦大陸棚の炭化水素資源が、炭化水素総採掘量に占める割合。 (パーセント) (ロシアエネルギー省)
5. 最新国産船舶製品の国および企業への十分な供給。	<p>既存の造船業の総合的な近代化と、船舶の再装備および設備の再整備。</p> <p>最新テクノロジーを有する船舶の建造数拡大。</p>	<p>造船企業近代化および再構築のための年平均投資額の増額率。 (パーセント) (ロシア通産省)</p> <p>ロシアの船舶製品の生産量増加率。 (パーセント、倍数) (ロシア通産省)</p>
6. 要衝での海洋活動における安全保障と海軍のオペレーション能力の向上。	<p>いかなる海洋においても活動可能な海軍の長期的プランによる刷新と増強。</p> <p>ロシア連邦が海洋活動を行う海域での海軍の駐留保障。</p> <p>世界の海洋における国家共通「海中海洋空間識別システム (EGSONPO)」の構築。</p>	<p>海軍の全艦隊構成に占める、即応部隊の割合。 (パーセント) (ロシア国防省)</p> <p>海軍艦艇の遠洋航海および外港訪問が、全航海予定数に占める割合。 (パーセント) (ロシア国防省)</p> <p>ロシア連邦の内水、領海、排他的経済水域、およびカスピ海、アゾフ海のロシア領域総面積のうち、EGSONPO システムの対象とする海域が占める割合。 (パーセント) (ロシア国防省)</p>

戦略的目標	戦略的課題	項目、担当執行機関
<p>7. 航行の安全および船舶による汚染からの海洋環境保護。</p>	<p>ロシア連邦管轄海域の航路研究による航行の安全保障。</p> <p>国際海事機関への活動の参加。</p>	<p>海洋活動を行う全海域面積のうち、航路が整備され、安全且つ効率的海洋活動が可能な海域が占める割合。 (パーセント) (ロシア国防省)</p> <p>航海用海図および航海手引書総数に占める、更新データの割合。 (パーセント) (ロシア国防省)</p> <p>新規建造の海洋観測船および観測機器の数。 (数) (ロシア国防省)</p> <p>目標とする稼働率で稼働する航行設備機器の、これら総数に占める割合。 (パーセント) (ロシア国防省、ロシア運輸省)</p> <p>国際海事機関の委員会、小委員会、ワーキンググループのうち、ロシア連邦の参加の割合。 (パーセント) (ロシア運輸省、ロシア国防省、ロシア天然資源・環境省)</p>

戦略的目標	戦略的課題	項目、担当執行機関
	ロシア籍船の国際条約の履行。	ロシア籍船の総寄港数のうち、国際条約規定不履行により、外国およびロシア政府の港湾管理機関に拿捕された船舶の割合。 (パーセント) (ロシア運輸省)
8. 世界の海洋に関する総合的研究のための方法、手段の開発と水文気象上の安全保障。北極、南極などの要衝における調査探検活動の再活性化。	<p>ロシア国民および海洋活動のための水文気象に関する安全保障システムの開発。</p> <p>世界の海洋および大気の有効な観測を目的とした多角的システムの構築。</p> <p>南極大陸におけるロシア連邦の地政学的国益の確保。</p>	<p>水文気象情報利用による経済効果。 (10億ルーブル) (ロシア天然資源・環境省)</p> <p>海洋の気象学における暴風雨警報の予測確率。 (パーセント) (ロシア天然資源・環境省)</p> <p>海況と大気の監視を目的とした、洋上設備、リモート操作可能なプラットフォーム、移動プラットフォーム、航空宇宙監視基地の設置数。 (数) (ロシア天然資源・環境省)</p> <p>研究調査船の建造。 (隻数、累積合計で) (ロシア天然資源・環境省)</p> <p>ロシアの既存南極ステーションおよび野外ベース数。 (数) (ロシア天然資源・環境省)</p>

戦略的目標	戦略的課題	項目、担当執行機関
	<p>ロシア南極探検隊のインフラおよび輸送支援の段階的近代化。</p> <p>南極大陸の応用科学調査および活動の推進。</p> <p>世界の海洋、特に高緯度地域、また南半球におけるロシアの多角的、効果的、有意義な科学調査や産業への参加。</p> <p>世界の海洋における、海底および地下資源の地学、地質学的調査。</p>	<p>南極ステーションの稼働設備、技術機器の数。 (数、累積合計で) (ロシア天然資源・環境省)</p> <p>ロシア南極大陸探検隊の調査プログラムにおける野外調査プロジェクト数。 (件数) (ロシア天然資源・環境省)</p> <p>総合的海洋科学調査隊および遠洋漁業の実施数。 (数) (ロシア教育・科学省、ロシア天然資源・環境省、ロシア連邦漁業庁)</p> <p>新規建造および技術革新により近代化装備した研究調査船隻数。 (隻数) (ロシア天然資源・環境省)</p>
<p>9. 連邦海上搜索救難システムの実効性向上。</p>	<p>海上搜索救難システムと既存部隊の総合的近代化と技術的再装備。</p> <p>搜索救難隊の通常訓練における、協同作戦での組織力向上。</p>	<p>新規建造および近代化装備した救難船隻数。 (隻数) (ロシア運輸省、ロシア国防省、ロシア非常事態省)</p> <p>救難活動関係官庁と共同で行う海上救難作戦が全作戦数に占める割合。 (パーセント) (ロシア運輸省、ロシア国防省、ロシア連邦保安庁、ロシ</p>



戦略的目標	戦略的課題	項目、担当執行機関
	海上救難作戦に対する官庁間の情報支援システムの自動化。	ア非常事態省)  官庁間自動情報交換システムを備え、救難作戦に参加した管理機関の数。 (数) (ロシア運輸省、ロシア国防省、ロシア非常事態省)
10. 基盤システムと、関連諸機器の統合、また合理的利用による、海洋活動に関する情報データの改善。	情報支援を目的とした、機関間情報共有データベースとして国家共通「世界の海洋に関する情報システム(*ESIMO)」の整備、拡張と利用促進。 *ESIMO: <a href="http://www.russianports.ru/">http://www.russianports.ru/</a>  国家海洋政策の実行施策。	ESIMO システムに情報を統合、提供する、関係官庁や地域機関等、情報源の増加数。 (数) (ロシア天然資源・環境省、ロシア国防省、ロシア非常事態省、ロシア連邦保安庁、ロシア運輸省、ロシア連邦漁業庁、ロシア通産省、ロシア教育・科学省、ロシア経済発展省、ロシアエネルギー省)
11. ロシア連邦の主権下、管轄下にある海域の海洋環境保護と保全。	環境保護船の設計と建造。  海洋環境の管理体制向上。	環境保護船の建造隻数。 (隻数) (ロシア天然資源・環境省)  管理、保全対象とするもののうち、現況調査終了の割合。 (パーセント) (ロシア天然資源・環境省)  海洋環境の汚染防止に関する国際的な条約および協定に対するロシア連邦の義務履行率。 (パーセント) (ロシア天然資源・環境省)

戦略的目標	戦略的課題	項目、担当執行機関
<p>12. 国家の管理対象を個別化することにより、国内の特定沿岸域（陸域および海域含む）の発展計画へ向けた複合的アプローチへの移行。</p>	<p>国内の特定沿岸域の総合的発展プログラム策定と実施に向けた法定基準の制定。</p> <p>ロシア連邦主体の社会経済発展戦略およびプログラムと地方自治体発展プログラムの独立プログラムとして、沿岸域の総合的発展プログラムの策定と実施。</p>	<p>ロシア連邦主体の社会経済発展戦略プログラムと地方自治体の発展プログラムの実施モデルとして、沿岸域の総合的発展プログラムの策定と実施を保障する独立プログラムの提案。</p> <p>（パーセント） （ロシア経済発展省）</p> <p>沿岸域の総合的発展プログラムを策定あるいは実施するロシア連邦政府当局および地方自治体の数。</p> <p>（実施機関の数） （実施機関）</p>
<p>13. ロシア連邦が締結する商船についての国際条約に関し、政府の条約遵守状況の監視。</p>	<p>国際義務履行に関し、旗国、港湾国、沿岸国のロシア連邦として、有効な海洋活動に対する継続的な監視とチェック。</p>	<p>商船に関する国際条約および協定のロシア連邦の義務履行率。</p> <p>（パーセント） （ロシア運輸省、ロシア国防省、ロシア天然資源・環境省）</p>
<p>14. 国際義務履行のために組織全体の活動と能力の維持、および改善の支援。</p>	<p>商船に関するロシア連邦法と国際条約および協定への合致の評価。</p>	<p>商船に関するロシア連邦法と国際条約および協定への合致の割合。</p> <p>（パーセント） （ロシア運輸省）</p> <p>国際海事機関による監査のプラス評価。</p> <p>（パーセント） （ロシア運輸省、ロシア国防省、ロシア天然資源・環境省）</p>

## 2030年までのロシア連邦海洋活動発展戦略

付属文書 No.2

## ロシア連邦海洋活動発展戦略フェーズ I (2010年～2012年) の達成目標値

項目、単位、担当執行機関	達成目標値	海洋別目標値					
		大西洋 (バルト海)	大西洋 (黒海、アゾフ海)	北極海	太平洋	カスピ海	インド洋
国内貨物、国際貨物および通過貨物の総輸送量に占めるロシア籍船の割合。 (パーセント) (ロシア運輸省)	10	—	—	—	—	—	—
ロシア籍船の総トン数。 (百万トン) (ロシア運輸省)	9	—	—	—	—	—	—
ロシア籍船の平均運航期間。 (年) (ロシア運輸省)	24	—	—	—	—	—	—
ロシア連邦の海港における総貨物量のうち、積替え輸出入貨物が占める割合。 (パーセント) (ロシア運輸省)	84	—	—	—	—	—	—
海産物の収穫量。 (百万トン) (ロシア連邦漁業庁)	4,3	—	—	—	—	—	—

項目、単位、担当執行機関	達成目標値	海洋別目標値					
		大西洋 (バルト海)	大西洋 (黒海、アゾフ海)	北極海	太平洋	カスピ海	インド洋
国内市場における魚加工品総量に占める国産魚加工品の割合。 (パーセント) (ロシア連邦漁業庁)	75,8	—	—	—	—	—	—
一人当たりの魚加工品の平均消費量。 (キログラム) (ロシア連邦漁業庁)	15,3	—	—	—	—	—	—
天然池および人工池における商業価値のある魚種の幼魚生産増加率。 (2007年に対するパーセント) (ロシア連邦漁業庁)	9,2	—	—	—	—	—	—
海港漁業ターミナルの積替え貨物量の増加率。 (パーセント) (ロシア連邦漁業庁)	25,4	—	—	—	—	—	—
魚加工品の船積量拡大。 (千トン) (ロシア連邦漁業庁)	85	—	—	—	—	—	—
ロシア連邦保安庁沿岸警備隊の全構成隊員のうち、即応部隊の能力拡大。 (パーセント) (ロシア連邦保安庁)	15	12	10	13	20	20	—

項目、単位、担当執行機関	達成目標値	海洋別目標値					
		大西洋 (バルト海)	大西洋 (黒海、アゾフ海)	北極海	太平洋	カスピ海	インド洋
ロシア連邦漁業庁巡視船建造隻数。 (隻) (ロシア連邦漁業庁)	8	—	—	—	—	—	—
ロシア連邦管轄下の全漁業海域のうち、ロシア連邦保安庁沿岸警備隊の組織的警備が可能な好漁場海域の占める割合。 (箇所) (ロシア連邦保安庁)	50	40	33	43	67	67	—
国際的な漁業条約および協定のロシア連邦の義務履行率。 (パーセント) (ロシア連邦漁業庁)	100	—	—	—	—	—	—
全海域面積のうち、ロシア連邦保安庁の監視対象である内水、領海、排他的経済水域、およびカスピ海、アゾフ海のロシア領域が占める割合。 (パーセント) (ロシア連邦保安庁)	80	80	80	80	80	40	—

項目、単位、担当執行機関	達成目標値	海洋別目標値					
		大西洋 (バルト海)	大西洋 (黒海、アゾフ海)	北極海	太平洋	カスピ海	インド洋
海上プラットフォームおよび海上・海底設備も含む、国内企業建設の海底石油ガス採掘設備の数。 (数) (ロシア通産省)	10	4	—	4	2	—	—
国内企業建設の海上原子力発電所ユニット数。 (ユニット数) (ロシア通産省)	1	—	—	—	1	—	—
ロシア連邦大陸棚の炭化水素資源が炭化水素総採掘量に占める割合。 (パーセント) (ロシアエネルギー省)	3,8	—	—	—	—	—	—
造船企業近代化および再構築のための年平均投資額の増加率。 (パーセント) (ロシア通産省)	181,7	181,2	143,1	177,1	227,7	144,1	—
ロシアの船舶製品の生産量増加率。 (2008年に対するパーセント) (ロシア通産省)	200	200	200	200	200	200	—

項目、単位、担当執行機関	達成目標値	海洋別目標値					
		大西洋 (バルト海)	大西洋 (黒海、アゾフ海)	北極海	太平洋	カスピ海	インド洋
海軍の全艦隊構成に占める、即応部隊の割合。 (パーセント) (ロシア国防省)	15	14	11	18	20	12	—
海軍艦艇の遠洋航海および外港訪問が、全航海予定数に占める割合。 (パーセント) (ロシア国防省)	100	100	100	100	100	100	100
ロシア連邦の内水、領海、排他的経済水域、およびカスピ海、アゾフ海のロシア領域総面積のうち、EGSONPO システムの対象とする海域が占める割合。 (パーセント) (ロシア国防省)	50	50	50	30	50	50	—
海洋活動を行う全海域面積のうち、航路が整備され、安全且つ効率的な海洋活動が可能な海域が占める割合。 (パーセント) (ロシア国防省)	60	65	75	45	65	50	—
航海用海図および航海手引書総数に占める、更新データの割合。 (パーセント) (ロシア国防省)	70	70	80	65	60	75	—

項目、単位、担当執行機関	達成目標値	海洋別目標値					
		大西洋 (バルト海)	大西洋 (黒海、アゾフ海)	北極海	太平洋	カスピ海	インド洋
新規建造の海洋観測船および観測機器の数。 (数) (ロシア国防省)	5 81	1 14	— 14	— 22	2 21	2 10	— —
目標とする稼働率で稼働する航行設備機器の、これら総数に占める割合。 (パーセント) (ロシア国防省、ロシア運輸省)	80	80	80	80	80	80	—
国際海事機関の委員会、小委員会、ワーキンググループのうち、ロシア連邦の参加の割合。 (パーセント) (ロシア運輸省、ロシア国防省、ロシア天然資源・環境省)	80	—	—	—	—	—	—
ロシア籍船の総寄港数のうち、国際条約規定不履行により、外国およびロシア政府の国家港湾管理機関に拿捕された船舶の割合。 (パーセント) (ロシア運輸省)	0,1	—	—	—	—	—	—



項目、単位、担当執行機関	達成目標値	海洋別目標値					
		大西洋 (バルト海)	大西洋 (黒海、アゾフ海)	北極海	太平洋	カスピ海	インド洋
水文気象情報利用による経済効果。 (10億ルーブル) (ロシア天然資源・環境省)	2,7	0,7	0,5	0,3	1	0,1	0,1
海洋の気象学における暴風雨警報の予測確率。 (パーセント) (ロシア天然資源・環境省)	99	99	99	99	99	99	99
海況と大気の監視を目的とした、洋上設備、リモート操作可能なプラットフォーム、移動プラットフォーム、航空宇宙監視基地の設置数。 (数) (ロシア天然資源・環境省)	22	—	2	18	2	—	—
研究調査船および遠征船の建造。 (隻数、累積合計で) (ロシア天然資源・環境省)	7	—	—	—	—	—	—
ロシアの既存南極ステーションおよび野外ベース数。 (数) (ロシア天然資源・環境省)	10	—	—	—	—	—	10

項目、単位、担当執行機関	達成目標値	海洋別目標値					
		大西洋 (バルト海)	大西洋 (黒海、アゾフ海)	北極海	太平洋	カスピ海	インド洋
南極ステーションの稼働設備、技術機器の数。 (数、累積合計で) (ロシア天然資源・環境省)	33	—	—	—	—	—	33
ロシア南極大陸探検隊の調査プログラムにおける野外調査プロジェクト数。 (件数) (ロシア天然資源・環境省)	25	—	—	—	—	—	25
総合的海洋科学調査隊および遠洋漁業の実施数。 (数) (ロシア教育・科学省、ロシア天然資源・環境省、ロシア連邦漁業庁)	75	5	5	30	20	13	2
新規建造および近代化装備した救難船隻数。 (隻数) (ロシア運輸省、ロシア国防省、ロシア非常事態省)	19	3	3	5	6	2	—
救難活動関係官庁と共同で行う海上救難作戦が全作戦数に占める割合。 (パーセント) (ロシア運輸省、ロシア国防省、ロシア連邦保安庁、ロシア非常事態省)	40	40	40	40	40	40	40

項目、単位、担当執行機関	達成目標値	海洋別目標値					
		大西洋 (バルト海)	大西洋 (黒海、アゾフ海)	北極海	太平洋	カスピ海	インド洋
官庁間自動情報交換システムを備え、救難作戦に参加した管理機関の数。 (数) (ロシア運輸省、ロシア国防省、ロシア非常事態省)	15	2	2	2	4	—	—
ESIMO システムに情報を統合、提供する、関係官庁や地域機関等、情報源の増加数。 (数) (ロシア天然資源・環境省、ロシア非常事態省、ロシア国防省、ロシア連邦保安庁、ロシア運輸省、ロシア連邦漁業庁、ロシア通産省、ロシア教育・科学省、ロシア経済発展省、ロシアエネルギー省)	145	15	25	45	40	15	5
環境保護船の建造隻数。 (隻数、累積合計で) (ロシア天然資源・環境省)	10	—	—	—	—	—	—
管理、保全対象とするもののうち、現況調査終了の割合。 (パーセント) (ロシア天然資源・環境省)	17	—	—	—	—	—	—

項目、単位、担当執行機関	達成目標値	海洋別目標値					
		大西洋 (バルト海)	大西洋 (黒海、アゾフ海)	北極海	太平洋	カスピ海	インド洋
海洋環境の汚染防止に関する国際的な条約および協定に対するロシア連邦の義務履行率。 (パーセント) (ロシア天然資源・環境省)	60	—	—	—	—	—	—
ロシア連邦主体の社会経済発展戦略プログラムと地方自治体の発展プログラムの実施モデルとして、沿岸域の総合的発展プログラムの策定と実施を保障する独立プログラムの提案。 (パーセント) (ロシア経済発展省)	100	—	—	—	—	—	—
沿岸域の総合的発展プログラムを策定あるいは実施するロシア連邦政府当局および地方自治体の数。 (実施機関の数) (実施機関)	21	—	—	—	—	—	—
商船に関する国際条約および協定のロシア連邦の義務履行率。 (パーセント) (ロシア運輸省、ロシア国防省、ロシア天然資源・環	100	—	—	—	—	—	—

項目、単位、担当執行機関	達成目標値	海洋別目標値					
		大西洋 (バルト海)	大西洋 (黒海、アゾフ海)	北極海	太平洋	カスピ海	インド洋
境省)							
商船に関するロシア連邦法と国際条約および協定への合致の割合。 (パーセント) (ロシア運輸省)	70	—	—	—	—	—	—
国際海事機関による監査のプラス評価。 (パーセント) (ロシア運輸省、ロシア国防省、ロシア天然資源・環境省)	100	—	—	—	—	—	—

## ロシア連邦海洋活動発展戦略フェーズⅡ（2013年～2020年）の達成目標

項目、単位、担当執行機関	達成目標値	海洋別目標値					
		大西洋 (バルト海)	大西洋 (黒海、アゾフ海)	北極海	太平洋	カスピ海	インド洋
国内貨物、国際貨物および通過貨物の総輸送量に占めるロシア籍船の割合。 (パーセント) (ロシア運輸省)	20	—	—	—	—	—	—
ロシア籍船の総トン数。 (百万トン) (ロシア運輸省)	12	—	—	—	—	—	—
ロシア籍船の平均運航期間。 (年) (ロシア運輸省)	15	—	—	—	—	—	—
ロシア連邦の海港における総貨物量のうち、積替え輸出入貨物が占める割合。 (パーセント) (ロシア運輸省)、	95	—	—	—	—	—	—
海産物の収穫量。 (百万トン) (ロシア連邦漁業庁)	6,6	—	—	—	—	—	—

項目、単位、担当執行機関	達成目標値	海洋別目標値					
		大西洋 (バルト海)	大西洋 (黒海、アゾフ海)	北極海	太平洋	カスピ海	インド洋
国内市場における魚加工品総量に占める国産魚加工品の割合。 (パーセント) (ロシア連邦漁業庁)	85	—	—	—	—	—	—
一人当たりの魚加工品平均消費量。 (キログラム) (ロシア連邦漁業庁)	28	—	—	—	—	—	—
天然池および人工池における商業価値のある魚種の幼魚生産増加率。 (2007年に対するパーセント) (ロシア連邦漁業庁)	58,8	—	—	—	—	—	—
海港漁業ターミナルの積替え貨物量の増加率。 (パーセント) (ロシア連邦漁業庁)	5,7	—	—	—	—	—	—
魚加工品の船積量拡大。 (千トン) (ロシア連邦漁業庁)	429	—	—	—	—	—	—
ロシア連邦保安庁沿岸警備隊の全構成隊員のうち、即応部隊の能力拡大。 (パーセント) (ロシア連邦保安庁)	50	40	33	43	67	67	—

項目、単位、担当執行機関	達成目標値	海洋別目標値					
		大西洋 (バルト海)	大西洋 (黒海、アゾフ海)	北極海	太平洋	カスピ海	インド洋
ロシア連邦漁業庁巡視船建造隻数。 (隻) (ロシア連邦漁業庁)	8	—	—	—	—	—	—
ロシア連邦管轄下の全漁業海域のうち、ロシア連邦保安庁沿岸警備隊の組織的警備が可能な好漁場海域の占める割合。 (箇所) (ロシア連邦保安庁)	80	65	60	75	100	100	—
全海域面積のうち、ロシア連邦保安庁の監視対象である内水、領海、排他的経済水域およびカスピ海、アゾフ海のロシア領域が占める割合。 (パーセント) (ロシア連邦保安庁)	100	100	100	100	100	100	—
海上プラットフォームおよび海上・海底設備も含む、国内企業建設の海底石油ガス採掘設備の数。 (数) (ロシア通産省)	20	8	—	8	4	—	—



項目、単位、担当執行機関	達成目標値	海洋別目標値					
		大西洋 (バルト海)	大西洋 (黒海、アゾフ海)	北極海	太平洋	カスピ海	インド洋
国内企業建設の海上原子力発電所ユニット数。 (ユニット数) (ロシア通産省)	6	—	—	5	1	—	—
ロシア連邦大陸棚の炭化水素資源が炭化水素総採掘量に占める割合。 (パーセント) (ロシアエネルギー省)	25	—	—	—	—	—	—
造船企業近代化および再構築のための年平均投資額の増加率。 (パーセント) (ロシア通産省)	13,3	11	13	15	16	13	—
ロシアの船舶製品の生産量増加率。 (2008年に対してのパーセント) (ロシア通産省)	7	7	7	7	7	7	—
海軍の全艦隊構成に占める、即応部隊の割合。 (パーセント) (ロシア国防省)	60	56	44	72	80	48	—
海軍艦艇の遠洋航海および外港訪問が、全航海予定数に占める割合。 (パーセント)	100	100	100	100	100	100	100

項目、単位、担当執行機関	達成目標値	海洋別目標値					
		大西洋 (バルト海)	大西洋 (黒海、アゾフ海)	北極海	太平洋	カスピ海	インド洋
(ロシア国防省)  ロシア連邦の内水、領海、排他的経済水域、およびカスピ海、アゾフ海のロシア領域総面積のうち、EGSONPO システムの対象とする海域が占める割合。 (パーセント) (ロシア国防省)	60	60	60	40	60	60	—
海洋活動を行う全海域面積のうち、航路が整備され、安全且つ効率的海洋活動が可能な海域が占める割合。 (パーセント) (ロシア国防省)	75	75	85	65	80	70	—
航海用海図および航海手引書総数に占める、更新データの割合。 (パーセント) (ロシア国防省)	85	85	97	79	73	91	—
新規建造の海洋観測船および観測機器の数。 (数) (ロシア国防省)	7 97	1 20	2 20	1 18	3 22	— 17	— —
目標とする稼働率で稼働する航行設備機器の、これら総数に占める割合。	100	100	100	100	100	100	—

項目、単位、担当執行機関	達成目標値	海洋別目標値					
		大西洋 (バルト海)	大西洋 (黒海、アゾフ海)	北極海	太平洋	カスピ海	インド洋
(パーセント) (ロシア国防省、ロシア運輸省)							
国際海事機関の委員会、小委員会、ワーキンググループのうち、ロシア連邦の参加の割合。	100	—	—	—	—	—	—
(パーセント) (ロシア運輸省、ロシア国防省、ロシア天然資源・環境省)							
ロシア籍船の総寄港数のうち、国際条約規定不履行により、外国およびロシア政府の国家港湾管理機関に拿捕された船舶の割合。	0,05	—	—	—	—	—	—
(パーセント) (ロシア運輸省)							
水文気象情報利用による経済効果。 (10億ルーブル) (ロシア天然資源・環境省)	4,1	0,9	0,8	0,6	1,6	0,1	0,1
海洋の気象学における暴風雨警報の予測確率。 (パーセント) (ロシア天然資源・環境省)	99	99	99	99	99	99	99

項目、単位、担当執行機関	達成目標値	海洋別目標値					
		大西洋 (バルト海)	大西洋 (黒海、アゾフ海)	北極海	太平洋	カスピ海	インド洋
海況と大気の監視を目的とした、洋上設備、リモート操作可能なプラットフォーム、移動プラットフォーム、航空宇宙監視基地の設置数。 (数) (ロシア天然資源・環境省)	22	—	2	18	2	—	—
研究調査船および遠征船の建造。 (隻数、累積合計で) (ロシア天然資源・環境省)	16	—	—	—	—	—	—
ロシアの既存南極ステーションおよび野外ベース数。 (数) (ロシア天然資源・環境省)	10	—	—	—	—	—	10
南極ステーションの稼働設備、技術機器の数。 (数、累積合計で) (ロシア天然資源・環境省)	74	—	—	—	—	—	74
ロシア南極大陸探検隊の調査プログラムにおける野外調査プロジェクト数。 (件数) (ロシア天然資源・環境省)	27	—	—	—	—	—	27

項目、単位、担当執行機関	達成目標値	海洋別目標値					
		大西洋 (バルト海)	大西洋 (黒海、アゾフ海)	北極海	太平洋	カスピ海	インド洋
総合的海洋科学調査隊および遠洋漁業の実施数。 (数) (ロシア教育・科学省、ロシア天然資源・環境省、ロシア連邦漁業庁)	113	8	8	45	30	20	3
北極、南極および世界の大洋における地学、地質学的調査のための研究調査船建造と近代化。 (数) (ロシア天然資源・環境省)	3	1	—	1	1	—	—
新規建造および近代化装備した救難船隻数。 (隻数) (ロシア運輸省、ロシア国防省、ロシア非常事態省)	51	8	8	12	18	5	—
救難活動関係官庁と共同で行う海上救難作戦が全作戦数に占める割合。 (パーセント) (ロシア運輸省、ロシア国防省、ロシア連邦保安庁、ロシア非常事態省)	80	80	80	80	80	80	—
官庁間自動情報交換システムを備え、救難作戦に参加した管理機関の数。 (数)	52	7	8	9	20	3	—

項目、単位、担当執行機関	達成目標値	海洋別目標値					
		大西洋 (バルト海)	大西洋 (黒海、アゾフ海)	北極海	太平洋	カスピ海	インド洋
(ロシア運輸省、ロシア国防省、ロシア非常事態省)  ESIMO システムに情報を統合、提供する、関係官庁や地域機関等、情報源の増加数。 (数) (ロシア天然資源・環境省、ロシア非常事態省、ロシア国防省、ロシア連邦保安庁、ロシア運輸省、ロシア連邦漁業庁、ロシア通産省、ロシア教育・科学省、ロシア経済発展省、ロシアエネルギー省)	250	25	40	75	70	30	10
環境保護船の建造隻数。 (隻数、累積合計で) (ロシア天然資源・環境省)	14	—	—	—	—	—	—
管理、保全対象とするもののうち、現況調査終了の割合。 (パーセント) (ロシア天然資源・環境省)	50	—	—	—	—	—	—
海洋環境の汚染防止に関する国際的な条約および協定に対するロシア連邦の義務履行率。 (パーセント) (ロシア天然資源・環境省)	100	—	—	—	—	—	—

項目、単位、担当執行機関	達成目標値	海洋別目標値					
		大西洋 (バルト海)	大西洋 (黒海、アゾフ海)	北極海	太平洋	カスピ海	インド洋
ロシア連邦主体の社会経済発展戦略プログラムと地方自治体の発展プログラムの実施モデルとして、沿岸域の総合的発展プログラムの策定と実施を保障する独立プログラムの提案。 (パーセント) (ロシア経済発展省)	100	—	—	—	—	—	—
沿岸域の総合的発展プログラムを策定あるいは実施するロシア連邦政府当局および地方自治体の数。 (実施機関の数) (実施機関)	21	—	—	—	—	—	—
商船に関する国際条約および協定のロシア連邦の義務履行率。 (パーセント) (ロシア運輸省、ロシア国防省、ロシア天然資源・環境省)	100	—	—	—	—	—	—
商船に関するロシア連邦法と国際条約および協定への合致の割合。 (パーセント) (ロシア運輸省)	100	—	—	—	—	—	—

項目、単位、担当執行機関	達成目標値	海洋別目標値					
		大西洋 (バルト海)	大西洋 (黒海、アゾフ海)	北極海	太平洋	カスピ海	インド洋
国際海事機関による監査のプラス評価。 (パーセント) (ロシア運輸省、ロシア国防省、ロシア天然資源・環境省)	100	—	—	—	—	—	—



## ロシア連邦主要海洋活動の展望

海洋活動	発展への展望
海上輸送および「河川—海」複合輸送	<p>主な輸送船の造船、特に、石油製品、液化ガス、コンテナ貨物、特殊貨物などの大型貨物輸送用船舶、「河川—海」複合輸送用船舶。</p> <p>国内需要に対応した海港の建設と発展。</p> <p>海運情報システムの開発と導入。</p> <p>電子ナビゲーションシステムの開発と導入。</p> <p>近代設備を装備した救難船の量産。</p> <p>デジタルマッピングシステムの導入。</p> <p>沿岸航海安全設備の開発と統合。</p>
漁業	<p>食糧、資源基地としての漁業の再生と保護、養殖の推進。</p> <p>国内造船所および船舶修理工場での漁船建造と近代化装備。</p> <p>捜索救難船およびその他補助船舶の再建と刷新。</p> <p>漁船に対する複合的サービスを目的とした海港のインフラ整備。</p> <p>食品の世界市場において、漁業、魚加工業の国際関係と協力、ロシア連邦の地位強化と、より高品質な魚加工品の貿易促進を目指す。</p>
海洋鉱物資源、エネルギー資源の開発	<p>国産設備の利用度を高め、北極海および極東海域における大陸棚石油ガス田の大規模開発。</p> <p>小中規模の海上原子力発電所をベースとした沿岸域におけるエネルギーの安全性向上。</p>
海洋自然資源の利用管理	<p>海洋資源の利用を一つの管理対象として、海洋環境の利用と保護で対立する見解を調整するため、あらゆるレベルでの統合的な管理</p>

海洋活動	発展への展望
	<p>体制の導入と推進。</p> <p>沿岸域の海洋発展に関する諸プログラムの対象をロシア連邦管轄下の海域境界まで拡大。</p> <p>前記プログラムと集水域管理に関するプログラムとの調整。</p> <p>海洋空間計画の利用と発展。</p>
海洋科学調査	<p>自然資源および鉱物資源の総合的調査研究、世界の海洋における自然現象の脅威警報の手段と最新機器の開発。</p> <p>資源基地拡大のため、北極および南極での生産性の高い海産物収穫海域の開拓強化。</p>
海軍活動	<p>海軍オペレーション戦略部隊の刷新と強化。</p> <p>北海艦隊および太平洋艦隊からなる航空機搭載巡洋艦をベースとする攻撃部隊の編成。</p>
<p>ロシア連邦海洋国境の保護と警備</p> <p>ロシア連邦管轄下の海洋国境空間と海洋資源の警備</p>	<p>ロシア連邦の内水、領海、排他的経済水域および大陸棚、カスピ海、アゾフ海のロシア領域における自然資源保護区でのロシア連邦保安庁沿岸警備隊の警備能力強化、および施設の改善。</p> <p>ロシア海洋空間における海中海洋空間識別システムの構築。</p>
造船	<p>排水量 10 万トン以上の大型特殊船舶の量産推進。</p> <p>北極および太平洋地域の大陸棚埋蔵資源開発に必要な最新設備と機器の製造。</p> <p>安定した漁業と拡大のために、世界の海洋で漁業を行う大型漁船建造の推進。</p> <p>管理監視活動および自然保護施策実行のための自然保護船建造の推進。</p>
海洋活動における安全保障	<p>海上救難作戦および人命捜索救助の国際協力に対する政府官庁情報支援システムの開発と海上活動における安全保障。</p> <p>世界の海洋の要衝における広範囲な総合的な地学、地質学調査の実施。</p>

海洋活動	発展への展望
	<p>海洋活動における航海での、ナビゲーションと水路サポートの安全保障システム、技術および機器の改善。</p> <p>海底情報デジタルデータベース、ナビゲーションと水路情報データベースの構築。</p> <p>地学、地質学調査船の量産。</p>
<p>海上輸送、漁業、海洋鉱物資源およびエネルギー資源の開発、海洋科学調査、海軍活動、ロシア連邦海洋国境の保護と警備、ロシア連邦管轄下の海洋国境空間および海洋資源の保護、造船、海洋活動に係る安全保障</p>	<p>世界の海洋環境に関する正確で完全な情報提供を目的とした、海洋活動の情報支援としての「世界の海洋に関する情報システム (ESIMO)」の発展。</p>

資料7 (海洋政策研究財団 訳) ※

「EU における海洋空間計画－成果および将来の展開」  
に関する EC コミュニケ

※ 翻訳の正確性に関する責任は海洋政策研究財団にあります。





欧州委員会

ブリュッセル、2010年12月17日  
COM (2010) 771

欧州委員会から欧州議会、欧州理事会、欧州経済社会評議会および地域委員会への  
コミュニケーション

EUにおける海洋空間計画－成果および将来の展開

# 欧州委員会から欧州議会、欧州理事会、欧州経済社会評議会および地域委員会への コミュニケーション

## EUにおける海洋空間計画—成果および将来の展開

### 1. 序論

#### 1.1. 政策の背景と目的

EU の統合海事政策（IMP）<sup>1</sup>、ブルーペーパーおよび行動計画において、海洋空間計画（MSP）は IMP の実施を支援する分野横断的なツールの 1 つとして認定されている。

欧州委員会はコミュニケーション「海洋空間計画についてのロードマップ：EU における共通原則の達成」<sup>2</sup>を 2008 年に採択しているが、これは MSP について一連の重要な原則を提案したものである。このロードマップの中で、欧州委員会は 2009 年に開催予定の一連のワークショップについての報告書を作成し、さらなるステップおよび活動を提案することに着手した。本コミュニケーションはこの内容を実行し、EU における MSP の現状について概要を述べんとするものである。

MSP は一般に、生態的、経済的および社会的目的を達成するために、海洋分野における人間活動を分析し、公共の機関によってそれらを時間的および空間的に位置づけるプロセスであると定義される。

### 2. MSP に関して、なぜ EU としての活動なのか？

欧州委員会は、MSP の実施は欧州共同体加盟国の責務であり、また同委員会が協力および共通のアプローチ展開の推進者として活動を行う用意があることを強調している。欧州委員会が、国家レベルで多くのことを達成することは可能である。しかし、EU 内における MSP の一貫した枠組みを実現するためには、EU のレベルで活動を遂行することが重要であると考えている：

- 共通のアプローチは国境を越えた水域における効率的で円滑な MSP の適用を可能にするであろう。そして、それは共通の枠組みおよび類似の法的関連事項に基づいた海洋活動の発展および海洋環境の保護に資するであろう。

---

<sup>1</sup> 欧州委員会からのコミュニケーション「欧州連合の統合海事政策」、COM(2007) 575 final、2007 年 10 月 10 日および SEC(2007)1278、2007 年 10 月 10 日

<sup>2</sup> COM(2008)791 final、2008 年 11 月 25 日

- 全ての欧州共同体加盟国内での MSP の利用を確保することは、海洋分野における持続可能な成長を促進することになる。MSP は法的な確実性、予測可能性および透明性のために極めて重要なものであり、ひいては投資および運用の実施者、特に複数の加盟国内で運用を行う者のコスト低減を可能とする。これらの要素は、欧州 2020 イニシアチブ<sup>3</sup>に沿って投資を推進し、成長と雇用を生み出すのに有用な手段である。さらに、MSP がなく、海洋環境の保護を含んで広がる海洋利用の間の対立のリスクが増える場合には、成長と持続可能性の組合せが最適ではなくなることが起こりえる。
- MSP は既存の EU 法令の履行をサポートするのに有益であろう（第 5 章参照）。
- 共通のアプローチは、その専門性を他国と共有する機会を、MSP を適用する共同体の加盟国に提供するであろう。

### 3. ワークショップ

このロードマップ・コミュニケーションは、EU の内に MSP に関する議論をスタートさせた。ロードマップの原則について加盟国、地域、NGO および産業界と討論するために 2009 年には 5 回のワークショップが開催されている。

全体としてみると、ロードマップの 10 の原則は包括的且つ適切なものであり、EU レベルにおける MSP のさらなる発展のための重要な基盤を提供するものである、という全般的な合意に至っておりこのことは広く歓迎されている。

最も顕著な共通の見解の 1 つは、MSP は長期的な安定性および予測可能性を提供するもので、同時に空間が集中的に使用される地域における競争を管理する潜在能力を有し、統合的でバランスの取れた手段であるということにある。このことは、海上輸送、石油・ガス、砂・砂利、再生可能エネルギー、漁業、養殖、観光事業および環境保護などの全ての経済的分野にとって極めて重要である。

この議論に基づいて、欧州委員会は以下の結論を導き出している。

#### 3.1. 生態系アプローチ

ロードマップにおいて、生態系アプローチは MSP に関する包括的な原則であると強調され、討論を通じて、生態系は MSP の基盤であり、またその全体的な枠組みであることが確認された。

---

<sup>3</sup> 欧州委員会からのコミュニケーション「欧州 2020—賢明で持続可能、そして包括的な成長のための戦略」、COM(2010)2020、2010 年 3 月 3 日



海洋戦略枠組指令は、人間活動の管理に生態系アプローチを適用することを求めている（第5章2節参照）。そして、ワークショップは、MSFDの要素がMSPの適用に貢献でき、その反対も可能であることを強調している。

### 3.2. 地域および活動の種類に応じたMSPの利用

MSPは、それが適用される場合には、全ての地域特性（海洋利用の規模、密度およびその特質、環境上の脆弱性、行政と政治の構造）を考慮に入れなければならない。多くの集中的な海洋利用を伴う地域は、少ない活動しか伴わない地域よりも詳細なMSPプロセスに従うべきである。

### 3.3. MSPを導く目的の明確化

国家レベルまたは地域のレベルでMSPの目的を設定することは、戦略的な目的に関する合意を通じて着手するプロセスと見なされるべきであり、それはさらに運用上の一すなわち、明確に測定可能であり定量的な一目的によって明確化される。幅広いビジョンおよび全般的な目的によって着手をすることは更なる協議の余地を残すことになるが、計画の策定、実施およびモニタリングに有用であるためには明確な目的を特定しなければならない。

目的は長期的な見通しに基づくべきであり、また未来志向でなければならない。

目的の計画には、グローバルな規模を念頭に置いた上で、地域の海または海盆全体を視野に入れなければならない。様々な空間規模（グローバル、欧州、地域、国家、地方）における戦略目的または運用目的は、同一の計画の枠組みを構成する要素であると見なされるべきである。

### 3.4. 透明性のある方法によるMSPの策定

透明性は説明責任性と合法性の基盤を強化する。関連する全ての意思決定者および利害関係者を明確にしなければならない。またプロセスの全ての段階が理解可能なものでなければならない。意思決定のプロセスに対する期待に十分に対処すべきであり、またプロセスによって下された決定の理由は、当該利害関係者に通知し、その正当性を提示することが必要である。

### 3.5. 利害関係者の関与

全ての利害関係者はMSPのプロセスの初期の段階で関わるべきである。このことはシナジー効果と革新を求め、またプロセスの目標と便益の明確化を求める場合には不可欠である。異なる部門間の対立や共存手段を特定するために、部門間でオープンな討論を行わなければならない。

政策決定者と利害関係者の間のみならず、利害関係者グループ間の役割と責任の境を示し、相互連携を奨励することが重要である。

利害関係者の実質的な関与はプロセスを長期化させるので、このことには十分な時間を充てなければならない。この時間は、持続的な関与の結果として所有者意識を高めることにより、後の実施段階で埋め合わせられるであろう。

### 3.6. 加盟国内における調整—意思決定プロセスの簡素化

MSP プロセスにとっては、プロセスを主導する単一の行政主体（ワン・ストップ・ショップ）を保持することが役に立ち、それによって責任および権限のレベル（例えば、地域対国家）を明確にすることを可能にする。これは、新しい主体を創設しなければならないという意味ではなく、既存のガバナンス構造に基づいたワン・ストップ・ショップによってこの目的を達成することが可能となる。

### 3.7. 国家 MSP の法的効果の確保

MSP は国際法に則って適用がされなければならない。

国家海洋空間計画の法的な効果を確保するには、組織間の協力が確実にされており、また行政上の権限が明確でなければならない。排他的経済水域（EEZ）は MSP の実施をより容易にするので、その効果的な実施に対しより好ましい条件を提供する。

海洋空間計画を高度化するためには、法的な拘束力を有するもの、またはより示唆的な性質を有するものの両方の手段を利用することができる。当該計画によってかわりを持つ部門（すなわち、経済活動者、公共機関、一般公衆）を特定することが不可欠である。

### 3.8. 国境を越えた協力および協議

近隣諸国とのコミュニケーション、協議および協力は早い段階で行う必要がある。各国の関連する連絡担当者およびグループ（政策決定者、利害関係者、研究者等）を明確にしなければならない。有効な国境をまたがった MSP は、共通の利益（例えば、海上送電系統、漁業、船舶の航行）の探求に基づいた共同のビジョン作成が必要となる。

国境を越えた協力のためには、強力な政治的な意思が重要である。

### 3.9. 計画プロセスのモニタリングおよび評価の取り入れ

水域の適合性を持った管理にはモニタリングおよび評価が必要であり、それには社会経済的、環境的およびガバナンスの面が含まれているべきである。プロセスの初期の段階では指標を明示する必要がある。この作業は既存の枠組み（グローバル、欧州、地域、国家、地方）の上に構築されるべきである。自然の海洋環境プロセスおよび海洋空間の様々な利用が様々な空間的／時間的スケールを有するという事実は、モニタリングシステムおよび評価システムに全面的に取り入れるべきである。

### 3.10. 陸上の空間計画と MSP との間の一貫性の達成—ICZM との関係

海は陸地のような個人所有権に従うものではなく、それぞれについて計画の条件は異なる。陸地から海に向かう計画は重要であり、また海洋・地上の戦略・計画間の一貫性、並びにそれらの一貫した実施を必要とする。陸域から海域への移行空間は統合的沿岸域管理（ICZM）プロセスの一部であるが、その空間戦略には特別な注意を払わなければならない。

従って、沿岸水域における MSP と ICZM との間には密接な連携がある（第 5 章 4 節参照）。

### 3.11. 強力なデータベースおよび知識ベース

欧州海洋観測データネットワーク（EMODNET）の原則は有効であり、MSP に使用されるその他のイニシアチブの原則と両立するものである（第 5 章 1 節参照）<sup>4</sup>。

データは適切なレベルで管理されるべきである（グローバル、欧州、地域、国家、地方）。例えば、沿岸に近い地域ではより詳細なデータが必要とされ、また様々なスケールのデータがプロセスの一部とならなければならない。様々な種類の知識（環境的、社会経済的知識等）が必要とされる。様々なレベル<sup>5</sup>で MSP を支援することのできる統合的知識にデータを変換する研究は、海洋・海事研究のための EU 戦略の下で支援がされるプロジェクトによって提供が可能である。

データおよび関連する知識の収集は、EU 加盟国間のみならず、第三国、地域の組織、並びにその他の利害関係者等、これらの地域におけるその他の当事者との沿海地域内における協力に基づいて実施されるべきである。

## 4. ロードマップ・コミュニケーション以降の MSP の展開

### 4.1. 国家レベル

多くの加盟国および様々な沿海地域には MSP に関する大きな進歩があり、また人間による極めて多様な利用が MSP への様々なアプローチへとつながっている。様々な行政機構や法制度により様々な政策が生じているが、それは政策や法制度のない状態から、海域にも及ぶ ICZM に関する施策を経て、MSP の部分的な使用、領海および／または EEZ での MSP の全面適用に至っている。MSP のガバナンス・システムにもまた大きな変化がある（中央、地域および／または地方当局、利害関係者の関与等）。

MSP の利用の拡大には一般的な傾向がある。加盟国の間での策定は様々なスピードで進行中であり、また、結果としての MSP のプロセスも相互に全く異なるものとなる可能性がある。この

---

<sup>4</sup> [http://ec.europa.eu/maritimeaffairs/emodnet\\_en.html](http://ec.europa.eu/maritimeaffairs/emodnet_en.html)

<sup>5</sup> 海洋・海事研究のための EU 戦略に関する COM(2008)534 final

ことは、EU レベルにおける MSP についての共通のアプローチまたは枠組みの早期の策定が有益なものであるという欧州委員会の結論を擁護する。

国境を越える協力は重要な要素である。それは、共同体加盟国により、および地域海盆における MSP の潜在能力を探索するプロジェクトにおいて次第に開拓されつつある。北海における電力の「スーパーグリッド」のような最近の経済開発、並びに例えば MSFD 内の空間配分策などの EU 法令の施行により創生されるニーズはこのような協力を必要なものとする。このことは、次に MSP に関する加盟国間の協力を支援するための EU レベルにおける共通の枠組みのケースを強化する。

同じく、米国、カナダおよびオーストラリア等の第三国においても同様の展開が行われている。

## 4.2. 国際レベル

MSP は、UNESCO/IOC、生物多様性条約および国際海洋探査委員会（ICES）等の様々な国際フォーラムにおいて、ますます注目の対象となっている。

地域海条約<sup>6</sup>は、それらが海盆の国際環境管理および MSFD の実施に関わっていることを考慮すると EU の重要なパートナーである。その一部はまた、その作業領域の<sup>7</sup>MSP に含まれている。これらの策定はロードマップのアプローチに沿ったものである。

## 5. EU レベルの現状

MSP に対する共通の EU レベル・アプローチが関わり、かつ有用な広い範囲の EU 政策がある。

### 5.1. EU 統合海事政策、地域特性および海洋データと知識

IMP の実施についての以下の 2 つの側面が MSP にとって特に重要である：

- EU 周辺の海盆の多様性は、委員会に対して、IMP の実施のための地域海盆アプローチを速やかに採択することを促した。地域的アプローチの例は、北極海<sup>8</sup>、地中海<sup>9</sup>、およびバルト海<sup>10</sup>に関するマクロな地域戦略である。各海盆についての詳細を検討する必要性は MSP にとっても同様に必須である。

---

<sup>6</sup> 著名なのは、北大西洋のオスロ・パリ（OSPAR）条約、バルト海のヘルシンキ条約（HELCOM）、地中海のバルセロナ条約および黒海のブカレスト条約である。

<sup>7</sup> [http://www.helcom.fi/Recommendations/en\\_GB/rec28E\\_9/](http://www.helcom.fi/Recommendations/en_GB/rec28E_9/)

<sup>8</sup> 欧州委員会からのコミュニケーション、「EU と北極地域」、COM(2008) 763 final、2008 年 11 月 20 日

<sup>9</sup> 欧州委員会からのコミュニケーション、「地中海におけるより良いガバナンスのための IMP に向けて」、COM(2009) 466 final、2009 年 9 月 11 日

<sup>10</sup> 欧州委員会から欧州議会、欧州理事会、欧州経済社会評議会およびバルト海域についての EU 戦略に関する地域委員会へのコミュニケーション、COM(2009) 248 final、SEC(2009) 712

- 海洋知識およびデータに関する欧州委員会のイニシアチブは、その全てが MSP の策定のために極めて重要である民間産業、公共的意思決定および海洋科学研究の利益のために、品質をチェックし、容易にアクセス可能な海洋知識・データを提供することを目的<sup>11</sup>としている。

## 5.2. 海洋戦略枠組指令 (MSFD)

MSFD<sup>12</sup>は IMP の環境面の柱であり、2020 年までに海洋環境における良好な環境状態を達成または維持すること、生態系アプローチに基づき水域における人間活動を管理すること、および環境上の問題を様々な政策に取り入れることに寄与することを目的としている<sup>13</sup>。本指令は、この目的を達成するために加盟国が 2015 年までに設定することになっている方策のプログラムの、空間的方策<sup>14</sup>、空間的／時間的配分の管理、並びに管理調整方策<sup>15</sup>を含めてよいと明示している。従って、MSP は、加盟国にとって、海洋戦略についての国境をまたがる調整関連も含め、MSFD 実施のある種の側面を支援するための重要なツールとなり得る。MSP および MSFD の両方は健全なデータおよび知識に依存する（第 3 章 11 節参照）。MSFD の空間的方策および沿岸地域・水域における鳥類・生息地指令<sup>16</sup>の実施との間にも関連性がある。

## 5.3. 欧州海事活動

**漁業は**、EU 水域において行われる最古の経済活動の 1 つである。船団の過剰な操業能力の問題に加えて、魚類資源の減少および利益率の低下によって、漁業部門は競争の拡大に直面している。養殖業は自らの活動のために留まる特定の区域を必要とする。漁獲部門は魚類資源の分布パターンの変化に対応するために、柔軟なアクセスを必要とする。海洋空間への適切に明示された長期的なアクセスは両部門にとって重要であり、利害関係者および国境を越えた協力を伴う MSP の枠組みは必須である。さらに、海洋に関する漁業関係者の知識は、例えば海洋保護区 (MPA) および洋上風力発電所の位置を最適化し、同時にコストを制限する上で有用なものとなり得る。水域間の空間計画における一貫性を確保する必要性は、資源の流動性、および当該決定は CFP において EC レベルで行われることを理由に、漁業管理との関連において明らかになっている。空間的一貫性および柔軟性に対する同様の必要性は、例えば MPA の指定および境界設定等の海洋環境保護において明らかである。

<sup>11</sup> 欧州委員会からのコミュニケーション、「海洋知識 2020 賢明で持続可能な成長のための海洋データおよび観測」、COM(2010) 461 final、2010 年 9 月 9 日

<sup>12</sup> 海洋環境政策分野における欧州共同体の活動枠組みを設定するための、2008 年 6 月 17 日における欧州議会および欧州理事会指令 2008/56/EC、OJL 164、2008 年 6 月 25 日

<sup>13</sup> MSFD、第 1 条

<sup>14</sup> MSFD、第 13 条 (4)

<sup>15</sup> MSFD、付録 VI

<sup>16</sup> 自然生息環境および野生動植物の保護に関する 1992 年 5 月 21 日の理事会指令 92/43/EEC、OJL206、1992 年 7 月 22 日並びに野鳥保護に関する 2009 年 11 月 30 日の欧州議会および理事会指令、2009/147/EC、OJL20、2010 年 1 月 26 日

再生可能エネルギーの利用は、EU の気候変動対策並びにその他の EU の目的のために極めて重要である。**再生可能エネルギー**<sup>17</sup>に関する 2009 年指令は当該エネルギー源の 2020 年までの構成比目標を 20%に設定している。沖合の再生可能エネルギー、特に沖合風力はこれに対する重要な貢献要素である。沖合の洋上風力発電所およびその他の再生可能エネルギー源は陸上の送電系統に接続しなければならない。新規の送電系統インフラストラクチャーは、近く採択予定の欧州委員会のエネルギー・インフラストラクチャー・パッケージによって対処されるであろう。これらの設備は、国境を越えた地域を含めて広大な空間を必要とするであろう。MSP に対する共通のアプローチ、および MSP に関して強化された国境を越えた協力からは大きな利益が期待される。第 7 次のフレームワークプログラム (FP7) の枠内で EU が資金を拠出する研究は、沖合再生可能エネルギー開発、および MSP の最適化を目的としたものである。

EU の沿岸水域の一部は、石油・ガス生産のために集中的に開発されている。EU は**沖合石油・ガス活動**の安全確保に極めて大きな関心を有している。Deepwater Horizon (深海油田) での事故は、最高度の安全確保を目的とする石油プラットフォームに関する包括的な EU 法令の検討を欧州委員会に促した。沖合石油・ガス活動の安全に関する<sup>18</sup>2010 年のコミュニケーションでは、公共の機関が MSP の原則を考慮に入れた沖合活動に関する適切な規制の枠組みの設定に責任を有するという事実を強調している。

EU を取り巻く水域では、**海上輸送が支配的である**。海上輸送による水域の利用および分離通航スキームは、主として UNCLOS、SOLAS 条約および IMO 決議により、国際レベルで規制されている。指令 2002/59/EC は加盟国と欧州委員会が義務的な海運サービスおよび合理的な船舶運航システム<sup>19</sup>に向けて共同作業することを要求している。MSP は、国際的に、かつ EU により合意された航路とその管理、およびその外洋で行われる船舶輸送を考慮に入れながら、これを支援する。域内航路の利点 (環境パフォーマンスおよびエネルギー) により、欧州委員会は「近海海運」および「障壁のない欧州海上輸送空間」<sup>20</sup>等のイニシアチブを通じて、この方式による輸送を推進した。これらのイニシアチブの下での活動は関連する空間方策の調整を必要とするであろう。

---

<sup>17</sup> 再生可能エネルギーからのエネルギー利用促進に関する 2009 年 4 月 23 日欧州議会および理事会指令 2009/28/EC、並びに修正とこれに続く廃止の指令、2001/77/EC および 2003/30/EC、OJL 140、2009 年 6 月 5 日

<sup>18</sup> 欧州委員会からのコミュニケーション、「沖合石油・ガス活動の課題への直面」、COM(2010) 560 final、2010 年 10 月 12 日

<sup>19</sup> 共同体の船舶交通モニタリングおよび情報システムを設定する 2002 年 6 月 27 日欧州議会および理事会指令 2002/59/EC、および廃止の理事会指令 93/75/EEC、OJL208、2002 年 8 月 5 日

<sup>20</sup> 加盟国に入港および／または出港する船舶の報告様式に関する 2010 年 10 月 20 日欧州議会および理事会指令 2010/65/EC、および廃止指令 2002/6/EC

#### 5.4. 統合沿岸域管理(ICZM)

ICZM は、沿岸域に影響を有する環境政策、空間計画、産業政策およびその他の政策並びに手段を含む、沿岸域全体についての包括的管理の枠組みを目標としている。さらに、ICZM は沿岸域の経済的・社会的福祉の改善を追求し、またその潜在的な可能性を全面的に開拓するのに有益である。実際に ICZM は、陸地および海岸の近傍に対しより焦点を当てている。比較すると、MSP は空間配分および水域における空間利用のバランスの達成により焦点を当てているが、利害関係者の関与という意味では類似性がある。

欧州議会および欧州理事会は 2002 年、国による ICZM 戦略を発展させるために加盟国が講じるべきステップの概要を示す勧告<sup>21</sup>を採択した。EU は 2010 年に地中海の ICZM についてのバルセロナ議定書<sup>22</sup>を批准した。

### 6. EU レベルにおける MSP の概念的展開

MSP の概念的な展開を推進するため、欧州委員会は MSP の様々な側面に関する検討を開始した：

- 2008 年における MSP の法制面<sup>23</sup>に関する検討；
- 2010 年における MSP の経済効果に関する検討。これは MSP の経済効果が、新規の海事活動についての取引コストの低減および投資環境の改善<sup>24</sup>にあるとの結論を導き出した；
- 2010 年における地中海での MSP の潜在可能性についての調査検討<sup>25</sup>。

さらに、空間管理を行う地域のモニタリング、評価および実施についての統合管理ツールを作成することを目的とした FP7 の研究プロジェクトが 2009 年に開始された。

さらに EU は、バルト海および北海と海峡海域を含む北東大西洋における MSP について 2 つの実験プロジェクトに共同出資しようとしている。各プロジェクトには少なくとも 2 つの加盟国からの機関が関与し、国境を越えた地域<sup>26</sup>における MSP の適用から実際的な経験を得ることを目的としている。また欧州委員会は、IMP のさらなる展開を支援する規制についての提案を採択し

---

<sup>21</sup> 欧州における ICZM の実施に関する 2002 年 5 月 30 日欧州議会および理事会の勧告、2002/413/EC、OJL 148、2002 年 6 月 6 日

<sup>22</sup> 2010 年 9 月 13 日の理事会決定 (2010/631/EU)

<sup>23</sup> [http://ec.europa.eu/maritimeaffairs/spatial\\_planning\\_en.html#6](http://ec.europa.eu/maritimeaffairs/spatial_planning_en.html#6)

<sup>24</sup> [http://ec.europa.eu/maritimeaffairs/study\\_msp\\_en.html](http://ec.europa.eu/maritimeaffairs/study_msp_en.html)

<sup>25</sup> [http://ec.europa.eu/maritimeaffairs/spatial\\_planning\\_en.html](http://ec.europa.eu/maritimeaffairs/spatial_planning_en.html)

<sup>26</sup> [http://ec.europa.eu/maritimeaffairs/call\\_proposals\\_tenders\\_en.html](http://ec.europa.eu/maritimeaffairs/call_proposals_tenders_en.html)

た。この提案は 2011～2013 年の間に MSP の展開に貢献し、より正確には、選定された水域における国境をまたぐ MSP についてのさらに多くの実験プロジェクトを提案するものである<sup>27</sup>。

最後に、いくつかの INTERREG プログラム<sup>28</sup>は重要な MSP 構成要素を含んでいる。LIFE プログラムは、Natura 2000 ネットワーク、および MSFD の実施における生態系アプローチの適用との関連において、空間管理方策を支援する。これらのプロジェクトは国境を越えたという意味で、MSP における優良な慣行と経験の発展を確保するために不可欠なものである。

## 7. 結論および将来展望

欧州委員会は、EU の IMP の発進および MSP に関するロードマップ・コミュニケーション以降に得られた経験から 3 つの主な結論を出す：

- ロードマップ後の協議プロセスは MSP に関する共通アプローチの必要性についての幅広い合意を示すものであるが、第 2 章で説明した理由によって、MSP を EU レベルでさらに展開させることの関心について確認した。
- 加盟国による MSP プロセスの展開は、臨時ベースではあるものの、様々な道筋や時間スケールで実施されている。より一貫した共通アプローチが、MSP の潜在的価値を EU 全体について、また海盆との関連において大きく高めるであろう。
- 現在の経済開発との関連において、また EU の政策および法令の実施との関連において、調和の取れた海盆計画に対する必要性の増大は、MSP による強力な恩恵を受けるであろう。それは、この政策が加盟国間における MSP に関する国境を越えた協力を促進するパラメーターを設定するためである。

これらの結論に照らして、欧州委員会は MSP への共通アプローチに向けての持続的な作業について、明確なニーズと付加価値を認識する。EU レベルにおける MSP に関するさらなる活動は、加盟国並びに国際フォーラムおよび第三国において集積された重要な経験に基づいてなされる必要がある。また欧州委員会は、EU レベルにおける MSP に関するさらなる活動の重要な付加価値は、国境を越えた側面に焦点を当てること、およびそれによって加盟国が MSP を最適な方法で実施できる共通プロセス志向の枠組みを確立することにあると信じている。このため欧州委員会は 2011 年における MSP に関するさらなる活動を提案する、

EU レベルにおける MSP に関するさらなる活動は全て、特に MSFD の実施および ICZM の将来の展開を含むもので、海事政策分野内の現状のおよび将来の政策およびイニシアチブとの全面的

---

<sup>27</sup> IMP のさらなる展開を支援するためのプログラム設定についての規制に関する欧州議会および理事会の提案、COM(2010) 494 final、2010 年 9 月 29 日

<sup>28</sup> [http://www.plancoast.eu/files/baltcoast\\_final\\_report.pdf](http://www.plancoast.eu/files/baltcoast_final_report.pdf); <http://www.balance-eu.org>;  
<http://www.plancoast.eu/>; <http://www.baltseaplan.eu>



な調整の下、かつ関連当局の既存の能力および権限を全面的に尊重しながらその支援を展開しなければならない。

将来に向けた道筋を定めるために、欧州委員会では、ICZM のさらなる展開の選択と結び付け、その他の EU 政策を考慮に入れながら MSP をさらに推進・展開するためのオプションの範囲を探求するために、意見公募を含んだ影響評価について取り組んでいる。このオプションの範囲は、原則として以下を含んでいる：

- 優良な慣行についての交換、国境を越えたプロジェクト、調査研究、指針および／または勧告等の拘束力のない選択肢。
- 共同体加盟国の実施に委ねる一方で、確固たる法的基盤の上に共通のアプローチや国境を越えた協力を定める法令の選択肢。

資料 8 (海洋政策研究財団 訳) ※

## “Marine Knowledge 2020” に関する E C コミュニケ

※ 翻訳の正確性に関する責任は海洋政策研究財団にあります。





欧州委員会

ブリュッセル、2010年9月8日

COM (2010) 461 final

欧州委員会から欧州議会および欧州理事会へのコミュニケーション

## MARINE KNOWLEDGE 2020

スマートかつ持続可能な成長のための海洋データと海洋観測

SEC (2010) 999

SEC (2010) 998

## 1. 現況

相互に連携するグローバル経済において、知識は持続可能な成長の原動力であり、そしてそれ故に、「欧州 2020」戦略<sup>1</sup>と平行して欧州連合におけるスマート（smart）な成長を達成するための重要な要素である。我々の惑星の表面積の 71%を占める海洋についての知識を高めることは、EU の統合海事政策<sup>2</sup>の 3 つの横断的なツールの 1 つである。実際、海洋知識はまた他の 2 つのツールより優れた空間計画および統合海上監視<sup>3</sup>の達成にも資することもできる。海洋系の将来の変化の大きさ、それが人間の活動に及ぼす影響および人間の行動における変化から海洋へのフィードバックは、海洋系の活動の現在の様相および過去の活動がどうであったかについての理解なしには予測することはできない。知識は、統合海事政策の環境面を支える柱である海洋戦略枠組指令<sup>4</sup>に則して、海洋水の良好な環境状態を達成するために必要である。知識は海洋・海事研究<sup>5</sup>を統合するという EU の計画およびデジタル・アジェンダ<sup>4</sup>への貢献の重要な要素である。

海洋に関する知識の創造は海洋の観測に始まる。これらの観測からのデータが収集され、そこで情報と知識を創造するために分析される。その次に、知識はスマートかつ持続可能な成長をもたらすために、海洋生態系の健全性を評価するために、あるいは沿岸の地域社会を保護するために応用することができる。

本コミュニケーションは主として、公共の情報は基本的には幅広い利害関係者集団に恩恵をもたらす公共の価値であるが、他方その適用はより専門家的であり、市場または目標とされる政策イニシアチブのいずれかを通して取り扱うことができるという考え方に基づくプロセス・チェーンの最初の 2 段階—すなわち、データ収集およびそれらの集積—に関わるものである。データ収集は、権限委譲の理由により、ほとんどが加盟国の責任である。EU は、国境を越えて、また様々なユーザー社会の間の調和を確保する必要があることから、データ集積フェーズでは価値を付加する可能性がある。

2009 年 11 月 16 日の統合海事政策についての欧州理事会の結論<sup>5</sup>は、欧州委員会に対し科学知識の利用法の改善に関して提案を行うことを奨励した。同委員会は、海洋データ収集とその集積へのより調和の取れたアプローチについての事例の概要を示すことによりこの要請に応え、EU の様々な政策手段がこの目標を達成するジグゾーパズル全体に各ピースを当てはめる一助となる行動計画を描いている。

---

<sup>1</sup> 欧州 2020：スマートかつ持続可能、そして包括的な成長のための欧州戦略、2010 年 3 月 3 日、COM(2010) 2020

<sup>2</sup> 欧州連合の統合海事政策、ブリュッセル、2007 年 10 月 10 日 COM(2007) 575 final

<sup>3</sup> 海洋・海事研究についての欧州戦略、海洋の持続的な利用を支援する調和の取れた欧州研究分野の枠組み、ブリュッセル、2008 年 9 月 3 日、COM(2008) 534 final

<sup>4</sup> 欧州のデジタル・アジェンダ、2010 年 5 月 19 日、COM(2010) 245

<sup>5</sup> 統合海事政策に関する欧州理事会結論、第 2973 回総務理事会、ブリュッセル、2009 年 11 月 16 日

## 2. 現在の課題

現在、EU加盟国の公共機関により年間10億ユーロを超える費用<sup>6</sup>の下に収集されている海洋データは、個別にせよまたは集合的にせよ、ほとんどは特定の目的—例えば、海洋資源の開発のため、安全な航行を確保するため、規制の遵守を監視するため、または科学的な仮説を検証するため—を念頭に置いて収集されているものである。しかしながら、意見公募<sup>7</sup>により確認されているように、これらのデータの処理および適用は多くの障害に直面している。ユーザーはどのようなデータが既に存在するのかを発見するのは困難であると考えている。アクセス、利用および再利用には制約が伴う。断片化された基準、様式および命名法、精度と正確性に関する情報不足、ある種のプロバイダーの価格方針並びに不十分な時間空間分解能がさらなる障壁である。したがって、これらのデータに基づいて革新的な新製品およびサービスを開発する機会がなくなっている<sup>8</sup>。

## 3. 目的

本コミュニケーションとの関連において、海洋知識を改善するための3つの目的が設定された：

1. 海洋データを利用する人々に対して、運営コストおよび時間の遅れを削減し、それによって：
  - 民間企業がグローバル経済において競争し、持続可能性の課題を満たすことに資する；
  - 全てのレベルにおける公共的意思決定の質を向上させる；
  - 科学的な海洋研究を推進する。
2. 品質チェック済みで迅速に利用可能な一貫した海洋データへの幅広いアクセスを提供することにより、海洋データの利用者および再利用者の中での競争と革新を増大させる；
3. 海洋知識の不確実性を低減させ、それによって将来の課題に一層健全に対応するための基盤を提供する。

---

<sup>6</sup> 本コミュニケーションの影響評価において行った推算

<sup>7</sup> 欧州委員会スタッフの作業文書、「海洋データのインフラストラクチャーに関する意見公募」、2010年1月22日、SEC(2010)73 final

<sup>8</sup> 例えば、医薬品産業またはプロセス産業における新製品ののための生物資源探査は、海底生息環境についてのより良い知識から恩恵を受けるであろう。

これらの目的は、欧州 2020 戦略において公表された、「イノベーション・ユニオン」、「資源効率的な欧州」および「グローバリゼーション時代のための産業政策」等の最重要イニシアチブのいくつかに直接寄与する。

現行の断片化された海洋観測システムに替えて統合されたネットワークを構築することの便益を保守的に見積もると、年間 3 億ユーロ<sup>9</sup>という数字になる。さらに、海洋データのさらなる合理的な利用は、海洋データの既存利用者の効率性を高めるのみならず、革新と成長の新たな機会を切り開くであろう。

## 4. 既存の EU 手段の展開

加盟国は既に多くのデータを収集しており、また法律上データ収集を義務付けられている場合もある。さらに、EU における様々な手段および活動は EU 内のデータおよび観測結果の一貫したセットの利用可能性促進に努めている。

これらの活動は、義務と実現方策の両方を含んでいる。これら 2 つの区別は必ずしも明確ではないが、一般的に義務とは EU 法が加盟国に対してデータの収集、集積、およびデータ・アクセスの許可を義務付ける活動であり、また実現方策とは EU が何らかの支援を提供する活動である。

### 4.1. EU 指令

海洋戦略枠組指令<sup>10</sup>は加盟国に対して、「各国の海洋水域の環境状態の進行中の評価について、調和の取れたモニタリング・プログラムを設定して実行すること」を義務付けている。海盆および汎欧州海の画像を集成するには国境および分野を越えた協力が必要とされる。今日までの経験は、部門間および加盟国間のデータの共有が、一様に、十分に、効率的にあるいは迅速には行われなかったことを示している。欧州連合がこの分野において行動または行動を促進しなければ、データの共有は困難となるであろう。

INSPIRE（欧州空間情報基盤）指令<sup>11</sup>は、加盟国に対して公共的業務のために、公共機関間でのデータ・セットやサービスを共有するための方策の採用を義務付けている。また環境情報に関する指令<sup>12</sup>は加盟国に対して要請された場合にはデータを公開することを要求している。公共部門情報の再利用に関する指令<sup>13</sup>は、差別的慣行、独占市場および透明性の欠如などの障壁を取り除くために、公共部門機関が自らの情報を再利用可能にする方法を規制する共通の法的枠組みを制定することにより、公共データの再利用を促進している。

---

<sup>9</sup> 影響評価は、科学について約 1 億ユーロ、公共機関について 5,600 万ユーロ、そして民間部門について 1 億 5,000 万ユーロと推定している

<sup>10</sup> 指令 2008/56/EC

<sup>11</sup> 欧州共同体における空間情報のためのインフラストラクチャーを構築するための指令 2007/2/EC

<sup>12</sup> 指令 2003/4/EC

<sup>13</sup> 指令 2003/98/EC

これらの指令は海洋データのより良い利用のために、また INSPIRE の場合には共通の基準のために必要な法的根拠を提供する。しかしそれらはそれ自体では十分ではない。それらは多くの海洋データを保有する公共機関として機能しない機関—例えば科学機関や学術機関—には必ずしも適用されないし、また知的所有権を侵害することもない。それらはほぼリアルタイムの観測結果、またはデータの歴史的な記録を扱うこともない。

公共部門情報指令<sup>14</sup>のレビューにおいて、地理および気象部門の再利用者は、PSI の再利用の可能性の鍵を完全に開くことの障壁として、高価格、制約的な許可条件および差別性を伝えている。EU 枠組みプログラムの海洋研究プロジェクトからフォアグラウンドデータへのアクセスは、環境政策の策定、実施および監視にデータを利用しようとする地域社会の組織・機関のみにその権限が付与されている。

#### 4.2. 漁業のためのデータ収集枠組み (DCF)

2008 年に採択された新しいデータ収集枠組み<sup>15</sup>は加盟国に対して、科学的な助言、特に漁業管理に関する適切な決定を目的として、高品質の漁業データを収集、管理し、提供することを義務付けている。これらの活動は、欧州連合の共同出資による多年次国家プログラムの枠組みの中で実施される。この新しい枠組みは加盟国に対して、漁業管理に関する助言、科学出版物、公開討論、および利害関係者の政策策定関与のため、これらのデータへのアクセスを提供することを義務付けている。これらの目的以外のデータへのアクセス、海盆レベルでのデータ集積および集積データの再利用には現在、関係する全てのデータ所有者の合意を必要とする。

#### 4.3. 環境・安全保障のための全地球的監視 (GMES)

GMES は陸地と大気並びに海洋環境を扱う幅広いプログラムである。それは環境および安全保障の分野におけるサービス提供を目的としているが、広くは衛星からの測定およびこれらの測定に基づく製品に焦点を当てている。GMES の海洋に関する中核的サービスのオプションは MyOcean プロジェクトを通して現在検証されている。製品についてはいかなる種類の利用も可能であり、それには商業利用（下流部門活動）も含まれるが、「無制限の再配布（例えば、放送、web 投稿・・・による普及）」は除外される。

#### 4.4. 環境情報共有システム SEIS および WISE-marine

欧州委員会および欧州環境庁 (EEA) により現在推進されているアプローチである環境情報共有システム SEIS<sup>16</sup>は、環境政策の策定および実施に必要とされるデータおよび情報の

---

<sup>14</sup> 公共部門の情報再利用—指令 2003/98/EC のレビュー、ブリュッセル、2009 年 5 月 7 日、COM(2009) 212 final

<sup>15</sup> 理事会規則 (EC)N°199/2008、2008 年 2 月 25 日

<sup>16</sup> 環境情報共有システム (SEIS) に向けて COM(2008)46 final、ブリュッセル、2008 年 2 月 1 日



利用可能性、交換および使用を近代化し、単純化することを目的としており、それによって現行のほぼ集中化された報告システムは、アクセス、共有および相互運用性に基づくシステムにより徐々に置き換えられる。

WISE-marine は SEIS の海洋環境分野の構成要素であり、海洋戦略枠組指令 2008/56/EC の報告義務の履行の要求事項を満たすこと、および海洋戦略の実施について欧州の国民に周知することを意図している。それは現行の欧州水情報システム (WISE) の延長となり、海洋環境に向けて沿岸水域も包含する。

#### 4.5. ur-EMODnet

海事政策準備活動<sup>17</sup>を通じて資金提供される” ur-EMODnet” は、それ自体は海洋・海事専門家には有用であるが、主として設計概念を検証し、フィードバックの促進のために設計された EMODnet<sup>18</sup>の原型である。テーマ・グループ<sup>19</sup>は様々な情報源から既存データを集積して品質を評価し、測定時間と場所などのディスクリプター (メタデータ) を備えていることを確認し、テーマ・ポータルを通じて利用可能とする。これらのグループに使用される多くの知見および技術は EU の研究プログラム<sup>20</sup>の下に開発されたものである。現在までに集積されたテーマは表 1 に要約されている。それらの相互運用性は同等の基準および 6 カ月ごとの調整会議により強化される。ur-EMODnet を通じて作成されるデータ層は無制限に使用することができる。2011 年に中間評価および 2013 年に最終評価を行うことが予定されているが、それはさらなる活動の指針となろう。

しかしながら、現行の ur-EMODnet はそれ自体、2013 年の完全な評価のための十分な情報を提供しないであろう。標本が小さすぎるのである。そこに含まれるパラメーターおよび海盆が海洋・海事社会のニーズを満たすのに必要な数よりも少なく、分解能が粗すぎるのである。余りに大きな飛躍であり、余りにリスクな冒険であるため、予備的活動をベースとする ur-EMODnet から、現行の評価指標を必要とする<sup>21</sup>規模の本格的な EMODnet に直接移行することができない。2011~2013 年の期間における統合海事政策のさらなる策定に資金を提供するため、法令が提案されるであろう。EMODnet の強化がこの法令の下で資金提供されるべき活動に入るであろう。

---

<sup>17</sup> さらなる活動を採用するための提案を作成する上での資金提供メカニズム

<sup>18</sup> 欧州海洋観測データネットワーク

<sup>19</sup> テーマ・グループは特定の種類のデータを集積し、それらを単一の門戸を通じて利用可能とすることに責任を負う研究所のコンソーシアムである。それらには現在 4 つのグループがある—水路学/深淺測量関連、地質学関連、生物学関連および化学関連である (表 1 参照)。物理学データの 1 つが進行中である。

<sup>20</sup> 第 7 次研究枠組みプログラムに関する決定 1982/2006/EC は海洋データの生成および使用に資金提供する一連のプログラムに中の最新のものである。

<sup>21</sup> EMODnet の影響評価

#### 4.6. EU および国内機関

欧州環境庁の活動に加えて、EU 漁業管理庁および欧州海上安全庁は EU の関連法令の適用において欧州委員会および加盟国を支援する義務を有する。その任務遂行の過程において、これらの機関は他の目的のためにより広く利用される可能性のある関連データ<sup>22</sup>を収集する。機密性に関する適切な保障措置が認められるならば、これらのデータは、適切に集積された様式によって、より広く普及するであろう。

広範囲にわたる加盟国政府機関もまたデータ収集に関与する。

#### 4.7. 沿岸データ

沿岸管理当局は、意思決定および公衆の関与を支援するために、情報を収集し、使用し、共有する必要がある。沿岸情報システムの枠組みは EU の統合的沿岸域管理の勧告<sup>23</sup>により作成されたものである。

沿岸地域は欧州統計局（EUROSTAT）により、少なくともその人口の半数が海岸線から 50 km の範囲内に居住する標準統計地域（NUTS<sup>24</sup>のレベル 3）と定義されている<sup>25</sup>。これは 446 地域を示し、その内 372 は海岸線を有している。人口指標または GDP などの社会経済的パラメーターは、これらの地域の大半について、EUROSTAT のウェブサイト上で自由に入手することができる。ポーランド、スウェーデンまたは英国などのいくつかの国については、このような地域は極めて大きく、またはるか内陸に居住している人口をも含んでいる、したがって沿岸地域社会を特徴付ける特定の性格を捕捉することはできない。より詳細な分解能データを収集しようとする試みは、いくつかの国内統計機関からの法外な対価請求のために成功していない。その理由はいくつかの国内統計機関はデータ請求を処理するための体系的な方式を有していないこと、および機密上の理由によって、特定部門の僅か 1~2 社の企業を有する地域についてデータを提供することができないことによる。

漁業、農業および水産加工業からの経済関連データー収入、コストおよび雇用ーもまた、データ収集枠組みの一環として収集される。欧州の漁業船団についての経済関連データは、国内レベル、および増加しつつある海盆レベル<sup>26</sup>における年次経済報告書<sup>27</sup>に要約されている。

---

<sup>22</sup> 例えば、油流出、船舶航行、漁業活動

<sup>23</sup> 2002/413/EC

<sup>24</sup> 統計地域の記述については [http://ec.europa.eu/eurostat/ramon/nuts/basicnuts\\_regions\\_en.html](http://ec.europa.eu/eurostat/ramon/nuts/basicnuts_regions_en.html) を参照されたい。

<sup>25</sup> ハンブルクは上述の基準を満たしていないがリストに追加された。

<sup>26</sup> 海盆とは漁業が行われる区域である。それは必ずしも、その海岸に漁獲を陸揚げする区域、または当該漁船の母港のある区域ではない。

<sup>27</sup> 漁業科学技術経済委員会（STECF）、欧州漁業船団に関する 2009 年次経済報告書、EUR 24069-ISBN 978-92-79-13867-6

多くの地域機関は、活動の管理および計画のために沿岸情報システムを構築している。INSPIRE 指令および様々なインターレグ (Interreg) <sup>28</sup>プロジェクトはこれらのシステム間のいくつかの相互運用性を確保し始めている。

表 1 EU のイニシアチブが海洋データ・インフラストラクチャー研究プロジェクトにどのように貢献しているか。国家イニシアチブは含めない。両者ともに INSPIRE のように「義務」ではない。本表は EU 予算に一部資金提供されている「実現方策」のみを含んでいる。

パラメーター	収集	集積	適用
深淺測量		ur-EMODnet	WISE-marine
地質学		ur-EMODnet	
物理学	GMES (空間)	GMES (海岸近くを除く)、ur-EMODnet <sup>29</sup>	GMES
漁業 (漁業経済を含む)	データ収集枠組み <sup>15</sup>	共同研究センター (およびその他ユーザー)	ICES <sup>30</sup> 、STECF <sup>31</sup> 、GFCM <sup>32</sup>
化学		ur-EMODnet	WISE-marine
生物学		ur-EMODnet、GMES <sup>33</sup>	WISE-marine
人間活動 (漁業以外) <sup>34</sup>		ur-EMODnet <sup>37</sup>	WISE-marine
沿岸データ		EUROSTAT	

#### 4.8. 既存手段を改善するための提案

上述の手段および活動の効果を高めるために、欧州委員会はいくつかの改善を提案する：

- 欧州委員会は、EU の支援による地域開発および海洋・海事研究プログラムからのデータをより再利用し易くするために、必要な措置を講じるであろう。
- 欧州委員会は、統合沿岸域管理に関する EU 勧告のフォローアップにおいて、沿岸情報システムを推進するために、いかなる方策がさらに必要とされるかについて検討するであろう<sup>35</sup>。

<sup>28</sup> 欧州連合における地域間協力を推進することを目的とした、共同体イニシアチブである。1989 年に開始され、欧州地域開発基金 (ERDF) により資金提供されている。

<sup>29</sup> 空間からの測定は含まないので、GMES は ur-EMODnet には提供しない

<sup>30</sup> 国際海洋探査委員会

<sup>31</sup> 理事会規則 EC2371/2002、第 33 条の下に設定された漁業科学技術経済委員会

<sup>32</sup> 地中海漁業一般委員会

<sup>33</sup> 植物プランクトンのプロキシとしての空間からのクロロフィルの測定

<sup>34</sup> 沖合エネルギー、船舶航路、砂利採取その他

<sup>35</sup> 第 7 次枠組みプログラムに支援される PEGASO が検証のオプションである。

- GMES 海洋サービスのデモンストレーションは第7次枠組みプログラムの空間テーマを通じて2014年まで支援される。フォローアップは検討中である。
- 短期的に、欧州委員会は加盟国が漁業データへの新規アクセス・ルールを全面的に施行することを確保するであろう。中長期的には、データ・アクセスの適用範囲を拡大するための方策が探求されよう。
- 資源の利用を最適化するために、WISE-marine および EMODnet を海洋戦略枠組指令の実施との関連において組み合わせるであろう。WISE-marine は2012年半ばまでに設定される予定であり、海洋環境および人間活動に関する加盟国のデータを収集し可視化するであろう。EMODnet と同様に、WISE-marine は加盟国が水政策枠組指令についての自らの評価を報告するために既に使用している報告システムである、WISE の上に構築されるであろう。
- 欧州委員会はデータの範囲、分解能および集積パラメーターの範囲を改善するためのさらなる活動のセットを開始することを意図している<sup>36, 37</sup>。
- 欧州委員会はその機関が定期的にデータを公表することを確実にするであろう。
- 欧州委員会は加盟国が同じ精神で、特定の目的のために収集した、また必要であれば時間と空間について集積したデータを公表することを奨励する。
- EUROSTAT は、領土区域における沿岸の影響についてより適切なパラメーター化を統計用に提供するために、詳細な人口および地域パラメーターを検討するであろう。

したがって、欧州の海洋データ・システムにおける欠陥を矯正するためのイニシアチブが、いくつかの路線に沿って進行するであろう。これらのイニシアチブの主な目的は類似しているが同一ではない。このため、様々な展開の間のシナジー効果を生み出すため、さらなる活動が必要とされる。

欧州委員会は、海洋データの円滑で切れ目のない提供を確保し、同時にデータ収集の努力における冗長性を排除するために、これらのイニシアチブを合体するために必要な手段を講じるであろう。これには以下が関連する：

<sup>36</sup> 例えば：地質図を地中海およびイベリア半島大西洋海岸まで拡張する；深淺測量の分解能を15秒（1/4分）から少なくとも6秒（1/10分）に改善する；さらなる対策を含む。

<sup>37</sup> 統合海事政策について、提案された金融規制を通じて資金提供される。

- 共通基準を確保する<sup>38</sup>。
- データ方針の段階的な調整。最終的な目的は、利用制限のない自由アクセスを提供することである。
- *ur-EMODnet* またはデータ収集枠組みなどのイニシアチブにおいて収集されたデータが、海洋戦略枠組指令のニーズに適合することを確保することである。
- *GMES* へのインプットとしての物理的原位置データを収集するため、*GMES*
- モデルの結果を検証するため、および *GMES* では扱われない海岸近くの水域<sup>39</sup>を含めるための、2010 年における特定 *ur-EMODnet* 活動<sup>37</sup>。
- 2012~2013 年の *ur-EMODnet* の結果および原型 *GMES* の海洋中核サービス活動が利用可能になった時点において、モニタリング・ネットワークにおける格差を評価すること。
- *EU* の努力が相互運用可能なグローバル海洋知識システムに貢献することを確保するために、パートナー国および国際機関との対話を開始すること。

## 5. 運用可能な海洋データ構築に向けて

上述の手段および活動にはそれぞれメリットがあるが、海洋知識の統合にはより強固なステップが必要とされる。加盟国の国境を越えた一貫したデータのセットは目標を定めた運用構築を必要とする。最終的な形態は *ur-EMODnet* および *MyOcean* などのプロジェクトおよびイニシアチブで得られた経験に依存する。しかしながら、既にこの段階において、取り入れるべき要素のいくつかを伝達することは適切なことである：

1. 欧州では現在、海洋データは特定の目的—例えば、安全な航行または漁業の管理—のために収集されている、しかしその目標は、当初から多目的使用を念頭に置いたパラダイムに向けて進むことである。
2. データは可能な限りその収集源近くに保存するべきである。これらのデータは認証されたデータ・センターにおいて適切に保護されるべきである。データ保護指令<sup>40</sup>におい

<sup>38</sup> 名称、様式および単位を含め、これにより異なるイニシアチブから流入したデータを比較し、また組み合わせることが可能となる。INSPIRE が基本的枠組みを提供する。INSPIRE 自体、国際基準と完全に一致している。

<sup>39</sup> 沿岸海域とは、浅水、複雑な海岸地形および潮流のために、現在 *GMES* 海洋中核サービスにおいて考慮されているよりもはるかに詳細なアプローチが物理的モデル化に必要である水域を定義するのに使用される科学用語である。

<sup>40</sup> 指令 95/46/EC

て個人的データであることが明確化されるいかなるデータの処理についても、指令の規定を遵守しなければならない。

3. 効果的な欧州海洋データ・インフラストラクチャーには、データ「集積」を委任された、いくつかのテーマごとの集積グループ<sup>41</sup>を含めるべきである。テーマごとの集積グループは、地層または汚染化学物質などの特定のテーマについてデータを集積する組織のコンソーシアムである。
4. 海洋観測システムの持続可能な運用、およびこれらのシステムにおける重大な格差の特定を達成するには、海盆レベルにおける統合的な見地が必要である。地域海会議<sup>42</sup>、漁業に関する地域諮問委員会および EuroGOOS<sup>43</sup>など、海盆について委任された既存組織の貢献が期待されよう。
5. 限られた数のケースにおいては、海洋データおよび観測インフラストラクチャーに対する EU の支援はデータの集積に留まらず、これらのデータの解析および適用にまで進むのが適切である。例えば海洋環境の状態についての指標提供の支援である。
6. 知識の構築はどのようなデータを収集してすべきか、またそれをどのように集積すべきかを決定するための意思決定プロセスを必要とする。それはまた、このプロセスを管理するための事務局を必要とする。

そのようなインフラストラクチャーに向けて作業を行うため、欧州委員会は以下を提案する：

- 知識は政府の責任のみではない。欧州の産業界は知識の十分な保障措置を、また知識がもはや商業的に貴重ではなくなった場合にはそのより広い普及を確保するために十分な資源を投入すべきである。
- 欧州委員会は、データ保護および普及における優良慣行を推進するために、海洋観測およびデータに関する専門家グループ間の定期的な討論およびその海事インターネット・フォーラムを通じて、各国のデータ・センター間のコミュニケーションを奨励するであろう。

---

<sup>41</sup> このことは以下を包含する：(1) ある種のデータ・センターに保持されている全ての生観測データへのアクセス、(2) 観測の密度、データの品質を示すデータ層の生成および普及、(3) 全海盆にわたる切れ目のない（格子状または多角形の）データ層。

<sup>42</sup> OSPAR、HELCOM、バルセロナ、ブカレスト会議

<sup>43</sup> EuroGOOS とは、欧州規模におけるオペレーショナル海洋学に関わる各国政府機関、研究機関からなる団体である。

- モニタリングのニーズについての統合的な見解を確保するために、欧州委員会は 2011~2013 年に予備設定<sup>37</sup>を行うことにより、海盆チェックポイント<sup>44</sup>がどのように機能するかを調査するであろう。
- 欧州委員会は、加盟国からの、海盆チェックポイントからの、および自らの専門家からの助言に基づいて、ur-EMODnet におけるデータ集積の優先度を明確化することを継続するであろうが、2011~2013 年により恒久的なガバナンスについての提案書を作成するであろう。
- 欧州委員会は、ur-EMODnet プロセス—会合開催、テーマ集積グループおよび海盆チェックポイントの成果評価、最終期限の順守確保、活動の年次報告書作成—を管理する事務局の原型<sup>37</sup>を設置するであろう。

## 6. プロセスの運営

海洋データおよび観測結果へのより多くのアクセスは、海洋データの収集、集積および適用における専門家グループに監視されてきた。このグループの支援は、テーマの優先順位および作業方法の選択を行うことにおいて欧州委員会を補佐してきた。このグループは 2011 年に開始し 2012 年初めに報告を行う正式な中期評価を補佐するであろう。この評価には、原型 ur-EMODnet からの、科学者、当局および産業界によるデータの取り入れについての定量的な指標を含むであろう。このグループは、本コミュニケーションにおいて設定された目的の達成における進捗を報告するであろう。

欧州委員会はまた、加盟国において進行中の作業の一貫性を確保するために加盟国専門家グループを設立するであろう。

## 7. スケジュール

本コミュニケーションにおいて設定された提案は、欧州委員会が 2011~2013 年の間に実施する活動について記述している。この期間の終了時には、次のステップを導くためのさらなる影響評価がなされるであろう。欧州委員会はこの計画への対応を招請する。

---

<sup>44</sup> チェックポイントは、各テーマ集積グループからのデータ層を個別にチェックし、異なるグループからのデータが互いに互換性を有することを確保し、また地域の利害関係者との相互連携に基づくさらなる観測について優先順位を明確にする。これらのチェックポイントはその海盆内における海洋データの全ての利用者のために活動し、また海洋データに関する全ての EU イニシアチブ—EMODnet、GMES、データ収集枠組み等を扱うべきである。

資料9 (海洋政策研究財団 訳) ※

## フランス環境グルネル実施法 (海洋関係規定)

※ 翻訳の正確性に関する責任は海洋政策研究財団にあります。





# 環境グルネル第 1 法の適用計画に関する 2009 年 8 月 3 日の法律第 2009-967 号

## 第 IV 章：海洋・沿岸地域の統合管理

### 第 35 条

海洋と沿岸地域の統合的かつ協調的な管理に基づく包括的戦略ビジョンは、関連するすべての人間活動、海洋環境の保全、および持続可能な発展の見地に立った海洋とその資源の活用および保護を勘案した上で作成されるものとする。

この取り決めは、利用者の海洋に対する責任、生態系が果たす役割の統合と評価、ならびに人間活動の社会経済と環境の規模を考慮に入れた新たな管理体制および戦略的計画に基づく。本計画の原則と方針は、制度に関する協議に依拠し、国家レベルで定められる。適合する地理と生態系の段階により異なる規定および目的は、関係するすべての当事者を結びつけつつ定められる。

海洋および沿岸地域の環境に関する深い知識は、本戦略計画の実施に不可欠であり、鑑定能力の強化と切り離すことができないものである。フランスは、遅くとも 2009 年までに漁業製品への「環境保全ラベル」の貼付を実施し、またスポーツ・フィッシングの枠組みづくりとフランスの管轄水域における不法漁業対策を通じて、漁業資源の持続可能な協調的管理政策を強化する。またフランスは、この協調的管理のモデルとなる地中海計画を開始する。海洋の採掘規則も、海洋環境全体のビジョンをもって改定される。マール（泥灰岩）の採掘許可には採掘トン数の制限を課し、量の少ない利用要請のみが許可されることになる。

不法行為対策を強化し、これらを根源から削減し、特に港湾地域と生態系保護地域における大量放棄、浮遊廃棄物、脱ガスとバラスト積下、および外来種の侵入などの海洋汚染を予防するために、あらゆる措置がとられる。陸上の人間活動が海洋に与える影響を削減するための措置も同様に実施される。

# 環境に対する国の義務をもたらす法案

(2009年10月8日上院にて可決)

## 第V章：海洋に関する規定

### 第60条

- I. — 環境法典第II編第I部の表題を以下のとおりとする：「水、水域および海洋環境」
- II. — 同法典第II編第I部を以下のとおり作成された第IX章をもって補完する：

#### 第IX章

#### 海洋環境政策

#### 第1節

#### 海洋と沿岸地域の統合管理

第L. 219-1条 — 海洋と沿岸地域に対する国の戦略は、海洋環境の保護、海洋資源の活用および海洋と沿岸地域に関係する活動の統合的かつ協調的な管理についての基準となる枠組みを構成する文書において定める。ただし、防衛または国の安全を唯一の目的とする活動は除くものとする。

同文書は、フランス本国および海外県と海外領土において、フランスの主権または管轄権限のもとにある海洋空間、その上空の空間、海底、海底下に関して、およびこれらの空間に影響を与える陸上における活動に関して、原則および全般的な方針を定める。

同文書は、原則と方針を適用する海洋の沿岸地域の境界を定める。この境界は、関係する空間の水理学的、海洋学的、生物地理学的、社会経済的および文化的特性に基づいて定められるものとする。フランス本国の海洋沿岸地域の境界画定は、海洋環境政策の分野における共同体活動の枠組みを設定する2008年6月17日の欧州議会と理事会の指令第2008/56/CE号第4条が特定する海洋地域およびその従属地域と矛盾せず、共通漁業政策が考慮される。

同文書は、その適用の評価方式を定める。

第L. 219-2条 — 海洋と沿岸地域に対する国の戦略は、科学委員会・社会経済関係者および環境保護団体の意見を聞いた上で、コンセイユ・デタ（国務院）の議を経たデクレ（政令）に定める条件に従って、地方公共団体と共同で国が作成する。このコンセイユ・デタの議を経たデクレは、デクレによる採択に先立ち国家戦略案を電子的手段によって国民に対して公開する方法、国民が自らの意見を表明することができる期間、およびその意見を勘案する方法などを定める。

海洋と沿岸地域に対する国の戦略は、定められた形式に従い6年ごとに見直される。

第 L. 219-3 条 — 戦略文書は、海洋と沿岸地域に対する国の戦略により境界が画定されたそれぞれの海洋と沿岸地域に対して、戦略が定める原則および方針を守りつつ、海洋統合管理の目標およびその目標に適合する措置を定める。

コンセイユ・デタの議を経たデクレは、その採択に先立ち沿岸地域戦略文書を電子的手段によって国民に対して公開する方法、国民が自らの意見を表明することができる期間、およびその意見を勘案する方法を定める。

第 L. 219-4 条 — 海洋の沿岸地域内に適用される計画、プログラムおよび案、同区域内におけるプロジェクトと同区域内で交付される許可、ならびに海洋空間の管理のために実施される行政行為は、沿岸地域戦略文書の目標および措置と互いに相いれるものである。

海洋の沿岸地域内に重大な影響を与える可能性がある場合、陸上空間に適用される計画、プログラム、基本計画、同空間におけるプロジェクトと同区域内で交付される認可は、沿岸地域戦略文書の目標および措置を考慮に入れるものとする。

第 L. 219-5 条 — フランス本国の海洋の沿岸地域については、コンセイユ・デタの議を経たデクレにより、沿岸地域戦略文書の内容、その作成、採択およびその修正と見直しの方法を定める。同デクレは、第 L. 219-4 条に記す計画、プログラム、基本計画、認可および行為一覧を作成し、必要に応じてその条の適用条件を明記する。

## 第2節

### 海洋環境の保護と保存

#### 第1款

##### 原則および全般的な方針

第 L. 219-6 条 — 海洋環境は、国の共有財産を構成するものである。海洋生物の棲息環境と海洋生態系を守りながら、海洋および沿岸地域活動により海洋環境を保護し、その生物多様性を維持し、持続可能な活用をなすことは、全体の利益である。

海洋環境の保護と保存は、以下を目的とする。

1. 海洋環境が悪化しているエリアにおいて、海洋環境の悪化を阻止し、実現が可能である場合は、海洋生態系の回復を行うこと。
2. 汚染を段階的に除去する目的で海洋環境への負荷を予防し、削減すること。これにより、海洋の生物多様性、海洋生態系、人の健康または海洋の合法的な利用に重大な影響またはリスクが及ばないようにすること。
3. 人間活動の管理において、生態系に基づくアプローチを適用すること。これにより、海洋環境の健全な生態系の実現と矛盾しないレベルに人間活動から生じる集合的な影響力を抑制し、自然および人間が原因で生じる変化に対する海洋生態系の対応能力が損なわれないようにすること。

と。また、現在および将来の世代が海洋の財産と機能を持続可能な形で活用できるようにすること。

第 L. 219-7 条 — 本節における以下の用語は、次のとおりの意味を有する。

1. 「海水」とは、以下を含むものとする。

— 国連海洋法条約の取り決めに基づき、領海の範囲の測定に使用される基本線から、フランスが管轄権を保有および行使する境界線までの間の海水、海底および海底下。

— 水の分野における共同体政策の枠組みを設定する 2000 年 10 月 23 日の欧州議会と理事会の指令第 2000/60/CE 号に定める沿岸地域の水。これは、海洋環境の生態系に関する特定の状況が上記の指令の対象となっていない場合、海底、海底下を含むものとする。

2. 「生態系」とは、海洋環境を形成する生態系の構造、機能およびプロセス、ならびに自然地理学、地理学、生物学、地質学、自然気候要因、また特に人間活動から生じる物理的、音響的および化学的条件を勘案した、海水環境の全体的な状態をいう。

3. 「環境目標」とは、海水のさまざまな成分および海水が受ける圧力と影響にとって望ましい状態の質的または量的な表現に関するものをいう。

4. 「健全な生態系」とは、海洋および大洋における生態系の多様性、ダイナミズム、非汚染性、衛生的かつ生産的に良好な状態を保存することができるような海水の生態系をさす。

5. 「汚染」とは、直接か間接かを問わず、水産資源と海洋生態系に対し生物多様性の減少などの悪影響を与える、または与えるおそれのある人間活動、人間に起因する海底の音響源を含む物質またはエネルギーによってもたらされる人の健康に対するリスク、漁業、観光業およびレジャー、またその他の海洋の活用などの海洋活動に対する障害、利用の観点から見た水質の変化、および海洋環境の魅力の重要性の低下をいう。

## 第 2 款

### 海洋環境に対する活動計画

第 L. 219-8 条 — I. — 行政機関は、遅くとも 2020 年までに、海洋環境の健全な生態系を実現または維持するために必要なすべての措置をとる。

行政機関は、本条第 II 項の適用により定めるそれぞれの海洋地域またはその従属地域について以下の要素を含む海洋環境活動計画を作成し、国民に公開したのちにこれを実施する。

1. 海水の現在の生態系および海水に対する人間活動の環境的影響の初期評価。これは以下を含む。

— 海水の本質的な特性と標徴、および生態系の分析

— 海水の生態系に対する特に人間活動に起因する主たる影響および圧力の分析

－ 海水の利用と海洋環境の悪化のコストに関する経済的および社会的分析

第 L. 212-1 条第 I 項の適用により流域または流域圏に属する海水については、第 L. 212-1 条第 II 項第 1 号を適用して実施された分析に由来するデータを特に考慮に入れる。

2. 上記の海水における「健全な生態系」の定義については、特に以下を考慮するものとする。

－ 物理的および化学的特徴、棲息環境の種類、生物学的および水生的特徴

－ それぞれの海洋地域またはその従属地域における人間活動の圧力または影響

3. 健全な生態系を達成するための一連の環境目標および関連する指標

第 L. 212-1 条第 I 項の適用により流域または流域圏に属する海水に関しては、第 L. 212-1 条第 IV 項を適用して、海洋整備と管理の基本計画に定める水質および水量目標を特に考慮に入れる。

4. 継続的評価および目標の定期的更新のための監督計画

5. 海洋環境の健全な生態系を実現および維持し、またはそれを保存するための、第 1 号に定める初期評価に基づく措置の計画。この計画は、予定される措置の社会的および経済的影響、またコストに関して見積もられる効率などを考慮に入れる。この計画は、生態系および海洋の生物多様性を代表するまとまりを持つ保護海域網の創設に寄与する。この海域網は、第 L. 334-1 に定める保護海域および国際または地域協定の一環として定められた保護海域などからなる。

これらの項目は、最初の作成日から 6 年ごとに更新される。

II. － 海洋地域は、海洋環境政策の分野における共同体活動の枠組みを設定する 2008 年 6 月 17 日の欧州議会と理事会の指令第 2008/56/CE 号第 4 条が特定する海洋地域およびその従属地域との一貫性を有しつつ、関係する空間の水理学的、海洋学的、生物地理学的、社会経済的および文化的特徴に基づいて定められる。

行政機関は、所与の海域の特性を考慮するために、上記の 2008 年 6 月 17 日の欧州議会と理事会の指令第 2008/56/CE 号第 4 条第 2 項に定める海洋従属地域に矛盾しない範囲において、必要な場合は、海洋地域の再分割を行う。

III. － 海洋環境の活動計画は、第 L. 219-3 条に定める沿岸地域戦略文書の特定の章の対象となる。

IV. － この活動計画は、それぞれの海洋地域およびその従属地域において海洋環境の健全な生態系を実現または維持するために必要な措置、また特に第 I 項に定めるこの計画の要素が一貫性を持っているか、ならびに、これらの措置が関係する海洋地域またはその従属地域全体の規模における連携の対象となっているかを監督する目的で、フランスと海洋地域またはその従属地域を共有する諸国との協力および連携を図るものとする。

V. — 第 L. 212-1 条第 I 項の適用により流域または流域圏に属する海水に関する海洋環境の環境目標案は、関係する流域委員会の答申を求めるために提示される。

第 L. 219-9 条 — I. — 第 L. 219-8 条第 I 項第 1 号、第 2 号、第 3 号は、遅くとも 2012 年 7 月 15 日までに適用されるべきものとする。

第 L. 219-8 条第 I 項第 4 号は、遅くとも 2014 年 7 月 15 日までに適用されるべきものとする。

II. — 第 L. 219-8 条第 I 項第 5 号に定める措置計画の作成は、遅くとも 2015 年までに完了されるべきものとする。

措置計画は、遅くとも 2016 年までに開始されるべきものとする。

第 L. 219-10 条 — 第 L. 219-8 条第 I 項の活動計画の要素の概要およびその更新は、この計画の作成に先立ち、電子的手段によって国民に対し公開される。

第 L. 219-11 条 — 以下の原因のために、行政機関が自らのとった措置によって、いずれの局面においても環境目標または海水の健全な生態系が達成できない場合、そのケースを特定することができる。

1. 国家機関、地方公共団体とその集合、公施設法人および公役務の任務をなすその他の機関に責を帰すべきではない作為または不作為
2. 自然理由
3. 不可抗力
4. 重要な公共の利益のために定められた措置によって生じた海水の物理的特性の変更または変化であって、あらゆる越境する影響を含む環境に悪影響を及ぼすもの

また行政機関は、自然条件が原因となって関連する海水状況の改善を規定の期限内になすことができなかつたために、自らのとった措置によっていずれの局面においても環境目標または海水の健全な生態系が達成できなかった場合、そのケースを特定することができる。

行政機関はこれらのケースを措置計画に示し、その根拠を説明する。

第 L. 219-12 条 — 第 L. 219-11 条を適用する場合、行政機関は、ひきつづき環境目標の達成をめざすため、第 L. 219-11 条第 2 号、第 3 号および第 4 号に述べる原因で生じる海水状態のあらゆる新たな悪化を防ぐため、また関係する海洋地域またはその従属地域の水準において、もしくは別の成員諸国の海水における有害な影響を緩和するために、適切な措置を採用する。これらの適切な措置は、できるだけ措置計画に組み入れるものとする。

第 L. 219-11 条第 4 号が対象とする状況における変更または変化は、関係する海洋地域およびその従属地域の水準における健全な生態系の実現を最終的に排除または妨害してはならない。

第 L. 219-13 条 — 海洋環境に対する重大なリスクが存在しないとき、または措置のコストと海洋環境のリスクがあまりに乖離しているとき、行政機関は、海水の状況が新たに悪化しないことを条件として、第 L. 219-8 条第 I 項の活動計画の要素を調整する。ただし、初期評価を除くものとする。

第 L. 219-14 条 — 第 L. 219-10 条および第 L. 219-11 条を適用するにあたり、行政機関は、健全な生態系の実現の最終的な毀損を回避しつつ、自らの決定の根拠を示すものとする。

第 L. 219-15 条 — 海洋環境が緊急対応を必要とするほどの危機的状況においては、行政機関は関係する別の成員諸国と協議の上で、海洋環境に対する活動計画を作成する。この計画は、とられる措置が別の海洋地域またはその従属地域の健全な生態系の実現または維持を妨げない範囲内で、早期の措置計画の開始、および必要な場合はさらに厳格な保護措置の設定を想定するものである。

第 L. 219-16 条 — 本節は、防衛または国の安全を唯一の目的とする海洋における活動とは関係を有しない。

本節は、海外県と海外領土には適用されない。

第 L. 219-17 条 — 本節の適用方法は、コンセイユ・デタのデクレにより定める。その適用方法は、特に以下と関係する。

- 第 L. 219-8 条第 II 項に定める海洋地域の指定、および海洋地域とその従属地域を指定する可能性
- 本第 2 款の海洋環境の活動計画の実施を担当する行政機関の指定
- 第 L. 219-8 条第 I 項に定める海洋環境の活動計画の項目に関する措置
- 第 L. 219-10 条に定める国民に対する公開を行う条件、国民が自らの意見を表明することができる期間およびその意見を勘案する方法

## 第 61 条

沿岸地域の整備、保護および活用に関する 1986 年 1 月 3 日の法律第 86-2 号を以下のとおり修正する。

1. 第 41 条冒頭文の「全国沿岸地域評議会」という語を「全国海洋・沿岸地域評議会」に置きかえる。
2. 第 43 条冒頭文を以下のとおり修正する。

沿岸および海洋地域の整備、保護、活用および沿岸エリアの統合的な管理のための全国評議会を設立し、その名称を「全国海洋・沿岸地域評議会」とする。



3. (新設) 第 43 条第 1 段落最終文の「以下で構成される。」につづき「なお、一方は同数とする。」という文言を挿入し、「ならびに」という語を「他方で」に置きかえる。

資料10

## 各国及び国際機関の海洋政策ウェブサイト集



## 資料 10 各国及び国際機関の海洋政策ウェブサイト集

日本 :

総合海洋政策本部

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/index.html>

東京大学海洋アライアンス

<http://www.oa.u-tokyo.ac.jp/>

海洋技術フォーラム

<http://blog.canpan.info/mt-forum/>

日本財団

<http://www.nippon-foundation.or.jp/>

米国 :

国家海洋会議 (National Ocean Council)

<http://www.whitehouse.gov/administration/eop/oceans>

Joint Ocean Commission Initiative

<http://www.jointoceancommission.org/>

カナダ :

Fisheries and Oceans Canada

<http://www.dfo-mpo.gc.ca/index-eng.htm>

Dalhousie University, Marine and Environmental Law Institute

<http://law.dal.ca/Institutes/Marine%20%26%20Environmental%20Law%20Institute/index.php>

オーストラリア :

Department of the Environment, Water, Heritage and the Arts

<http://www.environment.gov.au/>

ANCORS

<http://www.ancors.uow.edu.au/>

フランス :

Grenelle de la Mer

<http://www.legrenelle-mer.gouv.fr/>

Secrétariat général de la mer

<http://www.sgmer.gouv.fr/>

IFREMER

<http://www.ifremer.fr/francais/index.php>

イギリス：

環境・食糧・農村地域省（英国海洋及び沿岸アクセス法制定関連）

<http://www.defra.gov.uk/environment/marine/legislation/mcaa/index.htm>

ナチュラル・イングランド（沿岸アクセス関連）

<http://www.naturalengland.org.uk/ourwork/enjoying/places/coastalaccess/default.aspx>

中国：

中華人民共和国国土海洋局

<http://www.soa.gov.cn/soa/index.htm>

中華人民共和国海洋法規

<http://www.cme.gov.cn/hyfg/>

中国海洋情報ネットワーク (China Oceanic Information Network)

<http://www.coi.gov.cn/>

国家海洋局海洋發展研究所

<http://www.cima.gov.cn/>

国家海洋情報センター

<http://www.nmdis.gov.cn/>

中国科学院海洋研究所

<http://www.qdio.cas.cn/>

中国海洋デジタル (China Digital Ocean, 中国数学海洋)

<http://www.iocean.net.cn>

台湾：

行政院海洋事務推動小組（2008年8月、行政院海洋事務推動委員會から改編）

<http://www.cmaa.nat.gov.tw/ch/index.aspx>

韓国：

大韓民国国土海洋部

<http://www.mltm.go.kr/portal.do>

国土海洋部沿岸ポータル

<http://www.coast.kr/>

国立水産科学院

[http://www.nfrdi.re.kr/page?id=kr\\_index](http://www.nfrdi.re.kr/page?id=kr_index)

韓国海洋水産開発院

<http://www.kmi.re.kr/>

韓国海洋科学技術振興院

<http://www.kimst.re.kr/>

韓国海洋研究院

<http://www.kordi.re.kr/>

海洋水産研究情報ポータル

[http://portal.nfrdi.re.kr/page?id=pr\\_index](http://portal.nfrdi.re.kr/page?id=pr_index)

ロシア :

Maritime Doctrine of the Russian Federation 2020

[http://ioc3.unesco.org/abelos/index.php?option=com\\_docman&task=doc\\_download&gid=270](http://ioc3.unesco.org/abelos/index.php?option=com_docman&task=doc_download&gid=270)

The order of the Government of the Russian Federation dated 08.12.2010 № 2205-p  
(Russian Marine Activity Development Strategy till 2030)

<http://www.rosmorport.ru/media/File/filials/Central%20Office/2205-r.pdf>

Russian Arctic Strategy

<http://www.scrf.gov.ru/documents/98.html>

EU :

欧州委員会 DG MARE(海洋政策関連)

<http://ec.europa.eu/maritimeaffairs/>

同上(海洋空間計画関連)

[http://ec.europa.eu/maritimeaffairs/spatial\\_planning\\_en.html](http://ec.europa.eu/maritimeaffairs/spatial_planning_en.html)



この報告書は、ボートレースの交付金による日本財団の助成金を受けて作成しました。

平成22年度 総合的海洋政策の策定と推進に関する調査研究  
各国および国際社会の海洋政策の動向 報告書  
(参考資料編)

平成23年3月発行

発行 海洋政策研究財団(財団法人シップ・アント・オーシャン財団)

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-15-16 海洋船舶ビル  
TEL 03-3502-1828 FAX 03-3502-2033  
<http://www.sof.or.jp> E-mail : [info@sof.or.jp](mailto:info@sof.or.jp)

本書の無断転載、複写、複製を禁じます。 ISBN978-4-88404-258-5